

令和7年度

高槻市包括外部監査結果報告書

〔 高齢者福祉事業及び介護保険事業に関する
財務事務の執行について 〕

令和8年3月

高槻市包括外部監査人
公認会計士 石崎 一登

目次

第1 包括外部監査の概要	1
1. 外部監査の種類	1
2. 選定した特定の事件（テーマ）	1
3. 特定の事件（テーマ）を選定した理由	1
4. 監査対象年度	1
5. 監査の方法	2
6. 監査対象部署	3
7. 監査の実施期間	3
8. 補助者	3
9. 利害関係	3
第2 監査対象の概要	4
1. 高槻市における高齢者の現状	4
2. 高槻市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の概要	7
3. 介護保険事業の概要	9
4. 高槻市の高齢者福祉事業及び介護保険事業に係る決算の状況	17
5. 「施策の展開」と監査対象事業	22
第3 監査の結果及び意見（総論）	34
1. 本報告書の構成及び記載方法	34
2. 監査の結果及び意見の総括	34
3. 監査の結果及び意見の一覧	48

第4 監査の結果及び意見（各論）	51
1. 災害時要援護者支援（地域共生社会推進室）	51
2. 社会福祉協議会補助（地域共生社会推進室）	55
3. 社会福祉事業等指導監督事業（福祉指導課）	60
4. 老人クラブ補助事業、老人クラブ活動促進事業（長寿介護課）	69
5. シルバー人材センター補助事業（長寿介護課）	74
6. ケアハウス事務費補助事業（長寿介護課）	78
7. 市営バス高齢者無料・割引乗車事業（長寿介護課）	80
8. 緊急通報装置設置事業（長寿介護課）	83
9. 高齢者地域支えあい事業（長寿介護課）	85
10. 生活支援サポーター事業（長寿介護課）	87
11. 介護予防活動通所型（長寿介護課）	93
12. 高齢者福祉施設整備等補助事業（長寿介護課/福祉指導課）	96
13. 老人福祉センター管理運営事業（長寿介護課）	102
14. 介護保険一般事務事業（長寿介護課）	108
15. 賦課徴収事務事業（国民健康保険課）	113
16. 介護認定事務事業（長寿介護課）	124
17. 趣旨普及事業（長寿介護課）	132
18. 高齢者健康づくり事業（長寿介護課）	134
19. 在宅医療・介護連携推進事業（長寿介護課）	136
20. 介護給付等費用適正化事業（長寿介護課）	139
21. 家族介護用品支給事業（長寿介護課）	145
22. 介護サービス相談員派遣等事業（長寿介護課）	147
23. シルバーハウジング運営事業（長寿介護課）	148
24. 介護保険給付費等準備基金積立事業（長寿介護課）	150
25. 市民後見推進事業、成年後見制度支援事業（福祉相談支援課）	153
26. 養護老人ホーム入所事業（福祉相談支援課）	158
27. 日常生活自立支援事業（福祉相談支援課）	163
28. 地域包括支援センター運営事業（福祉相談支援課）	168
29. 認知症総合対策事業（福祉相談支援課）	174
30. 配食サービス事業（福祉相談支援課）	177
31. 保健衛生総務管理事業（健康づくり推進課）	181
32. 健康づくり事業（健康づくり推進課）	184
33. 健康診査事業（健康づくり推進課）	187

第1 包括外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び第4項並びに高槻市外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件（テーマ）

高齢者福祉事業及び介護保険事業に関する財務事務の執行について

3. 特定の事件（テーマ）を選定した理由

令和7年版高齢社会白書によると、我が国の高齢化率（総人口に占める65歳以上人口の割合）は、29.3%となっており、今後、令和52年（2070年）には、38.7%に達することが推計されている。また、高槻市においても、令和6年9月末現在の高齢者人口は101,477人で、高齢化率は29.3%と、大阪府平均と比較して高い状況となっており、今後、75歳以上の後期高齢者の更なる増加に比例して、要介護等認定者数が増加することが見込まれている。

そして、今後、高齢化が一層進展する中で、介護等を必要とする状況になっても、高齢者の方々が、住み慣れた地域や住まいで尊厳ある自立した生活を送ることのできる地域共生社会の実現は、全ての世代の人々にとって、持続可能な社会を実現するために不可欠な取組といえる。

このような状況のもと、高槻市では、第6次高槻市総合計画の基本計画「高齢者福祉の充実」において、「高齢者が、いつまでも健康で、住み慣れた自宅や地域で暮らし続けることができるまちを目指します。」という目標（めざす姿）を掲げており、高槻市高齢者福祉計画・介護保険事業計画〔令和6（2024）年度～令和8（2026）年度〕（以下「第9期計画」という。）に基づき、地域共生社会の実現に向けたまちづくりを目指すこととしている。

一方、高槻市における令和6年度の一般会計の歳出決算額が142,806百万円であるのに対し、民生費のうち高齢者福祉費は2,248百万円、高齢者福祉施設費は153百万円であり、また、介護保険特別会計の歳出決算額は33,958百万円と、財政面に与える影響も少なくなく、事業運営の効率化による経費の節減や財源の確保に努める必要性も高い。

以上のことから、高齢者福祉事業及び介護保険事業に関する財務事務の執行について、合規性の観点のもとより、施策の必要性、計画の進行管理、適切な受益者負担の在り方、公民協働の可能性、介護保険制度の円滑な運営などについて、経済性・効率性・有効性の観点から監査を行うことは、今後の高槻市の行財政運営にとって有用なものと判断し、特定の事件（テーマ）として選定した。

4. 監査対象年度

原則として、令和6年度

（必要に応じて令和5年度以前の各年度及び令和7年度についても対象とした。）

5. 監査の方法

① 監査の視点及び監査要点

本年度の包括外部監査における監査の視点及び監査要点（監査手続によって検証すべき事項）は、次のとおりである。

【高齢者福祉事業及び介護保険事業の合規性】

- ・関連法令、条例、規則、要綱等に準拠して事務が行われているか。

【高齢者福祉事業及び介護保険事業の経済性、効率性及び有効性】

- ・経済性、効率性及び有効性の観点から、合理的かつ適切に行われているか。
- ・事後評価とそれに基づく改善活動は適切に行われているか。

【過去の包括外部監査に対する措置】

- ・過去の包括外部監査に対する措置は適切に行われているか。

② 監査手続

「①監査の視点及び監査要点」に記載したそれぞれの事項を検証するために、実施した主な監査手続は、次のとおりである。

- ・第9期計画における「施策の展開」の各項目を担当する所管課及び関連する事業について説明を聴取し、概要を把握する。
- ・各事業の目的及び概要について所管課より説明を聴取し把握する。
- ・所管課から各事業の事務の流れについて説明を受けるとともに、個別検討対象として抽出したサンプルについて、関係書類の閲覧及び質問を行う。
- ・高齢者福祉事業及び介護保険事業に関連する施設等について現地調査を実施する。

なお、現地調査を実施した施設は次のとおりである。また、必要に応じて所管課の執務室の視察を行った。

施設の種類	対象施設	視察日
老人福祉センター	郡家老人福祉センター (郡家すこやかテラス)	令和7年10月20日
地域包括支援センター	三箇牧地域包括支援センター 高槻中央地域包括支援センター	令和7年10月14日

6. 監査対象部署

- ・健康福祉部地域共生社会推進室、福祉指導課、国民健康保険課、長寿介護課、福祉事務所福祉相談支援課、保健所健康づくり推進課のほか、高齢者福祉事業及び介護保険事業に関する財務事務の執行に関与していると包括外部監査人が判断する部署
- ・高槻市と連携・協力して高齢者福祉事業を実施している財政援助団体（社会福祉法人高槻市社会福祉協議会及び公益社団法人高槻市シルバー人材センター）

7. 監査の実施期間

令和7年6月19日から令和8年3月30日まで

8. 補助者

公認会計士 大松 祐介
公認会計士 橘高 英治
公認会計士 新宅 潤一郎
公認会計士 谷川 淳
弁 護 士 鳥村 純
公認会計士 中川 美雪
公認会計士 藤川 千代
公認会計士 本田 裕一

9. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

本報告書における端数処理等について

本報告書中の数値は、原則として、金額の表示単位未満及び比率の表示単位未満について四捨五入しており、端数処理の関係で表中の合計が合致しない場合がある。

また、公表されている統計資料等を使用している場合には、原則としてその数値をそのまま使用している。そのため、端数処理が不明確な場合がある。

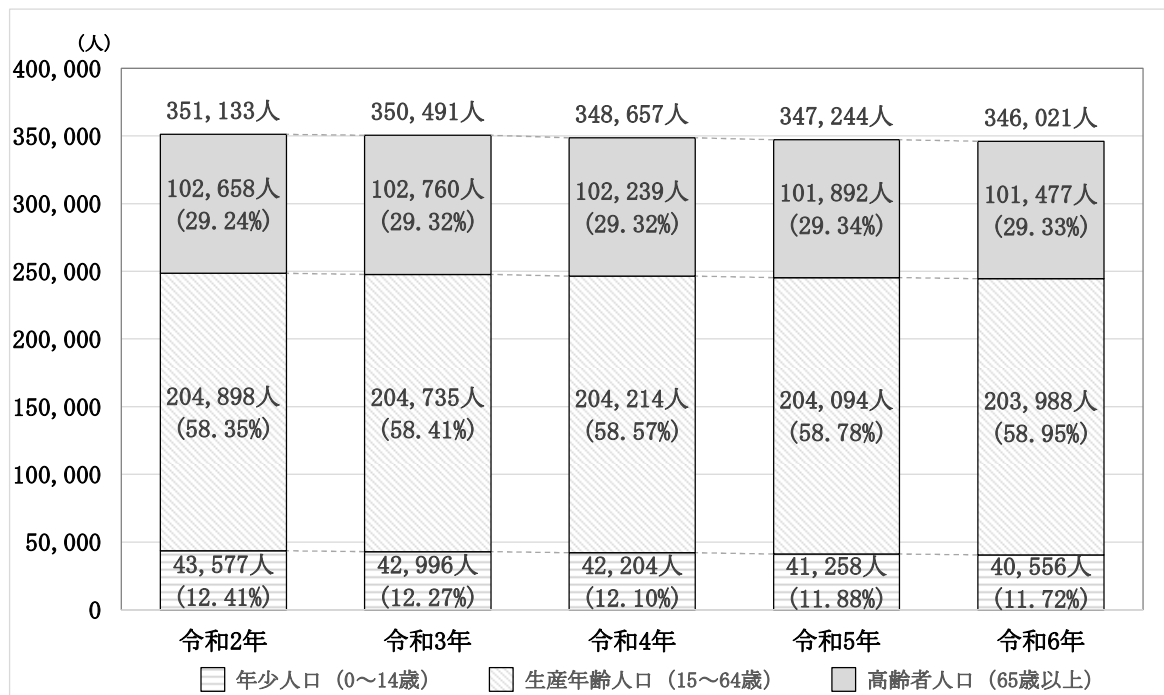
第2 監査対象の概要

1. 高槻市における高齢者の現状

(1) 人口、高齢者人口及び高齢化率等の推移

高槻市の過去5年間の人口の推移は、【図表1】のとおりであり、令和6年9月末現在346,021人である。

【図表1】高槻市の人口の推移



(出所：過去の高槻市の人口（各年9月末現在）により監査人作成)

人口は全体として緩やかに減少しているが、人口構成をみても、年少人口、生産年齢人口、高齢者人口ともに減少しているため、この5年間では、高齢化率に大きな変動は見られない。

一方、平成23年まで遡ると、高齢化率は【図表2】のとおり推移しており、平成23年から令和5年にかけて高齢化率は5.9ポイント上昇している。

【図表2】高齢化率の推移（平成23年～令和5年）

平成23年	平成26年	平成29年	令和2年	令和5年
23.4%	26.7%	28.5%	29.2%	29.3%

(注) 各年9月1日現在

(出所：第9期計画)

【図表3】は、高槻市、大阪府及び全国の過去5年間の高齢者人口及び高齢化率の推移を示したものである。前述のとおり、高槻市の高齢化率はこの5年間では大きな変動は見られないが、高齢者に占める75歳以上の後期高齢者数が増加し続けていることが分かる。

また、大阪府及び全国と比較すると、高槻市の高齢化率や総人口に占める後期高齢者の割合は高い水準にあることが分かる。

【図表 3】 高齢者人口及び高齢化率の推移

<高槻市>

(単位：人)

	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
高齢者人口 (65 歳以上)	102,658	102,760	102,239	101,892	101,477
(総人口に占める割合)	29.24%	29.32%	29.32%	29.34%	29.33%
65～74 歳	47,205	46,761	43,938	40,976	38,385
(総人口に占める割合)	13.44%	13.34%	12.60%	11.80%	11.09%
75 歳以上	55,453	55,999	58,301	60,916	63,092
(総人口に占める割合)	15.79%	15.98%	16.72%	17.54%	18.23%

(出所：過去の高槻市の人口 (各年 9 月末現在) により監査人作成)

<大阪府>

(単位：人)

	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
高齢者人口 (65 歳以上)	2,441,984	2,398,424	2,388,149	2,381,027	2,374,696
(総人口に占める割合)	27.63%	27.23%	27.18%	27.14%	27.08%
65～74 歳	1,153,918	1,126,326	1,065,742	1,007,375	955,112
(総人口に占める割合)	13.06%	12.79%	12.13%	11.48%	10.89%
75 歳以上	1,288,066	1,272,098	1,322,407	1,373,652	1,419,584
(総人口に占める割合)	14.57%	14.44%	15.05%	15.65%	16.19%

(出所：毎月推計人口 (大阪府) (各年 10 月 1 日現在) により監査人作成)

<全国>

(単位：千人)

	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
高齢者人口 (65 歳以上)	36,027	36,214	36,236	36,227	36,243
(総人口に占める割合)	28.56%	28.86%	29.00%	29.13%	29.28%
65～74 歳	17,425	17,541	16,872	16,149	15,466
(総人口に占める割合)	13.81%	13.98%	13.50%	12.99%	12.49%
75 歳以上	18,602	18,674	19,364	20,078	20,777
(総人口に占める割合)	14.75%	14.88%	15.50%	16.15%	16.78%

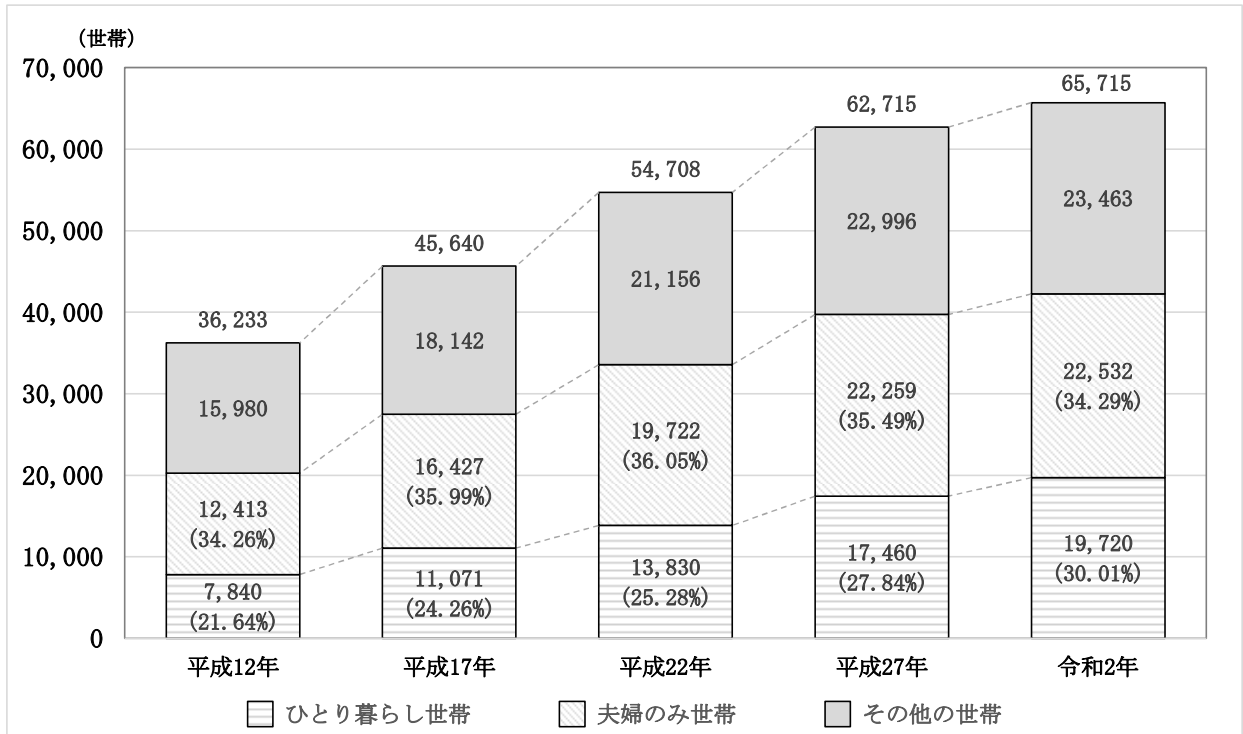
(出所：人口推計 (総務省統計局) 各年 10 月 1 日現在)

(2) 高齢者世帯の状況

【図表 4】 は平成 12 年度以降、国勢調査が行われた年の高槻市における高齢者のいる世帯の推移を示したものである。

高齢者のいる世帯は一貫して増加しており、ひとり暮らし世帯や夫婦のみの世帯など、高齢者のみの世帯が特に増加している。令和 2 年現在で、高齢者のいる世帯に対するひとり暮らしの世帯の割合は 30.0%、高齢者夫婦のみの世帯の割合は 34.3%であり、高齢者のいる世帯の 6 割以上が高齢者のみの世帯となっている。

【図表 4】高齢者のいる世帯の推移（国勢調査実施年）



（出所：第9期計画により監査人作成）

また、【図表 5】は、令和4年度から令和6年度までの高齢者及びひとり暮らしの高齢者の推移であるが、75歳以上の高齢者の2割弱がひとり暮らしであることが分かる。

【図表 5】高齢者及びひとり暮らしの高齢者の推移

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	備考
高齢者(65歳以上) (人)	102,036	101,647	101,119	各年度 3月末現在
75歳以上 (人)	59,666	62,130	63,766	各年度 3月末現在
ひとり暮らし高齢者 (人) (75歳以上)	11,561	11,214	11,605	各年度 9月1日現在
高齢化率 (%) (65歳以上人口÷総人口)	29.3	29.4	29.3	

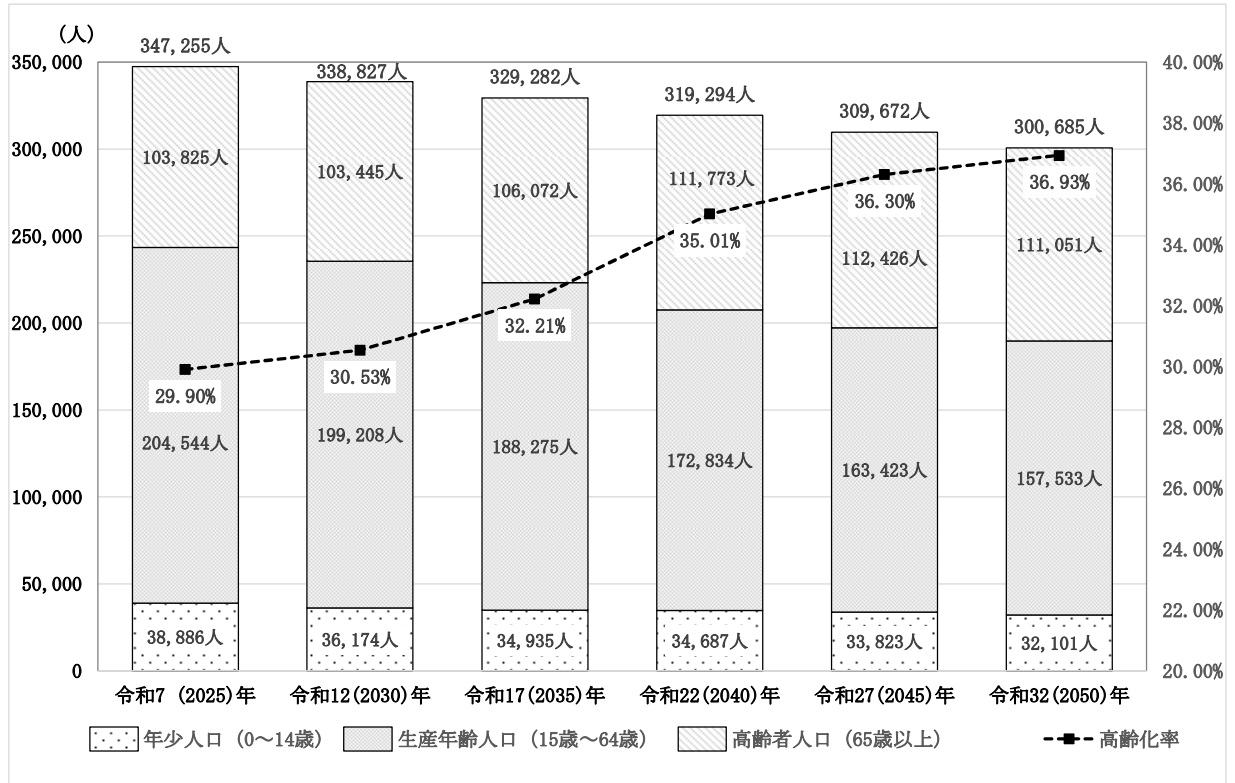
（出所：令和6年度（2024年度）主要事務執行報告書）

(3) 将来人口推計

【図表 6】は、「第3期高槻市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（令和7年2月）における「高槻市人口ビジョン」に示された高槻市の年齢別将来人口及び高齢化率の推計である。

「高槻市人口ビジョン」によると、令和3年2月に公表された前回推計と比較すると、人口減少率は緩やかになることが見込まれているものの、今後、大幅に減少することが予測され、令和32年には人口が300,685人、高齢化率は36.9%となることが予測されている。

【図表 6】年齢別将来人口及び高齢化率の推計



(出所：第3期高槻市まち・ひと・しごと創生総合戦略(令和7年2月)により監査人作成)

2. 高槻市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の概要

(1) 計画の位置づけ

市町村は、老人福祉法第20条の8に基づき「市町村老人福祉計画」を、介護保険法第117条に基づき「市町村介護保険事業計画」を策定することが義務付けられている。

高槻市では、これらを一体のものとして、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とする「高槻市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」(第9期計画)を策定している。

策定に当たっては、介護保険法第116条の規定に基づき国が定める基本指針等を踏まえ、「大阪府高齢者計画」、「大阪府医療計画」をはじめ、「第6次高槻市総合計画」、「高槻市地域福祉計画・地域福祉活動計画」、「高槻市障がい者基本計画」、「健康たかつき21」など、関連する他の計画との整合・調和を図ることとしている。

また、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳となる令和22(2040)年の中長期を見据え、「高槻市地域包括ケア計画」として策定されている。

(2) 計画の基本理念と目標

計画の基本理念については、「第4次高槻市地域福祉計画・地域福祉活動計画」の基本理念である「高槻市に住むすべての人々が、夢を育み、安心して暮らせる自治と共生のまちづくり」を共有し、この基本理念のもと、5つの目標を設定し、目標を達成するための7つの施策の展開を図っていくこととしている(【図表7】参照)。

【図表 7】 第 9 期計画の基本理念、目標及び施策の展開

基本理念
高槻市に住むすべての人々が、夢を育み、安心して暮らせる自治と共生のまちづくり
▽
計画目標
地域共生社会の実現
地域包括ケアシステムの深化・推進
高齢者の自立と尊厳を支えるケア
高齢者の社会参加と協働によるまちづくり
健康寿命の延伸に向けた施策の推進
介護保険制度の安定した運営
▽
施策の展開
I 自立支援、介護予防・重度化防止の推進
II 安心できる暮らしの支援
III 認知症施策の推進
IV 権利擁護と意思決定支援
V 医療と介護の連携推進
VI 高齢者の生活を支える人への支援
VII 介護サービス等の充実・強化

(出所：第 9 期計画により監査人作成)

(3) 計画の進行管理と検証

計画進捗状況の管理や取組に関する成果の確認については、高槻市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会において、計画の基本理念及び目標に沿って実施されているかを定期的に点検・評価することとされている。

令和 6 年度の進捗状況についての点検・評価の状況は、【図表 8】のとおりである。

【図表 8】 高槻市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会における点検・評価

年度/回数	開催日	対象
令和 6 年度第 3 回	令和 7 年 2 月 20 日	令和 6 年度（上半期）
令和 7 年度第 1 回	令和 7 年 7 月 16 日	令和 6 年度

(出所：監査人作成)

3. 介護保険事業の概要

(1) 介護保険制度の目的

介護保険制度の目的は、介護保険法第1条に規定されており、「加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため」に設けられた制度である。

超高齢化社会を迎えた我が国では、介護を必要とする人は増え続けているのに対し、少子化、介護者の高齢化など、家族だけで介護することは困難となってきた。介護保険制度は、こうした介護への不安を解消するために、介護を社会全体で支えて、高齢者の自立を助けることを目的として平成12年4月に創設された。

(2) 介護保険の保険者、被保険者等

介護保険の保険者、被保険者等の関係者についてまとめると、【図表9】のとおりである。

【図表9】介護保険の関係者

関係者	役割等
保険者（高槻市）	<ul style="list-style-type: none">・介護保険制度を運営する。・被保険者証を交付する。・要介護等認定を行う。・介護サービスの確保・整備を行う。・介護保険料を徴収する。
被保険者	<ul style="list-style-type: none">・介護保険料を納める。・サービスを利用するための要介護等認定の申請をする。・サービスを利用した場合にはサービス費用の1割、2割又は3割を負担する。
受給権者	<ul style="list-style-type: none">・被保険者のうち、介護や支援が必要となり要介護等認定の申請を行い、認定を受けた者。・ケアプランに基づき、サービスを受ける。
サービス提供事業者	<ul style="list-style-type: none">・在宅サービスを提供する。・施設サービスを提供する。・ケアプランを作成する。

（出所：監査人作成）

このうち、被保険者は、【図表10】のとおり、年齢によって、第1号被保険者と第2号被保険者に区分される（介護保険法第9条）。

【図表 10】介護保険の被保険者の分類

区分		保険料の納付
第1号被保険者	市内に住んでいる65歳以上の方	保険料は被保険者自ら保険者である市町村に納付する。
第2号被保険者	市内に住んでいて医療保険に加入している40歳以上65歳未満の方	保険料は加入している医療保険料と一括して納付する。

(出所：監査人作成)

なお、第1号被保険者の保険料の納付方法には、特別徴収（年金の定期支払の際に介護保険料を天引き）と普通徴収（高槻市から送付される納付書により個別に納付）があり、原則として特別徴収で納めることとなるが、年金額などの条件により普通徴収で納めることもある。

また、受給権者は、【図表 11】のとおり、要介護者及び要支援者が規定されている（介護保険法第7条第3項、第4項）。

【図表 11】介護保険の受給権者の区分

区分	内容
要介護者	寝たきりや認知症等で常時介護を必要とする状態（要介護状態）にある者。 要介護状態は要介護1から5までの5段階の区分が設けられている。
要支援者	家事や身支度等の日常生活に支援が必要であり、特に介護予防サービスが効果的な状態（要支援状態）にある者。 要支援状態は要支援1及び2の2段階の区分が設けられている。

(出所：監査人作成)

(3) 介護保険給付

介護保険給付は、介護給付、予防給付及び市町村特別給付に区分される。

介護給付は要介護者に対する給付（介護保険法第40条）であり、居宅介護サービス（訪問、通所、短期入所サービス）、地域密着型介護サービス及び施設介護サービスに大別される。

予防給付は要支援者に対する給付（介護保険法第52条）であり、介護給付と同様、訪問、通所、短期入所サービスを受けることができるが、施設に長期間入居する施設サービスが含まれていない点が介護給付と異なる点である。

また、市町村特別給付は、介護給付及び予防給付以外で、要介護状態等の軽減又は悪化の防止に資する保険給付として市町村が条例で定めるもの（介護保険法第18条第3号）であるが、高槻市では市町村特別給付は実施していない。

介護給付及び予防給付の種類をまとめると、【図表 12】のとおりである。

【図表 12】介護保険給付の分類

介護給付（要介護者）	予防給付（要支援者）
居宅介護サービス <ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護 ・訪問入浴介護 ・訪問看護 ・訪問リハビリテーション ・居宅療養管理指導 ・通所介護 ・通所リハビリテーション ・短期入所生活介護 ・短期入所療養介護 ・特定施設入居者生活介護 ・福祉用具貸与 ・特定福祉用具販売 ・居宅介護住宅改修 	介護予防サービス <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防訪問入浴介護 ・介護予防訪問看護 ・介護予防訪問リハビリテーション ・介護予防居宅療養管理指導 ・介護予防通所リハビリテーション ・介護予防短期入所生活介護 ・介護予防短期入所療養介護 ・介護予防特定施設入居者生活介護 ・介護予防福祉用具貸与 ・特定介護予防福祉用具販売 ・介護予防住宅改修
地域密着型介護サービス <ul style="list-style-type: none"> ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ・夜間対応型訪問介護 ・認知症対応型通所介護 ・小規模多機能型居宅介護 ・認知症対応型共同生活介護 ・地域密着型特定施設入居者生活介護 ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ・看護小規模多機能型居宅介護 ・地域密着型通所介護 	地域密着型介護予防サービス <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防認知症対応型通所介護 ・介護予防小規模多機能型居宅介護 ・介護予防認知症対応型共同生活介護
居宅介護支援	介護予防支援
施設介護サービス <ul style="list-style-type: none"> ・介護老人福祉施設 ・介護老人保健施設 ・介護医療院 	—

（出所：監査人作成）

(4) 地域支援事業

地域支援事業とは、市町村が実施主体となって、被保険者が要介護状態又は要支援状態になることを予防し、社会に参加しつつ、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とし、地域における包括的な相談及び支援体制、多様な主体の参画による日常生活の支援体制、在宅医療と介護の連携体制及び認知症高齢者への支援体制の構築等を一体的に推進するものである（介護保険法第 115 条の 45）。

一般に、地域支援事業には、全市町村が行う事業（介護予防・日常生活支援総合事業、包括支援事業）と各市町村の判断により行う任意事業がある。

高槻市における地域支援事業の分類は、【図表 13】のとおりである。

【図表 13】地域支援事業の分類

介護予防・日常生活支援総合事業	
一般介護予防事業	
介護予防普及啓発事業	
地域介護予防活動支援事業	
高齢者健康づくり事業（健幸パスポート）	
介護予防・生活支援サービス事業	
訪問型サービス	
介護予防訪問サービス	
生活援助訪問サービス	
通所型サービス	
介護予防通所サービス	
短時間通所サービス	
介護予防ケアマネジメント	
その他	
包括的支援事業	
地域包括支援センター運営事業	
総合相談・権利擁護事業	
包括的・継続的ケアマネジメント事業	
高齢者虐待防止支援事業	
在宅医療・介護連携推進事業	
認知症総合対策事業	
認知症初期集中支援チーム設置事業	
認知症地域支援推進員設置事業	
その他	
生活支援体制整備事業	
地域ケア推進会議運営事業	
任意事業	
介護給付適正化事業	
家族介護継続支援事業	
家族介護用品支給事業	
その他事業	
成年後見制度支援事業	
介護サービス相談員派遣事業	
配食サービス事業	
その他	

（出所：第9期計画により監査人作成）

(5) 財源

介護保険制度の財源構成は、サービス利用時の利用者負担を除いて、保険料と公費が50%ずつを基本とする。第9期計画期間においては、介護保険給付費と地域支援事業費の合計額の23%を第1号被保険者、介護保険給付費と地域支援事業のうち介護予防・日常生活支援総合事業の27%を第2号被保険者が負担することになっている（【図表14】参照）。

【図表 14】 介護保険料制度の財源構成

	介護保険給付費		地域支援事業費	
	施設給付費	居宅等給付費	介護予防・日常生活支援総合事業	包括的支援事業、任意事業
公費	50.0%	50.0%	50.0%	77.0%
調整交付金（全国平均）	5.0%	5.0%	5.0%	—
国	15.0%	20.0%	20.0%	38.5%
府	17.5%	12.5%	12.5%	19.25%
市	12.5%	12.5%	12.5%	19.25%
保険料	50.0%	50.0%	50.0%	23.0%
第1号被保険者	23.0%	23.0%	23.0%	23.0%
第2号被保険者	27.0%	27.0%	27.0%	—

（注）調整交付金は、国が介護保険財政格差を是正するため後期高齢者（75歳以上）の割合等を考慮して交付するもので、実際に交付される割合は市町村により異なる。

（出所：監査人作成）

(6) 介護保険料

① 保険料基準額の算定

前述のとおり、介護保険制度は、公費と保険料により賄われている。このうち、第1号被保険者の介護保険料については、各市町村における介護サービスに必要な費用や65歳以上の人口の見込みなどを基に3年度を単位として見直すこととされている。

令和6年度から令和8年度までが第9期計画期間となっており、高槻市においても第9期計画において、介護保険料の基準額を算定している。

第9期計画における介護保険料の基準額は、月額6,100円となり、前計画の5,600円から500円（8.9%）引き上げられたことになる。

第7期計画（平成30年度から令和2年度まで）、第8期計画（令和3年度から令和5年度まで）及び第9期計画（令和6年度から令和8年度まで）の基準額の推移は、【図表15】のとおりである。高槻市の介護保険料の基準額は、大阪府内43市町村のうち低い方から6番目であり、全国平均と比較しても低い水準となっている。

【図表 15】介護保険料基準額の推移

	第7期 (H30～R2)	第8期 (R3～R5)	第9期 (R6～R8)
高槻市	5,083 円	5,600 円 (+10.2%)	6,100 円 (+8.9%)
大阪府平均	6,636 円	6,826 円 (+2.9%)	7,486 円 (+9.7%)
全国平均	5,869 円	6,014 円 (+2.5%)	6,225 円 (+3.5%)

(注) 大阪府平均及び全国平均は、各保険者の保険料基準額の月額に、被保険者数の数値を加味して算出した加重平均である。

(出所：厚生労働省資料により監査人作成)

② 高槻市における第1号被保険者の保険料

第1号被保険者に実際に適用される保険料は、それぞれの被保険者及び世帯の合計所得金額等に応じて、各市町村の条例で定められた割合を、基準額に乗じた金額である。

保険料の段階については、国において13段階とする標準が示されているが、高槻市では15段階としており、低所得者層の負担軽減に配慮して、負担能力に応じた保険料設定となるよう設定している（【図表 16】参照）。

【図表 16】高槻市における第1号被保険者の保険料（令和6年度）

保険料段階	対象者	保険料(年額)
第1段階	・生活保護受給者又は老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の方 ・世帯全員が市民税非課税で、被保険者本人の合計所得金額(公的年金などにかかる所得を除く)+課税年金収入額の合計が80万円以下の方	20,863 円 (基準額×0.285) 【※1】
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、被保険者本人の合計所得金額(公的年金などにかかる所得を除く)+課税年金収入額の合計が120万円以下の方	29,281 円 (基準額×0.4) 【※2】
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、第1、第2段階以外の方	47,581 円 (基準額×0.65) 【※3】
第4段階	市民税が課税世帯であって、被保険者本人が市民税非課税かつ合計所得金額(公的年金などにかかる所得を除く)+課税年金収入額の合計が80万円以下の方	62,221 円 (基準額×0.85)
第5段階	市民税が課税世帯であって、被保険者本人が市民税非課税の第4段階以外の方	73,201 円 (基準額)
第6段階	被保険者本人が市民税課税で合計所得金額が120万円未満の方	84,182 円 (基準額×1.15)
第7段階	被保険者本人が市民税課税で合計所得金額が120万円以上190万円未満の方	95,162 円 (基準額×1.3)
第8段階	被保険者本人が市民税課税で合計所得金額が190万円以上210万円未満の方	102,482 円 (基準額×1.4)
第9段階	被保険者本人が市民税課税で合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	109,802 円 (基準額×1.5)
第10段階	被保険者本人が市民税課税で合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	124,442 円 (基準額×1.7)

保険料段階	対象者	保険料(年額)
第11段階	被保険者本人が市民税課税で 合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	139,082円 (基準額×1.9)
第12段階	被保険者本人が市民税課税で 合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	153,723円 (基準額×2.1)
第13段階	被保険者本人が市民税課税で 合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	168,363円 (基準額×2.3)
第14段階	被保険者本人が市民税課税で 合計所得金額が720万円以上1,000万円未満の方	175,683円 (基準額×2.4)
第15段階	被保険者本人が市民税課税で合計所得金額が1,000万円以上の方	193,983円 (基準額×2.65)

(注) 消費税率の引き上げによる公費を投入し、第1段階から第3段階の保険料の軽減が行われている。

【※1】 公費投入前は、33,307円(基準額×0.455) 【※2】 公費投入前は、43,921円(基準額×0.6)

【※3】 公費投入前は、47,947円(基準額×0.655)

(出所:「高齢者暮らしに生かそうサービスガイド(令和6年6月版)」により監査人作成)

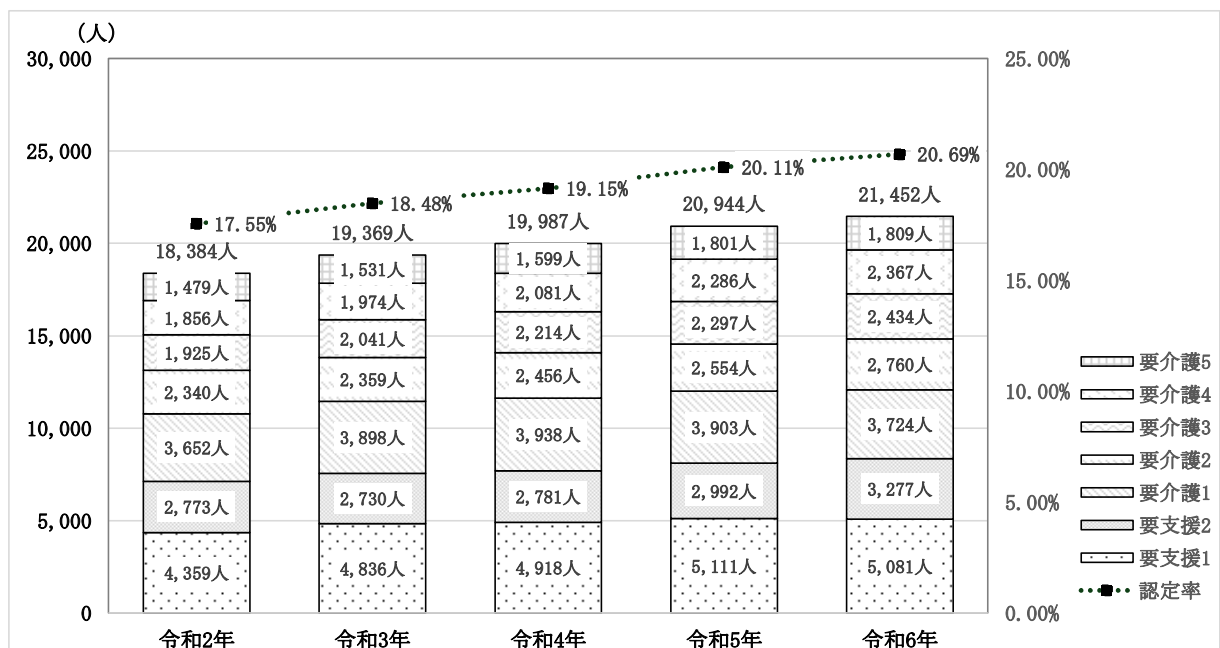
(7) 介護保険制度の利用状況

① 要介護等認定者数の推移

高槻市における過去5年間の要介護等認定者数及び認定率の推移は、【図表17】のとおりである。

要介護等認定者数は、年々増加しており、令和6年9月末現在21,452人となっている。また、令和6年9月末現在の認定率は令和2年9月末現在と比較して3.1ポイント増の20.7%となっている。

【図表17】 要介護等認定者数及び認定率の推移



(注) 認定率=第1号被保険者の要介護等認定者数/第1号被保険者数

(出所:介護保険事業状況報告(厚生労働省)各年9月末日現在)

② 介護サービス給付額の状況

介護保険給付費等及び地域支援事業のうち介護予防・生活支援サービス事業費について、第9期計画における令和6年度の計画と実績を比較すると、【図表18】のとおりであり、実績の計画に対する比率は、介護保険給付費等で92.1%、介護予防・生活支援サービス事業費で86.0%となっている。

【図表18】令和6年度における保険給付費等の計画、実績の比較

(単位：千円)

	令和6年度		
	計画	実績 (年間合計)	対年間 計画
居宅・地域密着型・施設サービス	31,623,141	29,418,633	93.0%
居宅（介護予防）サービス	19,169,112	17,818,165	93.0%
訪問サービス	8,607,991	8,347,766	97.0%
通所サービス	3,928,581	3,613,565	92.0%
短期入所サービス	951,701	754,383	79.3%
特定施設入居者生活介護	2,091,653	1,787,922	85.5%
福祉用具・住宅改修サービス	1,550,777	1,473,750	95.0%
居宅介護（介護予防）支援	2,038,409	1,840,780	90.3%
地域密着型（介護予防）サービス	5,382,334	4,768,116	88.6%
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	64,896	60,169	92.7%
夜間対応型訪問介護	2,809	2,872	102.3%
認知症対応型通所介護	214,443	202,617	94.5%
小規模多機能型居宅介護	343,952	329,658	95.8%
認知症対応型共同生活介護	2,108,401	1,804,052	85.6%
地域密着型 特定施設入居者生活介護	181,582	173,005	95.3%
地域密着型 介護老人福祉施設	1,023,286	920,126	89.9%
看護小規模多機能型居宅介護 （複合型サービス）	144,301	126,926	88.0%
地域密着型通所介護	1,298,664	1,148,689	88.5%
施設サービス	7,071,695	6,832,352	96.6%
介護老人福祉施設（特養）	4,140,651	4,110,896	99.3%
介護老人保健施設（老健）	2,847,183	2,685,655	94.3%
介護医療院	83,861	35,801	42.7%
高額介護サービス費等給付額	1,164,702	984,989	84.6%
高額介護（介護予防）サービス費	1,015,430	885,356	87.2%
高額医療合算介護 （介護予防）サービス費	149,272	99,632	66.7%
特定入所者介護 （介護予防）サービス費	588,476	346,946	59.0%
審査支払手数料	33,835	27,439	81.1%
介護保険給付費等計	33,410,154	30,778,006	92.1%
介護予防・生活支援サービス事業	1,492,411	1,283,177	86.0%
訪問			
介護予防訪問サービス	520,973	426,344	81.8%
生活援助訪問サービス	2,247	1,248	55.6%
通所			
介護予防通所サービス	821,892	728,717	88.7%
短時間通所サービス	715	138	19.3%
介護予防ケアマネジメント事業	136,500	114,679	84.0%
その他（審査支払手数料等）	10,084	12,051	119.5%

(注) 実績（年間合計）は、介護保険給付等の支払ベースの値であるため、決算額とは一致しない。

(出所：「高槻市高齢者福祉計画・介護保険事業計画 令和6年度 進捗状況」により監査人作成)

(8) 介護保険給付費等の将来推計

第9期計画では、令和22(2040)年度における介護保険給付費等の推計を行っている(【図表19参照】)。

令和22(2040)年度には、介護保険給付費の総額が約393億円に達し、令和6年度と比較すると、約76億円の増加が見込まれ、介護保険料の水準は、月額8,700円を超える金額まで上昇するものと予測されている。

【図表19】 介護保険給付費等の将来推計(令和22(2040)年度)

(単位:千円)

	令和6年度計画	令和22年度推計
介護保険給付費	31,623,141	39,258,614
介護給付費	30,296,972	37,938,136
介護予防給付費	1,326,169	1,320,478
地域支援事業費	2,145,115	3,232,350
介護予防・日常生活支援総合事業費	1,581,803	2,607,782
包括支援事業・任意事業費	563,312	624,568

(出所:第9期計画により監査人作成)

4. 高槻市の高齢者福祉事業及び介護保険事業に係る決算の状況

(1) 一般会計における高齢者福祉事業に関連する歳出

① 高齢者福祉費・高齢者福祉施設費

高槻市の一般会計における高齢者福祉事業に関連する歳出は、主に(款)民生費(項)社会福祉費(目)高齢者福祉費・高齢者福祉施設費に計上されている。

過去3年間の高齢者福祉費及び高齢者福祉施設費の推移は【図表20】のとおりである。

【図表20】 一般会計における歳出(高齢者福祉費及び高齢者福祉施設費)の推移

(単位:千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
	決算額	決算額	当初予算額	決算額
高齢者福祉費	1,655,437	2,294,964	2,450,883	2,248,460
高齢者福祉施設費	278,498	270,091	161,868	153,053
一般会計歳出計	145,058,825	135,048,824	140,410,987	142,805,685

(出所:歳入歳出決算書により監査人作成)

令和4年度から令和5年度にかけて、高齢者福祉費が増加しているのは、社会福祉法の改正により令和3年4月に創設された重層的支援体制整備事業について、高槻市では、令和5年度から開始しており、従来、介護保険特別会計に区分されていた生活支援サポーター事業、介護予防活動通所型、生活支援体制整備事業、地域包括支援センター運営事業及び高齢

者虐待防止支援事業について、一般会計に組み替えているためである。なお、重層的支援体制整備事業とは、既存の相談支援や地域づくり支援の取組を活かしながら、高齢・障がい・子ども・生活困窮といった分野別の支援では対応しきれないような地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「世代や属性を問わない相談支援」、「多様な社会参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する事業である。

また、令和5年度から令和6年度にかけて、高齢者福祉施設費が減少しているのは、令和5年度末に廃止された高槻市立養護老人ホームに係る指定管理料等が皆減となり、令和6年度以降、高槻市立老人福祉センターに係る指定管理料等のみが計上されているためである。

次に、高齢者福祉費に含まれる主な小事業について、過去3年間の推移をみると、【図表21】のとおりである。

【図表 21】 高齢者福祉費に含まれる主な小事業

(単位：千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
	決算額	決算額	当初予算額	決算額
市営バス高齢者無料・割引乗車事業	687,669	706,196	757,395	719,022
地域包括支援センター運営事業	378,982	412,508	425,706	412,206
高齢者福祉施設整備等補助事業	266,939	432,688	553,597	363,031
ケアハウス事務費補助事業	236,754	243,013	251,629	254,008
養護老人ホーム入所事業	58,135	54,866	162,932	106,789
グラウンド・ゴルフ場整備事業	—	—	119,080	89,683
シルバー人材センター補助事業	37,069	37,069	37,069	37,069
介護サービス継続支援事業	202,745	149,721	98,687	23,971
生活支援体制整備事業	19,040	19,155	21,825	21,206
緊急通報装置設置事業	19,669	19,837	24,378	20,602
老人クラブ補助事業	21,779	21,096	21,690	20,445
介護予防活動通所型	14,706	15,030	16,520	15,784
高齢者地域支えあい事業	13,144	13,901	14,541	14,115
日常生活自立支援事業	9,843	9,703	12,591	12,003
老人クラブ活動促進事業	5,447	9,237	17,731	10,961
長寿介護課一般管理事業	4,658	34,705	8,302	7,910
生活支援サポーター事業	6,049	6,442	7,128	7,274
市民後見推進事業	3,324	3,366	4,721	3,804

(注) ・地域包括支援センター運営事業、生活支援体制整備事業、介護予防活動通所型及び生活支援サポーター事業の令和4年度決算額は介護保険特別会計における計上額である。

・高齢者福祉施設整備等補助事業の令和6年度当初予算額には前年度繰越額を含む。

(出所：監査人作成)

② 介護保険特別会計繰入金・繰出金

一般会計では、「①高齢者福祉費・高齢者福祉施設費」で述べた重層的支援体制整備事業に充当する財源として、介護保険特別会計からの繰入金を受け入れる一方、「3. 介護保険事業の概要 (5)財源」(13 ページ参照)で述べた介護保険制度の財源として高槻市が負担する額などについて、介護保険特別会計への繰出金を支出している。

一般会計の歳入歳出のうち、介護保険特別会計繰入金及び繰出金に関連する部分を抜粋して過去3年間の推移を示すと、【図表 22】のとおりである。

【図表 22】一般会計における介護保険特別会計繰入金及び繰出金に関連する歳入歳出
(単位：千円)

<歳入>	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
	決算額	決算額	当初予算額	決算額
介護保険料軽減負担金(国)	219,190	216,813	183,957	187,081
介護保険料軽減負担金(府)	109,595	108,406	91,978	93,540
社会保障・税番号制度システム整備費補助金	—	—	63,755	66,399
介護保険特別会計繰入金	—	110,141	113,640	109,348
計	328,785	435,361	453,330	456,368

<歳出>	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
	決算額	決算額	当初予算額	決算額
民生費(他会計繰出金)	4,675,872	4,809,238	5,534,434	5,052,254
重層的支援体制整備事業	—	453,184	467,118	456,602
計	4,675,872	5,262,422	6,001,552	5,508,857

(出所：市提出資料により監査人作成)

(2) 介護保険特別会計の状況

介護保険法第3条第2項の規定により、介護保険に関する収入及び支出については特別会計を設けなければならないこととされており、高槻市では介護保険特別会計を設置している。

介護保険特別会計の歳入の主たるものは、被保険者からの介護保険料、国庫支出金、支払基金交付金、府支出金及び一般会計繰入金である。国庫支出金及び府支出金は「3. 介護保険事業の概要 (5)財源」(13 ページ参照)で述べた介護保険制度の財源として、国及び大阪府が負担するものであり、支払基金交付金は医療保険者が賦課徴収した第2号被保険者の保険料のうち介護分について社会保険診療報酬支払基金から受け入れるものである。

また、歳出の主たるものは、保険給付費及び地域支援事業費である。このうち、保険給付費は要介護者及び要支援者に対して介護サービスを提供した事業者等に対し、大阪府国民健康保険団体連合会を通じて支出されるものが多いが、高額介護サービス費や高額医療合算介護サービス費のように、被保険者に直接支出されるものもある。

過去3年間の介護保険特別会計の歳入及び歳出の推移は、それぞれ【図表23】及び【図表24】のとおりであり、高齢化の進展による要介護等認定者数の増加などを反映し、歳入総額、歳出総額ともに増加傾向にある。

【図表23】介護保険特別会計の歳入額の推移

(単位：千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
	決算額	決算額	当初予算額	決算額
総務費関係				
事業費国庫補助金	2,332	6,500	11,000	1,883
一般会計繰入金	543,507	540,023	771,790	661,262
諸収入	1	0	2	1
計①	545,840	546,523	782,792	663,147
保険給付費関係				
第1号被保険者保険料	6,312,521	6,281,506	6,947,601	7,113,400
国庫支出金	介護給付費国庫負担金	5,218,239	5,461,019	6,194,439
	調整交付金	1,344,972	1,552,758	1,924,425
	地域支援事業費国庫補助金	608,376	493,641	448,792
	介護保険災害臨時特例補助金	—	64	—
	保険者機能強化推進交付金	102,737	35,840	1
	介護保険保険者努力支援交付金	—	45,717	1
小計	7,274,324	7,589,039	8,567,658	8,403,039
支払基金	支払基金交付金	7,504,394	7,900,396	9,020,741
	支払基金交付金 (地域支援事業支援交付金)	584,185	508,138	427,996
	小計	8,088,579	8,408,534	9,448,737
府支出金	介護給付費府負担金	3,933,005	4,124,850	4,663,860
	地域支援事業費府補助金	312,891	256,508	218,461
	小計	4,245,895	4,381,358	4,882,321
利子及び配当金	24	21	1	513
介護保険事業寄付金	—	—	1	—
繰入金	一般会計繰入金	4,132,365	4,269,215	4,762,644
	介護保険給付費等準備基金 繰入金	561,607	816,765	615,106
	小計	4,693,972	5,085,980	5,377,750
繰越金	942,023	848,577	—	743,197
諸収入	3,462	2,216	486	11,241
計②	31,560,799	32,597,231	35,224,555	34,637,947
合計①+②	32,106,639	33,143,755	36,007,347	35,301,094

(出所：市提供資料により監査人作成)

【図表 24】介護保険特別会計の歳出額の推移

(単位：千円)

		令和4年度	令和5年度	令和6年度		
		決算額	決算額	当初予算額	決算額	
総務費関係						
総務管理費		323,218	294,621	423,362	357,863	
賦課徴収費		28,264	29,647	37,295	33,632	
介護認定事務事業費		191,951	219,572	316,435	268,967	
趣旨普及費		2,407	2,684	2,700	2,685	
予備費		—	—	3,000	—	
計①		545,840	546,523	782,792	663,147	
保険給付費関係						
保険給付費	居宅介護サービス給付費		12,980,182	14,139,339	16,059,994	14,870,342
	施設介護サービス給付費		6,346,973	6,453,310	7,071,695	6,812,110
	地域密着型介護サービス給付費		4,359,742	4,594,407	5,362,310	4,731,064
	居宅介護サービス計画給付費		1,483,805	1,567,677	1,802,973	1,615,347
	居宅介護予防サービス給付費		924,308	937,215	1,070,709	1,021,911
	地域密着型介護予防サービス給付費		18,531	15,348	20,024	15,393
	居宅介護予防サービス計画給付費		203,373	205,146	235,436	220,811
	特定入所者介護サービス費		363,051	358,975	588,476	349,079
	高額介護サービス費		769,159	838,134	1,013,323	921,142
	高額医療合算介護サービス費		125,882	122,217	151,379	139,650
	審査支払手数料		25,318	26,697	33,835	27,896
小計		27,600,324	29,258,466	33,410,154	30,724,744	
地域支援事業費	介護予防・日常生活支援総合事業費	一般介護予防事業	74,535	55,669	69,115	60,964
		介護予防・生活支援サービス事業	1,233,397	1,242,924	1,492,412	1,283,177
		小計	1,307,932	1,298,593	1,561,527	1,344,141
	包括的支援事業費		427,181	30,344	36,963	30,626
任意事業費		57,105	61,105	84,412	63,619	
地域支援事業費合計		1,792,217	1,390,042	1,682,902	1,438,386	
介護給付費等準備基金積立金		773,048	505,845	9,616	584,236	
諸支出金	第1号被保険者保険料還付金		6,515	4,639	7,742	5,713
	償還金		540,118	584,902	1	432,228
	第1号被保険者還付加算金		—	—	500	—
	一般会計繰出金		—	110,141	113,640	109,348
小計		546,633	699,682	121,883	547,288	
計②		30,712,222	31,854,034	35,224,555	33,294,654	
合計①+②		31,258,062	32,400,557	36,007,347	33,957,800	
合計収支差引		848,577	743,197	—	1,343,294	

(出所：市提供資料により監査人作成)

5. 「施策の展開」と監査対象事業

(1) 高槻市高齢者福祉計画・介護保険事業計画における「施策の展開」

第9期計画における「施策の展開」の項目に関連する事業を担当している所管課は、おおむね【図表 25】のとおりである。

本年度の包括外部監査においては、健康福祉部に属する部署のうち、主に【図表 25】に列挙する所管課を対象として監査を実施することとした。

【図表 25】第9期計画における「施策の展開」の項目と所管課

「施策の展開」の項目	所管課
I 自立支援、介護予防・重度化防止の推進	
1 介護予防・日常生活支援総合事業の充実	長寿介護課
(1) 一般介護予防事業	
(2) 介護予防・生活支援サービス事業	
2 高齢者の生活習慣病予防とフレイル予防の推進	健康づくり推進課 長寿介護課
3 高齢者の生きがい活動と社会参加への支援	長寿介護課
(1) 団体・グループの活動支援	
(2) 活動の場の支援	
4 地域包括支援センターの機能強化	福祉相談支援課
5 ケアマネジメントの向上と地域包括支援ネットワークの充実	福祉相談支援課 長寿介護課
II 安心できる暮らしの支援	
1 多様な生活支援サービスと生活支援体制の充実	長寿介護課 福祉相談支援課
2 安心して暮らせるための施設や住環境の整備	
(1) 高齢者の居住の安定の確保	長寿介護課
(2) 高齢者が安心して暮らせる住環境づくり	福祉相談支援課 長寿介護課 福祉指導課
(3) 住まいのバリアフリー化の推進	長寿介護課
3 生活困窮状態にある高齢者の支援	福祉相談支援課
4 終活支援に関する取組	長寿介護課
5 災害時に備えた連携強化	地域共生社会推進室 長寿介護課
(1) 災害に備えた高齢者に対する支援体制の整備	
(2) 災害時の自助・共助の推進	
III 認知症施策の推進	
1 認知症の理解促進に向けた普及啓発	福祉相談支援課
(1) 認知症サポーターの養成	
(2) たかつきオレンジガイド（認知症ケアパス）	
(3) 認知症月間における取組	
2 認知症への「備え」としての取組の充実	長寿介護課
(1) 地域における高齢者の「通いの場」の充実	
(2) 予防に関するエビデンスの収集の推進	

「施策の展開」の項目		所管課
3 早期発見・早期対応に向けた医療・介護等の連携強化		福祉相談支援課
(1) 認知症初期集中支援チーム		
(2) 認知症地域支援推進員		福祉相談支援課
4 認知症の人と家族等が社会参加できる地域づくりの推進		
(1) チームオレンジの構築		
(2) 若年性認知症施策の強化		
(3) 安心声かけ運動の実施		福祉相談支援課
(4) 認知症の人と介護者への支援		
IV 権利擁護と意思決定支援		
1 高齢者虐待防止対策の推進		福祉相談支援課
(1) 啓発活動の取組		
(2) 早期発見・見守り体制強化への取組		
(3) 高齢者虐待への対応		
(4) 対応力向上の取組		福祉指導課
(5) 施設等における身体拘束廃止に向けた取組		
2 成年後見制度の利用促進に関する取組		福祉相談支援課
(1) 地域連携ネットワークの構築に向けた取組		
(2) 成年後見制度の利用促進に向けた取組		長寿介護課 福祉相談支援課
3 地域で生活する高齢者の意思決定に関する支援		
V 医療と介護の連携推進		
1 医療と介護の連携強化		長寿介護課
2 在宅医療の推進		健康医療政策課 長寿介護課
3 災害対策・感染症対策の取組強化		福祉指導課 長寿介護課
VI 高齢者の生活を支える人への支援		
1 生活支援の基盤整備と地域づくりの推進		長寿介護課
(1) 生活支援コーディネーターによる基盤整備の推進		
(2) 生活支援の担い手の養成		
(3) 地域資源の充実に向けた取組		長寿介護課
2 要介護者と介護に取り組む家族等への支援		
(1) 制度周知等の推進		
(2) 相談支援体制の充実		長寿介護課
(3) 介護に取り組む家族等への支援		
3 福祉・介護人材の確保及び定着支援		長寿介護課
VII 介護サービス等の充実・強化		
1 介護保険制度の適正・円滑な運営		長寿介護課
(1) 介護サービスの充実		
(2) 介護サービス事業者との連携		
(3) 介護支援専門員（ケアマネジャー）への支援		長寿介護課
2 適切な要介護等認定の実施		

「施策の展開」の項目		所管課
3 サービス事業者への指導・助言		福祉指導課
(1) 事業者への指導・助言		
(2) 個人情報の適切な利用		
4 介護給付適正化の取組の推進		長寿介護課

(出所：第9期計画及び市提出資料により監査人作成)

(2) 「施策の展開」との関連性の把握と監査対象事業の選定

監査対象とする事業を抽出するため、健康福祉部の小事業ごとの歳出決算データを入手し、第9期計画の「施策の展開」の項目との関連について質問を行い、「施策の展開」の項目との関連があると回答のあった61件について、全件、監査対象とすることとした。

さらに、長寿介護課については、関連しないとの回答があった事業も監査対象とするとともに、他の所管課についても、事業名から高齢者福祉に一定の関連があると想定される事業を監査対象に加えることとした。

その結果、【図表 26】に列挙する81事業を監査対象事業として選定した。

【図表 26】 監査対象事業と第9期計画「施策の展開」との関係

会計名称	小事業名称	令和6年度 決算額 (千円)	第9期計画 「施策の展開」 との関連	掲載 ページ	所管課
一般会計	福祉施設建設等基金積立	644,840	関連しない	-	地域共生 社会推進室
	地域福祉計画推進	40,592	関連しない	-	
	災害時要援護者支援	7,887	II 5	51	
	社会福祉審議会運営	2,623	関連しない	-	
	社会福祉協議会補助	210,128	関連しない	55	
	(仮称) 地域共生ステーション整備事業	55,390	関連しない	-	福祉指導課
	社会福祉事業等指導監督事業	20,552	関連しない	60	
	社会福祉施設等物価高騰対策支援事業	33,300	関連しない	-	長寿介護課 (一部、 福祉指導課) (注)
	介護保険特別会計繰出金	5,052,254	関連しない	-	
	低所得者自己負担額軽減事業	79	VI 2	-	
	長寿介護課一般管理事業	7,910	II 1	-	
	敬老事業	448	関連しない	-	
	老人クラブ活動促進事業	10,961	I 3	69	
	老人クラブ補助事業	20,445	I 3		
	シルバー人材センター補助事業	37,069	I 3	74	
	ケアハウス事務費補助事業	254,008	II 2	78	
	市営バス高齢者無料・割引乗車事業	719,022	関連しない	80	
	介護サービス継続支援事業	23,971	VII 1	-	
	檜田地区介護サービス確保支援事業	26	関連しない	-	
	日常生活用具給付事業	314	関連しない	-	
	緊急通報装置設置事業	20,602	II 1	83	
	高齢者地域支えあい事業	14,115	関連しない	85	
	生活支援サポーター事業	7,274	VI 1	87	
	介護予防活動通所型	15,784	I 1	93	
	生活支援体制整備事業	21,206	VI 1	-	
	高齢者福祉施設整備等補助事業 (注)	363,031	関連しない	96	
	グラウンド・ゴルフ場整備事業	89,683	I 3	-	
	老人福祉センター管理運営事業	153,053	I 3	102	

会計名称	小事業名称	令和6年度 決算額 (千円)	第9期計画 「施策の展開」 との関連	掲載 ページ	所管課
介護保険 特別会計	介護保険一般事務事業	147,278	VII1	108	長寿介護課 (一部、国民 健康保険課) (注)
	介護保険法改正事務事業	4,747	VII1	-	
	介護予防・生活支援サービス事務事業	13,183	I 1	-	
	賦課徴収事務事業(注)	33,632	VII1	113	
	介護認定事務事業	268,967	VII2	124	
	趣旨普及事業	2,685	VI2	132	
	居宅介護サービス給付事業	14,870,342	VII1	-	
	施設介護サービス給付事業	6,812,110	VII1	-	
	地域密着型介護サービス給付事業	4,731,064	VII1	-	
	居宅介護サービス計画給付事業	1,615,347	VII1	-	
	居宅介護予防サービス給付事業	1,021,911	VII1	-	
	地域密着型介護予防サービス給付事業	15,393	VII1	-	
	居宅介護予防サービス計画給付事業	220,811	VII1	-	
	特定入所者介護サービス事業	349,079	VII1	-	
	高額介護サービス事業	921,142	VII1	-	
	高額医療合算介護サービス事業	139,650	VII1	-	
	審査支払事務事業	27,896	VII1	-	
	一般介護予防事業	56,055	I 1	-	
	高齢者健康づくり事業	4,428	I 1	134	
	介護予防普及啓発強化事業	480	I 1	-	
	在宅医療・介護連携推進事業	1,664	V 1	136	
	地域包括ケア推進会議運営事業	4,606	I 5	-	
	介護給付等費用適正化事業	7,167	VII4	139	
	家族介護用品支給事業	5,650	VI2	145	
	住宅改修理由書作成支援事業	890	VII4	-	
	介護サービス相談員派遣等事業	1,966	VI2	147	
	シルバーハウジング運営事業	40	II 2	148	
	介護予防・生活支援サービス事業	1,164,968	I 1	-	
	介護予防ケアマネジメント事業	114,679	I 1	-	
	審査支払事務事業	3,531	I 1	-	
介護保険給付費等準備基金積立事業	584,236	関連しない	150		
第一号被保険者保険料還付事業(注)	5,713	関連しない	-		
償還金	432,228	関連しない	-		
第一号被保険者還付加算金(注)	-	関連しない	-		
一般会計繰出金	109,348	関連しない	-		
一般会計	福祉相談支援課管理事業	1,469	関連しない	-	福祉相談 支援課
	生活困窮者自立支援事業	74,207	II 3	-	
	市民後見推進事業	3,804	IV2	153	
	養護老人ホーム入所事業	106,789	II 2	158	
	高齢者緊急措置事業	8	IV1	-	
	日常生活自立支援事業	12,003	IV2	163	
	地域包括支援センター運営事業	412,206	I 4	168	
	高齢者虐待防止支援事業	133	IV1	-	
介護保険 特別会計	認知症総合対策事業	24,355	III1, 3, 4	174	
	配食サービス事業	43,752	II 1	177	
	成年後見制度支援事業	4,155	IV2	153	
一般会計	保健衛生総務管理事業	14,939	I 2	181	健康づくり 推進課
	健康づくり事業	18,522	I 2	184	
	健康教育・相談・訪問事業	768	I 2	-	
	健康診査事業	136,734	I 2	187	
	がん検診事業	795,257	I 2	-	
国民健康保険 特別会計	特定保健指導事業	21,651	I 2	-	
	特定健診事業	175,648	I 2	-	

(注) ・高齢者福祉施設整備等補助事業は、長寿介護課に属する事業であるが、実際の事務は福祉指導課が担っている。また、賦課徴収事務事業、第一号被保険者保険料還付事業及び第一号被保険者還付加算金は、国民健康保険課が担っている。

・掲載ページは本報告書「第4 監査の結果及び意見(各論)」のページである。

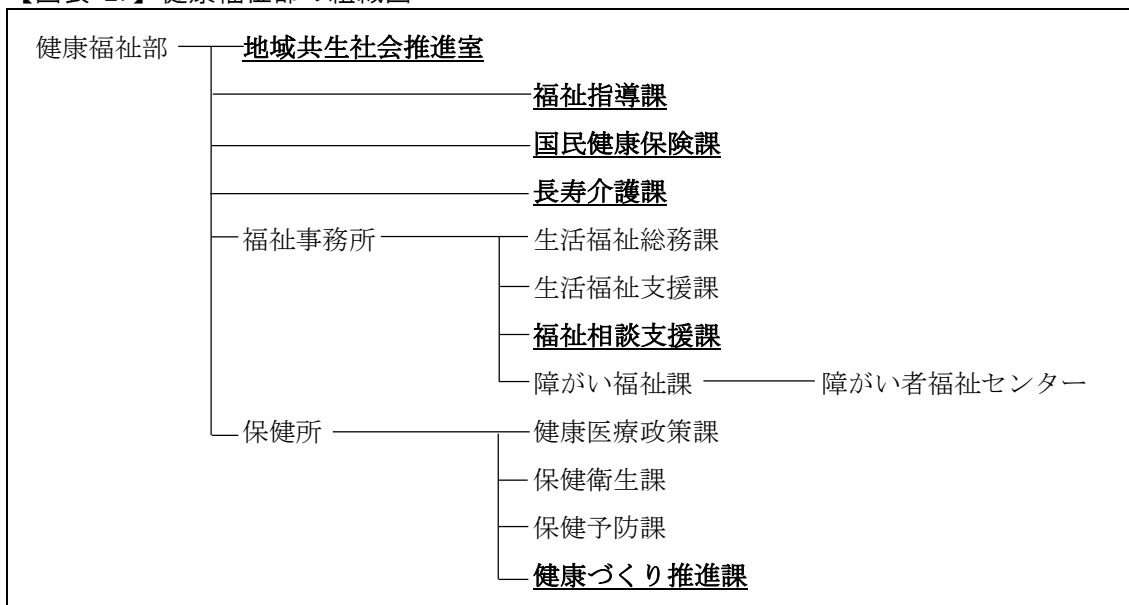
(出所：市提出資料により監査人作成)

(3) 各所管部署の概要

① 健康福祉部の組織

健康福祉部の組織図は、【図表 27】のとおりである。（本年度の包括外部監査の対象とした所管課には下線を付した。）

【図表 27】健康福祉部の組織図



(出所：高槻市行政組織図により監査人作成)

② 各所管課の概要

本年度の包括外部監査の対象となった所管課の職員数及び職務分掌の状況は、以下のとおりである。

ア) 地域共生社会推進室

1) 職員数の推移 (各年 4 月 1 日現在)

(単位：人)

		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
正職員		11	13	13
再任用職員	フルタイム	0	0	0
	短時間	0	0	0
会計年度任用職員	月額制	0	0	0
	時間額制	2	2	2

※正職員に地域共生ステーション推進官（参事）を含む

※正職員に兼務職員を含む

2) 職務分掌の状況

<令和6年4月1日現在>

チーム	職制	主な職務分掌
部長代理兼室長		室全般の指導及び総合調整
地域共生ステーション推進官		(仮称) 地域共生ステーションの整備に関すること。
主幹		室全般の指導及び総合調整
副主幹		室全般の指導及び総合調整の補佐
主査(兼務)		(仮称) 地域共生ステーションの整備に関すること。
福祉政策 チーム	TL・主査 (1人) 主査(1人) 主任(5人) 一般職(1人) 会計年度任用職員 (2人)	<ul style="list-style-type: none"> ・部の所管に係る総合計画の立案に関すること。 ・部の所管に係る主要施策事業の計画に関すること。 ・部の所管に係る事務事業の調整及び進行管理に関すること。 ・地域福祉計画に関すること。 ・他の室及び課の所管に属しない福祉団体の指導及び育成に関すること。 ・社会福祉審議会の総括に関すること。 ・社会福祉法人高槻市社会福祉協議会及び社会福祉施設との連絡及び調整に関すること。 ・戦没者、戦傷病者及び遺家族の援護に関すること。 ・軍人恩給及び公務扶助料に関すること。 ・ひかり湯に関すること。 ・民生委員法(昭和23年法律第198号)に関すること。 ・義えん金品に関すること。 ・社会福祉施設等の整備に係る審査会に関すること。 ・臨時福祉給付金に関すること。 ・部内の室及び課との連絡及び調整に関すること。 ・部内の他の室及び課の所管に属しないこと。 ・部の庶務に関すること。

<令和6年10月1日現在>

チーム	職制	主な職務分掌
部長代理兼室長		室全般の指導及び総合調整
地域共生ステーション推進官		(仮称) 地域共生ステーションの整備に関すること。
主幹 (地域共生ステーション整備チームTL兼務)		(仮称) 地域共生ステーションの整備に関する指導及び総合調整
主幹		福祉政策に関する指導及び総合調整
副主幹		福祉政策に関する指導及び総合調整の補佐
福祉政策チーム	TL・主査 (1人) 主査 (1人) 主任 (4人) 会計年度任用職員 (2人)	<ul style="list-style-type: none"> ・部の所管に係る総合計画の立案に関すること。 ・部の所管に係る主要施策事業の計画に関すること。 ・部の所管に係る事務事業の調整及び進行管理に関すること。 ・地域福祉計画に関すること。 ・他の室及び課の所管に属しない福祉団体の指導及び育成に関すること。 ・社会福祉審議会の総括に関すること。 ・社会福祉法人高槻市社会福祉協議会及び社会福祉施設との連絡及び調整に関すること。 ・戦没者、戦傷病者及び遺家族の援護に関すること。 ・軍人恩給及び公務扶助料に関すること。 ・ひかり湯に関すること。 ・民生委員法 (昭和23年法律第198号) に関すること。 ・義えん金品に関すること。 ・社会福祉施設等の整備に係る審査会に関すること。 ・臨時福祉給付金に関すること。 ・部内の室及び課との連絡及び調整に関すること。 ・部内の他の室及び課の所管に属しないこと。 ・部の庶務に関すること。
地域共生ステーション整備チーム	TL (主幹兼務) 主査 (兼務) (1人) 主任 (1人) 一般職 (1人)	<ul style="list-style-type: none"> ・部の所管に係る事務事業の調整及び進行管理に関すること。 <p>((仮称) 地域共生ステーションの整備に関すること。)</p>

イ) 福祉指導課

1) 職員数の推移 (各年4月1日現在)

(単位:人)

		令和4年度	令和5年度	令和6年度
正職員		16	16	17
再任用職員	フルタイム	0	0	0
	短時間	0	0	0
会計年度任用職員	月額制	2	2	2
	時間額制	3	3	3

2) 職務分掌の状況 (令和6年4月1日現在)

チーム	職制	主な職務分掌
課長		課全般の指導及び総合調整
課長代理 (法人監理チームTL兼務)		課全般の指導及び総合調整の補佐
法人監理チーム	TL (課長代理兼務) 主査(1人) 主任(1人) 一般職(1人)	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人の認可及び指導監督等に関すること。 ・所管に係る社会福祉施設等の指導監督に関すること。 ・社会福祉連携推進法人の認定及び指導監督等に関すること。 ・社会福祉法人の設立に係る審査会に関すること。 ・所管に係る社会福祉施設等の整備に関すること。
障がい福祉事業チーム	TL・主査 (1人) 主任(2人) 一般職(1人) 会計年度任用職員(2人)	<ul style="list-style-type: none"> ・所管に係る社会福祉事業の開始等の届出に関すること。 ・所管に係る社会福祉施設等の指導監督に関すること。 ・指定障害福祉サービス事業者、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者、指定障害者支援施設等の認可及び指導監督等に関すること。 ・地域生活支援事業所の登録、指導等に関すること。
高齢介護事業チーム	TL・主査 (1人) 主査(1人) 主任(1人) 一般職(5人) 会計年度任用職員(3人)	<ul style="list-style-type: none"> ・所管に係る社会福祉事業の開始等の届出に関すること。 ・所管に係る社会福祉施設等の指導監督に関すること。 ・指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等の認可及び指導監督等に関すること。 ・有料老人ホームの設置等の届出、指導等に関すること。 ・所管に係る社会福祉施設等の整備に関すること。

ウ) 国民健康保険課

1) 職員数の推移 (各年4月1日現在)

(単位：人)

		令和4年度	令和5年度	令和6年度
正職員		47	48	48
再任用職員	フルタイム	0	0	0
	短時間	0	0	0
会計年度任用職員	月額制	11	11	11
	時間額制	40	38	38

2) 職務分掌の状況 (令和6年4月1日現在)

チーム	職制	主な職務分掌
課長		課全般の指導及び総合調整
課長代理 (2人)		課全般の指導及び総合調整の補佐(うち1名は資格賦課チームTL兼務)
庶務チーム	TL・副主幹 (1人) 主任 (3人) 一般職 (1人)	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険事業の企画及び立案に関すること。
資格賦課チーム	TL (課長代理兼務) 主査 (1人) 主任 (8人) 一般職 (4人) 会計年度任用職員 (14人)	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険及び介護保険の被保険者の資格の得喪に関すること。 日雇特例被保険者の健康保険に関すること。 国民健康保険料及び介護保険料(以下「保険料」という。)の賦課に関すること。 保険料の減免に関すること。 その他保険料の賦課に関すること。
徴収チーム	TL・主幹 (1人) 主査 (1人) 主任 (6人) 一般職 (5人) 会計年度任用職員 (11人)	<ul style="list-style-type: none"> 保険料の徴収に関すること。 保険料の督促及び滞納処分に関すること。 保険料の徴収嘱託及び受託に関すること。 保険料の納付奨励に関すること。 その他保険料の徴収に関すること。 所管に係る後期高齢者医療保険料の徴収に関すること。
給付・後期チーム	TL・副主幹 (1人) 主査 (1人) 主任 (5人) 一般職 (7人) 会計年度任用職員 (24人)	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険の保険給付に関すること。 所管に係る保健事業に関すること。 後期高齢者医療に係る届出の受理等に関すること。

エ) 長寿介護課

1) 職員数の推移 (各年4月1日現在)

(単位：人)

		令和4年度	令和5年度	令和6年度
正職員		29	30	30
再任用職員	フルタイム	0	0	0
	短時間	0	0	0
会計年度任用職員	月額制	20	21	23
	時間額制	28	27	28

2) 職務分掌の状況 (令和6年4月1日現在)

チーム	職制	主な職務分掌
課長		課全般の指導及び総合調整
課長代理		課全般の指導及び総合調整の補佐
給付チーム	TL・主査 (1人) 主任(2人) 一般職(4人) 会計年度任用職員(7人)	<ul style="list-style-type: none"> ・所管に係る地域支援事業に関する事。 ・介護保険に係る企画、立案及び調整に関する事。 ・介護保険の保険料率の算定に関する事。 ・介護保険の保険給付に関する事。 ・介護保険事業計画に係る所管の施設整備等の国庫補助の予算に関する事。
認定チーム	TL・主査 (1人) 主任(4人) 一般職(5人) 会計年度任用職員(29人)	<ul style="list-style-type: none"> ・要介護認定及び要支援認定に関する事。 ・要介護者及び要支援者に係る被保険者証の交付等に関する事。 ・介護認定審査会に関する事。
介護予防・社会参加促進チーム	TL・副主幹 (1人) 主任(3人) 一般職(2人) 会計年度任用職員(9人)	<ul style="list-style-type: none"> ・他の室及び課の所管に属しない高齢者福祉に関する事。 ・所管に係る地域支援事業に関する事。 ・介護保険に係る企画、立案及び調整に関する事。
生きがい推進チーム	TL・主査 (1人) 一般職(4人) 会計年度任用職員(6人)	<ul style="list-style-type: none"> ・他の室及び課の所管に属しない高齢者福祉に関する事。 ・所管に係る高齢者施設に関する事。 ・所管に係る施設の整備に関する事。 ・公益社団法人高槻市シルバー人材センターとの連絡及び調整に関する事。 ・所管に係る地域支援事業に関する事。

オ) 福祉事務所福祉相談支援課

1) 職員数の推移 (各年4月1日現在)

(単位：人)

		令和4年度	令和5年度	令和6年度
正職員		14	13	14
再任用職員	フルタイム	0	1	1
	短時間	0	0	0
会計年度任用職員	月額制	11	12	13
	時間額制	6	6	4

2) 職務分掌の状況 (令和6年4月1日現在)

チーム	職制	主な職務分掌
課長		課全般の指導及び総合調整
課長代理		課全般の指導及び総合調整の補佐
副主幹		くらしごとセンターの統括
高齢者支援チーム	T L (1人) 主査 (2人) 主任 (2人) 会計年度任用職員 (3人)	<ul style="list-style-type: none"> ・老人福祉法 (昭和 38 年法律第 133 号)、身体障害者福祉法 (昭和 24 年法律第 283 号)、知的障害者福祉法 (昭和 35 年法律第 37 号) 及び所管に係る児童福祉法 (昭和 22 年法律第 164 号) に基づく措置に関すること。 ・所管に係る地域支援事業に関すること。 ・高齢者及び障害者の権利擁護に関すること。
障がい者支援チーム	T L (1人) 主任 (3人) 一般職 (1人) (育休中) 会計年度任用職員 (代替) (1人)	<ul style="list-style-type: none"> ・老人福祉法 (昭和 38 年法律第 133 号)、身体障害者福祉法 (昭和 24 年法律第 283 号)、知的障害者福祉法 (昭和 35 年法律第 37 号) 及び所管に係る児童福祉法 (昭和 22 年法律第 164 号) に基づく措置に関すること。 ・高齢者及び障害者の権利擁護に関すること。 ・所管に係る障害者(児)の相談支援に関すること。
くらしチーム	T L (1人) 会計年度任用職員 (8人)	<ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者自立支援法 (平成 25 年法律第 105 号) に基づく生活困窮者自立支援相談事業の実施及び生活困窮者住居確保給付金の支給に関すること。
しごとチーム	T L (1人) 会計年度任用職員 (6人)	<ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者自立支援法 (平成 25 年法律第 105 号) に基づく生活困窮者自立支援相談事業の実施及び生活困窮者住居確保給付金の支給に関すること。

カ) 保健所健康づくり推進課

1) 職員数の推移 (各年4月1日現在)

(単位：人)

		令和4年度	令和5年度	令和6年度
正職員		32	30	23
再任用職員	フルタイム	0	0	0
	短時間	0	0	0
会計年度任用職員	月額制	4	6	5
	時間額制	31	26	23

2) 職務分掌の状況 (令和6年4月1日現在)

チーム	職制	主な職務分掌
課長		課全般の指導及び総合調整
課長代理		課全般の指導及び総合調整の補佐
課内統括保健師 (副主幹)		課内保健師・管理栄養士業務の統括
健康増進・がん対策チーム	TL・主査 (1人) 主任 (2人) 一般職 (2人) 会計年度任用職員 (11人)	<ul style="list-style-type: none"> ・所管に係る保健事業の企画及び立案に関する事 ・がん検診に関する事 ・所管に係る歯科保健事業に関する事 ・健康づくりに関する団体との連絡及び調整に関する事 ・その他健康づくりに関する事
特定健診・保健指導チーム	TL・主査 (1人) 主任 (4人) 一般職 (3人) 会計年度任用職員 (10人)	<ul style="list-style-type: none"> ・所管に係る保健事業の企画及び立案に関する事 ・特定健康診査、特定保健指導その他健康診査に関する事 ・所管に係る栄養改善に関する事 ・データヘルス計画に関する事 ・その他健康づくりに関する事
庶務チーム	TL・副主幹 (1人) 主任 (1人) 一般職 (1人) 会計年度任用職員 (3人)	<ul style="list-style-type: none"> ・所管に係る保健事業の企画及び立案に関する事 ・労務管理に関する事 ・照会回答、庁舎管理等の課の庶務に関する事 ・がん患者のためのアピアランスケア助成事業に関する事 ・その他健康づくりに関する事
財務チーム	TL・主査 (1人) 主任 (1人) 一般職 (2人) 会計年度任用職員 (4人)	<ul style="list-style-type: none"> ・所管に係る保健事業の企画及び立案に関する事 ・健康づくりに関する団体との連絡及び調整に関する事 ・予算・決算、補助金、委託料、物品購入等の財務に関する事 ・その他健康づくりに関する事
電算チーム ※電算チーム員は上記4チームのいずれかにも所属	TL・副主幹 (1人) 主任 (2人) 一般職 (3人) 会計年度任用職員 (1人)	<ul style="list-style-type: none"> ・所管に係る保健事業の企画及び立案に関する事 ・健康管理システムの運用・保守のほか、システム全般に関する事 ・その他健康づくりに関する事

第3 監査の結果及び意見（総論）

1. 本報告書の構成及び記載方法

(1) 構成

本報告書では、監査の結果及び意見を、総論と各論に分けて記載している。

「第3 監査の結果及び意見（総論）」では、「2. 監査の結果及び意見の総括」において、主な監査の結果及び意見を監査の視点に即して整理し、「3. 監査の結果及び意見の一覧」において、本報告書における監査の結果及び意見の項目名を一覧形式でまとめている。

また、「第4 監査の結果及び意見（各論）」では、監査対象とした個別の事業ごとに、「事業の概要」、「過去の包括外部監査における指摘事項に対する措置」及び「監査の結果及び意見」を記載している。

なお、「第4 監査の結果及び意見（各論）」には、監査対象とした事業の全てではなく、過去の包括外部監査における指摘事項又は本年度の包括外部監査における監査の結果又は意見があった場合のみ記載することとした。

(2) 監査の結果及び意見の区分

本報告書における監査の結論は、監査の結果と意見の2区分に分けて記載している。

監査の結果（地方自治法第252条の37第5項）とは、事務の執行における合規性（適法性と正当性）の観点から是正・改善を求めるものである。

意見（地方自治法第252の38第2項）とは、監査の結果には該当しないが、合規性や経済性、効率性、有効性等の観点からみて、不合理な事項等を発見した場合に、高槻市の組織及び運営の合理化に資するために述べる見解のことである。

2. 監査の結果及び意見の総括

(1) 合規性に関する事項

① 契約事務に関する事項

ア) 仕様書への業務内容の明示

福祉分野における委託契約において、受託者の専門性に着目して、随意契約によっている場合には、受託者が業務内容の詳細について熟知していることも多いと考えられる。

このような場合、業務の遂行に支障がないのであれば、仕様書に業務内容の詳細を明示する必要性に乏しいといえなくもない。しかし、業務内容の詳細を明らかにしておかないと、金額の見積りも不可能であるし、事業遂行上、疑義が生じた場合の協議が難航する可能性もあることから、仕様書には業務内容を可能な限り詳細に明示しておく必要がある。

イ) 委託料の積算

近年の物価や賃金の変動を踏まえ、過去から継続して実施している委託契約について委託料を見直している場合があるが、当初に金額が設定された時点、あるいは前回の改定が行

われた時点での積算内訳が不明確な状態のまま、変動率を反映させているなど、結果的に、現状の委託料が適切な水準にあることを確認できないものが見受けられた。

事業を安定して継続するためには、物価や賃金の変動等の影響を踏まえ、委託料に適切に反映する必要がある、その根拠を改めて整理するとともに、見直しの必要性を定期的に検討すべきである。

ウ) 随意契約の適用

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号においては、「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」について随意契約を締結できるとされているが、単に、「業務等に精通している」、「納入実績がある」、「使い勝手がよい」といった理由だけでは、随意契約の理由にはならない。また、同項第 6 号の「競争入札に付することが不利と認められるとき」については、現に履行中の業務と密接な関連性がある場合に適用が限定されることに留意する必要がある。

随意契約は、競争入札を原則とする契約方式の例外であるが、福祉分野における委託契約においては、受託者の専門性に着目して、随意契約によることも多いと考えられる。このような場合においても、業務の性質上、当該受託者以外の者による履行が不可能な状況が継続していることを常に検証する必要がある。

エ) 契約締結時提出書類の徴取

委託業務においては、受託者の履行体制や業務のスケジュールを把握し、業務の適正な履行を確保するため、契約締結後、速やかに業務責任者、担当者の氏名や配置人員、業務日程表、個人情報保護に係る誓約書等を受託者から徴取する必要がある。

しかし、業務開始後、相当期間を経過した後にスケジュール管理表が提出されていたり、個人情報保護に関する誓約書の記載内容が徴取の趣旨に沿ったものとなっていなかったりする状況が見受けられた。

改めて、契約締結時提出書類の提出を求める趣旨を踏まえ、書類の提出時期や記載内容等の取扱いを整理する必要がある。

オ) 委託業務の履行確認と精算

委託業務においては、所管課は、受託者により作成された仕様書に基づく報告書類が適切に作成されていることを確認する必要がある。また、業務の実施回数や支出額の実績により委託金額が確定する場合には、その内容についての確認も必要となる。

しかし、仕様書に基づく報告書類の記載内容が整合していないもの、業務の実施回数の確認が十分に行われていないもの、委託業務の見積額と実績額との差異の発生要因についての確認が十分に行われていないものが見受けられた。

カ) 情報システムの調達

地方公共団体（主に市町村）においては、全国共通して行われている事務が多いが、それらを支える基幹業務システムについて、国は統一・標準化を推進することとしている。基幹業務システムの統一・標準化の目的の一つには、ベンダーロックイン（システムの導入事業者を利用しなければならない状態が継続すること）を回避することがあり、今後のシステム改修の際には、ベンダーロックインを回避する方策や独自のカスタマイズの必要性について十分に検討する必要がある。

また、情報システムに係る保守業務について再委託の承認が必要となる場合の再委託先との契約内容の開示について、業界団体から民間企業同士の契約内容は営業戦略・競争力に関わる情報であり、契約当事者以外に開示されるべきものではないという見解も示されている。一方で、発注者としては、公金を原資とする契約であり、再委託先による情報漏洩等のリスクも想定されることから、契約書そのものの提出を求めることが困難であったとしても、契約内容の要旨を記載した書類の提出を求めるなど、可能な限り、再委託の情報が確認可能となるよう、対応を検討する必要がある。

契約事務に関する監査の結果及び意見について、上記の項目に区分して整理すると、【図表 28】のとおりである。

【図表 28】 契約事務に関する監査の結果及び意見

項目	小事業名称	結果/意見	ページ
ア) 仕様書への業務内容の明示	在宅医療・介護連携推進事業	仕様書における業務内容の明確化【意見 22】	137
	健康づくり事業	仕様書への業務内容詳細の明示【意見 35】	186
イ) 委託料の積算	養護老人ホーム入所事業	委託料及び利用者負担額等の積算根拠の整理【意見 29】	162
	地域包括支援センター運営事業	委託料の積算根拠の確認と定期的な検討【意見 30】	173
	配食サービス事業	委託料積算内訳の算定方法の確認【意見 32】	180
ウ) 随意契約の適用	介護認定事務事業	ウェブ会議システムに係るライセンス更新に関する随意契約理由【意見 20】	132
エ) 契約締結時提出書類の徴取	市民後見推進事業	委託契約における個人情報保護に関する誓約書の記載内容の整理【意見 27】	156
	養護老人ホーム入所事業	委託契約における個人情報保護に関する誓約書の未入手【結果 6】	162
	認知症総合対策事業	委託契約における個人情報保護に関する誓約書の未入手【結果 10】	176
	保健衛生総務管理事業	業務委託におけるスケジュール管理表提出時期の明示【意見 34】	183

項目	小事業名称	結果/意見	ページ
オ) 委託業務の履行確認と精算	介護予防活動通所型	介護予防プログラムの参加人数の確認【結果4】	95
	シルバーハウジング運営事業	委託業務の処理状況の報告書類の不備【結果5】	150
カ) 情報システムの調達の調達	災害時要援護者支援	再委託に係る契約内容の確認【結果1】	53
		再委託を禁止する部分の明確化【意見1】	54
	介護保険一般事務事業	今後のベンダーロックイン防止及び業務の標準化の取組【意見14】	111

② 補助金に係る消費税仕入控除税額の取扱い

消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）は、生産、流通の各段階で重ねて課税されないように、確定申告において、課税売上高に対する消費税額から課税仕入れに係る消費税額を控除（以下、この控除を「仕入税額控除」という。）する仕組みが採られている。

そして、補助金の収入については、消費税が課税されないため、消費税込みの経費を基礎として補助金の交付を受けた被補助者が、当該経費に係る消費税相当額を確定申告において仕入税額控除したときには、消費税相当額及び地方消費税相当額（以下「消費税等相当額」という。）が還付されることになる（【図表 29】参照）。

【図表 29】 補助対象経費に係る仕入税額控除

【収入】	補助事業	その他	合計
事業収入（課税売上げ）	0	110	110
補助金収入（不課税売上げ）	110	0	110
うち消費税等 A	(0)	(10)	(10)
【支出】			
物件費支出（課税仕入れ）	110	110	220
うち消費税等 B	(10)	(10)	(20)
【収入】－【支出】	0		
消費税等納付額 A-B (△は還付)	△10	0	△10

※消費税等相当額 10 が還付となり、被補助者に利益が残ることになる。

（出所：監査人作成）

このように、消費税等相当額について、補助及び還付として、被補助者に対して二重に利益を与えることとなるため、国の補助制度においては、消費税の確定申告において、補助金に係る仕入控除税額の還付が明らかになった場合には、これを返還させる取扱いとしているのが通例である。また、地方公共団体においても、同様に返還させる取扱いとしている例もある。

ただし、免税事業者や簡易課税を選択している事業者については、補助金に係る仕入控除税額の還付が生じることではない。また、公益法人や社会福祉法人において、一定の要件に該当する場合には、消費税額の計算上、補助金を財源とした課税仕入れに係る消費税額については控除できないとする仕入税額控除の特例が適用され、原則として補助金に係る消費税等相当額を返還させる必要はない。しかし、このような場合においても、補助金に係る仕入控除税額の有無について報告を求めている例もある。

この点、本年度の包括外部監査の対象とした補助金において、【図表 30】のとおり、補助金に係る仕入控除税額の報告に関する補助金交付要綱（以下「要綱」という。）の規定や実際の報告の有無について、取扱いが統一されていない状況が見受けられた。

【図表 30】各補助金における消費税仕入控除税額等の取扱い

小事業名称	要綱の規定	仕入控除税額の報告	報告書ページ
社会福祉協議会補助	なし	なし	59
シルバー人材センター補助事業	なし	なし	77
ケアハウス事務費補助事業	なし	なし	80
高齢者福祉施設整備等補助事業	あり	あり	98
日常生活自立支援事業	あり	なし	167

（出所：監査人作成）

社会福祉協議会補助及び日常生活自立支援事業は、いずれも社会福祉法人高槻市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）に対する補助であるが、要綱における補助金に係る仕入控除税額の報告に係る規定の有無が異なる状況となっていた。（ただし、いずれにおいても、補助金に係る仕入控除税額の報告を受けていない。）また、シルバー人材センター補助事業は、公益社団法人高槻市シルバー人材センター（以下「シルバー人材センター」という。）に対する補助であるが、要綱に補助金に係る仕入控除税額の報告に係る規定が置かれていなかった。これらは、いずれも特定の法人に対する補助金であるため、改めて、被補助者の消費税申告の状況を確認し、要綱の規定や実務上の取扱いを統一することが望ましい。

一方、ケアハウス事務費補助事業及び高齢者福祉施設整備等補助事業については、補助対象が特定されないため、ケアハウス事務費補助事業においても、高齢者福祉施設整備等補助事業で行われているように、要綱に補助金に係る仕入控除税額の報告に係る規定を置くことを検討されたい。

③ 市社協に対する委託料及び補助金に関する事項

市社協は、高槻市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的に昭和 26 年 4 月に設立され、昭和 47 年 1 月には社会福祉法人格としての設立認可を受け、市民のニーズに適応した福祉サービスの提供への取組を促進する役割を果たしてきた。

その後、令和2年6月、高槻市において、市社協と社会福祉法人高槻市社会福祉事業団（以下「事業団」という。）の統廃合と今後の事業の在り方が示され、令和3年度以降、順次、事業団の行っていた事業は市社協に継承され、事業団は令和6年3月31日に解散した。

その結果、市社協は、現在、本年度の監査の対象とした高齢者福祉の分野だけでなく、障がい者福祉や子ども・子育ての分野において、高槻市と連携して幅広く事業を展開している。高槻市の市社協への財政的関与の状況は、【図表31】のとおりである。

【図表 31】市社協への財政的関与の状況

(単位：千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	備考
補助金(助成金)	219,172	196,810	210,128	
委託料	377,265	462,810	465,710	
指定管理料	281,790	288,512	313,145	委託料の内数として
総収入	721,564	1,041,854	1,343,994	

(出所：令和6年度 外郭団体（出資法人等）経営状況表より監査人作成)

このうち、本年度の包括外部監査の対象とした事業に含まれる市社協に対する補助金(助成金)、委託料及び指定管理料の状況は、【図表32】のとおりである。

【図表 32】監査対象とした市社協への補助金（助成金）、委託料及び指定管理料

(単位：千円)

区分	所管課	小事業名称	令和6年度 決算額
補助金 (助成金)	地域共生社会推進室	社会福祉協議会補助	210,128
	福祉相談支援課	日常生活自立支援事業	12,003
委託料	地域共生社会推進室	地域福祉計画推進	34,575
	長寿介護課	高齢者地域支えあい事業	14,115
		生活支援サポーター事業	7,128
		生活支援体制整備事業	19,345
		一般介護予防事業 (業務委託分)	11,453
	福祉相談支援課	地域包括支援センター運営事業	32,427
健康づくり推進課	健康づくり事業	16,499	
指定管理料	長寿介護課	老人福祉センター管理運営事業	147,579
		一般介護予防事業 (老人福祉センター)	18,127

(出所：市提供資料により監査人作成)

市社協に対する補助金に関しては、「②補助金に係る消費税仕入控除税額の取扱い」で述べたとおり、社会福祉協議会補助と日常生活自立支援事業とで、要綱における補助金に係る仕入控除税額の報告に係る規定の有無が異なる状況となっていた。また、日常生活自立支援事業においては、補助対象経費の支払を確認するため、会計帳簿（総勘定元帳）を入手していたが、社会福祉協議会補助においては、法人全体の決算書を入手するのみとなっていた。補助対象経費の支出の確認を適切に行った上で、補助金の額の確定を行う必要があるが、高槻市側の所管課が異なることで、確認の水準が異なることとならないよう配慮する必要がある。

また、市社協に対する委託事業のうち、実績額によって委託料の精算を行うこととしている生活支援サポーター事業について、委託料の見積額と実績額は総額では一致しているものの、科目ごとにみると増減の大きな科目があったが、市社協から根拠資料を入手し、その妥当性を検証する必要があるものと考えられる。

市社協に対する補助金及び委託料に関連して記載した監査の結果及び意見は、【図表 33】のとおりである。

【図表 33】市社協に対する補助金及び委託料に関連する監査の結果及び意見

区分	小事業名称	結果/意見	ページ
補助金	社会福祉協議会補助	完了届と助成対象経費計算書の不整合【結果 2】	57
		実績報告における収支決算書の正確性の検証【意見 2】	58
		要綱における消費税仕入控除税額に係る規定【意見 3】	59
	日常生活自立支援事業	補助金の実績報告における確認手続の見直し【結果 7】	167
		補助金に係る消費税仕入控除税額等の未確認【結果 8】	167
委託料	生活支援サポーター事業	実績額の精査と精算の必要性の検証【意見 10】	91

(出所：監査人作成)

(2) 経済性、効率性及び有効性に関する事項

① 事業の効果測定及び目標設定の重要性

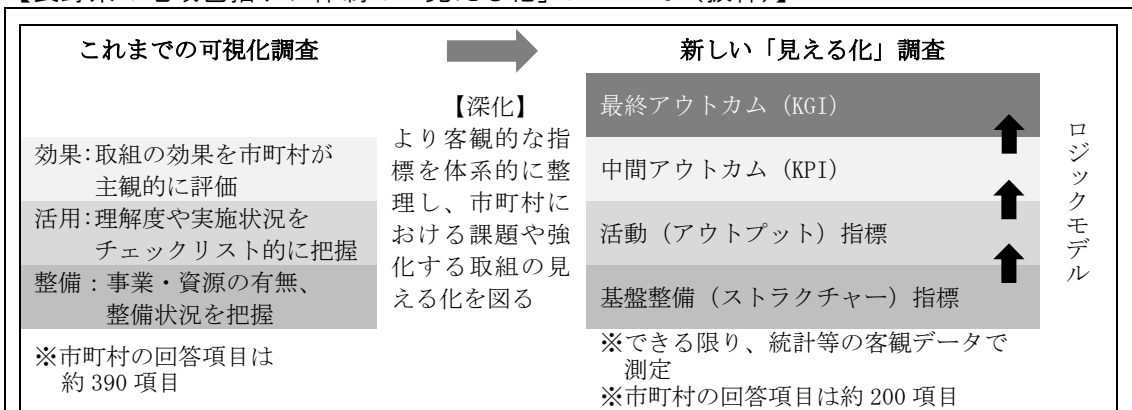
「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（令和 6 年厚生労働省告示第 18 号）では、各市町村においては、それぞれの地域が目指すべき方向性を明確にし、地域の特性を活かした地域包括ケアシステムを深化・推進していくため、次の 4 つの取組を繰り返し行い、定期的に施策の実施状況や目標の達成状況に関する調査、分析及び評価を行い、その結果について公表し、地域住民等を含めて周知していくことが重要であるとしている。

- ①それぞれの地域の実態把握・課題分析を行う。
- ②当該実態把握・課題分析を踏まえ、地域における共通の目標を設定し、関係者間で共有するとともに、その達成に向けた具体的な計画を作成する。
- ③この計画に基づき、地域の介護資源の発掘や基盤整備、多職種連携の推進、効率的なサービス提供も含め、自立支援や介護予防に向けた様々な取組を推進する。
- ④これらの様々な取組の実績を評価した上で、計画について必要な見直しを行う。

この点、④の取組の実績評価と見直しを適切に行うためには、客観的な成果指標を設定することが必要であるが、取組の効果等の評価はどうしても主観的なものになりがちである。

このような課題を克服するため、近年、高齢者福祉や介護保険事業の分野においても、「ロジックモデル」の活用が提唱されている。例えば、長野県においては、従来から地域包括ケア体制の可視化に取り組んでいるが、客観的に「成果」を把握できるよう、第9期計画策定に向け、「ロジックモデル」の視点で、目標を整理し、市町村と意見交換しながら設計の見直しを行っている。

【長野県の地域包括ケア体制の「見える化」について（抜粋）】



新しい県「見える化」の評価項目の例

分野	最終アウトカム (KGI) の例	中間アウトカム (KPI) の例
介護予防	<ul style="list-style-type: none"> ・健康寿命（日常生活動作が自立している期間） ・年齢等調整済み要介護認定率 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会参加意欲 ・閉じこもりリスク高齢者の割合 ・要支援者のサービス利用 1 年後重症化率
生活支援	<ul style="list-style-type: none"> ・元気高齢者の幸福感 ・社会参加・参画度 	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅療養率 ・要介護 3 以上の者の在宅サービス利用率 ・生活支援サービスの充実を必要と感じている者の割合
医療と介護の連携	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅死亡率 ・老人ホーム等死亡率 	<ul style="list-style-type: none"> ・ACP の実施割合 ・入退院時の情報提供率 ・退院調整の実施率
住まい	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅療養者の満足度（・施設入所者の幸福感・満足度） ※現状、数値の取得は不可 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設入所を希望する理由が「住まいの構造」のみの割合 ・特養の入所待機期間 ・特養及び有料老人ホーム等利用者の所得段階割合
介護保険の信頼性	<ul style="list-style-type: none"> ・健康寿命（日常生活動作が自立している期間） ・満足度（必要なサービスが過不足なく提供） 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護給付の見込（推計）との乖離率 ・要介護認定率の見込との乖離率 ・要介護リスクの抑制

※このほか、アウトプット指標、ストラクチャー指標など、参考指標も含めて必要な調査項目を設定

一方、高槻市の第9期計画における「第7章 施策における目標値」の令和5年度及び令和6年度の実績及び令和6年度の目標値は【図表34】のとおりである。指標として設定されている項目は、活動（アウトプット）指標が中心で、「健康寿命の延伸」といった最終成果を達成するために適切な事業を検討したり、事業の優先順位をつけたりすることに「ロジックモデル」を活用することは今後の検討課題である。

なお、【図表34】では、「第4 監査の結果及び意見（各論）」において、施策目標の指標や目標値の設定や事業の更なる周知や活性化に係る意見を記載している事業に関連する指標について、網掛け下線を付している。

【図表 34】 第9期計画の「施策における目標値」

事業の名称		令和6年度 実績	令和6年度 年間目標値	令和5年度 実績	備考
地域支援事業					
1	地域住民、事業者等への介護予防の普及に関する研修会等				
	開催回数	1,382回	1,400回	1,205回	
	参加人数	42,711人	27,000人	34,984人	
2	「ますます元気体操」「もてもて筋力アップ体操」の実施				
	実施拠点数	286か所	310か所	269か所	
	参加人数	8,411人	9,000人	8,194人	
3	高齢者の健康づくり事業（健幸ポイント）				
	参加人数	6,464人	7,000人	5,934人	
	ポイント達成人数	3,212人	3,200人	2,872人	
4	<u>生活支援サポーター</u>				
	<u>サポーター登録数</u>	245人	250人	240人	
	<u>利用人数</u>	103人	140人	153人	
5	生活支援の担い手の養成（研修の実施）	454人	440人	406人	延べ養成人数
6	生活支援コーディネーター				
	団体支援回数	355回	300回	300回	
	把握資源数	556団体	450団体	418団体	
7	協議体（高齢者生活支援ネットワーク協議会）	3回	3回	3回	開催回数
8	行方不明高齢者SOSネットワーク	189か所	200か所	189か所	協力機関数
9	認知症サポーター	31,340人	31,500人	30,095人	延べ養成人数
10	認知症地域支援推進員による安心声かけ運動	1回	2回	1回	実施回数
11	見守り安心ネットワークシール	840人	400人	770人	配付人数
介護給付費用適正化事業					
1	<u>ケアプランの点検</u>	75件	75件	78件	点検件数
2	<u>住宅改修の点検</u>	60件	120件	61件	〃
3	<u>福祉用具購入・貸与調査</u>	20件	40件	21件	〃
	<u>医療情報との突合</u>	2帳票	2帳票	2帳票	点検帳票数
4	<u>縦覧点検</u>	4帳票	4帳票	7帳票	〃

事業の名称		令和6年度実績	令和6年度年間目標値	令和5年度実績	備考
その他の事業					
1	緊急通報装置の設置	1,543 件	1,620 件	1,524 件	設置件数
2	老人クラブへの活動支援				
	クラブ数	152 クラブ	165 クラブ	161 クラブ	
	会員数	8,887 人	9,500 人	9,436 人	
3	すこやかテラス(老人福祉センター)	123,607 人	125,000 人	114,445 人	延べ利用人数
	①富田すこやかテラス	14,608 人	-人	14,483 人	
	②郡家すこやかテラス	36,712 人	-人	32,064 人	
	③春日すこやかテラス	26,164 人	-人	23,058 人	
	④山手すこやかテラス	17,666 人	-人	16,557 人	
	⑤芝生すこやかテラス	28,457 人	-人	28,283 人	
4	高齢者 ICT 推進事業(スマホ講座)	55 回	80 回	108 回	開催回数
5	シルバー人材センター				
	会員数	1,096 人	1,100 人	1,049 人	
	契約金額	441,778 千円	481,000 千円	432,738 千円	
6	高齢者地域支えあい事業	3,186 人	3,200 人	3,249 人	対象者数
7	市民後見人の養成	19 人	20 人	20 人	バンク登録者数

(出所：「高槻市高齢者福祉計画・介護保険事業計画 令和6年度 進捗状況」)

② 施策目標の指標や目標値の設定に関する事項

本年度の包括外部監査においては、監査対象とした事業の施策目標の指標の設定や事後評価の状況について、経済性、効率性及び有効性の観点から検討を行い、次のような意見を記載している。

まず、施策目標の指標の設定に関連した意見を要約すると、【図表 35】のとおりである。

【図表 35】 施策目標の指標の設定に関連した意見の要約

小事業名称	意見の要約	ページ
シルバー人材センター補助事業	施策目標の指標及び目標値の設定方法【意見 6】 次期計画における目標値の設定に当たっては、他市の状況も勘案した上で、就業率について指標に追加することも検討されたい。	76
老人福祉センター管理運営事業 (一般介護予防事業 (老人福祉センター))	介護予防事業の目標設定【意見 13】 老人福祉センター(すこやかテラス)で行われている介護予防事業の各種施策について、指定管理者と協力し、適切な目標値を設定し、PDCA サイクルを確立されたい。	106
介護給付等費用適正化事業	施策目標の指標及び目標値の設定方法【意見 24】 施策目標の指標が点検やチェックの実施回数になっているものが多く、事業目的との関連性が不明確であるため、認定事務や給付事務における諸課題に直結した独自の目標設定を検討されたい。	143

(出所：監査人作成)

次に、目標値の設定に関連した意見を要約すると、【図表 36】のとおりである。

【図表 36】目標値の設定に関連した意見の要約

小事業名称	意見の要約	ページ
介護給付等費用適正化事業	施策目標の指標及び目標値の設定方法【意見 24】 令和 6 年度の目標値について、前期計画の目標値をそのまま踏襲していたものがあったため、前年次の計画を無批判に踏襲するのではなく、効率性も十分に勘案された上で設定されたい。	143

(出所：監査人作成)

第 9 期計画の計画期間は、令和 6 年度から令和 8 年度までであり、令和 8 年度には、次期計画となる第 10 期計画が策定されることになる。本年度の包括外部監査における上記意見を第 10 期計画策定に当たっての参考として頂きたい。

③ 事業の更なる周知や活性化に関する事項

福祉分野における各事業には、事業の実績が低調にとどまっているものであったとしても、地方公共団体が担うべきセーフティネットとして、継続することが求められる事業がある。しかし、事業の実績が低調にとどまっている要因が市民の事業に対する認知度が低かったり、市民にとって使いにくい制度設計となっていたりすることにある場合には、周知の在り方や制度の見直しを行うことを検討すべきである。このような観点から記載した意見を要約すると、【図表 37】のとおりである。

【図表 37】事業の更なる周知や活性化に関連する意見の要約

小事業名称	意見の要約	ページ
老人クラブ活動促進事業	老人クラブ活動促進事業補助金の利用促進【意見 5】 老人クラブ活動促進事業補助金の利用は低調にとどまっていることから、各老人クラブへのアンケート調査や利用事例の収集により、当該補助金の利用促進に努められたい。	73
生活支援サポーター事業	利用者拡大と生活支援サポーターの活動機会の確保【意見 9】 生活支援サポーターの活動機会が十分に確保されていないが、その要因として、制度の認知度不足やニーズとのミスマッチが考えられるため、利用者調査や活動内容の柔軟化、周知強化により、生活支援サポーター登録者が活躍できる体制整備が求められる。	88

小事業名称	意見の要約	ページ
賦課徴収事務事業	減免制度の適用に向けた周知【意見 18】 介護保険料の滞納額は多くの場合低額であり、高槻市が独自に制定した減免制度の対象になると考えられる者が少なくないため、より一層の周知を図るとともに、給付担当部署とも連携して減免制度の適用について努められたい。	123
在宅医療・介護連携推進事業	相談窓口の体制の見直し【意見 23】 在宅医療・介護連携推進事業における相談件数は令和6年度で5件にとどまっているが、所管課では減少の要因を特定できていない。関係機関へのアンケート調査等により相談ニーズの有無や利便性を把握し、利用しやすい体制となるよう見直しを図ることが望まれる。	138
介護サービス相談員派遣等事業	介護サービス相談員の派遣先事業所数の拡大【意見 26】 介護サービスの質の向上並びに利用者の疑問や不安の解消及び苦情の未然解決といった目的を達成するため、介護サービス提供事業所へ介護サービス相談員の役割を周知し、派遣先事業所数を拡大するとともに、派遣先事業所数の拡大に見合った相談員数を確保する必要がある。	148
成年後見制度支援事業	成年後見制度支援事業の認知度向上に向けた目標値の設定【意見 28】 成年後見制度に関する市民の認知度は低く、市民後見人バンク登録者数が伸び悩む現状において、国の制度改正が予定されているため、新しい制度に対する市民のニーズを踏まえた事務実施体制を構築することが求められる。制度の概要や高槻市での支援内容をより周知することが必要であり、認知度を目標に設定し、その向上を一層図ることが望ましい。	157

(出所：監査人作成)

(3) 過去の包括外部監査に対する措置

高槻市では、毎年8月頃に過去の包括外部監査に対する措置結果報告書を公表しており、措置結果報告書において、監査の結果及び意見への措置(対応)の状況を「措置済(対応済)」、「検討中(改善途中)」、「相違」、「対応困難」及び「その他」に区分して表示している。

平成27年度包括外部監査は、「高齢者福祉に関する事務の執行について」を監査テーマとしていたことから、本年度の包括外部監査においては、平成27年度包括外部監査における全ての監査の結果及び意見に対する高槻市の対応状況を確認することとした。

また、平成30年度包括外部監査の「委託料に関する事務の執行について」及び令和4年度包括外部監査の「市民生活に密着した窓口業務に関する財務事務及び管理について」にお

いて、本年度の包括外部監査における監査対象事業に対する監査の結果及び意見が述べられたことから、これらに対する高槻市の対応状況についても確認することとした。

「第4 監査の結果及び意見（各論）」の該当する事業においては、「過去の包括外部監査における指摘事項に対する措置」の項目を設け、指摘事項、措置内容及び外部監査人の見解を表形式で記載しているが、その概要をまとめると、以下のとおりである。包括外部監査の結果及び意見に対する措置計画、措置状況についての対応はもっぱら地方公共団体に委ねられているところであるが、今後とも、高槻市においては、指摘事項の意図を汲んだ丁寧な対応に心がけて欲しい。

① 平成27年度包括外部監査に対する措置

平成27年度包括外部監査においては、監査の結果7件及び意見35件が述べられており、令和3年度までに全ての監査の結果及び意見への対応が完了している。

このうち、既に廃止された事業に対するものを除く監査の結果5件及び意見28件の措置（対応）の状況の区分は、【図表38】のとおりである。

【図表 38】平成27年度包括外部監査に対する措置（対応）の状況

（単位：件）

区分	措置済(対応済)	相違	対応困難	合計
結果	5	-	-	5
意見	21	6	1	28
合計	26	6	1	33

（出所：監査人作成）

それぞれの監査の結果及び意見について、現状を確認したところ、措置済（対応済）とされている項目については、おおむね適切な措置（対応）が行われており、また、相違又は対応困難とされている項目についても、おおむねやむを得ないと考えられる状況にあった。

一方、【図表39】の項目については、措置（対応）が十分に行われていない、又は、当時の指摘に関連して改めて検討すべき事項があるものとして、本年度の包括外部監査においても監査の結果又は意見を重ねて記載することとした。

【図表 39】平成 27 年度包括外部監査の指摘に関連する監査の結果及び意見

区分	小事業名称	対応	内容	ページ
結果	地域包括支援センター運営事業	措置済 (対応済)	随意契約に関する承認に係る議事録の作成保存【結果 9】 包括的支援事業等委託契約を随意契約により締結するに当たり、明確に社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会の承認を得ることとしたとのことであったが、分科会の議事録において承認があった記録が確認できない状況となっていた。	172
意見	賦課徴収事務事業	措置済 (対応済)	減免制度の適用に向けた周知【意見 18】 介護保険料の減免制度に関して、制度の周知及び手続の案内を行っているが、引き続き拡充することは必要である。	123
	成年後見制度支援事業	相違	成年後見制度支援事業の認知度向上に向けた目標値の設定【意見 28】 成年後見制度支援事業にて行う市長申立の件数の将来予測は困難であり、将来予測を踏まえた事業計画の策定が行われていないこともやむを得ないと考えるが、当事業は、制度の利用を必要とする高齢者等への周知が重要であり、認知度を成果指標とし、その向上を図ることが必要と考える。	157
	配食サービス事業	相違	委託料積算内訳の算定方法の確認【意見 32】 委託料単価の再検証について、平成 30 年度に「相違」とされたが、昨今の物価高騰等の影響を踏まえ、令和 5 年度に 370 円から 400 円へ委託料の増額を行っている。しかし、委託料の積算内訳はあるものの、その根拠や算定方法は不明なままであり、再検証が行われたとは言い難い。	180

(出所：監査人作成)

② 平成 30 年度及び令和 4 年度包括外部監査に対する措置

平成 30 年度及び令和 4 年度の包括外部監査における監査対象事業に対する監査の結果及び意見については、令和 5 年度までに全て措置済（対応済）となっているが、平成 30 年度の包括外部監査における意見のうち、【図表 40】の項目について対応が不十分な状況となっていた。

【図表 40】平成 30 年度包括外部監査の指摘への措置が不十分な事項

区分	小事業名称	対応	内容	ページ
意見	緊急通報装置設置事業	措置済 (対応済)	複数単価契約について予定価格調書を作成するものとして、措置内容を公表していたものの、実際には予定価格調書が作成されていなかった。	84

(出所：監査人作成)

3. 監査の結果及び意見の一覧

本年度の包括外部監査における監査の結果は 10 件、意見は 35 件であり、その一覧は【図表 41】のとおりである。

【図表 41】監査の結果及び意見の一覧

監査の結果及び意見	ページ	区分 (番号)	
		結果	意見
災害時要援護者支援			
再委託に係る契約内容の確認	53	1	
再委託を禁止する部分の明確化	54		1
社会福祉協議会補助			
完了届と助成対象経費計算書の不整合	57	2	
実績報告における収支決算書の正確性の検証	58		2
要綱における消費税仕入控除税額に係る規定	59		3
老人クラブ補助事業、老人クラブ活動促進事業			
補助金要綱における補助対象経費の明確化	71		4
老人クラブ活動促進事業補助金の利用促進	73		5
シルバー人材センター補助事業			
施策目標の指標及び目標値の設定方法	76		6
要綱への消費税仕入控除税額の取扱いの明記	77		7
ケアハウス事務費補助事業			
補助金交付要綱の改正漏れ	79	3	
要綱への消費税仕入控除税額の取扱いの明記	80		8
生活支援サポーター事業			
利用者拡大と生活支援サポーターの活動機会の確保	88		9
実績額の精査と精算の必要性の検証	91		10
介護予防活動通所型			
介護予防プログラムの参加人数の確認	95	4	
高齢者福祉施設整備等補助事業			
要綱における補助金交付額に係る規定の不備	98		11
事業者に対する事業概要の説明方法	100		12

監査の結果及び意見	ページ	区分 (番号)	
		結果	意見
老人福祉センター管理運営事業（一般介護予防事業（老人福祉センター））			
介護予防事業の目標設定	106		13
介護保険一般事務事業			
今後のベンダーロックイン防止及び業務の標準化の取組	111		14
入退出管理簿等の定期的なレビューや改善	113		15
賦課徴収事務事業			
長期にわたる滞納額の処理	120		16
死亡した滞納者に対する徴収	121		17
減免制度の適用に向けた周知	123		18
介護認定事務事業			
要介護等認定申請から認定までの期間短縮	129		19
ウェブ会議システムに係るライセンス更新に関する随意契約理由	132		20
趣旨普及事業			
ガイドブックの在庫削減	133		21
在宅医療・介護連携推進事業			
仕様書における業務内容の明確化	137		22
相談窓口の体制の見直し	138		23
介護給付等費用適正化事業			
施策目標の指標及び目標値の設定方法	143		24
家族介護用品支給事業			
家族介護用品支給事業の委託先の選定	146		25
介護サービス相談員派遣等事業			
介護サービス相談員の派遣先事業所数の拡大	148		26
シルバーハウジング運営事業			
委託業務の処理状況の報告書類の不備	150	5	
市民後見推進事業、成年後見制度支援事業			
委託契約における個人情報保護に関する誓約書の記載内容の整理	156		27
成年後見制度支援事業の認知度向上に向けた目標値の設定	157		28
養護老人ホーム入所事業			
委託契約における個人情報保護に関する誓約書の未入手	162	6	
委託料及び利用者負担額等の積算根拠の整理	162		29
日常生活自立支援事業			
補助金の実績報告における確認手続の見直し	167	7	
補助金に係る消費税仕入控除税額等の未確認	167	8	
地域包括支援センター運営事業			
随意契約に関する承認に係る議事録の作成保存	172	9	
委託料の積算根拠の確認と定期的な検討	173		30

監査の結果及び意見	ページ	区分 (番号)	
		結果	意見
認知症総合対策事業			
委託契約における個人情報保護に関する誓約書の未入手	176	10	
行方不明高齢者家族支援サービス事業の在り方に関する継続的な検討	176		31
配食サービス事業			
委託料積算内訳の算定方法の確認	180		32
事業の在り方に関する継続的な検討	180		33
保健衛生総務管理事業			
業務委託におけるスケジュール管理表提出時期の明示	183		34
健康づくり事業			
仕様書への業務内容詳細の明示	186		35

第4 監査の結果及び意見（各論）

1. 災害時要援護者支援（地域共生社会推進室）

(1) 事業の概要

① 事業内容

災害時要援護者支援は、高齢者や障がい者など災害時に支援を必要とする要援護者を対象に、地域支援団体が安否確認、避難誘導等の支援を行うために、地域における支援体制を整備するものである。

具体的には、災害対策基本法第49条の10から第49条の17の規定に基づき、災害時要援護者支援システムにより作成した「災害時要援護者名簿」を防災関係部局・福祉関係部局において共有するとともに、要援護者本人の同意を得て、地域で要援護者支援に携わる関係団体に対して名簿情報を提供し、地域と連携した要援護者支援体制の整備を図っている。

また、令和3年5月の改正災害対策基本法の施行により、市町村の努力義務とされた個別避難計画の作成に取り組んでいる。

令和7年3月末時点の高槻市における要援護者数等は、【図表42】のとおりである。

【図表 42】 要援護者数等（令和7年3月末時点）

要援護者数	19,134人 (うち、地域への名簿提供同意者数：9,509人)
要援護者名簿提供団体数	民生委員児童委員：41/41地区
	地区コミュニティ：29/32地区
	地区福祉委員会：31/37地区
個別避難計画の作成数	143件

(出所：市提出資料により監査人作成)

高槻市では、全地区の名簿受領に向け、名簿未受領の地区コミュニティ及び地区福祉委員会に名簿提供の働きかけを行うとともに、防災ワークショップや訓練等を通じて、地域が進める共助の取組への支援や関係団体等と連携した個別避難計画の作成を推進する等、引き続き、地域における支援体制の確保に努めている。

② 事業費の推移及び主な内訳

災害時要援護者支援の過去 3 年間の事業費の推移及び令和 6 年度における事業費の主な内訳は、【図表 43】のとおりである。

【図表 43】 事業費の推移及び主な内訳（災害時要援護者支援）

＜事業費の推移＞			
（一般会計）	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
当初予算額（千円）	5,711	6,925	8,821
決算額（千円）	4,495	5,694	7,887
＜事業費の内訳（令和 6 年度決算）＞			
節	金額（千円）	主な内容	
報酬	2,950	会計年度任用職員報酬	
職員手当等	1,153	会計年度任用職員期末手当、勤勉手当	
共済費	622	会計年度任用職員社会保険	
報償費	40	研修講師謝礼	
需用費	332	消耗品費、食糧費、印刷製本費	
役務費	1,368	通信運搬費、傷害保険料、損害保険料	
委託料	1,344	災害時要援護者支援システム保守	
使用料及び賃借料	78	講演会会場借上料	
合計	7,887		

（出所：市提出資料により監査人作成）

また、災害時要援護者支援システム保守に係る委託契約は、【図表 44】のとおりである。

【図表 44】 災害時要援護者支援システム保守の概要

契約件名	災害時要援護者支援システム保守業務委託
委託先	富士通 Japan 株式会社 関西公共第二ビジネス部
契約方法	随意契約（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号）
契約金額	1,343,694 円
契約期間	令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日

（出所：市提出資料により監査人作成）

(2) 監査の結果及び意見

① 再委託に係る契約内容の確認【結果 1】

再委託したときは、受託者はその契約内容を提出しなければならない（業務委託契約書第 3 条第 3 項）が、提出されていなかった。関係者間の法律関係を把握するとともに、再委託先における履行体制や個人情報保護に関する取決め等を確認するため、所管課は、当該再委託に係る契約内容が記載された書類を提出させる必要がある。

災害時要援護者支援システム保守業務委託契約の業務委託契約書における再委託禁止条項は、次のとおりである。

【災害時要援護者支援システム保守業務委託契約の業務委託契約書（抜粋）】

（再委託等の禁止）

第 3 条 乙は、委託業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときは、この限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、甲が事前の書面により承認した場合に限り、乙は、委託業務の一部を第三者（以下「再委託先」という。）に委託することができる。この場合において、乙は、再委託先に対し、乙と同様の義務を負わせ、その遵守を監督しなければならない。

3 乙は、前項の規定により、再委託先に委託業務の一部を委託したときは、その契約内容を速やかに甲に提出しなければならない。

4 乙は、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

上記業務委託契約書の第 3 条第 3 項によると、同条第 2 項の再委託の承認を受けた後、実際に再委託を行ったときは、受託者はその契約内容を高槻市に提出することとなっている。しかし、所管課に契約内容に関する書類は提出されていなかった。

所管課によると、再委託申請書に「再委託する業務名及び処理内容」等が記載されていることから、当該申請書が契約内容に関する書類に該当するとの見解であった。しかし、再委託申請書は承認前に提出する書類であり、承認後に提出を求めている契約内容に関する書類とは時点が異なる。また、承認後に提出を求めているのは、“契約”内容であって、“委託”内容ではない。

つまり、第 3 項は、関係者間の法律関係を把握するとともに、再委託する業務名及び処理内容等だけでなく、履行体制や個人情報保護に関する取決め等を確認するため、契約内容が記載された書類を再委託先との契約締結後に提出することを求めている条項である。

所管課において、再委託の承認後、当該再委託に係る契約内容について把握しておくべきであり、業務委託契約書第 3 条第 3 項の規定に従い、契約内容に関する書類を提出させる必要がある。

② 再委託を禁止する部分の明確化【意見 1】

業務委託契約書において再委託等の禁止に係る条項があるが、再委託を禁止する部分が明示されていない。受託者と認識の齟齬が生じないように、再委託を禁止する部分について仕様書等に明記しておくことが望ましい。また、所管課において再委託を承認するに当たっては、委託業務の主要な部分又は大部分を再委託することにならないと判断した根拠について、決裁文書に明記する必要がある。

災害時要援護者支援システム保守業務委託契約の業務委託契約書の第 3 条第 2 項の規定によれば、委託業務の全部を第三者に委託することはできないが、一部であればできるとなっている。しかし、この一部の範囲については、特に明示されていない。つまり、規定上、委託業務の主要な部分を再委託することが可能であるし、大部分を再委託することも可能である。

委託業務の主要な部分を再委託するということは、委託先が当該委託業務の遂行適格性を欠いているということとなる。また、委託業務の大部分（例えば、契約金額の 2 分の 1 以上）を再委託するということも、事実上の丸投げといえ、委託先が当該委託業務の遂行適格性を欠いているということとなる。

つまり、委託業務の主要な部分又は大部分については再委託を承認すべきではなく、ひいては、規定上そのような承認を行うことができる余地を残しておくべきではない。

所管課によると、主要な部分等の再委託はそもそも承認しないため、規定の見直しは不要であるとの見解であったが、再委託を不可とする範囲についての認識が受託者と異なる場合、委託業務の履行に支障が生じる可能性がある。

したがって、所管課において、再委託を不可とする範囲を仕様書等に明記しておくことが望ましい。

一方、災害時要援護者支援システム保守業務委託契約における再委託が、主要な部分又は大部分の再委託に該当しないか否かについて検討したところ、以下のような懸念事項があった。すなわち、受託業務従事者名簿によると、全 14 名の従事者のうち、委託先に所属する従事者が 2 名（14%）、再委託先に所属する従事者が 12 名（86%）となっている。委託先に所属する従事者 2 名のうち 1 名が業務責任者兼個人情報保護責任者として位置づけられていることから、委託業務の主要な部分は委託先が行っており、主要な部分の再委託は行っていないものといえる。しかし、作業員 13 名中 12 名（92%）が再委託先に所属していることを踏まえると、第三者から見ると業務の大半を再委託している状況にあるとの懸念が生じる。

所管課によると、実態としては再委託先に所属する従事者は特定の 1 名により対応されているが、システム機器等の保守は 24 時間体制のため、当該従事者の不在時は他の従事者による対応となることや、状況に応じて複数名での対応になることも考えられることから従事する可能性がある者として記載されているとのことである。確かに、当該状況であれば、

業務の大半を再委託していることとはならないが、そのような事情を書類の上で確認することはできない。

したがって、所管課は、再委託を承認するに当たっては、委託業務の主要な部分又は大部分を再委託することにならないと判断した根拠について、決裁文書に明記する必要がある。

2. 社会福祉協議会補助（地域共生社会推進室）

(1) 事業の概要

① 事業内容

社会福祉協議会補助は、社会福祉法人の助成に関する条例、社会福祉法人の助成に関する条例施行規則及び社会福祉法人高槻市社会福祉協議会に対する助成金交付要綱（以下、本項において「助成金交付要綱」という。）に基づき、市社協に対し、助成金を交付するものである。

市社協の運営等に関する経費の一部を助成することにより、市社協の運営等の安定化を図ることを目的としている。助成の対象となる経費は、次のとおりである。

【助成金交付要綱（抜粋）】

（助成事業及び助成対象経費）

第3条 助成の対象となる事業は、協議会運営事業とする。

2 助成の対象となる経費は、次に掲げる経費のうち、市長が必要と認めるものとする。

- (1) 協議会の運営に要する経費
- (2) 福祉事業の増進に要する経費
- (3) 指導・相談に要する経費
- (4) 福祉事業団体の育成・維持管理に要する経費
- (5) その他市長が社会福祉事業上必要と認める経費

高槻市は、市社協の運営等の安定を図ることにより、相談活動、ボランティアや市民活動への支援、共同募金運動への協力などの様々な取組を推進し、市民福祉の増進を図っており、地域共生社会の実現に向けて、市社協と連携して地域福祉ネットワークを構築し、複合化する地域課題に対応できるよう、引き続き必要な支援を行うこととしている。

② 市社協の概要

市社協は、昭和26年4月に発足し、昭和47年1月に社会福祉法人格としての設立認可を得た法人である。現在、高槻市とともに策定した「第4次高槻市地域福祉計画・地域福祉活動計画」に基づき、地域の福祉推進の中核としての役割を担う団体として、様々な活動を行っている。

市社協の概要は、【図表 45】のとおりである。

【図表 45】市社協の概要

所在地	高槻市城西町4番6号
設立年月日	昭和47年1月10日
基本金	300万円
職員数 (令和6年4月1日現在)	職員総数 205名 (うち市派遣職員22名、プロパー職員43名、再任用プロパー職員3名、特定職員33名、非常勤職員37名、アルバイト職員50名、パート職員17名)
設立目的 (定款第1条)	高槻市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。
事業内容 (定款第2条)	<ol style="list-style-type: none"> (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施 (2) 社会福祉に関する活動への住民参加のための援助 (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成 (4) (1) から (3) のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業 (5) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡 (6) 共同募金事業への協力 (7) ボランティア活動の振興 (8) 福祉相談に関する事業 (9) 福祉サービス利用援助事業 (10) 心配ごと相談事業 (11) 善意銀行に関する事業 (12) 生活福祉資金貸付事業 (13) 移送サービス事業 (14) 老人福祉センターの経営 (15) 障害児通所支援事業の経営 (16) 障害児相談支援事業の経営 (17) 特定相談支援事業の経営 (18) 幼保連携型認定こども園の経営 (19) 病児保育事業の経営 (20) 地域子育て支援拠点事業の経営 (21) その他この法人の目的達成のため必要な事業

(出所：市提供資料、定款により監査人作成)

③ 事業費の推移及び主な内訳

社会福祉協議会補助の過去 3 年間の事業費の推移及び令和 6 年度における事業費の主な内訳は、【図表 46】のとおりである。

【図表 46】事業費の推移及び主な内訳（社会福祉協議会補助）

＜事業費の推移＞			
（一般会計）	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
当初予算額（千円）	230,885	215,550	214,477
決算額（千円）	219,172	196,810	210,128
＜事業費の内訳（令和 6 年度決算）＞			
節	金額（千円）	主な内容	
負担金補助及び交付金	210,128	高槻市社会福祉協議会に対する運営費・事業費助成	
合計	210,128		

（出所：市提出資料により監査人作成）

(2) 監査の結果及び意見

① 完了届と助成対象経費計算書の不整合【結果 2】

完了届に記載されている助成事業確定額と助成対象経費計算書の支出済額合計が一致していなかった。当該誤りは完了届と助成対象経費計算書を突合することで容易に判明する事項であり、両者に不整合がないか、慎重に確認する必要がある。

助成金交付要綱第 14 条の規定に基づき、市社協は、令和 7 年 3 月 31 日に社会福祉法人助成事業完了届（以下「完了届」という。）を高槻市に提出している。

【助成金交付要綱（抜粋）】

（助成事業完了届の提出及び助成金の額の確定）

第 14 条 協議会は、助成事業完了後、当該会計年度の末日までに助成対象経費計算書及びその他市長が必要と認める書類を添付して社会福祉法人助成事業完了届（様式第 10 号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により社会福祉法人助成事業完了届を受けたときは、書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その助成事業の成果が助成金の交付の目的及び条件に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、社会福祉法人助成金額確定通知書（様式第 11 号）により協議会に通知するものとする。

完了届には助成事業確定額が記載されているが、【図表 47】のとおり、当該金額と助成対象経費計算書の支出済額合計が一致していなかった。

【図表 47】完了届と助成対象経費計算書の相違

完了届 a	助成対象経費計算書 b	差異 b-a
210, 127, 515 円	210, 137, 515 円	10, 000 円

(出所：市提供資料により監査人作成)

所管課によると、完了届の記載額が正しく、助成対象経費計算書の金額が誤りであるとのことであった。具体的には、事業費支出の法人運営費の金額が 10,000 円過大に計上されていたことによる合計額の誤りである。

しかし、当該誤りは、完了届と助成対象経費計算書の合計額を突合さえすれば、容易に判明する事項である。したがって、所管課は、完了届と助成対象経費計算書に不整合がないか、慎重に確認する必要がある。

② 実績報告における収支決算書の正確性の検証【意見 2】

補助金の審査に際しては、収支決算書と市社協の決算書の一致を確認する必要があるが、所管課が現状入手している書類では、そもそも突合が不可能である。市社協から決算書との整合性を確認できる書類を入手し、収支決算書の正確性を検証する必要がある。また、財務諸表等電子開示システムに掲載されている決算書における補助金収入の内訳に記載誤りが見受けられたため、市社協においては、金額等の記載誤りがないよう、細心の注意を払う必要がある。

助成金交付要綱第 15 条の規定に基づき、市社協は、令和 7 年 6 月 30 日に社会福祉法人助成金実績報告書（以下「実績報告書」という。）を高槻市に提出している。

【助成金交付要綱（抜粋）】

（実績報告）

第 15 条 協議会は、助成事業が完了したときから 3 か月以内に、社会福祉法人助成金実績報告書（様式第 12 号）に、次に掲げる書類（協議会の定款に定められた手続きを経て認定を受けた書類）を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 助成年度の収支決算書及び事業報告書
- (2) その他市長が必要と認める書類

実績報告書には、冊子「令和 6 年度事業報告書ならびに決算書」、収支決算書、令和 6 年度高槻市社会福祉協議会人件費総括表が添付されている。

補助金の審査に際しては、実績報告書に添付されている収支決算書の審査を行い、その正確性を検証しなければならない。しかし、所管課は、助成額と支出済額との差額の計算確認を行っているのみで、科目ごとに記載されている支出済額と市社協の決算書を突合していない。よって、所管課において、市社協から整合性を確認できる書類、例えば、法人事業所拠点拠点区分資金収支計算書や各科目の支出内訳を入手し、収支決算書に記載されている支出済額の正確性について、検証する必要がある。

なお、本年度の包括外部監査においては、収支決算書と市社協の決算書が一致していることを確かめるため、独立行政法人福祉医療機構が運営する社会福祉法人の財務諸表等電子開示システムから、市社協の法人事業所拠点拠点区分資金収支計算書を入手し、実績報告書に添付されている収支計算書と突合を行った。

その結果、【図表 48】のとおり、収支計算書の支出済額（補助対象経費）と対応する法人事業所拠点拠点区分資金収支計算書における補助金収入の間で差異が発生していた。

【図表 48】収支決算書と法人事業所拠点拠点区分資金収支計算書の相違

(単位：円)

実績報告書に添付されている 収支決算書		法人事業所拠点 拠点区分資金収支計算書		差異 b-a
科目	支出済額 a	勘定科目	決算 b	
人件費支出	159,428,374	職員設置補助金収入	159,428,374	0
事業費支出	50,699,141	(下記計)	50,699,141	0
法人運営費	26,619,255			
法人運営費(団体事務費)	360,618			
法人運営費 計	26,979,873	法人運営費補助金収入	26,978,873	△1,000
各種団体補助金	2,090,000	各種団体補助金収入	2,091,000	1,000
善意銀行運営費	71,268	善意銀行運営費補助金収入	71,268	0
小地域ネットワーク活動推進事業費	20,058,000	小地域ネットワーク活動推進事業補助金収入	20,058,000	0
福祉育成援助活動費	1,500,000	福祉援助活動費補助金収入	1,500,000	0
助成金合計	210,127,515	(合計)	210,127,515	0

(出所：市提供資料により監査人作成)

所管課に、差異の原因について質問したところ、法人事業所拠点拠点区分資金収支計算書が誤りであり、実績報告書に添付されている収支決算書が正しいとのことであった。

しかし、財務諸表等電子開示システムに掲載されている決算書は、所轄庁へ届け出たものであり、インターネットにより広く公表されていることから、市社協においては、金額等の記載誤りがないよう、細心の注意を払う必要がある。

③ 要綱における消費税仕入控除税額に係る規定【意見 3】

助成金交付要綱において、消費税仕入控除税額に係る規定が定められていない。日常生活自立支援事業補助金交付要綱と同様に、助成金交付要綱に消費税仕入控除税額に係る規定を定める必要がある。

補助事業者が課税事業者であれば、事業実施に伴う取引について課税仕入れを行った場合、当該課税仕入れに係る消費税額を仕入税額控除することが可能となっているため、補助事業者が、消費税等の確定申告の際に補助対象経費に含まれる課税仕入れに係る消費税額を仕入税額控除した場合、当該補助事業者は当該経費に係る消費税等を実質的に負担していないことになる。

そのため、助成金交付要綱において、消費税仕入控除税額に係る規定を定めておくべきであるが、定められていない。

なお、同じく市社協に対する補助金である日常生活自立支援事業補助金の交付要綱には、次のとおり、消費税仕入控除税額の取扱いが規定されている。

【日常生活自立支援事業補助金交付要綱（抜粋）】

（消費税仕入控除税額等の確定に伴う補助金の返還）

第 24 条 補助事業者は、補助事業の完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、速やかに当該消費税仕入控除税額等を市長に報告しなければならない。

2 補助事業者は、前項の規定による報告をしたときは、市長の定める期日までに、当該消費税仕入控除税額等に相当する補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

したがって、所管課は、助成金交付要綱に消費税仕入控除税額に係る規定を定める必要がある。

3. 社会福祉事業等指導監督事業（福祉指導課）

(1) 事業の概要

① 事業内容

社会福祉事業等指導監督事業は、社会福祉法人の指導監督及び設立認可・変更認可等の行政処分、社会福祉施設等（児童保育施設を除く）の指導監督及び設置認可・指定等の行政処分、及びこれらの法人、施設等の運営に係る届出受理その他の手続を行うものである。

指導監督は、法人、施設等の運営が適正であるかどうかについて、法令等に基づき、指導・監査を行い、改善が必要な事項が認められた場合には文書で通知し、改善結果の報告を求めるものであり、介護保険制度による指導監督と、社会福祉法人・社会福祉施設に対する各種法令による指導監督に大別される。

② 事業費の推移及び主な内訳

社会福祉事業等指導監督事業の過去3年間の事業費の推移及び令和6年度における事業費の主な内訳は、【図表49】のとおりである。

【図表49】事業費の推移及び主な内訳（社会福祉事業等指導監督事業）

＜事業費の推移＞			
（一般会計）	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額（千円）	13,312	13,451	21,760
決算額（千円）	10,952	13,608	20,552
＜事業費の内訳（令和6年度決算）＞			
節	金額（千円）	主な内容	
報酬	6,319	会計年度任用職員報酬	
職員手当等	2,471	会計年度任用職員手当	
共済費	1,475	会計年度任用職員社会保険料	
報償費	2,692	弁護士費用	
旅費	434	通勤費、出張旅費	
需用費	404	消耗品、専門図書等購入費	
役務費	59	郵便代	
委託料	4,158	システム保守費等	
使用料及び賃借料	659	クラウド等サービス使用料	
備品購入費	1,566	システム関連パソコン購入費	
負担金補助及び交付金	316	研修会等参加費	
合計	20,552		

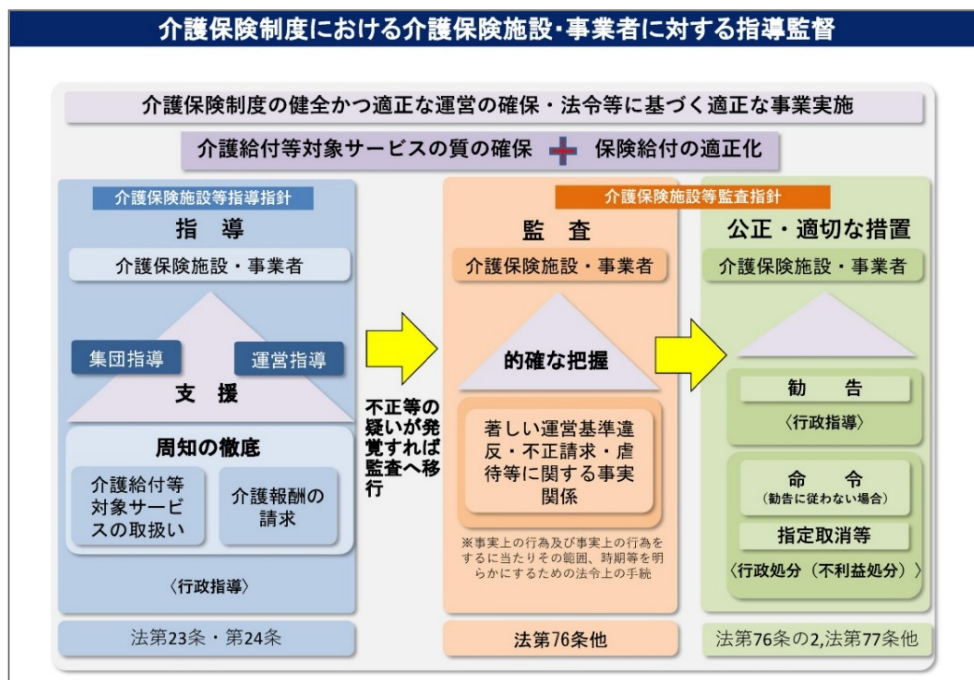
（出所：市提出資料により監査人作成）

③ 介護保険制度における指導監督

介護保険制度における指導監督は、介護保険法に基づき、要介護又は要支援の認定を受けた被保険者に対するサービス等の指定を受けた事業者等（以下「介護保険事業者等」という。）が運営する事業所等に対して行うものである。その概要は【図表50】のとおり、介護保険法第23条又は第24条に規定する権限を行使し行う「指導」と、不正等の疑いが認められる場合に介護保険法第76条等の権限を行使し行う「監査」があり、「指導」には「集団指導」と「運営指導」がある。

高槻市では、介護保険事業者等に対する指導監督に関し、「高槻市介護保険事業者等指導及び監査実施要綱」、「高槻市介護保険事業者等指導実施要領」（以下「指導実施要領」という。）、「高槻市介護保険事業者等監査実施要領」（以下「監査実施要領」という。）を定めている。

【図表 50】介護保険制度における指導監督の概要



(出所：厚生労働省 HP「介護保険制度等における指導監督」)

集団指導は、年1回、指導の対象となる介護保険事業者等を一定の場所に招集して行う講習会形式での実施を基本とするが、新型コロナウイルス感染症流行期以降、WEB形式（動画配信及びホームページへの資料掲載）にて行っている（指導実施要領第3条）。介護保険事業者等は、動画及び資料確認後に福祉指導課へ報告書を提出する必要がある、その状況はリストにて管理し、全対象先からの提出を確認している。

集団指導の過去3年間の実施状況の推移は、【図表 51】のとおりである。

【図表 51】介護保険制度における集団指導の実施状況

年度	対象	開催月	参加施設・事業所数
令和6年度	指定居宅サービス事業所等	6月	721
	指定地域密着型サービス事業所等		
	指定介護老人福祉施設		
	介護老人保健施設		
	有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅	7月	44
令和5年度	(令和6年度と同様)	6月	712
		7月	40
令和4年度	(令和6年度と同様)	6月	716
		7月	39

(出所：市提出資料により監査人作成)

運営指導は、厚生労働省「介護保険施設等運営指導マニュアル」に基づき、指定の有効期間である6年に1回以上の実施を原則とし、毎年度、対象の介護保険事業者等を選定し、重点事項を定め、「運営指導計画」を策定している。

運営指導の方法は、原則として実地により、提出書類等の審査及び管理者及び従業者等からの事情聴取により実施する。運営指導の結果は文書にて通知され、改善を要する事項（以下「文書指摘」という。）がある介護保険事業者等は、福祉指導課長の定める日まで（おおむね1か月以内）に、「改善報告書」の提出により、改善状況を報告する必要がある（指導実施要領第3条第2項、第4条）。また、介護給付等対象サービスの内容、介護給付費の算定又はその請求に過誤が確認されたときは、介護保険事業者等に対し、当該事例のほか、当該サービスの提供を行った全ての事例について自主的に点検（以下「自主点検」という。）させるとともに、その結果過誤が確認されたときは介護給付費の調整（以下「過誤調整」という。）を行うよう指導し、自主点検の結果と過誤調整の額等の報告を求める。

これらの運営指導の実施状況は、表計算ソフトにてリストを作成し、介護保険事業者等ごとに、指導時期・指摘事項の数と種別・改善報告書の提出期限・同提出日・過誤調整の額等の項目を登録し、進捗状況を一元管理している。また、提出された改善報告書の内容に不備がある場合、その補正状況を継続的にフォローしている。

運営指導の過去3年間の実施状況の推移及び令和6年度における文書指摘の内容は、【図表52】及び【図表53】のとおりである。実施頻度は、新型コロナウイルス感染症流行期に減少したものの、令和6年度は、原則的取扱いに戻すべく、実施数を増加させている。

【図表 52】 介護保険制度における運営指導の実施状況

年度	対象事業数	うち運営指導実施数	運営指導実施数のうち	
			文書指摘があった数	改善報告書提出数
令和6年度	894	143	134	134
令和5年度	893	73	66	66
令和4年度	879	53	41	41

(注) 対象事業数は、令和6年4月1日時点の数である。

(出所：市提出資料により監査人作成)

【図表 53】介護保険制度における運営指導での文書指摘の内容（令和 6 年度）

事業等種別	令和 6 年度 文書指摘の内容（延べ数）						
	基本方針	人員	設備	運営	法令遵守	報酬	計
指定居宅サービス	-	2	8	152	19	40	221
指定介護予防サービス	-	1	4	85	11	6	107
指定居宅介護支援	-	-	-	26	5	4	35
指定介護予防支援	-	-	-	8	-	-	8
指定地域密着型サービス	-	3	6	101	6	40	156
指定地域密着型介護予防サービス	-	-	1	46	5	13	65
指定介護老人福祉施設	-	-	-	2	-	-	2
介護老人保健施設	-	-	-	1	-	-	1
第一号事業	-	3	7	93	8	56	167
合計	-	9	26	514	54	159	762
参考：令和 5 年度	-	14	2	158	18	63	255
令和 4 年度	2	17	2	123	7	23	174

（出所：市提出資料により監査人作成）

監査は、次のいずれかに該当する場合に行われる。監査の結果、介護保険事業者等に指定等の基準違反の事実が確認された場合、勧告、命令、指定等の取消等の行政上の措置を行うことになる（監査実施要領第 5 条）。高槻市では、過去 3 年間に於いて、令和 5 年度に 5 事業所に対し監査を実施している。

【高槻市介護保険事業者等監査実施要領 第 3 条(1)（監査人要約）】

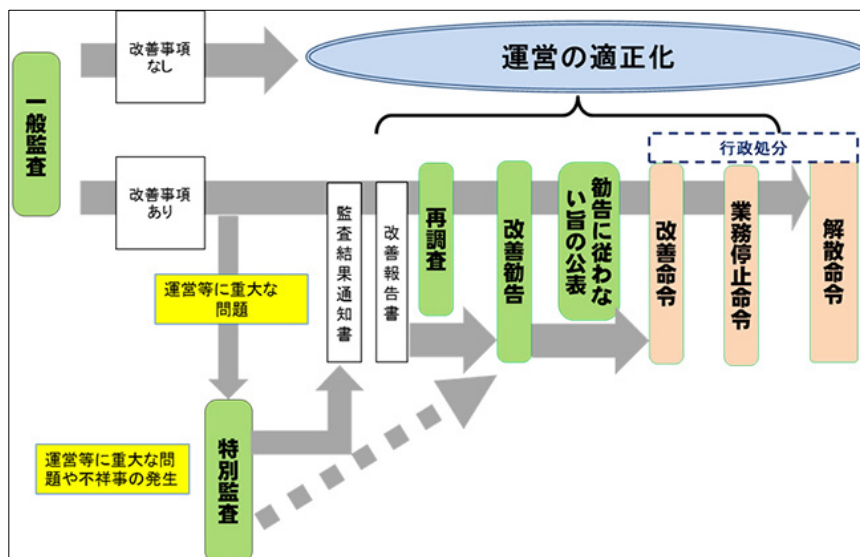
- ・利用者等に対して、虐待を行ったことを疑うに足りる理由があるとき
- ・介護保険法に規定する指定等の基準に重大な違反があると疑うに足りる理由があるとき
- ・介護給付等の対象サービスの内容に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき
- ・介護報酬等の請求に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき
- ・介護保険法の規定より報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を求められて、これに従わず、又は虚偽の報告をしたとき
- ・介護保険法の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、検査を拒み、妨げ若しくは忌避したとき
- ・不正の手段により介護保険事業所等の指定又は許可を受けたことを疑うに足りる理由があるとき
- ・度重なる運営指導を行ったにもかかわらず、介護給付等の対象サービスの内容、又は介護報酬の請求に改善が見られないとき
- ・上記のほか、健康福祉部長が、監査の実施が必要と認めたとき

④ 社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督

社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督は、社会福祉法等に基づき、社会福祉法人や社会福祉施設に対し「指導監査」を行うものである。その概要及び根拠法令等は、【図表 54】及び【図表 55】のとおりであり、「一般監査」と「特別監査」がある。特別監査は、運営等に重大な問題を有する法人及び施設を対象として随時実施されるものである。また、高槻市では、毎年 1 回、一般監査の実施時期の前に、全ての法人及び施設を対象に、過去の指導事例に基づく指導内容等について、講習会方式による「集合監査」を行っている。

高槻市では、当該指導監査に関し、「高槻市社会福祉法人等指導監査要綱」（以下「指導監査要綱」という。）、「高槻市社会福祉法人等指導監査要綱細則」（以下「指導監査要綱細則」という。）、社会福祉法人の「指導監査ガイドライン」、社会福祉施設の「指導監査基準」を策定している。また、毎年度、指導監査の「実施方針」を定めている。

【図表 54】社会福祉法人に対する指導監督の概要



(出所：厚生労働省 HP「社会福祉法人に対する指導監督」)

【図表 55】社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監査の根拠法令及び実施頻度

対象法人・施設	根拠法令	監査根拠法令	実施頻度
社会福祉法人	社会福祉法第 22 条	社会福祉法第 56 条	原則 3 年に 1 回
社会福祉施設			
救護施設	生活保護法 38 条第 2 項	生活保護法第 44 条	原則 3 年に 1 回
養護老人ホーム	老人福祉法第 20 条の 4	老人福祉法第 18 条	原則 3 年に 1 回
特別養護老人ホーム	老人福祉法第 20 条の 5	老人福祉法第 18 条	原則 3 年に 1 回
軽費老人ホーム	老人福祉法第 20 条の 6	社会福祉法第 70 条	原則 3 年に 1 回
障がい者支援施設	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 条	社会福祉法第 70 条	原則 3 年に 1 回

(出所：市提出資料により監査人作成)

一般監査には、原則として3年に1回程度実施される「実地指導監査」と、法人又は施設に問題が生じるおそれがあると認められる場合や実地指導監査において特定項目の指摘件数が多い場合等に行う「随時指導監査」がある。実地指導監査の方法は、原則として実地により、関係者からの事情聴取及び関係施設、設備及び帳簿書類等の確認により行う。監査の結果は文書にて通知され、同通知にて文書指摘がある場合は、福祉指導課長の定める日まで（おおむね1か月以内）に、「改善報告書」の提出により、改善状況を報告する必要がある（指導監査要綱第10条、第11条）。文書指摘事項等の毎年度の監査の実施結果は、高槻市のホームページにて公表されている（指導監査要綱第13条）。また、指摘事項の数等に基づき各法人及び施設を評価し、その結果を毎年度の監査対象の選定基準として使用しており、評価が低い法人及び施設は毎年実地指導監査を実施する取扱いとされている（指導監査要綱細則第4条）。

実地指導監査の実施状況は、表計算ソフトにてリストを作成し、法人・施設ごとの指導時期・評価・指摘事項の有無・改善報告書の提出期限・同提出日等の項目を集約管理するとともに、過去の指摘事項の種別と内容、改善状況等をデータベースソフトに登録し、進捗状況を管理している。

実地指導監査の過去3年間の実施状況の推移及び令和6年度における文書指摘の内容は、【図表56】及び【図表57】のとおりである。

【図表 56】 社会福祉法人及び社会福祉施設に対する実地指導監査の実施状況

年度	対象法人・施設数	うち 実地指導監査 実施数	実地指導監査実施数のうち	
			文書指摘が あった数	改善報告書 提出数
社会福祉法人				
令和6年度	31	14	12	12
令和5年度	33	11	8	8
令和4年度	33	11	8	8
社会福祉施設				
令和6年度	42	17	13	13
令和5年度	40	14	4	4
令和4年度	40	12	4	4

(注) 対象法人・施設数は、令和6年10月1日時点の数である。

(出所：市提出資料により監査人作成)

【図表 57】 社会福祉法人及び社会福祉施設に対する実地指導監査での文書指摘の内容
(令和 6 年度)

法人・施設等種別	令和 6 年度 文書指摘の内容 (延べ数)			
	法人運営	会計処理	その他	計
社会福祉法人	31	20	8	59
参考：令和 5 年度	26	11	10	47
令和 4 年度	33	17	1	51
	施設運営	会計処理	利用者支援	計
社会福祉施設				
高齢者福祉施設	9	25	17	51
障がい者支援施設等	1	-	2	3
合 計	10	25	19	54
参考：令和 5 年度	3	4	6	13
令和 4 年度	1	3	4	8

(出所：市提出資料により監査人作成)

(2) 過去の包括外部監査における指摘事項に対する措置

平成 27 年度包括外部監査における社会福祉事業等指導監督事業についての指摘事項、措置内容及び外部監査人の見解は、【図表 58】のとおりである。

【図表 58】 平成 27 年度包括外部監査に対する措置 (社会福祉事業等指導監督事業)

平成 27 年度包括外部監査における指摘事項	左記に対する措置内容	外部監査人の見解
指定介護事業者の指導・監査において、指導実施要領に則った運用がなされていない点が散見されるので、要領に従った運用となるよう見直されたい (結果)	<p><措置済(対応済)> 指導実施要領を改正し、実務との調整を行った。 運営指導の状況については、一覧性、検索性を高めるため、表計算ソフトにて「運営指導一覧ファイル」を作成し、事業所ごと、年度ごと、事業種別ごとの検索や、過誤調整により自主返還された金額の把握等が容易にできるよう対応した。改善報告書についても、同ファイルにて提出状況、内容等を管理している。 また、正当な理由なく過誤調整を行わない場合等不適切</p>	左記のとおり対応されていることを確認し、改善措置は適切に行われているものと判断する。

平成 27 年度包括外部監査における指摘事項	左記に対する措置内容	外部監査人の見解
	<p>な事案については、監査を実施する対応としている。（なお、運営指導後の改善状況が不適切な事案に該当して監査を実施した事例はない。）</p>	
<p>改善報告書の提出期限が容易に確認できるよう改善されたい (意見)</p>	<p><措置済(対応済)> 運営指導の結果通知の決裁において、通知文案に提出期日を記載し、確認できる運用としている。また、改善報告書の提出期日と提出日は、運営指導一覧ファイルに入力し、提出状況を管理している。</p>	<p>左記のとおり対応されていることを確認し、改善措置は適切に行われているものと判断する。</p>
<p>実地指導の実施頻度を再検討し、実施基準を策定されたい (意見)</p>	<p><措置済(対応済)> 運営指導を行う職員には一定のスキルが求められるところ、人事異動や介護保険制度改正への対応等様々な制約があるため、質を維持しながら実施頻度を増やすには体制強化が必要である。 指定事業者が増えていく状況において、効果的に指導を行うため、毎年度重点項目を定め、運営指導計画を策定している。</p>	<p>左記のとおり対応されていることを確認し、改善措置は適切に行われているものと判断する。 平成 27 年度包括外部監査における意見は、運営指導による介護報酬の自主返納等の効果を踏まえ、実施頻度を増やす方向での見直し、又は現体制での実施が困難な場合は合理的で弾力的な実施ルールを策定を求めるものであったが、人員体制の課題を踏まえ、効果的な指導となるよう毎年度重点項目を定めた実施計画を策定する対応としている。 なお、今後は、新型コロナウイルス感染症流行期に減少した運営指導の実施頻度について、原則的取扱いにより着実に進めることが期待される。</p>
<p>介護保険事業者に関する情報の検索性を高められたい (意見)</p>	<p><措置済(対応済)> 運営指導一覧ファイルにて、指導内容や結果等を体系的に保存し、各種データの検索性を高め、必要な情報を随時</p>	<p>左記のとおり対応されていることを確認し、改善措置は適切に行われているものと判断する。 なお、今後は、改善報告書の</p>

平成 27 年度包括外部監査における指摘事項	左記に対する措置内容	外部監査人の見解
	取得できるようにしている。	内容に補正が必要な案件の進捗状況等、運営指導一覧ファイルの管理項目の追加や精度向上により、データの更なる活用が期待される。

(注) 令和 3 年度の「介護保険施設等指導指針」等の改正により指導形態が見直され、「実地指導」の名称は「運営指導」に改められた。

(出所：監査人作成)

4. 老人クラブ補助事業、老人クラブ活動促進事業（長寿介護課）

(1) 事業の概要

① 事業内容

老人クラブ補助事業は、老人クラブ活動の指導・育成を図るとともに、地域社会の構成員としての役割を担う高齢者の社会参加を目的とした事業である。

具体的には、単位老人クラブ・シニアクラブ連合会の活動の一部について助成を行い、老人クラブ活動の指導・育成及び支援を行っている。また、高齢者が日常の趣味として創作した作品を展示する文化作品展の開催をシニアクラブ連合会へ委託している。

老人クラブ補助事業における過去 3 年間の実績の推移は、【図表 59】のとおりである。

【図表 59】老人クラブへの活動支援の実績

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
老人クラブ活動への支援(クラブ数)	166 クラブ	161 クラブ	152 クラブ
老人クラブ活動への支援(会員数)	9,870 人	9,436 人	8,887 人

(出所：市提出資料により監査人作成)

一方、老人クラブ活動促進事業は、老人クラブに対し、日帰り旅行に係る費用（交通費）の一部を補助することにより、老人クラブ活動の活性化を図るとともに、高齢者の生きがいや健康づくりを推進することを目的とした事業である。

老人クラブ活動促進事業における過去 3 年間の実績の推移は、【図表 60】のとおりである。

【図表 60】老人クラブ活動促進事業の実績

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
老人クラブ日帰り旅行支援(件数)	62 件	104 件	103 件

(出所：市提出資料により監査人作成)

② 事業費の推移及び主な内訳

老人クラブ補助事業及び老人クラブ活動促進事業の過去 3 年間の事業費の推移及び令和 6 年度における事業費の主な内訳は、【図表 61】及び【図表 62】のとおりである。

【図表 61】事業費の推移及び主な内訳（老人クラブ補助事業）

＜事業費の推移＞			
（一般会計）	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
当初予算額（千円）	23,968	22,541	21,690
決算額（千円）	21,779	21,096	20,445
＜事業費の内訳（令和 6 年度決算）＞			
節	金額（千円）	主な内容	
役務費	84	通信運搬費	
委託料	280	文化作品展委託料	
負担金補助及び交付金	20,082	単位老人クラブ・シニアクラブ連合会補助金	
合計	20,445		

（出所：市提出資料により監査人作成）

【図表 62】事業費の推移及び主な内訳（老人クラブ活動促進事業）

＜事業費の推移＞			
（一般会計）	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
当初予算額（千円）	18,051	16,451	17,731
決算額（千円）	5,447	9,237	10,961
＜事業費の内訳（令和 6 年度決算）＞			
節	金額（千円）	主な内容	
役務費	13	通信運搬費	
負担金補助及び交付金	10,948	活動促進事業補助金	
合計	10,961		

（出所：市提出資料により監査人作成）

③ 事業の成果（目標と実績の比較）

老人クラブ補助事業について、令和 5 年度及び令和 6 年度における事業の成果は、【図表 63】のとおりである。

【図表 63】事業の成果（老人クラブ補助事業）

	令和 5 年度実績	令和 6 年度目標	令和 6 年度実績
老人クラブ活動への支援(クラブ数)	161 クラブ	165 クラブ	152 クラブ
老人クラブ活動への支援(会員数)	9,436 人	9,500 人	8,887 人

（出所：「高槻市高齢者福祉計画・介護保険事業計画 令和 6 年度 進捗状況」により監査人作成）

(2) 監査の結果及び意見

① 補助金要綱における補助対象経費の明確化【意見 4】

老人クラブ補助金交付要綱の別表第3における補助対象経費の記載について、形態別分類による支出費目の記載がない。事業の柔軟性との兼ね合いもあるが、発生頻度が多い支出費目を明示するなどの対応を図られたい。

高槻市老人クラブ補助金交付要綱（以下、本項において「補助金交付要綱」という。）の別表第3における補助対象経費の記載は、以下のとおりである。

【高槻市老人クラブ補助金交付要綱（抜粋）】

（補助対象者、補助事業及び補助対象経費）

第3条

（略）

2 補助金の対象となる事業（以下、「補助事業」という。）は、以下の事業とする。

- (1) 老人クラブ活動事業
- (2) シニアクラブ連合会活動事業

3 補助金の対象となる経費（以下、「補助対象経費」という。）は、別表第3、別表第4及び別表第5に掲げる経費とする。

別表第3（第3条関係）

区分	基準額	対象経費
老人クラブ活動事業補助金	（略）	「高槻市老人クラブ運営基準(別表第1)」に基づく老人クラブ活動として必要と認められる経費(別表第5)のうち、弔費及び会議費を控除した経費

別表第5（第3条関係）

事業名	活動事業の主な内容	例示
(1) 地域活動事業	<ol style="list-style-type: none"> ①地域の清掃・美化 ②地域行事への参加 ③地域の見守り ④地域の交流等 	<ul style="list-style-type: none"> ○公園・集会所の清掃 ○学校行事への参加 ○友愛訪問 ○子どもの見守り ○ふれあいサロン などに係る経費
(2) 生きがいつくり事業	<ol style="list-style-type: none"> ①文化活動 ②研修旅行 ③各種教室 ④会員相互の交流等 	<ul style="list-style-type: none"> ○文化祭・演芸大会 ○交通安全講習会 ○ことぶき号研修旅行 ○囲碁・将棋等の教室 ○新年会等の懇親会 などにかかる経費

(3) 健康づくり事業	①介護予防・健康教室 ②スポーツ活動 ③スポーツ行事への参加	○介護予防教室 ○健康づくり講座 ○グラウンドゴルフ ○ゲートボール ○各種スポーツ大会 などに係る経費
-------------	--------------------------------------	---

(注) 下線は監査人による。

高槻市では、事業の柔軟性を重視し、補助金要綱上で補助対象経費の支出費目を明示しておらず、実績報告における収支決算書上も記載がない。しかし、補助金交付要綱における補助対象経費が明確でないと、老人クラブ活動の活性化を図り、高齢者の生きがいや健康づくりを推進するという補助金の目的に沿わない経費に対して補助金が交付されるおそれがある。

この点、高槻市においても、補助金交付要綱の別表第4の高槻市シニアクラブ連合会活動事業補助金の対象経費欄には、形態別分類（旅費、消耗品費といった発生形態別の分類）による支出費目が明示されている。

【高槻市老人クラブ補助金交付要綱（抜粋）】

別表第4（第3条関係）			
区分		基準額	対象経費
高槻市シニアクラブ連合会活動事業補助金	活動指導補助金	(略)	(略)
	健康活動事業補助金	(略)	高槻市シニアクラブ連合会が実施する健康活動事業に必要と認められる経費のうち次に掲げるもの <ul style="list-style-type: none"> ・報償費 ・旅費 ・消耗品費 ・印刷製本費 ・通信運搬費 ・使用料及び賃借料 ・備品購入費等
	事業運営補助金	(略)	高槻市シニアクラブ連合会の事務運営に必要と認められる経費（人件費）

また、大阪府内の中核市の老人クラブ運営補助金交付要綱を調査したところ、【図表64】のとおり、形態別分類による支出費目を明示している場合が多い状況となっている。

【図表 64】大阪府内中核市の老人クラブ運営補助金の対象経費

豊中市	枚方市	八尾市	東大阪市
会員の教養の向上、健康の増進及びレクリエーション並びに地域活動を行うために要する報償費、図書購入費、印刷製本費、備品購入費、旅費、消耗品費、通信運搬費、使用料及び賃借料のみに使用し、他に流用できない。	社会奉仕活動、老人教養講座の開催、健康増進事業、老人友愛訪問活動等に要する報償金、旅費、需用費、役務費、備品購入費、使用料及び賃借料	報償費、賃金、旅費、需用費、備品購入費、役務費、委託料、使用料及び賃借料	報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、食糧費、通信運搬費、保険料、委託料、使用料及び賃借料

(出所：各市の要綱により監査人作成)

事業の柔軟性との兼ね合いもあるが、補助対象事業における支出のうち、弔費及び会議費を除く一切を許容範囲とするのではなく、補助対象事業のうち、その目的と形態別分類による支出費目に照らして整理し、補助金交付要綱に明確に規定されたい。

② 老人クラブ活動促進事業補助金の利用促進【意見 5】

老人クラブ活動促進事業補助金の利用は低調にとどまっており、予算額と決算額に大きな乖離が発生している。老人クラブ活動の活性化を図り、生きがいや健康づくりを推進するという補助事業の目的を達成すべく、各老人クラブへのアンケート調査や利用事例の収集により、当該補助金の利用促進に努められたい。

老人クラブ活動促進事業は、各老人クラブやシニアクラブ連合会が日帰り旅行に行った場合の交通費の一部を予算計上している。

近年、コロナ禍による影響で活動を休止していたクラブが多く、コロナ禍後に以前と同様の活動を再開することが難しくなっている。また、老人クラブの役員の高齢化が進み、担い手がおらずクラブの解散に至るケースなどもあり、当該補助金の利用は低調にとどまり、【図表 62】にあるように継続して当初予算額と決算額に大きな乖離が発生している。

老人クラブ活動の活性化を図り、高齢者の生きがいや健康づくりを推進するという補助事業の目的を達成すべく予算を計上していることから、例えば、各老人クラブへのアンケートにより当該補助制度を利用できていない理由を調査したり、積極的に補助制度を利用しているクラブから事例を収集したりすることにより、当該補助金の利用促進に努められたい。

5. シルバー人材センター補助事業（長寿介護課）

(1) 事業の概要

① 事業内容

シルバー人材センター補助事業は、高齢者の就業機会の拡大と福祉の増進を図るとともに、高齢者の能力を活かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的として、シルバー人材センターの事業実施に要する経費の一部を補助するものである。

② 事業費の推移及び主な内訳

シルバー人材センター補助事業の過去3年間の事業費の推移及び令和6年度における事業費の主な内訳は、【図表65】のとおりである。

【図表 65】 事業費の推移及び主な内訳（シルバー人材センター補助事業）

<事業費の推移>			
(一般会計)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額(千円)	37,069	37,069	37,069
決算額(千円)	37,069	37,069	37,069
<事業費の内訳(令和6年度決算)>			
節	金額(千円)	主な内容	
負担金補助及び交付金	37,069	センター運営補助金、協会・協議会負担金	
合計	37,069		

(出所：市提出資料により監査人作成)

③ シルバー人材センターの概要

シルバー人材センターは、高槻市内に居住する60歳以上の健康で働く意欲のある人に、臨時的・短期的かつ軽易な仕事を紹介し、就業機会の増大と生きがいを提供する組織であり、昭和57年8月に任意団体として設立された後、昭和57年10月に社団法人化した。

その後、公益法人制度改革により、平成24年4月に公益社団法人に移行している。

シルバー人材センターの概要は、【図表66】のとおりである。

【図表 66】シルバー人材センターの概要

所在地	高槻市古曽部町一丁目 1-5		
設立年月日	昭和 57 年 8 月 27 日		
会員数	1,096 人（令和 6 年度）		
執行体制	役員	理事長 1 人 副理事長 1 人 常務理事 1 人 理事 14 人 監事 2 人	
	事務局	事務局長 1 人 事務局次長 1 人	
		庶務・経理	主査 1 人 主任 1 人 臨時職員 1 人
		業務	職員 2 人 非常勤職員 3 人 臨時職員 3 人
設立目的	定年退職者等の高年齢退職者の希望に応じた臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業の機会を確保し、これらの者に対して組織的に提供することなどにより、その就業を援助して、これらの者の生きがいの充実、社会参加の推進を図ることにより、高年齢退職者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。		
事業内容	<p>(1) 臨時的かつ短期的な就業（雇用によるものを除く。）又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものを除く。）を希望する高年齢退職者のために、これらの就業の機会を確保し、及び組織的に提供すること。</p> <p>(2) 臨時的かつ短期的な雇用による就業又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものに限る。）を希望する高年齢退職者のために、職業紹介事業又は労働者派遣事業を行うこと。</p> <p>(3) 高年齢退職者に対し、臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習を行うこと。</p> <p>(4) 高年齢退職者のための臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業を通じて、高年齢退職者の生きがいの充実及び社会参加の推進を図るために必要な事業を行うこと。</p> <p>(5) 上記のほか、高年齢退職者の多様な就業機会の確保及び地域社会、企業等における高年齢退職者の能力の活用を図るために必要な事業を行うこと。</p> <p>(6) その他目的を達成するために必要な事業を行うこと。</p>		

（出所：市提出資料により監査人作成）

④ 事業の成果（目標と実績の比較）

シルバー人材センター補助事業について、令和 6 年度における目標値と達成状況は【図表 67】のとおりである。

【図表 67】令和 6 年度におけるシルバー人材センター補助事業の目標値と達成状況

指標	目標値	実績値
会員数（人）	1,100	1,096
契約金額（千円）	481,000	441,778

（出所：市提出資料により監査人作成）

(2) 監査の結果及び意見

① 施策目標の指標及び目標値の設定方法【意見 6】

次期計画における目標値の設定に当たっては、他市のシルバー人材センターの状況も勘案した上で、設定する必要がある。また、高齢者の雇用を促進するため、就業率について次期計画における施策目標の指標に追加することも検討されたい。

第 9 期計画におけるシルバー人材センター補助事業に係る施策目標の指標には、シルバー人材センターの会員数と受託事業の契約金額の 2 つが設定されている。

これらの指標の過去 3 年間の実績値及び令和 6 年度の目標値は【図表 68】のとおりである。

【図表 68】シルバー人材センターの会員数と受託事業の契約金額の推移

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	
	実績	実績	目標	実績
会員数（人）	1,042	1,049	1,100	1,096
契約金額（千円）	429,880	432,738	481,000	441,778

（出所：市提出資料により監査人作成）

一方、会員数及び契約金額について、高槻市と大阪府内の中核市と比較すると、【図表 69】のとおりである。

【図表 69】会員数及び契約金額の他市比較（令和 6 年度）

	高槻市	豊中市	吹田市	枚方市	東大阪市	八尾市	寝屋川市
会員数(A)(人)	1,096	1,640	1,962	1,722	1,451	1,725	1,147
60 歳以上人口 (B)(人)	120,882	129,323	112,707	137,885	162,891	89,406	80,836
加入率(A÷B)	0.91%	1.27%	1.74%	1.25%	0.89%	1.93%	1.42%
総人口（人）	344,852	405,423	384,302	391,645	477,481	258,285	223,860
契約金額（千円）	441,778	556,550	938,631	679,838	757,659	858,941	590,648

（注）・会員数及び契約金額は各シルバー人材センターの事業報告による。

・人口は、高槻市、吹田市及び東大阪市は令和 7 年 3 月 31 日現在、豊中市、枚方市、八尾市及び寝屋川市は令和 7 年 4 月 1 日現在。

（出所：監査人作成）

会員数については、実績値は目標値に近似しており、目標をほぼ達成している。しかし、【図表 69】のとおり、会員数をシルバー人材センターに加入できる 60 歳以上の人口で除した加入率でみると、大阪府内中核市の中では比較的低いことが分かる。

一方、契約金額については目標を達成しておらず、大阪府内の中核市の中でも最も低い状況となっている。

次期計画における会員数と契約金額の目標値については、このような他市の状況も勘案し、目標とすべき水準を設定することが望ましい。

また、シルバー人材センターの令和 6 年度の事業報告書に記載されている受託事業及び労働者派遣事業の取組実績等の項目には、会員数と受託事業収益（契約金額）のほか、年間就業率が記載されている。高齢者の就業機会の拡大を支援する観点からは、就業率を目標値に追加することも検討されたい。

② 要綱への消費税仕入控除税額の取扱いの明記【意見 7】

高槻市高年齢者労働能力活用事業費補助金交付要綱には、消費税仕入控除税額の取扱いが明記されていないが、国の要綱には消費税仕入控除税額の確定に伴う報告及び補助金の返還に係る規定が置かれていることに鑑み、同要綱に消費税仕入控除税額の取扱いを明記する必要性について検討されたい。

消費税は、生産、流通の各段階で重ねて課税されないように、確定申告において、課税売上高に対する消費税額から課税仕入れに係る消費税を控除する仕組みが採られている。補助金の収入については、消費税が課されないため、消費税込みの経費を基礎として補助金の交付を受けた被補助者において交付額に係る消費税仕入控除税額がある場合には、消費税等相当額が還付されることになる。その結果、消費税等相当額について、補助及び還付として、被補助者に対して二重に利益を与えることとなるため、国の補助制度においては、消費税の確定申告において、消費税等相当額の還付が明らかになった場合には、これを返還させる取扱いとしているのが通例である。

この点、シルバー人材センターは、シルバー人材センター連合を通じて、国の高年齢者就業機会確保事業費等補助金及び雇用開発支援事業費等補助金を交付されているが、国の要綱には、消費税仕入控除税額の取扱いが明記されている。

【高年齢者就業機会確保事業費等補助金（シルバー人材センター事業分）及び雇用開発支援事業費等補助金（シルバー人材センター事業分）交付要綱（抜粋）】

（消費税仕入控除額の確定に伴う補助金の返還）

第 13 条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税の申告により補助事業に係る消費税仕入控除額が確定した場合（仕入控除税額が 0 円の場合を含む。）には、消費税額の確定に伴う報告書（様式第 11 号）により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度 6 月 30 日までに都道府県労働局長を経由して厚生労働大臣に報告しなければならない。

- 2 厚生労働大臣は、前項の報告があった場合には、当該消費税仕入控除額の返還を命ずる。
- 3 前条第3項の規定は、前項の返還を命ずる場合において準用する。

一方、シルバー人材センターへの運営補助金について規定している高槻市高年齢者労働能力活用事業費補助金交付要綱には、消費税仕入控除税額の取扱いが明記されていない。

所管課によると、補助事業に係る仕入控除税額が0円であり、返還を求める必要はないとのことであったが、豊中市のように、国の要綱に倣って、シルバー人材センターへの補助金の要綱に消費税仕入控除税額の取扱いについての規定を置いている例もある。

【豊中市高年齢者労働能力活用事業費補助金交付要綱】

(消費税等仕入税額控除の確定に伴う補助金の返還)

第12条の2 センターは、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除額(交付対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法の規定による地方消費税法の税率を乗じて得た金額の合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合も含む。)には、様式第7号により、速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度の6月30日までに市長に報告するものとする。

2 前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入税額の全部又は一部を市に返還させることができるものとする。

については、高槻市高年齢者労働能力活用事業費補助金交付要綱にも消費税仕入控除税額の取扱いを明記する必要性について検討されたい。

6. ケアハウス事務費補助事業(長寿介護課)

(1) 事業の概要

① 事業内容

ケアハウス事務費補助事業は、ケアハウスを設置する社会福祉法人に対し補助金(事務費軽減相当額)を支給することにより入所者が低額な料金で入所できるようにすることを目的とした補助事業である。

ケアハウス事務費補助事業における過去3年間の実績の推移は、【図表70】のとおりである。

【図表 70】 ケアハウス事務費補助事業の実績

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
軽費老人ホーム入所(入所者数)	82件	111件	117件
軽費老人ホーム入所(退所者数)	86件	115件	118件

(出所：市提出資料により監査人作成)

② 事業費の推移及び主な内訳

ケアハウス事務費補助事業の過去3年間の事業費の推移及び令和6年度における事業費の主な内訳は、【図表71】のとおりである。

【図表71】事業費の推移及び主な内訳（ケアハウス事務費補助事業）

＜事業費の推移＞			
（一般会計）	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額（千円）	243,000	250,493	251,629
決算額（千円）	236,754	243,013	254,008
＜事業費の内訳（令和6年度決算）＞			
節	金額（千円）	主な内容	
負担金補助及び交付金	254,008	ケアハウス事務費補助金	
合計	254,008		

（出所：市提出資料により監査人作成）

(2) 監査の結果及び意見

① 補助金交付要綱の改正漏れ【結果3】

高槻市軽費老人ホーム事務費補助金交付要綱第3条について、平成20年12月の民法改正に対応した引用条文の修正が行われていないため、改正する必要がある。

高槻市軽費老人ホーム事務費補助金交付要綱第3条には、補助対象者が規定されている。補助対象者の中に「民法第34条の規定により設立された公益法人」とあるが、平成20年12月1日に公益法人関連三法が施行され、公益法人の設立根拠規定の旧民法34条は廃止されており、現在は、移行期間を経て一般社団・財団法人又は公益社団・財団法人に移行している。

補助金交付要綱は、補助金事務を行う上で基本的なルールであり、正確な内容が求められる。上記の法律改正の状況を踏まえ、速やかに当該規定を改正されたい。

【高槻市軽費老人ホーム事務費補助金交付要綱（抜粋）】

（補助対象者、補助事業及び補助対象経費）

第3条

補助金の交付の対象となる者は、軽費老人ホームを設置する社会福祉法人並びに社会福祉法第62条第2項の規定により市長の許可を受けた法人（ケアハウスを設置する民法第34条の規定により設立された公益法人、農業協同組合、全国厚生農業協同組合連合会の会員である厚生（医療）農業協同組合連合会及び医療法人等）とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

（略）

（注）下線は監査人による。

② 要綱への消費税仕入控除税額の取扱いの明記【意見 8】

補助金に係る仕入控除税額が発生する可能性は低いと判断し、補助金交付要綱に消費税仕入税額控除に係る取扱いを規定していない。しかし、補助金の交付先に控除税額相当額の利益が発生する可能性は否定できないため、補助金に係る消費税仕入税額控除の取扱いを要綱に規定することが望ましい。

高槻市軽費老人ホーム事務費補助金交付要綱において、補助金に係る消費税仕入税額控除の取扱いを規定していない。当該補助金の交付先は主に社会福祉法人であり、補助金等の対価性のない収入である特定収入の割合が一般的に高く、消費税等の申告上、特定収入により賄われる課税仕入れ等に係る税額について仕入税額控除の対象から除外する調整計算が行われることで、仕入税額控除額が発生する可能性が低いと判断していたためである。

しかし、当該補助金の補助対象経費には委託費等の課税科目が含まれており、補助金交付先が主に社会福祉法人であったとしても、課税事業者で特定収入割合が低くなる可能性もあり、仕入控除税額が発生しないとは限らない。したがって、補助金に係る消費税仕入税額控除の取り扱いを同要綱に規定することを検討されたい。

7. 市営バス高齢者無料・割引乗車事業（長寿介護課）

(1) 事業の概要

① 事業内容

高齢者の介護予防や健康づくり、引きこもり防止等社会参加の促進を図るため、満 70 歳以上の対象者に市営バス割引乗車券（IC カード）、満 75 歳以上の対象者に市営バス無料乗車券（IC カード）を交付するとともに、市交通部に対し実績に応じた負担金を交付している。

交付業務は郵便局に委託しており、対象者は、自宅に郵送される申請書を市内郵便局に持参して申請を行い、割引乗車券あるいは無料乗車券の交付を受けることとなっている。

② 事業費の推移及び主な内訳

市営バス高齢者無料・割引乗車事業の過去 3 年間の事業費の推移及び令和 6 年度における事業費の主な内訳は、【図表 72】のとおりである。

【図表 72】 事業費の推移及び主な内訳（市営バス高齢者無料・割引乗車事業）

＜事業費の推移＞			
（一般会計）	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
当初予算額（千円）	719,654	720,415	757,395
決算額（千円）	687,669	706,196	719,022
＜事業費の内訳（令和 6 年度決算）＞			
節	金額（千円）	主な内容	
需用費	92	印刷製本費	
役務費	1,079	通信運搬費	
委託料	840	市営バス乗車券交付業務委託料	
負担金補助及び交付金	717,011	市営バス乗車負担金	
合計	719,022		

（出所：市提出資料により監査人作成）

市営バス乗車負担金は、交通部との「市営バス高齢者無料乗車制度及び市営バス高齢者割引乗車制度に関する負担協定書」（令和 3 年 4 月 1 日付）に基づき、高齢者無料・割引乗車券が乗車回数券相当として 1 乗車 200 円と換算し、負担割合を市長 3：交通部 1 として、乗車実績により交通部に交付するものである。

(2) 過去の包括外部監査における指摘事項に対する措置

平成 27 年度包括外部監査における市営バス高齢者無料・割引乗車事業についての指摘事項、措置内容及び外部監査人の見解は、【図表 73】のとおりである。

【図表 73】 平成 27 年度包括外部監査に対する措置（市営バス高齢者無料・割引乗車事業）

平成 27 年度包括外部監査における指摘事項	左記に対する措置内容	外部監査人の見解
事務事業評価表における指標の見直しを検討されたい （意見）	＜措置済（対応済）＞ 本制度は令和元年度にその在り方を検討した結果、令和 3 年度から新たな制度に移行することとなったため、令和 3 年度実績分以降については、「実利用者数」を評価指標とする。	平成 27 年度当時は紙の乗車証であったため、実利用者数を把握できなかった。その後乗車証が IC カードになり、実利用者数が把握できることとなった。評価指標を実利用者数としており、改善措置は適切に行われているものと判断する。
乗車証の交付方法の見直しを検討されたい （意見）	＜措置済（対応済）＞ 平成 30 年度から、紙製の市営バス無料乗車証の IC カード化を進めており、IC カードの交付方法としては、70 歳以	平成 30 年度以降、利用者は市内郵便局にて申請し、乗車券の交付を受けることとなった。利用者の外出を促し、郵送費の削減を図っており、

平成 27 年度包括外部監査における指摘事項	左記に対する措置内容	外部監査人の見解
	<p>上の高齢者に IC カード交付申請書等を郵送し、高齢者からの申請により、市内各所の郵便局で IC カードを受け取れるようにしている。また、郵便局の混乱・混雑を避けるため、対象となる高齢者の誕生日ごとに、市から申請書等を郵送する日をずらすなどの工夫も行っている。</p>	<p>改善措置は適切に行われているものと判断する。</p>
<p>補助金額算定方法の見直しを検討されたい (意見)</p>	<p><措置済(対応済)> 従来から補助金として毎年 6 億円を定額で交通部へ支払っていたが、令和 3 年 4 月 1 日付けで「市営バス高齢者無料乗車制度及び市営バス高齢者割引乗車制度に関する負担金協定書」を締結し、無料乗車分は 1 乗車 150 円、割引乗車分は 1 乗車 50 円を負担することとした。</p>	<p>定額から乗車実績により補助金が精算されることとなり、改善措置は適切に行われているものと判断する。ただし、交通部との負担割合は、交通部との協議により 3:1 とされており、現時点では、一定の合理性があると考えますが、制度の利用状況を踏まえ、適宜、見直しを行う必要がある。</p>
<p>所得制限の導入等、新たな制度設計を検討されたい (意見)</p>	<p><措置済(対応済)> 市営バス高齢者無料乗車制度について、令和元年度にその在り方を検討した結果、令和 3 年度より新たな制度に移行することとなった。 従来からバス乗車運賃には所得による区分差はないため、新制度においても所得を勘案した制限等は設定しないこととし、無料対象年齢を 70 歳から 75 歳に引き上げたうえで、70 歳から 74 歳の方へは運賃の割引制度を創設することとした。</p>	<p>令和 3 年度より新制度となったが、所得制限は導入されておらず、今後の検討課題である。</p>

(出所：監査人作成)

8. 緊急通報装置設置事業（長寿介護課）

(1) 事業の概要

① 事業内容

緊急通報装置設置事業は、利用者の緊急時の不安を解消し、住み慣れた地域社会で安心して生活できるよう実施している事業である。具体的には、利用者が体調不良等により緊急に対応が必要なとき、ボタンを押すだけで通報センターに連絡することができるよう利用者の自宅に緊急通報装置を設置し、通報センターが安否を確認するとともに利用者の状況により、訪問もしくは関係機関に連絡を行っている。また、ひとり暮らし高齢者の見守り体制をより強化するため、希望者には熱感知センサーを設置している。さらに、固定電話回線契約がない高齢者の設置希望に対応するため、モバイル型の機器も導入している。

緊急通報装置設置事業における過去3年間の実績の推移は、【図表74】のとおりである。

【図表 74】 緊急通報装置設置事業の実績

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
緊急通報装置の設置件数	1,603件	1,524件	1,543件
うち、熱感知センサー	831件	817件	837件

(出所：市提出資料により監査人作成)

② 事業費の推移及び主な内訳

緊急通報装置設置事業の過去3年間の事業費の推移及び令和6年度における事業費の主な内訳は、【図表75】のとおりである。

【図表 75】 事業費の推移及び主な内訳（緊急通報装置設置事業）

<事業費の推移>			
(一般会計)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額(千円)	19,525	27,687	24,378
決算額(千円)	19,669	19,837	20,602
<事業費の内訳(令和6年度決算)>			
節	金額(千円)	主な内容	
委託料	20,602	緊急通報装置等設置業務委託	
合計	20,602		

(出所：市提出資料により監査人作成)

また、緊急通報装置等設置業務委託の概要は、【図表76】のとおりである。

【図表 76】緊急通報装置等設置業務委託の概要

契約件名	緊急通報装置等設置業務委託契約
委託先	大阪ガスセキュリティサービス株式会社
契約方法	随意契約（複数単価契約の見積り合わせ）
契約金額	緊急通報装置 1 件当たり月額 907 円 熱感知センサー 1 件当たり月額 781 円 モバイル端末型 1 件当たり月額 1,089 円
契約期間	令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

（出所：市提出資料により監査人作成）

③ 事業の成果（目標と実績の比較）

緊急通報装置設置事業について、令和 5 年度及び令和 6 年度における事業の成果は、【図表 77】のとおりである。

【図表 77】事業の成果（緊急通報装置等設置事業）

	令和 5 年度実績	令和 6 年度目標	令和 6 年度実績
緊急通報装置の設置件数	1,524 件	1,620 件	1,543 件

（出所：「高槻市高齢者福祉計画・介護保険事業計画 令和 6 年度 進捗状況」により監査人作成）

(2) 過去の包括外部監査における指摘事項に対する措置

平成 30 年度包括外部監査における緊急通報装置設置事業についての指摘事項、措置内容及び外部監査人の見解は、【図表 78】のとおりである。

【図表 78】平成 30 年度包括外部監査に対する措置（緊急通報装置設置事業）

平成 30 年度包括外部監査における指摘事項	左記に対する措置内容	外部監査人の見解
複数単価契約の手続について明確なルールを設けたうえで、予定価格を単価毎に設定し、予定数量も設定し、予定価格調書を作成すべきである。（意見）	＜措置済（対応済）＞ 次回単価契約更改時の見積り合わせによる随意契約では、契約検査課より示された方向性に基づき、予定価格の設定及び予定価格調書の作成を行うものとする。	左記の措置内容では、予定価格調書を作成することとしているが、令和 5 年度からの委託契約については、委託費の積算内訳を作成し、執行起案に添付したことをもって、予定価格調書の作成を省略していた。 市の契約事務の手引きでは、単価契約についても予定価格調書を作成することが望ましいとされており、措置内容とも異なる対応となっていることから、次回契約時には予定価格調書を作成されたい。

（出所：監査人作成）

9. 高齢者地域支えあい事業（長寿介護課）

(1) 事業の概要

① 事業内容

高齢者地域支えあい事業は、65歳以上のひとり暮らし高齢者及び高齢者世帯が地域の中で孤立することなく、安心して暮らせるまちづくりの形成を図ることを目的とした事業である。高齢者を地域で支えあうという観点から、地区福祉委員及び地域の協力者が行う対象者への見守り・声かけ訪問活動を市社協への委託事業として実施している。

高齢者地域支えあい事業における過去3年間の実績の推移は、【図表79】のとおりである。

【図表 79】 高齢者地域支えあい事業の実績

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
対象者数	3,336人	3,249人	3,186人

(出所：市提出資料により監査人作成)

② 事業費の推移及び主な内訳

高齢者地域支えあい事業の過去3年間の事業費の推移及び令和6年度における事業費の主な内訳は、【図表80】のとおりである。

【図表 80】 事業費の推移及び主な内訳（高齢者地域支えあい事業）

<事業費の推移>			
(一般会計)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額(千円)	14,572	14,509	14,541
決算額(千円)	13,144	13,901	14,115
<事業費の内訳(令和6年度決算)>			
節	金額(千円)	主な内容	
委託料	14,115	高齢者地域支えあい事業委託料	
合計	14,115		

(出所：市提出資料により監査人作成)

また、高齢者地域支えあい事業委託の概要は、【図表81】のとおりである。

【図表 81】 高齢者地域支えあい事業委託の概要

契約件名	高齢者地域支えあい事業委託契約
委託先	社会福祉法人高槻市社会福祉協議会
契約方法	随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）
契約金額	14,114,713円
契約期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日

(出所：市提出資料により監査人作成)

③ 事業の成果（目標と実績の比較）

高齢者地域支えあい事業について、令和 5 年度及び令和 6 年度における事業の成果は、【図表 82】のとおりである。

【図表 82】事業の成果（高齢者地域支えあい事業）

	令和 5 年度実績	令和 6 年度目標	令和 6 年度実績
高齢者地域支えあい事業	3,186 人	3,200 人	3,249 人

（出所：「高槻市高齢者福祉計画・介護保険事業計画 令和 6 年度 進捗状況」により監査人作成）

(2) 過去の包括外部監査における指摘事項に対する措置

平成 27 年度包括外部監査における高齢者地域支えあい事業についての指摘事項、措置内容及び外部監査人の見解は、【図表 83】のとおりである。

【図表 83】平成 27 年度包括外部監査に対する措置（高齢者地域支えあい事業）

平成 27 年度包括外部監査における指摘事項	左記に対する措置内容	外部監査人の見解
市として委託料の用途を把握されたい(意見)	<措置済(対応済)> 平成 28 年度の事業実績報告から、委託業務をより詳細に把握できる報告書の添付を義務付けた。	高槻市高齢者地域支えあい事業実施要綱の第 7 条に規定されている報告書*を確認した。 委託業務の詳細の記載があり、改善措置は適切に行われているものと判断する。 ※令和 6 年度高齢者地域支えあい事業活動報告、高齢者地域支えあい事業受託事業費収支精算書、高齢者地域支えあい事業決算報告書
委託料の定め方(科目、積算基準)を合理的なものとされたい(意見)	<措置済(対応済)> 平成 29 年度予算から、委託料の積算基準を、当該事業にかかる地区福祉委員会の支出内容に沿ったものとなるよう変更した。	当該意見の趣旨は、ボランティア数等の活動規模を表す指標を委託料の積算において考慮することを求めるものである。令和 6 年度高齢者地域支えあい事業 見積内訳書を確認したところ、各地区の消耗品費及び印刷製本費の積算額について当時よりも幅を持たせることで、活動規模を反映させていることを確認した。

（出所：監査人作成）

10. 生活支援サポーター事業（長寿介護課）

(1) 事業の概要

① 事業内容

生活支援サポーター事業は、生活支援サポーター（以下「サポーター」という。）活動を通じた高齢者の介護予防を推進するとともに、高齢者の社会参加を支援し、もって高齢者が健康でいきいきと暮らす地域社会の創造に寄与することを目的とし、介護保険法第 115 条の 45 に規定する地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業における一般介護予防事業として実施する事業である。介護保険等の公的サービスと地域の日常的な支えあい活動のすき間を埋めることが期待されている。

事業の対象者は、市内に居住する者で、生活支援を受ける者（以下「利用者」という。）は 65 歳以上の高齢者である。

当該事業では、市長が指定する研修を受講した者、又は介護予防・生活支援サービス事業従事者要件を満たす者で、高槻市生活支援サポーター登録者研修に参加し、登録申請したサポーターが、利用者に対し、見守りや外出支援、日常生活における支援などを行う。活動は原則 1 回 2 時間未満とし、利用料は無料（実費は利用者負担）である。サポーターには活動実績に応じてポイントを付与し、一定数に達すると商品券と交換できる仕組みを導入している。

事業は、地域の高齢者や高齢者支援の担い手に関する実情を十分に把握し、総合相談でも十分な実績があるとして、随意契約により市社協に委託している。

令和 6 年度におけるサポーター登録人数、総利用者数（相談件数）、サポーター派遣件数は、【図表 84】のとおりである。

【図表 84】サポーター登録人数、総利用者数（相談件数）、サポーター派遣件数

サポーター登録者数	245 人（新規登録者 20 人、非継続 15 人）
相談件数	183 件
サポーター派遣人数	103 件
サポーター派遣延べ回数	265 回

（出所：委託先年間報告により監査人作成）

② 事業の成果（目標と実績の比較）

生活支援サポーター事業について、令和 5 年度及び令和 6 年度における事業の成果は、【図表 85】のとおりである。

【図表 85】事業の成果（生活支援サポーター事業）

	令和 5 年度実績	令和 6 年度目標	令和 6 年度実績
サポーター登録数	240 人	250 人	245 人
利用人数	153 人	140 人	103 人

（出所：「高槻市高齢者福祉計画・介護保険事業計画 令和 6 年度 進捗状況」により監査人作成）

③ 事業費の推移及び主な内訳

生活支援サポーター事業の過去 3 年間の事業費の推移及び令和 6 年度における事業費の主な内訳は、【図表 86】のとおりである。

【図表 86】事業費の推移及び主な内訳（生活支援サポーター事業）

＜事業費の推移＞			
（一般会計）	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
当初予算額（千円）	6,803	6,892	7,128
決算額（千円）	6,049	6,442	7,274
＜事業費の内訳（令和 6 年度決算）＞			
節	金額（千円）	主な内容	
委託料	7,128	生活支援サポーター事業委託料	
償還金利子及び割引料	146	返還金	
合計	7,274		

（出所：市提出資料により監査人作成）

また、生活支援サポーター事業委託の概要は、【図表 87】のとおりである。

【図表 87】生活支援サポーター事業委託の概要

契約件名	高槻市生活支援サポーター事業
委託先	社会福祉法人高槻市社会福祉協議会
契約方法	随意契約（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号）
契約金額	7,128,000 円
契約期間	令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

（出所：市提出資料により監査人作成）

(2) 監査の結果及び意見

① 利用者拡大と生活支援サポーターの活動機会の確保【意見 9】

令和 6 年度の生活支援サポーターは登録 245 人に対し、利用者 103 人と支援側が多く、活動機会が十分に確保されていない。要因として、制度の認知度不足やニーズとのミスマッチが考えられる。今後は、利用者調査や活動内容の柔軟化、周知強化により、生活支援サポーター登録者が活躍できる体制整備が求められる。

令和 6 年度の生活支援サポーターは目標 250 人に対し、実績 245 人とおおむね計画どおり確保されている。一方で、利用者数は目標の 140 人に対し 103 人ととどまっている。さらに、生活支援サポーターと利用者进行比较すると、実績ベースだけでなく目標ベースにおいても支援者側の人数が多く、支援する側が受け手を大きく上回る構図となっている。

利用者の中には年間複数回サービスを利用する者もいるため、延べ件数としては令和6年度で265件となるが、1人当たりの平均派遣回数は1.1件程度にとどまり、サポーターの多くが年1回も活動できていない実態が見られる。

過去5年間の生活支援サポーター登録者数と利用延べ件数から算出した生活支援サポーター平均派遣件数の推移は、【図表88】のとおりである。

【図表 88】生活支援サポーター平均派遣件数

年度	生活支援サポーター登録者数（人） ①	利用者		生活支援サポーター平均派遣件数（件）②/①
		派遣人数（人）	延べ件数（件）②	
令和2年度	201	93	216	1.1
令和3年度	223	95	202	0.9
令和4年度	236	135	383	1.6
令和5年度	240	153	417	1.7
令和6年度	245	103	265	1.1

（出所：市提出資料により監査人作成）

過去5年間の推移をみると、生活支援サポーターの平均派遣件数は0.9件から1.7件までの範囲で推移しており、令和4年度、5年度にはやや増加傾向がみられるものの、活動量は依然として低水準にとどまっている。

このように、サポーターの登録数が安定的に確保されているにもかかわらず、実際の活動件数が伸び悩んでいることから、支援する意欲を持つ人材が十分に活躍できていない構造的課題があるといえる。

制度の趣旨である「地域住民による支えあいの仕組みづくり」の観点からも、登録者が活動できる機会をいかに増やすかが重要である。

利用が低調である理由として、以下の要因が考えられる。

i. 制度の認知度不足

市民や関係機関への周知が十分でなく、制度自体を知らない潜在的利用者が多い。

ii. ニーズとサービス内容のミスマッチ

令和6年度の相談件数183件のうち、派遣につながったのは103件（約56%）である。残りの相談には、ボランティアでは対応が難しい作業（専門業者に依頼すべき内容や有償サービス領域）が含まれ、断らざるを得ないケースや、利用者自身を取り下げるケースもある（【図表89】参照）。

【図表 89】相談に対する顛末の内訳（令和6年度）

顛末	相談数（件）
派遣	103
他で対応	30
初期相談のみ	42
取り下げ	7
その他	1
合計	183

（出所：委託先年間報告により監査人作成）

iii. 活動内容の限定性

現行のサポーター活動の内容は次のとおりであり、付き添いや買い物などの物理的支援に限られている。

【高槻市生活支援サポーター事業実施要綱第6条（活動内容）（抜粋）】

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> (1) 利用者の安心確保を目的とした見守り活動 (2) 日常生活における外出支援 (3) 日常生活における生活支援 (4) その他市長が適当と認める活動 |
|---|

一方、利用者には「話し相手になってほしい」、「スマートフォンの使い方を教えてほしい」など、ボランティアとして対応可能な軽度・交流型のニーズも存在していると考えられる。

iv. 制度の使いづらさ

利用したいときにすぐに利用できない、申請が煩雑であるなど、制度に使いづらさがある可能性がある。

所管課では、市社協や地域包括支援センターと連携し、利用者拡大に向けた取組を継続している。広報媒体や関係機関の会議等の機会を通じた周知にも努めているが、利用件数の伸びにはつながっていないのが現状である。

また、令和3年度にはサポーターを対象としたアンケートを実施しており、「生活に充実感が生まれた」、「地域の一員としての実感を得た」などの肯定的な意見が多く寄せられている。一方で、利用者側へのアンケート調査は行われておらず、制度の使い勝手や利用動機、満足度など、利用促進に資する情報の可視化が十分でない。

生活支援サポーター制度は、高齢者の生活支援を通じて地域共生社会を推進する重要な仕組みであり、登録者が活躍できる仕組みの再構築が急務である。

今後は、以下の方策が求められる。

i. 利用者ニーズの把握強化

アンケートや聞き取り等を通じて、制度の利用しやすさや希望する支援内容を把握する。

ii. 活動内容の柔軟化・拡充

現行の家事支援に加え、見守り・交流・ICT支援など、サポーターが対応可能な活動を新たに検討する。

iii. 周知・広報の充実

広報紙や地域包括支援センター、自治会等のネットワークを活用し、「気軽に利用できる支援制度」として周知を強化する。

iv. 利用者の利便性向上

利用者のニーズによるが、利便性向上のため、申込窓口を増やす（例えば老人福祉センター（すこやかテラス）や街かどデイハウス、市役所支所、保健所等でも申し込みや相談、照会を可能とする）ことも考えられる。

現状では、支援者が多く利用者が少ないという構造が続いており、折角の地域人材が十分に活かされていない。今後は、制度の周知と利用者ニーズの的確な把握を通じて、サポーターがより多くの場面で活躍できる環境整備を進めることが望まれる。

② 実績額の精査と精算の必要性の検証【意見 10】

委託料の見積額と実績額は総額では一致しているものの、科目ごとの内訳をみると、人件費は増額、人件費以外は減額となっている。しかし、科目ごとの増減の根拠について、十分な確認が行われていなかった。増減が大きい科目については委託先から根拠資料入手してその妥当性を検証する必要がある。

高槻市生活支援サポーター事業に係る委託契約書第 9 条には、次のように規定されており、実績額が委託料を下回った場合には精算が行われることになるが、実績額が委託料を超過したとしても精算が行われることはない。

【高槻市生活支援サポーター事業契約書（抜粋）】

（報告書の提出及び精算）

第 9 条 乙は、受託後 6 か月経過時には上半期の事業実績報告書を提出するものとし、委託業務の終了後又は第 10 条又は第 11 条による契約解除後 30 日以内に委託業務に係る収支精算書及び事業実績報告書を甲に提出するものとする。

2 前項の収支精算書及び実績報告書の結果、甲の支払った業務委託料に余剰が生じたときは、これを精算するものとする。

一方、令和6年度の委託料について、見積書と精算書より作成した比較表は【図表90】のとおりである。見積書と実績額の科目には複数の差異があるが、事業費及び事務費の減少分が人件費の増額に充当され、事業活動支出計は受託金収入と同額の7,128千円となり、見積額との差異がないものとして精算額はゼロとされている。

【図表 90】高槻市生活支援サポーター事業の見積実績比較（令和6年度）

（単位：千円）

科目	見積額	実績額	差異
受託金収入	7,128	7,128	-
人件費支出	5,615	6,442	827
非常勤職員給与支出	4,806	5,537	※ 731
法定福利費支出	809	905	96
事業費支出	505	223	-282
消耗器具備品費支出	65	10	-55
保険料支出	155	125	-30
賃借料支出	70	21	-49
車輛費支出	32	3	-29
諸謝金支出	183	64	-119
雑支出	-	-	-
事務費支出	1,008	463	-545
福祉厚生費支出	31	29	-2
旅費交通費支出	3	0	-3
印刷製本費支出	20	0	-20
通信運搬費支出	296	197	-99
租税公課支出	658	237	-421
事業活動支出計	7,128	7,128	-

(注)※見積書及び収支精算書上、職員給与の対象は、非常勤1名、アルバイト1名となっている。
(出所：委託先事業見積総括表及び収支精算書により監査人作成)

所管課によれば、委託先である市社協から人件費増額の理由として、「給料表改定により職員給与が変更されたため」との説明を受けたとのことである。しかし、その内容を裏付ける根拠資料は入手していない。仮に、人件費の増額がなければ、他の経費項目が減少していることから、精算により返金が生じる状況である。このため、人件費の増額は実質的に契約金額の増額と同じ効果を持つものと考えられる。したがって、人件費を増額する場合には、その妥当性について十分な確認を行うことが必要である。人件費増額の妥当性を確認するため、市社協から給与明細等の具体的な根拠資料を入手した上で、増額に至った要因を詳細に検証し、必要に応じて精算を行うことが求められる。

また、人件費以外についても、増減が大きい科目については、根拠資料の入手と増減理由の検証が必要である。

なお、人件費の増額に妥当性があつたとしても、通常、見積額と実績額の合計が一致することは考えにくい。前述のとおり、実績額が委託料を超過したとしても精算が行われることはないものの、そのような場合であっても精算書には実績額を正確に記載する必要がある。

1 1. 介護予防活動通所型（長寿介護課）

(1) 事業の概要

① 事業内容

介護予防活動通所型は、在宅高齢者の自立した生活の維持を図り、要支援・要介護状態となることを予防することを目的とし、おおむね 65 歳以上の在宅高齢者を対象に、街かどデイハウスにおいて介護予防プログラムを提供する事業である。本事業の実施は、高槻市内で街かどデイハウスを運営する 7 つの特定非営利活動法人に委託しており、委託料は「参加者 1 人当たり 1,200 円（消費税等を含む）×参加人数」で算定している。

介護予防プログラムでは、ストレッチ体操、筋力アップ体操、お口の体操、ウォーキングなどを実施し、一部ではマシンを利用したトレーニングも行っており、週 2 回まで参加することができる。

令和 6 年度における各委託先の介護予防プログラムの実施回数、延べ参加人数、委託料は【図表 91】のとおりである。

【図表 91】 介護予防プログラム実施回数、延べ参加人数、委託料

No.	委託先	実施回数 (回)	延べ参加人数 (人)	委託料 (千円)
1	特定非営利活動法人きらら	234	1,776	2,131
2	特定非営利活動法人とうりゃんせ	94	766	919
3	特定非営利活動法人なごみの家	275	2,943	3,532
4	特定非営利活動法人北摂すまいるハウス	60	266	319
5	特定非営利活動法人みかん	259	1,895	2,274
6	特定非営利活動法人二十一の会	391	4,056	4,867
7	特定非営利活動法人囲む会リオフレンド	123	807	968
合 計		1,436	12,509	15,011

(出所：市提出資料により監査人作成)

② 事業の成果（目標と実績の比較）

介護予防活動通所型について、令和 5 年度及び令和 6 年度における事業の成果は、【図表 92】のとおりである。

【図表 92】 事業の成果（介護予防活動通所型）

	令和 5 年度実績	令和 6 年度目標	令和 6 年度実績
延べ参加人数	12,525 人	13,000 人	12,509 人
実施回数	1,465 回	1,500 回	1,436 回

（出所：「高槻市高齢者福祉計画・介護保険事業計画 令和 6 年度 進捗状況」及び所管課の回答により監査人作成）

③ 事業費の推移及び主な内訳

介護予防活動通所型の過去 3 年間の事業費の推移及び令和 6 年度における事業費の主な内訳は、【図表 93】のとおりである。

【図表 93】 事業費の推移及び主な内訳（介護予防活動通所型）

< 事業費の推移 >			
(一般会計)	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
当初予算額 (千円)	19,890	17,410	16,520
決算額 (千円)	14,706	15,030	15,784
< 事業費の内訳 (令和 6 年度決算) >			
節	金額 (千円)	主な内容	
委託料	15,011	介護予防活動通所型（街かどデイハウス介護予防教室）委託料	
償還金利息及び割引料	773	返還金	
合計	15,784		

（出所：市提出資料により監査人作成）

(2) 過去の包括外部監査における指摘事項に対する措置

平成 27 年度及び平成 30 年度包括外部監査における介護予防活動通所型についての指摘事項、措置内容及び外部監査人の見解は、【図表 94】のとおりである。

【図表 94】平成 27 年度及び平成 30 年度包括外部監査に対する措置(介護予防活動通所型)

平成 27 年度包括外部監査における指摘事項	左記に対する措置内容	外部監査人の見解
<p>事業の統合を検討されたい(意見)</p> <p>(現在、街かどデイハウスに関しては、街かどデイハウス活動に対する補助金の交付と介護予防活動に対する委託料の支出という 2 種類の事業が並行して存続している。そのため、街かどデイハウス運営の効率化・弾力化を図るため、また市の事務の効率化を図るため、将来的には 1 つの事業に統合することが望ましいと考える。)</p>	<p><措置済(対応済)></p> <p>街かどデイハウスについては、より介護予防に特化した高齢者の集いの場として機能させていくこととし、補助金事業については、段階的に補助金額を削減し、平成 30 年度を以って廃止する。一方、介護予防事業については、委託料上限額を引き上げ、重点的に実施していく予定としている。</p>	<p>措置状況に記載のとおり、街かどデイハウスへの補助金は平成 30 年度で廃止され、現在は、予防事業については委託事業として実施されているのみとなっていることから、改善措置は適切に行われているものと判断する。</p>
平成 30 年度包括外部監査における指摘事項	左記に対する措置内容	外部監査人の見解
<p>市においては、市の職員の直接的な関与や立会がない状態で市民対象に実施される業務に関する継続的委任契約については、履行のプロセスの適宜適切な確認とその記録化をルールとして定めることを検討すべきである。(意見)</p>	<p><措置済(対応済)></p> <p>仕様書に基づいた履行がなされていることを確認する項目を入れた履行確認書の様式を契約検査課が作成し、履行確認を行ったことが事後にチェックできるものとする。</p>	<p>左記のとおり対応されていることを確認し、改善措置は適切に行われているものと判断する。</p> <p>なお、当該事業では履行確認書での確認に加え、自主管理票(自己点検を目的としたチェックシート)を委託先に提出させるとともに、これを基にした視察を年 1 度実施し、仕様書に定められた事項が実施されているかを確認している。</p>

(出所：監査人作成)

(3) 監査の結果及び意見

① 介護予防プログラムの参加人数の確認【結果 4】

介護予防プログラムの参加人数により委託料が決定されるため、参加人数の確認は重要であるが、現状は委託先の自己申告に依拠しており、参加人数の妥当性を十分に確認できていない。所管課による視察時に任意の月の参加者名簿提出と報告書との突合を実施し、参加者や参加人数の妥当性を確認すべきである。

当該業務委託の委託料は、参加人数に参加者 1 人当たり 1,200 円を乗じた額とされている。参加人数により委託料が決定されることになるため、参加人数の確認は非常に重要である。この参加人数については、各委託先より、日ごとの実施内容と人数等を記載した月例実施報告書、個人ごとの利用日が確認できる月例実施集計表により把握している。参加人数の記載は委託先が行っており、当日の参加者名簿を基に作成されている。しかし、提出されている資料は委託先の法人内部で作成されたものであり、参加者および参加人数の妥当性を確認できる外部証憑ではない。つまり、参加人数は委託先の自己申告に依拠している状況である。

実際に参加したかどうかを確認する方法は、プログラム当日に参加者自身が署名等を行うなどにより作成した参加者名簿を確認する以外にない。所管課では参加者名簿の提出までは求めていないが、その代替として、年に 1 度委託先の視察を実施している。視察の目的は、プログラムが仕様書に定めるとおりに実施されているか、仕様書で求められる従事者が配置されているか、参加者の様子および参加者数を確認することである。ただし、当日以外の実施日における参加者や参加人数の妥当性までは確認していない。

この点、視察時にすべての参加者名簿と月例実施報告書や月例実施集計表の一致を確認することは現実的ではなく、そこまでの対応は必ずしも必要ではない。しかし、任意の月を指定して参加者名簿の提出を求め、月例実施報告書や月例実施集計表との一致を確認することが望ましい。これにより、参加者名簿が偽造されていないか、また参加者名簿に基づき適切に月例実施報告書等が作成されているかを確認するためだけでなく、委託先に対する牽制効果も期待される。

1 2. 高齢者福祉施設整備等補助事業（長寿介護課/福祉指導課）

(1) 事業の概要

① 事業内容

高齢者福祉施設整備等補助事業は、高齢者福祉施設の利用希望者の需要に応えるため、高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づき、市内で高齢者福祉施設及び設備の整備を図ろうとする社会福祉法人等に対して、厚生労働省及び大阪府の補助制度を活用して施設整備費の一部を補助するものである。補助対象事業は、高齢者福祉施設の整備（新設、増改築、大規模修繕・耐震化等）、設備の設置である。

高槻市では、以下の手順で補助対象事業者を選定している。

(a) 高齢者福祉施設の新設

高齢者福祉計画・介護保険事業計画において見込んだ介護サービス基盤の整備目標を基に、具体的な整備対象施設や対象地域を決定した上で、公募により補助対象事業者を選定する。

(b) 高齢者福祉施設の改修、設備の設置

まず市内の介護サービス事業者に対して、高齢者福祉施設の改修と、設備の設置の2種類に分けて、補助金活用の意向調査を実施する。その結果を踏まえて優先順位を考慮し予算措置を行った上で、補助対象事業者を選定する。

また、当該事業の直接の根拠法令である高槻市の補助金交付要綱は、【図表 95】のとおり3種類に区分されている。

【図表 95】当該事業の直接の根拠法令である市の補助金交付要綱

	高槻市の補助金交付要綱	補助対象事業
1	高槻市介護施設等の整備に関する事業補助金（地域医療介護総合確保基金事業）要綱	高齢者福祉施設の新設、大規模修繕・耐震化等の改修、移転改築
2	高槻市介護施設等の整備に関する事業補助金（地域医療介護総合確保基金事業）要綱 〔介護施設等の施設開設準備経費等支援事業・定期借地権設定のための一時金の支援事業・介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業・介護職員の宿舍施設整備事業〕	高齢者福祉施設の施設開設準備、定期借地権設定、新型コロナウイルス感染拡大防止対策、介護職員の宿舍施設整備
3	高槻市地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金交付要綱	市の防災・減災等事業整備計画に基づき高齢者福祉施設で実施されるスプリンクラー設備、自家発電設備、給水設備、換気設備の設置、耐震改修・大規模修繕、防災補強改修、水害対策、防犯・安全対策

(出所：監査人作成)

【図表 95】の1と2は大阪府の補助事業、3は厚生労働省の補助事業であり、それらの補助金を活用して高槻市が事業者に対し補助をしている。

前述の「(a) 高齢者福祉施設の新設」は1に、「(b) 高齢者福祉施設の改修、設備の設置」うち、高齢者福祉施設の改修は1と2に、設備の設置は3に対応している。

② 事業費の推移及び主な内訳

高齢者福祉施設整備等補助事業の過去3年間の事業費の推移及び令和6年度における事業費の主な内訳は、【図表 96】のとおりである。

【図表 96】事業費の推移及び主な内訳（高齢者福祉施設整備等補助事業）

＜事業費の推移＞			
（一般会計）	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額（千円）	1,168,151	676,327	338,877
前年度繰越額（千円）	0	374,087	214,720
決算額（千円）	266,939	432,688	363,031
＜事業費の内訳（令和6年度決算）＞			
節	金額（千円）	主な内容	
負担金補助及び交付金	362,934	補助金	
償還金利子及び割引料	97	償還金	
合計	363,031		

（出所：市提出資料により監査人作成）

また、令和6年度の実績は【図表 97】のとおりである。

【図表 97】令和6年度の補助実績

施設・設備の類型	補助対象施設数
認知症高齢者グループホーム	2
地域密着型特別養護老人ホーム	1
多床室の個室化に要する改修費支援	1
認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援（大規模修繕）	2
高齢者施設等の給水設備	1

（出所：市提出資料により監査人作成）

(2) 監査の結果及び意見

① 要綱における補助金交付額に係る規定の不備【意見 11】

一部の要綱の「補助金の交付額」の規定において、消費税仕入控除税額等に係る定義の記載が欠落しているため、当該要綱を改正することが望ましい。

消費税等は、商品・製品の販売やサービスの提供等の取引に対して広く公平に課税されているが、生産、流通等の各取引段階で二重三重に税がかかることのないよう、税が累積しない仕組みが採られている。具体的には、確定申告において課税売上高に対応する消費税額から、課税仕入れに係る消費税額を控除する仕組みである。

ここで、補助金には消費税が課税されない一方で、その補助金を補助対象経費に費消した場合、一般的には当該経費には課税仕入れに係る消費税額が含まれる。

そのため、補助金の交付を受けた事業者がそのまま確定申告すると、補助金に係る取引だけに着目した場合、課税仕入れに係る消費税等相当額が還付されることになる。

このように、補助対象事業者に対して、補助金に加えて消費税等相当額の還付の両方の利益を与える可能性があるため、国の補助制度においては、消費税の確定申告において消費税等相当額の還付が明らかとなった場合には、当該消費税等相当額を返還させる取扱いとしていることが通例である。

この消費税等の取扱いについては地方公共団体においても国と同様であり、【図表 95】に掲げる高槻市の 3 つの補助金交付要綱においても同様の取扱いを規定している（当該消費税等相当額を、高槻市の要綱では「消費税仕入控除税額等」と称している）。

しかしながら、要綱の規定をよく確認すると、【図表 98】のとおり、【図表 95】の 1 及び 2 の要綱では補助金の交付額を規定する条文において消費税仕入控除税額等を定義した上で、これを補助金の交付額から除く旨を明記しているが、3 の要綱では、補助金の交付額を規定する条文（第 6 条）において消費税仕入控除税額等の定義が明記されていなかった。

【図表 98】消費税仕入控除税額等に係る要綱の規定の比較

1 の要綱	3 の要綱
高槻市介護施設等の整備に関する事業補助金（地域医療介護総合確保基金事業）要綱 （補助金の交付額）	高槻市地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金交付要綱 （補助金の交付額）
第 6 条 補助金額は、予算の範囲内で、次の各号に掲げる補助対象事業の種類に応じ、当該各号に定める額（1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額）とする。 <u>ただし、補助対象経費に係る消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額（以下「消費税仕入控除税額等」という。）を除く。</u>	第 6 条 交付額は、予算の範囲内で、別表により算出するものとし、その交付額の算定にあたっては、防災・減災等事業整備計画に記載された事業について、別表の第 1 欄に定める対象施設ごとに、第 4 欄に定める対象経費の実支出額と総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄付金収入額を除く。以下同じ。）を控除した額とを比較して少ない方の額を選定し、選定された額と第 2 欄に定める交付基準単価とを比較して少ない方の額を基準額とする。さらに、その基準額に第 3 欄に定める補助率を乗じた額を交付額とする。ただし、基準額及び交付額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（注） ・ 下線は監査人による。

- ・ 2 の要綱（高槻市介護施設等の整備に関する事業補助金（地域医療介護総合確保基金事業）要綱〔介護施設等の施設開設準備経費等支援事業・定期借地権設定のための一時金の支援事業・介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業・介護職員の宿舎施設整備事業〕）については、第 4 条第 5 項に消費税仕入控除等税額を除く旨の規定がある。

（出所：監査人作成）

3の要綱においても、その他の条文では消費税仕入控除税額等を返還させる旨の規定があり、全体を通してみると、補助金の交付額から消費税仕入控除税額等を除くことを想定していることから、第6条において消費税仕入控除税額等を定義した上で、これを補助金の交付額から除く旨の記載が欠落していると思われる。

したがって、【図表 98】の3の要綱の第6条を改正することが望ましい。

② 事業者に対する事業概要の説明方法【意見 12】

事業者への補助事業の意向調査時には、事業者目線で事業概要を分かりやすく説明する工夫を行うことを検討されたい。

「(1) 事業の概要 ①事業内容 (b) 高齢者福祉施設の改修、設備の設置」の意向調査文書には「本調査の対象とする補助事業」の記載がある。

前述のとおり、意向調査は高齢者福祉施設の改修と、設備の設置の2種類に分けて実施しているが、そのうち改修に関する意向調査文書の当該部分の抜粋を【図表 99】に示す。

【図表 99】 高齢者福祉施設の改修に対する補助に係る意向調査文書抜粋

1 本調査の対象とする補助事業			
令和7年度の補助事業として、当該年度に整備を行う、下記の事業			
	名称	内容・対象事業	補助額
(1)	介護施設等の新規整備を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業(注1)	要綱第3条第3項のとおり	要綱第10条第1項(単価は別添3「補助単価改正案」参照)のとおり
(2)	災害レッドゾーンに所在する老朽化した広域型介護施設の移転改築整備事業	要綱第3条第4項のとおり	要綱第10条第1項(単価は別添3「補助単価改正案」参照)のとおり
(3)	災害イエローゾーンに所在する老朽化した広域型介護施設の移転改築整備事業	別添2 事業概要のとおり	別添2 事業概要のとおり
(4)	既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修支援事業	要綱第6条第2項のとおり	要綱第10条第4項(単価は別添3「補助単価改正案」参照)のとおり
(5)	介護施設等における看取り環境整備推進事業	要綱第6条第5項のとおり	
(6)	介護施設等における簡易陰圧装置の設置に係る経費支援事業	要綱第7条第2項のとおり	要綱第10条第6項(単価は別添3「補助単価改正案」参照)のとおり
(7)	介護施設等における感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に係る経費支援事業	要綱第7条第3項及び第4項のとおり	
(8)	介護施設等における多床室の個室化に要する改修費支援事業	要綱第7条第5項のとおり	

(9)	介護職員の宿舎施設整備事業 (注1)	要綱第8条のと おり	要綱第10条第7項(単価 は別添3「補助単価改正 案」参照)のとおり
<p>※ 注1の事業については、令和6年度までで終了する予定ですが、国及び大阪府において見直しの検討がされておりますので、調査項目としております。予定どおり令和6年度で事業終了となった場合は、本調査で回答いただいても事業の補助は出来かねますのでご了承ください。</p> <p>※ 「要綱」とは、別添1の「大阪府介護施設等の整備に関する事業補助金交付要綱(大阪府地域医療介護総合確保基金事業)」を指します。上記の各事業の詳細についても、要綱に規定するとおりです。</p>			

(注) 下線は監査人による。

(出所：市提出資料抜粋)

【図表 99】のとおり、高齢者福祉施設の改修に関するものだけでも、補助対象事業は多岐にわたっている。

このうち(3)は、補助対象施設、対象事業、補助単価等が一覧で整理している事業概要を添付しているため、補助事業の概要が比較的容易に確認できるものの、(3)以外の補助事業の概要は、意向調査文書に添付している大阪府の補助金交付要綱を直接読まないとうからない体裁になっている。(3)以外にも(3)と同様の事業概要がないのか、所管課(福祉指導課)に質問したところ、制度設計者である厚生労働省や大阪府が、事業者向けの事業概要を必ずしも作成しているわけではないとのことであった。

補助事業の根拠となる補助金交付要綱を事業者に開示すること自体は重要ではあるが、行政文書は一般の事業者にとって理解が難しい場合がある。

意向調査の趣旨を踏まえると、まずは事業者が補助事業の概要を理解しやすいように、利用者目線で分かりやすい説明を行うことが望ましい。

本事業は厚生労働省及び大阪府の補助制度を活用した事業であるため、本来は厚生労働省及び大阪府が事業者向けの補助事業の概要を作成することが望ましいが、あくまで高槻市の事業として実施している以上、分かりやすい広報は最終的には高槻市の責任において行うことが求められる。

例えば、兵庫県では、「高齢者福祉施設等施設整備費補助事業」の案内資料として公表している「補助金交付要綱別表」において、補助事業の目的、内容、補助金の額等を表形式にして整理している。このように、情報を過不足なく伝えることと、現状以上の分かりやすさを追求することは、一定程度両立し得るものと考えられる。事業者の目線に立ち、更なる工夫を行うことを検討されたい。

13. 老人福祉センター管理運営事業（長寿介護課）

(1) 事業の概要

① 事業内容

老人福祉センター（すこやかテラス）は、60歳以上の市民が無料で利用できる施設であり、市内に5施設ある。各種の相談をはじめ、健康増進、教養の向上、レクリエーションのための事業を行っており、市民と高齢者の親睦の場や憩いの場を提供している。囲碁、将棋、カラオケ、バンパー、健康器具など様々な設備が楽しめるほか、「高槻ますます元気体操」をはじめとする介護予防教室や、各種趣味教室、同好会・サークル活動なども実施している。また、全館でWi-Fiが利用でき、ICT講座（スマホの使い方など）なども行っている。

65歳に到達した市民全員に配付している「65歳からの羅針盤」や75歳に到達した市民全員に配付している「市営バス高齢者無料乗車券交付申請書」など、時宜を捉えて老人福祉センター（すこやかテラス）の利用案内をしているほか、ホームページや広報紙などで適時利用の案内を行っている。その他、令和2年度から進めている高齢者ICT推進事業など、指定管理者である市社協と連携し、新たな取組を取り入れている。

老人福祉センター管理運営事業における過去3年間の実績の推移は、【図表100】のとおりである。

【図表 100】老人福祉センター管理運営事業の実績（延べ利用人数）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
富田すこやかテラス	11,090人	14,483人	14,608人
郡家すこやかテラス	27,777人	32,064人	36,712人
春日すこやかテラス	19,313人	23,058人	26,164人
山手すこやかテラス	15,778人	16,557人	17,666人
芝生すこやかテラス	25,148人	28,283人	28,457人
計	99,106人	114,445人	123,607人

（出所：市提出資料により監査人作成）

② 事業費の推移及び主な内訳

老人福祉センター管理運営事業の過去3年間の事業費の推移及び令和6年度における事業費の主な内訳は、【図表101】のとおりである。

【図表 101】 事業費の推移及び主な内訳（老人福祉センター管理運営事業）

＜事業費の推移＞			
（一般会計）	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
当初予算額（千円）	156,264	162,610	161,868
決算額（千円）	141,525	141,253	153,053
＜事業費の内訳（令和 6 年度決算）＞			
節	金額（千円）	主な内容	
需用費	550	AED バッテリー等	
役務費	542	Wi-Fi 回線通信費等	
委託料	147,910	指定管理料等	
使用料及び賃借料	1,065	郡家老人福祉センター送迎バス	
備品購入費	2,948	春日老人福祉センター内エアコン	
公課費	38	自動車重量税	
合 計	153,053		

また、老人福祉センター（すこやかテラス）における指定管理者による業務の範囲は、次のとおりである。

【指定要件書の概要（高槻市立老人福祉センター）（抜粋）】

業務の範囲

- (1) 高槻市立老人福祉センター条例第 3 条に規定する事業（レクリエーション等のための事業の実施等）に関する事。
- (2) 施設、設備及び器具（以下「施設等」という。）の維持管理に関する事。
- (3) 利用許可業務（許可申請書の交付及び許可、利用者の制限、利用者の応援）に関する事。
- (4) 利用促進に関する事。
- (5) 施設等に係る経費（電気料金、水道料金、下水道料金及び電話料金等）の支払いに関する事。
- (6) 生きがいと健康づくり推進事業の実施に関する事。
- (7) 市と連携して実施する介護予防事業に関する事。
- (8) 公用車の管理に関する事。
- (9) 郡家老人福祉センターについては、高槻市シニアクラブ連合会の事業実施について配慮する事。
- (10) その他老人福祉センターの管理業務（市の権限に属する事務をのぞく。）に関する事。
- (11) その他市長が必要と認める事務。

このうち、(7)の介護予防事業以外に係る指定管理料については、一般会計に属する老人福祉センター管理運営事業において支出されており、その概要は、【図表 102】のとおりである。

【図表 102】老人福祉センターに係る指定管理（介護予防事業以外）の概要

選定方法	施設の名称	指定期間	指定管理開始日	指定管理者
特定	高槻市立富田老人福祉センター 高槻市立郡家老人福祉センター 高槻市立春日老人福祉センター 高槻市立山手老人福祉センター 高槻市立芝生老人福祉センター	4年	令和3年4月1日	社会福祉法人 高槻市社会福祉協議会
令和6年度指定管理料			147,578,608円	

(注) 選定方法「特定」とは、非公募により市の出資団体等を指定管理者として指定することである。
(出所：「令和6年度 指定管理者による公の施設の管理状況」より監査人作成)

一方、(7)の介護予防事業に係る指定管理料については、介護保険特別会計に属する一般介護予防事業に計上されており、その概要は、【図表 103】のとおりである。

【図表 103】老人福祉センターに係る指定管理（介護予防事業）の概要

件名	令和6年度指定管理料
高槻市立老人福祉センターの管理に関する年度協定 (老人福祉センター(指定管理)における介護予防事業)	18,126,771円

(出所：市提出資料により監査人作成)

本項目では、老人福祉センター管理運営事業に加え、一般介護予防事業に含まれる老人福祉センターにおける介護予防事業についても監査の対象としている。

③ 事業の成果（目標と実績の比較）

老人福祉センター管理運営事業について、令和5年度及び令和6年度における事業の成果は、【図表 104】のとおりである。

【図表 104】事業の成果（老人福祉センター管理運営事業）

	令和5年度実績	令和6年度目標	令和6年度実績
すこやかテラス(老人福祉センター)延べ利用人数	114,445人	125,000人	123,607人
高齢者ICT推進事業(スマホ講座)開催回数	108回	80回	55回

(出所：「高槻市高齢者福祉計画・介護保険事業計画 令和6年度 進捗状況」により監査人作成)

(2) 過去の包括外部監査における指摘事項に対する措置

平成27年度包括外部監査における老人福祉センター管理運営事業についての指摘事項、措置内容及び外部監査人の見解は、【図表 105】のとおりである。

【図表 105】平成 27 年度包括外部監査に対する措置状況(老人福祉センター管理運営事業)

平成 27 年度包括外部監査における指摘事項	左記に対する措置内容	外部監査人の見解
<p>事業報告書等の利用者数の算定方法の変更については、過年度との正確な比較が可能となるように正確に記載されたい (意見)</p>	<p><措置済(対応済)> 施設における利用者数の把握は、各種評価や分析等の際の基礎になるものとして重要であることは認識しており、市民等に対する公表資料中に数値変動の理由に関する注記を記載し、既に対応している。</p>	<p>令和 6 年度は、注記を要するような変動はなかったが、記載の必要性が認められる場合には、適切に対応されたい。</p>
<p>指定管理者を公募によらないで指定することができる場合は「特に必要であると認めるとき」に限定されていることを踏まえて、公募によらない場合には慎重な検討をされたい (意見)</p>	<p><相違> 公募での指定管理者選定を経て、要介護認定率の上昇等の状況変化に対応するため、平成 26 年度から市内 5 か所の老人福祉センターを介護予防の拠点施設としていくこととし、質・量とも安定的に介護予防事業を実施できる事業者として、特定で、市社会福祉事業団を指定管理者に指定した。この手続きについては、条例の趣旨を踏まえたうえで、指定管理者選定委員会での審議、市議会での審議・議決という指定管理者選定のルールに則って特定で事業者を指定したものであり、この指定管理者選定の考え方、経過等についても適切であったと考えている。</p>	<p>見解の相違のため改善措置は行われていない。 平成 27 年度当時、指定管理者であった高槻市社会福祉事業団は令和 6 年 3 月末に解散し、現在は市社協が引継ぎ、指定管理者に指定されている。 令和 7 年度からの新たな指定管理者を選定するために開催された指定管理者選定委員会での審議議事録(令和 6 年 5 月 13 日、7 月 13 日、10 月 29 日開催)を閲覧し、特定で事業者を指定することについて、審議されていることを確認した。 今後とも、特定で選定することの合理性や他に参入の可能性のある事業者の有無について不断の検討を行われたい。</p>
<p>浴室の利用方法について再検討されたい (意見)</p>	<p><措置済(対応済)> 地域包括ケアシステムにかかる生活支援・介護予防の充実を先導して進める施設に転換するため、浴場の使用を終了し、介護予防体操や講座など多目的に利用できる部屋に改修することとした。 (令和 3 年度当初予算にて工事請負費等を計上)</p>	<p>令和 7 年 10 月 20 日に郡家老人福祉センター(すこやかテラス)の現地調査を行い、左記のとおり対応されていることを確認し、改善措置は適切に行われているものと判断する。(下記写真参照)</p>

【郡家老人福祉センター（郡家すこやかテラス）写真】

(外観)



(浴室から改修されたスタジオ)



(出所：監査人撮影)

(3) 監査の結果及び意見

① 介護予防事業の目標設定【意見 13】

老人福祉センター（すこやかテラス）で行われている介護予防事業の各種施策について、目標値が設定されていない。指定管理者と協力し、施策の効果的、効率的な実行のためにも適切な目標値を設定し、実績との比較の上、乖離がある場合、改善のための検討を行うといったPDCAサイクルを確立されたい。

平成 26 年度から市内 5 か所の老人福祉センター（すこやかテラス）を介護予防の拠点施設としている。

老人福祉センター（すこやかテラス）は、老人福祉法に基づく社会福祉施設であり、高齢者の健康づくりやレクリエーションのための便宜を図ることを目的としており、条例上、利用料金は無料である。

利用料金が無料である以上、今後の様々な事業展開や改修など施設の存続を考えると、施設を利用してもらうことで高齢者の介護予防につなげ、利用者自身の生きがい、健康づくりを積極的に図ることで、要介護等認定率の上昇等を抑え、少しでも介護給付の抑制につなげていくことが必要である。

例えば、大阪市立都島区老人福祉センターでは、老人福祉センターにおける介護予防事業について、以下のように目標を設定し、実行後、振り返りを行い、次年度への改善につなげている。

介護予防事業は、老人福祉センター（すこやかテラス）にとって重要な事業である。他市における事例を参考に、老人福祉センター（すこやかテラス）で実施される各施策の具体的な目標値を設定し、その目標に向かって事業を実行し、実績との比較の上、乖離がある場合、改善のための検討を行うといったPDCAサイクルを確立する必要がある。

【参考：令和5年度 大阪市立都島区老人福祉センター 事業実績報告書（抜粋）】

センター事業:P→D→C→A 検証	PLAN		DO		実施評価 ◎○△×
	回数	人数	回数	人数	
・重点施策1【介護予防・健康づくりによるフレイル予防】					
認知症予防トレーニング	毎月	1回 20人	毎月	1回 22人	◎
出前講座(ふれあいセンター、他施設等)	年6回	1回 30人	年1回	1回 40人	△
歩こう会	年3回	1回 30人	0	0	×
自然観察会	年2回	1回 30人	0	0	×
いきいき美ウォーキング	—	—	年1回	1回 20人	◎
ノルディックウォーキングウォーキング&ヨガ	—	—	年4回	1回 15人	◎
ラジオ体操	週6回	1回 30人	週2回	1回 31人	○
夕涼みラジオ体操	—	—	年16回	149人参加	○
健康体操「健康ダンス」「ヨガ」等	毎月	1回 30人	0	0	—
すこやかマッサージ&ダンス	—	—	7回	1回 25人	○
ゆるのび健康体操	—	—	4回	1回 27人	○
ヨガ説明会・体験教室	—	—	2回	1回 25人	○
省三先生の元気アップ講座	—	—	1回	1回 38人	◎
どンドン歩こうお出かけスタンプラリー	週3日	1日 30人	週3日	1日 30人	○
スタンプラリー測定会	—	—	年7回	1日 25人	○
大阪中央公会堂館内ツアー	—	—	年1回	1回 9人	△
おとなのてらこや	年7回	1回 20人	0	0	×
e スポーツ体験講座【社協に協力】	—	—	年4回	1回 19人	○

■課題と改善

5年度:課題

1. 計画していた【歩こう会】、【自然観察会】等の本格的な外出メニューが未実施となった。
2. 実施メニューの組立については、これまでの経験値や利用者意見を反映しているが、データに基づいた検証まで出来ていない。
3. ラジオ体操の回数について、目標値として全てのメニューでの毎日実施を定めたが、未達となった。
4. 各メニュー実施後の効果検証については行っているものの評価基準が明確でない。
5. 男性利用者を増加させるためのメニューが構築できていない。
6. PDCAマネジメントが定着していない。

6年度:改善策

1. 本格的なアフターコロナを想定して、外出メニューを導入する。好評を得たノルディックウォーキングウォーキングを継続実施する。集団ツアーに類するプログラムを開発して実施する。
2. メニュー開発の根幹となる【アフターコロナ以降の利用者ニーズ】を把握するために、簡単なアンケートを作成して定点実施する。合わせて男性ニーズを把握して、増員を図る。
※要実施策↓
 - ①現状把握
 - ②新規利用者増員
 - ③リピーター定着
 - ④男性ニーズの把握
 - ⑤離館者フォロー
3. PDCA サイクルを回すために、各メニュー終了後に効果検証を行い、データ化する。

14. 介護保険一般事務事業（長寿介護課）

(1) 事業の概要

① 事業内容

介護保険一般事務事業は、介護保険事業の円滑な運営・推進を行うことを目的としている。

具体的には、介護保険に係る一般事務処理、会計年度任用職員の任用及び介護保険システムの運用・管理等を行っている。

② 事業費の推移及び主な内訳

介護保険一般事務事業の過去3年間の事業費の推移及び令和6年度における事業費の主な内訳は、【図表106】のとおりである。

【図表106】事業費の推移及び主な内訳（介護保険一般事務事業）

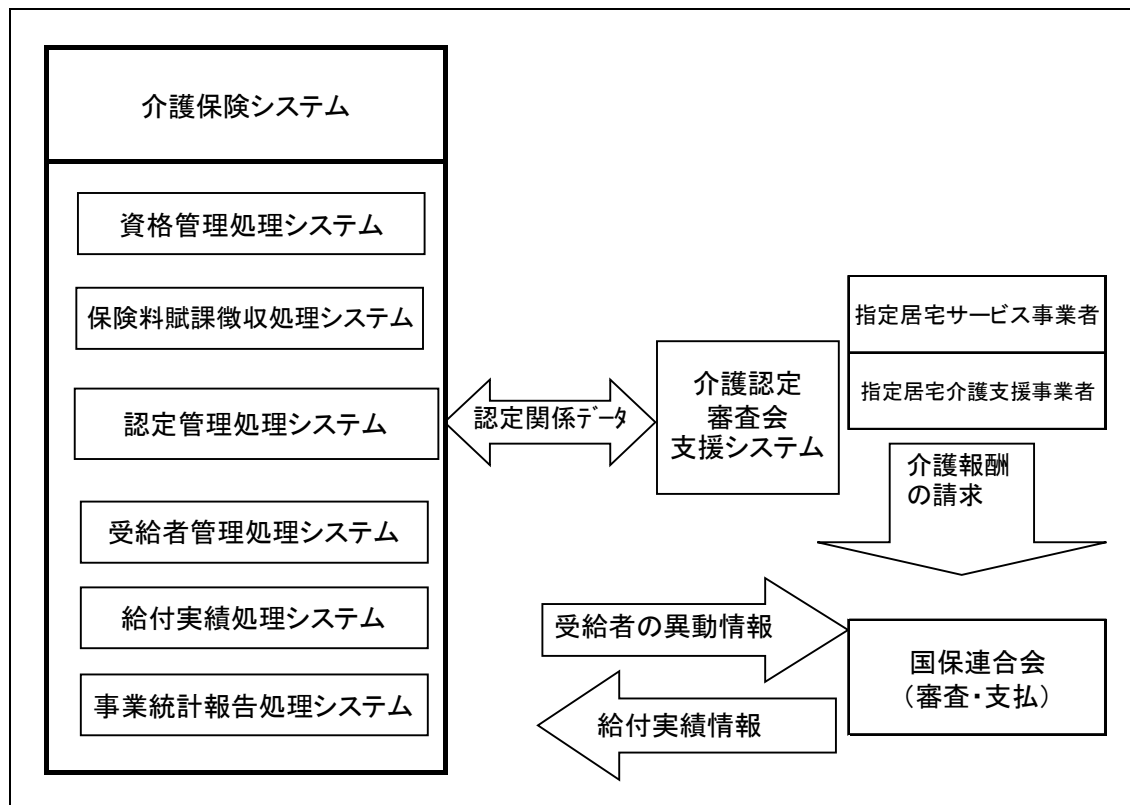
＜事業費の推移＞			
（介護保険特別会計）	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額（千円）	124,043	80,522	156,185
決算額（千円）	119,236	75,220	147,278
＜事業費の内訳（令和6年度決算）＞			
節	金額（千円）	主な内容	
報酬	24,667	会計年度任用職員報酬	
職員手当等	2,212	会計年度任用職員期末・勤勉手当	
共済費	1,405	会計年度任用職員社会保険	
旅費	573	旅費	
需用費	3,089	消耗品費、印刷製本費等	
役務費	11,493	通信運搬費、手数料等	
委託料	79,405	介護保険システム保守、標準化委託等	
使用料及び賃借料	23,991	システム等端末借上料等	
備品購入費	444	パソコン購入等	
合計	147,278		

（出所：市提出資料により監査人作成）

主な事業費は【図表106】のとおり、人件費の他、介護保険システム関連費用である。

介護保険システムとは、【図表107】のとおり、介護保険制度における資格管理業務、保険料の賦課・徴収処理業務、認定管理業務、受給者管理業務、給付管理業務及び統計業務を行うためのシステムである。介護認定審査会の認定関係データ、国民健康保険団体連合会の給付関係データと連携しながら、介護保険制度全体の安定的な運営に寄与しているシステムであり、全国の市町村で設置・運用されている。なお、介護認定審査会支援システムは別システムとなっている。

【図表 107】介護保険システムの概要



(出所：市提出資料)

【図表 107】の介護保険システム関連費用として、具体的には介護保険システムの保守費、システム端末等の借上料の他、「標準化対応業務」に係る委託料等が計上されている。

地方公共団体（主に市町村）が行う事務には、介護保険の他にも住民基本台帳、戸籍、税、生活保護など、全国共通して行われている事務が多いものの、それらを支える基幹業務システムは、これまで地方公共団体が個別に開発しカスタマイズを行ってきた。

しかし、維持管理や制度改正時の改修等において地方公共団体は個別対応を余儀なくされ負担が大きいこと、情報システムの差異の調整が負担となり、クラウド利用が円滑に進まないこと、住民サービスを向上させる最適な取組を迅速に全国へ普及させることが難しいことといった課題を踏まえ、国は令和 3 年 9 月に施行された「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」に基づき、地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化を推進することとしている。

その後、国は令和 6 年 12 月に「地方公共団体情報システム標準化基本方針」を策定し、標準化対象事務に係る基幹業務システムの統一・標準化に係る方針や移行期間等を定めている。

標準化対象事務の一つである介護保険に係る基幹業務システムについても、令和 7 年度末までに標準仕様書に適合した標準準拠システムに移行し、令和 8 年度から新システムによる運用を目指すこととされている。

これを受けて、高槻市の介護保険システムも令和8年1月の移行を予定しており、令和6年度から7年度にかけて移行作業を行っている。標準化に係る事業費は【図表108】のとおりであり、事業費の約9割は国補助金が充当される見込みである。

【図表 108】 介護保険システムの標準化に係る事業費

年度	事業費（千円）	国補助金（千円）	事業費の内訳（千円）
令和6年度	68,062	66,399	標準化対応業務委託（66,906） 検証時クラウド環境構築費（289） 検証時クラウド利用料（867）
令和7年度	108,193	85,969 （予算額）	標準化対応業務委託（104,998） 検証時クラウド環境構築費（289） 検証時クラウド利用料（2,906）
合計	176,255	152,368	

（出所：市提供資料により監査人作成）

高槻市における現在の介護保険システムは、株式会社日立製作所が開発し著作権を有するパッケージソフトであり、現在は同社から著作権、開発を承継している株式会社日立システムのホストコンピュータと連携して稼働している。

所管課によると、実務上の使い勝手を考慮し、特定の帳票を印刷できるようにするなど、現行システムに一部の機能を追加する独自のカスタマイズが行われているため、標準化には現行システムと標準仕様とのFit&Gap分析（フィットアンドギャップ：適合している部分と乖離がある部分の見極め）を行った上で、移行検証のための稼働環境構築と初期設定を行う必要があるとのことである。

そのため、標準化に係る移行作業については、現行システムに関してハード・ソフト両面にわたる高度な知識・経験を必要であり、その性質又は目的が競争入札に適しないという理由で、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約により、当該システムの開発メーカーである株式会社日立システムズへ委託している。

③ 介護システムを構成する機器と情報セキュリティ

システムを構成する機器としては、長寿介護課、国民健康保険課、福祉指導課、福祉相談支援課に端末があり、介護保険一般事務事業を担当する長寿介護課以外では、資格確認や保険料賦課徴収のために使用されている。

介護保険システムでは個人情報を含む機密情報を取り扱うため、高槻市では、介護保険システムへのアクセス権設定等を含むセキュリティ対策として、情報セキュリティ実施手順を定めて運用しており、アクセス用のIDについては「介護保険事務処理システムID登録者一覧兼作業記録簿」を作成して管理し、人事異動のタイミング等で定期的に不要者の削除等を行っている。

また、物理的セキュリティ対策としても、電算処理システムサーバー室の入退出に関して「電算処理システムサーバー室入退室及び作業記録管理簿」、「電算処理システムサーバー室鍵管理簿」等を作成して管理しており、USB 等の外部電磁的記録媒体への書き出し、持ち出し等についても、市所有の特定の USB のみ許可し、「外部電磁的記録媒体書き出し許可申請書・許可書」及び「電磁的記録媒体持ち出し管理簿」を作成して管理している。

(2) 監査の結果及び意見

① 今後のベンダーロックイン防止及び業務の標準化の取組【意見 14】

今後の介護保険システムの改修時にはベンダーロックインを防止し、新規参入や受注競争の促進を図るとともに、業務自体を標準化システムに合わせることも検討されたい。

「ベンダーロックイン」とは、ソフトウェアの機能改修やバージョンアップ、ハードウェアのメンテナンス等、情報システムを使い続けるために必要な作業を、それを導入した事業者以外が実施することができないために、特定のベンダー（サービス提供主体となる事業者）を利用し続けなくてはならない状態のことをいう（「官公庁における情報システム調達に関する実態調査報告書」（令和4年2月 公正取引委員会）（以下「報告書」という。）P1）。

前述のとおり、令和6年度から7年度にかけて実施されている介護保険システムの標準化作業は、同システムを開発した事業者に随意契約で委託しており、まさに令和7年度まではベンダーロックインの状態にあるといえる。

ベンダーロックインの状態になることで直ちに問題が生じるとは限らないものの、一般的には事業者の新規参入や受注競争が阻害されることで、新たなシステムへの移行の阻害要因になる、システム改修や運用・保守費用の負担増加を招きやすくなるなどの問題が生じるおそれがある。その場合、サービス、費用負担の両面で市民負担の増加につながるおそれがある。

報告書によれば、全ての国の機関、都道府県及び市区町村を対象として令和3年に実施したアンケート調査の結果、既存ベンダーと再度契約することとなった事例が「ある」との回答が98.9%であり、既存ベンダーと再度契約することとなった主な理由（複数回答可）として「既存ベンダーしか既存システムの機能の詳細を把握することができなかつたため」が48.3%、「入札の結果、既存ベンダーが落札したため」が33.6%、「既存システムの機能（技術）に係る権利が既存ベンダーに帰属していたため」が24.3%を占めており（報告書P6～7）、「システム機能の詳細の把握」や「権利の帰属」がネックになっていることが窺える。

そのため、ベンダーロックインを回避するために、官公庁において以下のような取組がなされている（報告書P27を基に監査人作成）。

- ①既存システムの保守、改修等において、当該システムを構築したベンダー以外のベンダーも入札に参加できるように、既存システムの仕組みを把握するための情報開示や一定の検討期間の確保を行う。
- ②システムの仕様や契約において、システムの機能（技術）に係る権利やシステムに保存されているデータに係る権利について、発注者である自治体に帰属させることを予め定める。
- ③システムの仕様や契約において、ベンダーが変更される場合は既存ベンダーから新規ベンダーに対して円滑な業務移行のための引継ぎを行うように予め定める。
- ④システムの構築等が完了した際に、ベンダーからシステムの機能の詳細に関する設計書等の情報提供を受ける。

地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化は、事業者の競争環境を確保し、ベンダーロックインを回避することも主たる目標の一つであり、今回の介護保険システムの標準化は今後のベンダーロックインの回避に一定程度寄与するものと考えられる。

また、標準化前の介護保険システムは、株式会社日立製作所が開発し著作権を有するパッケージソフトであり、現在は株式会社日立システムが著作権、開発を承継していること、及び現行システム独自のカスタマイズ機能（外付け機能）が付加されており、標準化後も同機能が残ることから、これらの点が将来の改修時にベンダーロックインの原因につながるおそれがないかを所管課に質問したところ、「標準仕様書及び外付け機能における本市の設計を満たす場合は、各社参入可能」との回答であり、標準化後はベンダーロックインを回避できるとの認識であった。

特に「外付け機能」については、特定のベンダーのみが対応できる機能を盛り込んだものにならないように、例えば複数のベンダーから外付け機能部分の仕様書案について意見を聴取するなど、前述の「システム機能の詳細の把握」や「権利の帰属」のようにベンダーロックインの原因となり得る点を事前に防止することに留意の上、今後の介護保険システムの改修時には新規参入や受注競争の促進を図り、業務の安定的な運用とともに業務及び費用負担の効率化にも継続して努められたい。

一方で、業務自体を標準化システムに合わせるという視点も業務の効率化のためには有用である。

標準化の対象業務は全国の地方公共団体で実施されている業務であり、求められる業務水準も原則として同一であると考えられることから基幹業務システムの標準化を行うわけであるから、標準化システムにはない機能は、標準的な業務水準としては想定されていないということになる。この場合、各地方公共団体の業務水準を標準的な業務水準に合わせることで、独自のカスタマイズ機能は不要になるとも考えられる。

各地方公共団体特有の事情により、標準的な水準の業務とは異なる業務が必要になることもあり、それ自体を否定するものではない。ただ、市民サービスの観点から必要だからと

いって安易に業務を増やすと、かえって市民負担の増加をもたらすという本末転倒の結果につながるおそれもあることから、外付け機能のような独自のカスタマイズ機能の今後の在り方については、この点にも十分留意の上、可能な限り業務自体を標準化システムに合わせることも検討されたい。

② 入退出管理簿等の定期的なレビューや改善【意見 15】

電算処理システムサーバー室入退出及び作業記録管理簿を閲覧したところ、退出時間の記入漏れがあった。時間が経過すると当事者も退出時間や詳細な作業内容を失念してしまうおそれがあることから定期的なレビューが望まれる。

介護保険システムへのアクセス権設定等を含むセキュリティ対策としての情報セキュリティ実施手順の運用状況を確認するため、監査人が令和 7 年度の電算処理システムサーバー室入退出及び作業記録管理簿を閲覧したところ、入室時間は記録されていたものの、退出時間が記録されていないものが 2 件あった。

所管課に運用状況を確認したところ、ログ確認時に異常が発生していた場合やインシデント発生時などに管理簿を確認しているとのことであり、定期的な内容確認は行われていなかったとのことである。

比較的短期間に異常発生やインシデントが生じた場合は、当事者も正確な時間や作業内容を記憶しているかもしれないが、相当の時間が経過してから問題が発覚した場合には当事者も時間や作業内容も失念してしまうおそれがあり、正確な原因追及がさらに遅れるおそれがある。各種管理簿においては、定期的なレビューを実施し、空欄等があれば適宜に担当者に記入を求め、その理由等を確認されたい。

一方、日次で実施している処理確認チェックリストによる確認については実施者の確認のほか、承認者のチェックもなされていたが、承認者の押印はあるものの、承認者用のチェック欄にチェックが入っているものと入っていないものが混在していた。

承認者の押印のみとするか、各項目の承認者用のチェックも必要か、適切な運用を検討し、チェックリストの様式も含めて改善されたい。

15. 賦課徴収事務事業（国民健康保険課）

(1) 事業の概要

① 事業内容

賦課徴収事務事業は、介護保険制度の事業運営の健全化や安定的な運営を図るために、適正な賦課決定を行うとともに必要な保険料収入を確保することを目的としている。

介護保険被保険者証の発行や所得等に応じた適正な賦課決定を行い、未納者に対する督促状・催告書の送付、口座振替納付の推進等により収納率の向上を図るとともに、未納による給付制限等の制度周知を行い、自主的な納付を確保している。

② 事業費の推移及び主な内訳

賦課徴収事務事業の過去3年間の事業費の推移及び令和6年度における事業費の主な内訳は、【図表109】のとおりである。

【図表109】事業費の推移及び主な内訳（賦課徴収事務事業）

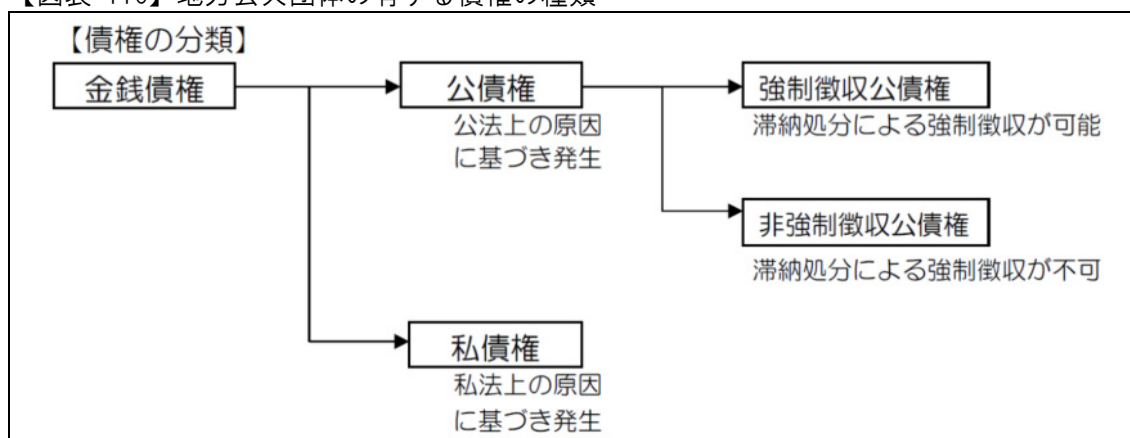
＜事業費の推移＞			
（介護保険特別会計）	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額（千円）	34,780	35,366	37,295
決算額（千円）	28,264	29,647	33,632
＜事業費の内訳（令和6年度決算）＞			
節	金額（千円）	主な内容	
報酬	6,264	会計年度任用職員報酬	
職員手当等	295	会計年度任用職員通勤費	
需用費	1,072	印刷製本費、消耗品費	
役務費	17,208	通信運搬費、手数料	
委託料	8,793	通知書等印刷及び封入封緘業務、 メールシーラー保守業務	
合計	33,632		

（出所：市提出資料により監査人作成）

③ 介護保険料債権の性質

地方公共団体の有する債権は【図表110】のとおり、公法上の原因（処分等）に基づいて発生する公債権と私法上の原因（契約等）に基づいて発生する私債権に分類され、公債権のうち行政庁が強制執行等の自力執行権を有する債権を強制徴収公債権、自力執行権を有しない債権を非強制徴収公債権という。

【図表110】地方公共団体の有する債権の種類



（出所：債権管理ハンドブック（収納課））

介護保険料はこのうち、強制徴収公債権とされており、強制徴収公債権の特徴として、自力執行権を有する点のほか、時効期間が経過すれば債務者による時効の援用がなくても債権が消滅し、地方公共団体は徴収根拠がなくなり請求ができなくなるという点が挙げられる。

一般的な公債権の時効は 5 年であるが、介護保険料は介護保険法により時効が 2 年と定められている。

このような介護保険料債権の性質は、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料においても共通しており、高槻市ではこれらの保険料債権の徴収事務を国民健康保険課において所管し、窓口一元化による市民の利便性向上や業務効率化を図っている。

④ 介護保険料徴収事務の流れ

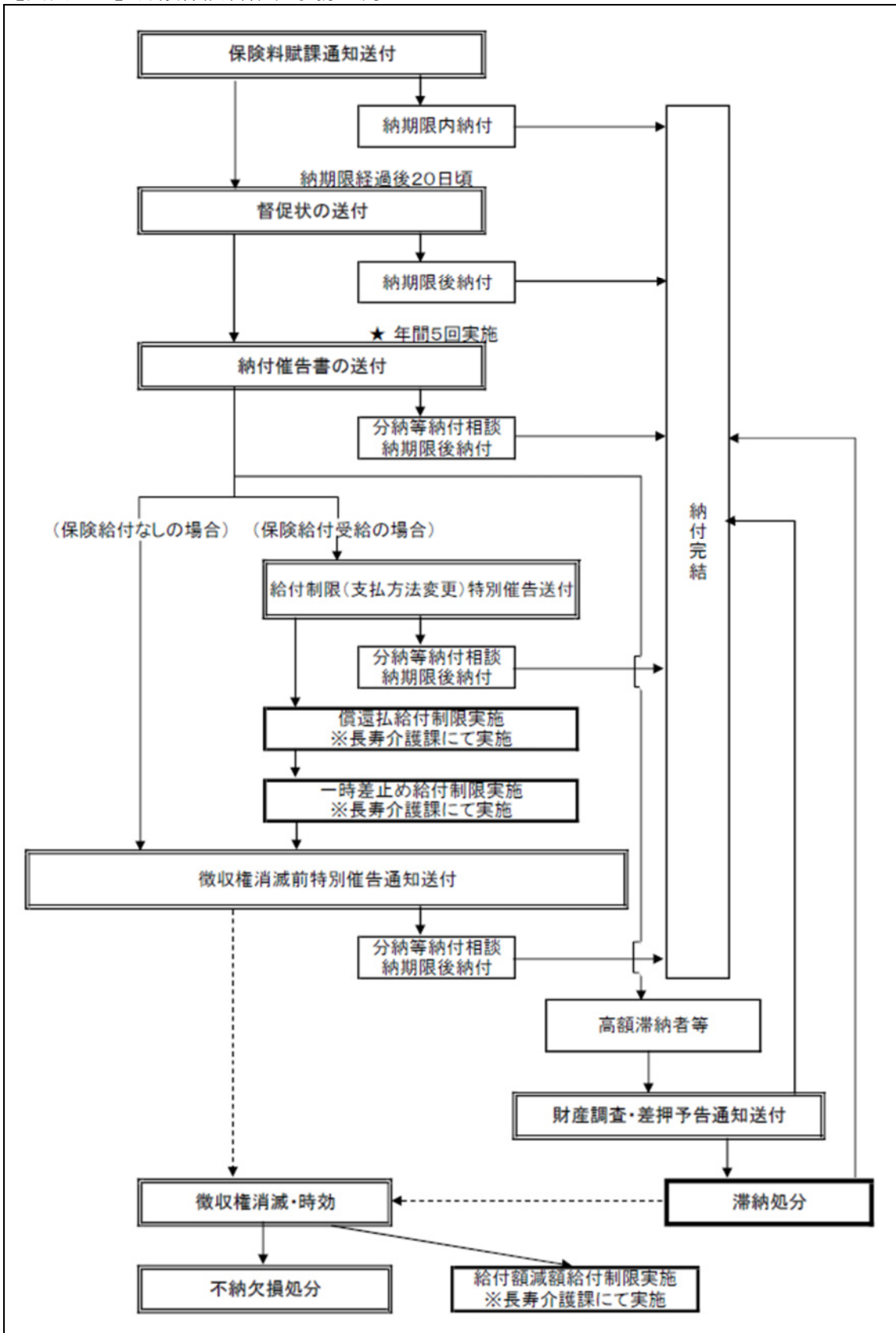
介護保険料の徴収方法は、高槻市が賦課決定通知を送付し、原則として公的年金から天引きする（引き落とす）特別徴収で、年金額などの条件により口座振替や納付書等で納付する普通徴収になる場合がある。特別徴収の場合は収納率 100%となるが、普通徴収の場合は滞納が生じるケースも出てくる。

滞納が生じた場合には、滞納者に督促状や催告書を送付し、それでも納付がなされない場合には財産調査や差押予告通知がなされ、滞納処分を行うことになる。財産等がなく滞納処分ができず、時効により債権が消滅した場合には、不納欠損処分を行うことになる。

介護保険制度では、保険料を滞納した場合、その期間に応じて介護サービスの給付制限が行われることがある。

国民健康保険課において実施している介護保険料徴収事務の流れは【図表 111】のとおりである。

【図表 111】介護保険料徴収事務の流れ



(出所：市提供資料)

⑥ 収納率及び不納欠損額等の状況

介護保険料の過去 5 年間の調定額、収納額、収納率、収納未済額、不納欠損額の推移は【図表 112】のとおりである。

現年度分の調定額については、特別徴収、普通徴収ともに高齢化によるサービス量の増加に伴い増加傾向にある。一方、現年度分の普通徴収の収納率も上昇しているため、滞納繰越額は減少傾向にあり、不納欠損額も令和 2 年度の約 23 百万円から令和 6 年度の約 13 百万円へと減少している。

【図表 112】介護保険料の過去 5 年間の収納率及び不納欠損等の推移

(単位：千円)

現年度（特別徴収）					
	調定額	収納額	収納未済額	収納率	
令和 2 年度	4,856,624	4,856,624	-	100.00%	
令和 3 年度	5,808,088	5,808,088	-	100.00%	
令和 4 年度	5,780,076	5,780,076	-	100.00%	
令和 5 年度	5,714,473	5,714,473	-	100.00%	
令和 6 年度	6,436,145	6,436,145	-	100.00%	
現年度（普通徴収）					
	調定額	収納額	収納未済額	収納率	
令和 2 年度	895,109	862,218	32,891	96.33%	
令和 3 年度	519,195	488,129	31,066	94.02%	
令和 4 年度	538,798	508,230	30,568	94.33%	
令和 5 年度	569,351	540,953	28,397	95.01%	
令和 6 年度	678,602	649,965	28,637	95.78%	
滞納繰越（普通徴収）					
	調定額	収納額	不納欠損額	収納未済額	収納率
令和 2 年度	98,152	31,751	22,799	43,602	32.35%
令和 3 年度	76,474	22,366	20,267	33,841	29.25%
令和 4 年度	64,878	16,630	14,956	33,291	25.63%
令和 5 年度	63,778	18,120	13,907	31,751	28.41%
令和 6 年度	59,884	16,475	12,595	30,814	27.51%

(出所：市提供資料)

⑦ 滞納債権及び催告等の状況

介護保険料債権の過去 5 年間の調定年度別滞納額と滞納者の推移は、【図表 113】のとおりである。介護保険第 1 号被保険者は 65 歳以上の高齢者であり、1 人当たりの保険料も比較的 low 額であることから滞納者 1 人当たりの平均滞納額は 28,440 円と low 額となっていることが特徴である。

一方、介護保険料の時効期間は 2 年であるが、債務者が一部を納付することや債務を承認することにより時効が中断されるため、一部に調定から 10 年を超える滞納額が存在している。

【図表 113】 介護保険料債権の過去 5 年間の調定年度別滞納額と滞納者の推移

(単位：人、千円)

調定年度	令和 2 年度		令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度		令和 6 年度	
	被保険者数	滞納額	被保険者数	滞納額	被保険者数	滞納額	被保険者数	滞納額	被保険者数	滞納額
平成 22 年度	1	3	1	3	1	3	0	-	0	-
平成 23 年度	1	12	1	12	1	12	1	9	1	0
平成 24 年度	1	0	0	-	0	-	0	-	0	-
平成 25 年度	2	15	1	1	0	-	0	-	0	-
平成 26 年度	8	106	3	12	1	6	1	6	1	6
平成 27 年度	16	416	2	63	2	63	2	63	2	63
平成 28 年度	38	975	11	214	5	149	2	122	2	122
平成 29 年度	94	2,922	26	640	13	408	5	159	3	100
平成 30 年度	571	9,192	76	2,150	30	832	11	357	8	272
令和元年度	910	29,961	523	8,894	89	2,814	34	1,109	18	487
令和 2 年度	1,279	32,891	705	21,852	421	7,088	76	2,391	29	1,085
令和 3 年度			1,120	31,066	659	21,918	387	6,646	66	2,524
令和 4 年度					1,027	30,568	611	20,889	343	6,997
令和 5 年度							1,016	28,397	618	19,158
令和 6 年度									1,008	28,637
滞納繰越分計		43,602		33,841		33,291		31,751		30,814
現年度分計		32,891		31,066		30,568		28,397		28,637

(出所：市提供資料)

滞納者に対する催告書、差押予告通知書の送付件数、給付額減額の過去 5 年間の推移は、【図表 114】のとおりである。財産調査の件数については、他の保険料債権とまとめて実施していることから介護保険のみの件数は集計していないとの回答だった。

【図表 114】 催告書、差押予告通知書、給付額減額の過去 5 年間の推移

【催告書送付件数】						
(単位：件)						
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	送付対象
5 月	-	1,401	1,208	1,108	1,208	前年度以前未納分
7 月	1,854	1,117	964	915	870	現年度随時期、前年度以前未納分
9 月	2,173	1,445	1,251	1,220	1,112	現年度第 2 期以前未納分
12 月	1,939	1,380	1,259	1,231	1,145	現年度第 5 期以前未納分
2 月	1,611	1,300	1,165	1,204	1,111	現年度第 7 期以前未納分
計	7,577	6,643	5,847	5,678	5,446	

【差押予告通知書送付件数】				
(単位：件)				
令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
25	11	17	15	29

【給付制限の状況（給付額減額）】					
(単位：人)					
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
人数	22	25	25	17	19
うち自己負担3割	22	25	25	16	19
うち自己負担4割	0	0	0	1	0

(出所：市提供資料)

(2) 過去の包括外部監査における指摘事項に対する措置

平成27年度の包括外部監査における賦課徴収事務事業についての指摘事項、措置内容及び外部監査人の見解は、【図表115】のとおりである。

【図表115】平成27年度包括外部監査に対する措置（賦課徴収事務事業）

平成27年度包括外部監査における指摘事項	左記に対する措置内容	外部監査人の見解
第1号被保険者についても滞納処分を含めた適切な債権管理を実施されたい (意見)	<措置済(対応済)> 介護保険料を滞納している介護保険第1号被保険者について、財産調査及び滞納処分を実施したところである。今後も書面等による自主納付の催告を継続するとともに、必要に応じて滞納処分を検討し、実施していきたい。	第1号被保険者についても財産調査及び滞納処分を実施していることを確認し、改善措置は適切に行われているものと判断する。
減免制度の説明や案内をより拡充していただきたい (意見)	<措置済(対応済)> 減免制度に関しては、被保険者全員に送付する案内やサービスガイド、及びホームページや広報等を活用して周知を図っているほか、納付相談の際にも必要に応じて制度の説明等を行っている。また、生活困窮による場合は継続して該当する場合が多く、災害による場合は翌年度まで対象となるため、一度減免申請があった者に対しては勸奨通知を送付する等、制度の周知及び手続の案内を行っているところである。	減免制度に関して、被保険者全員に送付する案内やサービスガイド等の内容や納付相談等の内容に関してのヒアリングにより、左記のとおり制度の周知及び手続の案内を行っていることを確認した。なお、引き続き拡充することは必要であり、「 減免制度の適用に向けた周知【意見18】 」を参照。

(出所：監査人作成)

(3) 監査の結果及び意見

① 長期にわたる滞納額の処理【意見 16】

長期間滞納している滞納者についても、その債権管理にかかる費用が一定額発生している。債権管理ハンドブックでも短期間における処理を求めていることから、滞納者の実態を見極め、回収を図るべきか、徴収緩和を図るべきか、対応の明確化が必要である。

本年度の包括外部監査においては、滞納額上位 10 名の徴収状況に係る資料閲覧及びヒアリングを実施した。サンプル対象とした令和 7 年 4 月 15 日時点の滞納額上位 10 名の滞納額と監査を実施した同年 10 月 27 日時点の増減額は【図表 116】のとおりである。

【図表 116】 令和 7 年 4 月 15 日時点の滞納額上位 10 名の滞納額と監査実施時の増減額

(単位：円)

サンプル番号	4 月 15 日時点滞納額 (抽出時点)	10 月 27 日時点滞納額 (監査実施時点、参考)	増減額 (△は減少)
1	488,746	513,626	24,880
2	471,964	443,420	△28,544
3	392,856	277,427	△115,429
4	362,319	328,154	△34,165
5	354,468	405,020	50,552
6	350,834	358,582	7,748
7	337,050	384,662	47,612
8	334,420	394,756	60,336
9	323,992	306,124	△17,868
10	304,877	300,237	△4,640

(出所：市提出資料により監査人作成)

このうちサンプル番号 1 と 3 については、1 が平成 26 年度、3 が平成 28 年度に調定（債権が発生）したものが滞納額として監査実施時点においても残っている状態であった。介護保険料の時効は 2 年であるが、債務承認や分割納付があった場合には時効が更新されるため、2 年を超えて滞納額が残るケースも少なくない。

これら 2 名の滞納額発生からの徴収状況については、サンプル番号 1 が平成 26 年度から令和 7 年度（10 月 27 日時点、以下同じ。）まで 93,623 円収納しているが、賦課額はその間 607,249 円増加しているため、分割納付しているとはいえ滞納額は年々増加しており、サンプル番号 3 は、【図表 116】では令和 7 年度において滞納額が 115,429 円減少しているが、平成 28 年度から令和 7 年度までの収納額は 2,080 円であり、残りは時効により不納欠損処理したものである。

分割納付や債務承認については、収納課が作成している債権管理ハンドブックに「分割納付の期間は最長2年間を目安とします。(中略)原則は1年を超える長期間の分納を認めることのないようにしてください。」との記載があり、長期的な滞納は想定しておらず、分割納付や債務承認が行われたとしても、職員による徴収活動は継続して行わなければならないため、債権管理に関するコストが一定額発生することには変わりはない。

したがって、滞納者の実態を見極め、回収を図るべきか、徴収緩和を図るべきか、対応の明確化が必要である。なお、高槻市では、一定以上の債権については財産調査や滞納処分、債務者に対する対面調査を実施しており、それでも滞納している債権については実質的に回収不能と見込まれる債権であると考えられる。

高槻市では、現在のところ、将来の給付制限を避けるために滞納処分の執行停止は行わない方針とのことであり、そのような方針も理解できる部分はあるが、実質的に回収不能と見込まれる滞納者については、滞納処分の執行停止の対象とすることも検討されたい。

② 死亡した滞納者に対する徴収【意見17】

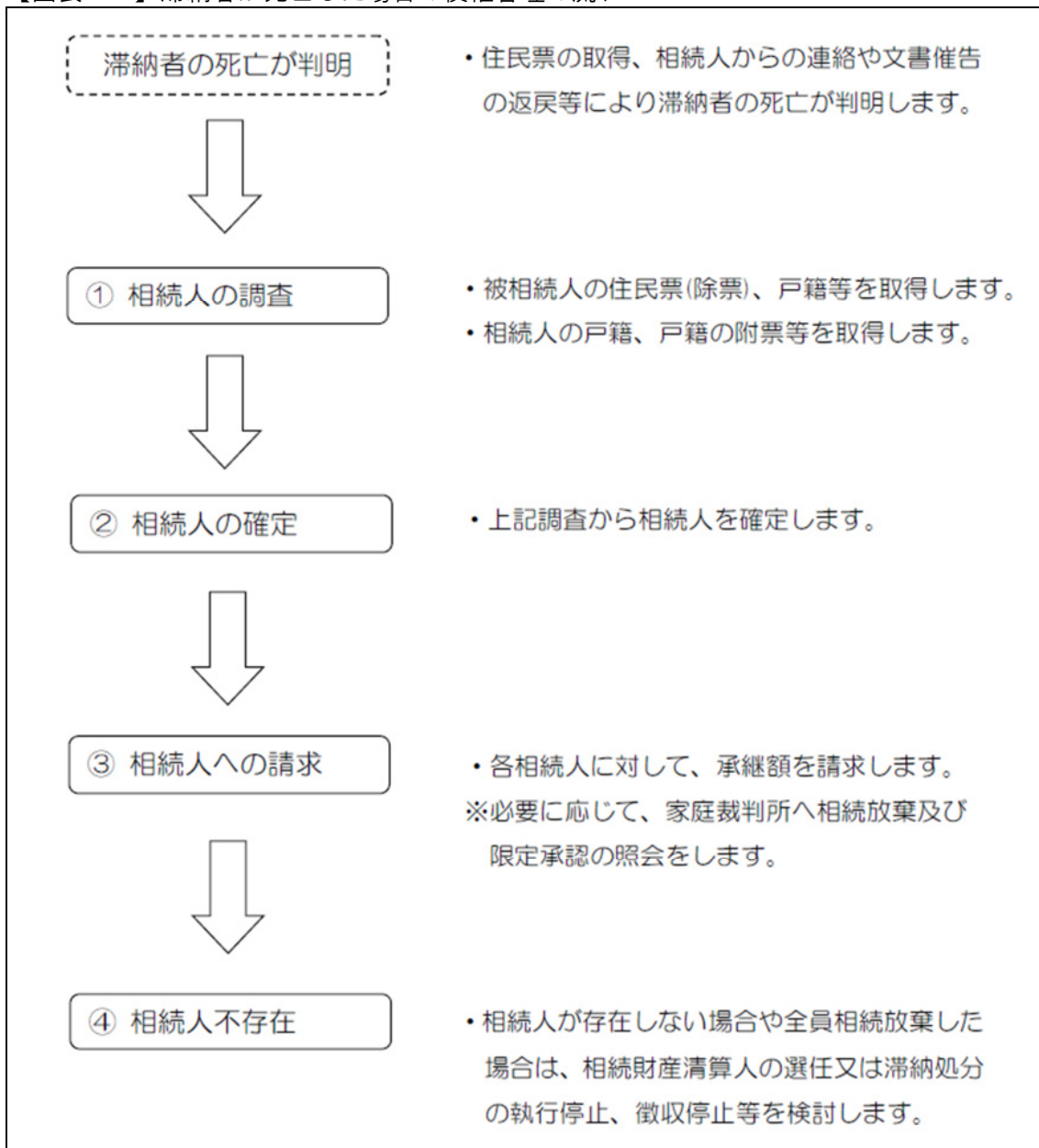
債権管理ハンドブックでは、死亡した滞納者について、相続人の調査を実施することを規定しているが、実際に実施されたのは少数である。相続人の調査にかかる費用と滞納額の回収との比較衡量を行い、滞納額が費用を上回る場合には相続人の調査の実施も検討されたい。

本年度の包括外部監査においては、滞納額上位10名の徴収状況のほか、ランダム抽出により滞納者15名の徴収状況についても資料閲覧とヒアリングを実施した。

このうち4名が死亡しており、死亡後の徴収状況については、主に本人名による催告を行っているとの回答であった。

滞納者が死亡した場合の債権管理の流れについては債権管理ハンドブックにも記載があり、【図表117】のとおり本人名による催告のみではなく、被相続人の住民票(除票)や戸籍等、相続人の戸籍、戸籍の附票等の取得といった相続人の調査や調査の結果確定した相続人への請求といった手続の実施を求めている。

【図表 117】 滞納者が死亡した場合の債権管理の流れ



(出所：債権管理ハンドブック (収納課))

サンプル以外の死亡した滞納者における【図表 117】の手続の実施状況を確認したところ、令和 6 年度は 0 件、令和 7 年度は 1 件とのことであった。相続人の調査にかかる費用と滞納額の回収との比較衡量を行い、滞納額が費用を上回る場合には相続人の調査の実施も検討されたい。

③ 減免制度の適用に向けた周知【意見 18】

介護保険料の滞納額は多くの場合低額であり、高槻市が独自に制定した減免制度の対象になると考えられる者も少なくない。ホームページや広報を活用し、より一層の周知を図るとともに、給付担当部署とも連携して減免制度の適用について努められたい。

介護保険料の滞納額は多くの場合は低額であり、これらの徴収状況を個別に確認したところ、介護保険第1号被保険者は65歳以上の高齢者で、所得も少ないことから回収の見込みの低いものが多いと考えられる。

高槻市では、法定されている「災害により、損害を受けた場合」、「収監された場合」及び「失業や事業不振などにより、収入が著しく減少した場合」のほか、独自に生活困窮者に対する減免を行っている。生活困窮者に対する減免の内容は以下のとおりである。

○生活が困窮していて、下記①～⑦すべての要件に該当される場合

- ①保険料段階が第3段階以下であること（生活保護受給者以外の方）
- ②世帯員全員が市民税非課税であること
- ③世帯員全員の収入見込額合計が下表の金額以下であること

世帯員数	収入見込額合計（非課税収入も含む）
1人世帯	110万円
2人世帯	158万円
3人世帯	208万円
4人世帯	254万円
5人以上	世帯の人数が1人増すごとに44万円を加算

- ④世帯員全員の預貯金の総額が350万円以下であること
- ⑤市民税課税者に扶養されていないこと
- ⑥世帯員全員が居住用以外に土地又は家屋を所有していないこと
- ⑦介護保険料を滞納していないこと、又は納付意思があること

減免制度の周知について、高槻市では、国民健康保険課と長寿介護課が連携し、被保険者全員に案内の通知、「高齢者暮らしに生かそうサービスガイド」への記載、納付相談等を行っているが、サンプル抽出された滞納者には高齢で今後の支払いが難しいと思われる事例もあったことから、特に生活困窮者に対する制度周知に努力されたい。

また、生活困窮者についての減免についての周知方法として、ホームページでは市独自の制度と記載されていたが、サービスガイドには市独自の制度である旨の記載がなかった。他の地方公共団体でも同様の制度を設けているとのことではあるが、法定された制度ではないため、サービスガイドにもその旨を記載することが望ましい。

16. 介護認定事務事業（長寿介護課）

(1) 事業の概要

① 事業内容

介護認定事務事業は、要介護等認定申請者の状態に応じた適切な要介護認定を行い、介護サービスの利用につなげることで自立した日常生活を営むことができるようにすることを目的としている。

被保険者からの要介護等認定申請を受けて、主治医意見書の記載と認定調査員による認定調査を実施し、その資料を基に、保健・医療・福祉に関する学識経験のある委員から構成される介護認定審査会において審査判定を行い、この結果を踏まえて要介護等認定を行っている。

② 事業費の推移及び主な内訳

介護認定事務事業の過去3年間の事業費の推移及び令和6年度における事業費の主な内訳は、【図表118】のとおりである。

【図表 118】 事業費の推移及び主な内訳（介護認定事務事業）

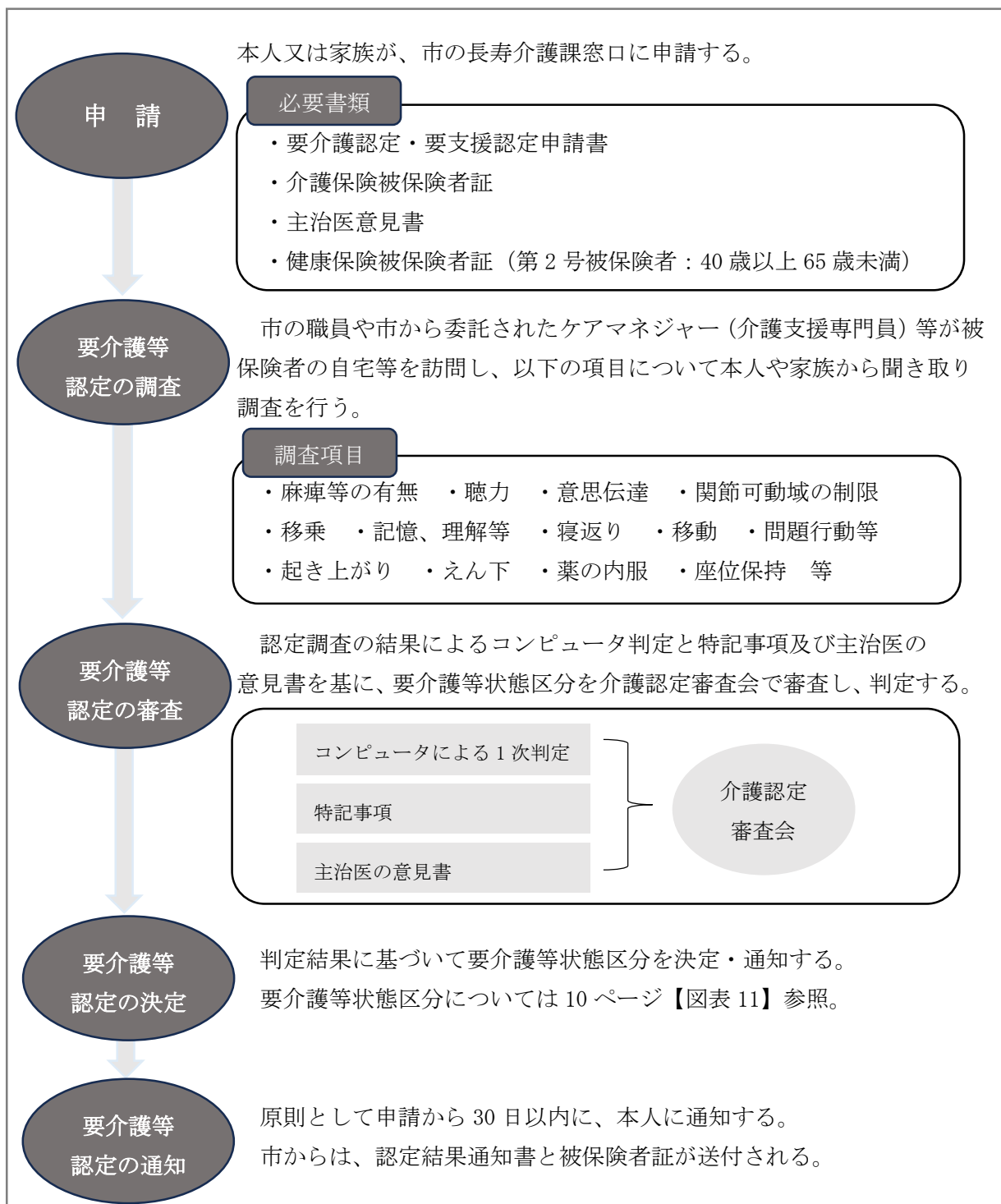
＜事業費の推移＞			
（介護保険特別会計）	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額（千円）	299,334	308,207	316,435
決算額（千円）	191,951	219,572	268,967
＜事業費の内訳（令和6年度決算）＞			
節	金額	主な内容	
報酬	91,904	介護認定審査会委員、会計年度任用職員報酬	
職員手当等	12,802	会計年度任用職員勤勉手当等	
共済費	7,865	会計年度任用職員社会保険料等	
旅費	1,104	介護認定審査会委員研修旅費、会計年度任用職員通勤手当	
需用費	337	消耗品等	
役務費	93,338	介護認定審査会の資料送付に係る郵便料等	
委託料	58,456	訪問調査委託料等	
使用料及び賃借料	2,622	介護認定審査会会場使用料等	
備品購入費	538	会計年度任用職員に係るバイク購入等	
合計	268,967		

（出所：市提出資料により監査人作成）

③ 介護認定事務の流れ

介護認定事務の流れは【図表 119】のとおりである。

【図表 119】 サービスを利用するまでの手続（認定結果の通知まで）



(出所：「高齢者暮らしに生かそうサービスガイド」により監査人作成)

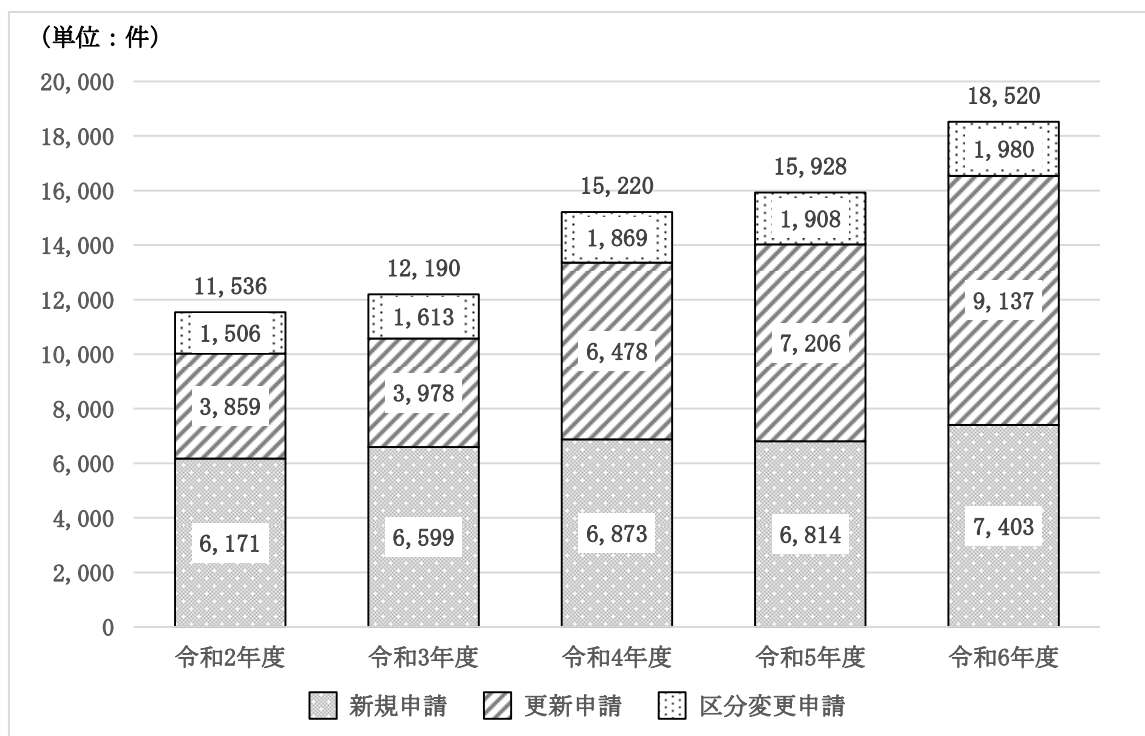
④ 申請件数と認定調査等件数

要介護等認定申請件数の過去5年間の推移は【図表120】のとおりである。

介護認定申請には、新規申請、更新申請、区分変更申請の3種類があり、新規申請は初めて認定を受ける場合、更新申請は有効期間満了後に更新する場合（有効期間満了60日前に申請可）、区分変更申請は有効期間が満了していないが、心身の状態に変化があり、要介護等状態区分を変更する場合の申請である。有効期間は、新規申請、区分変更申請が原則6か月、更新申請が原則12か月である。

令和2年度、令和3年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大により調査実施が困難となり特例措置がなされた影響により申請件数が少なかったとのことではあるが、一貫して増加傾向にある。

【図表120】過去5年間における要介護等認定申請件数の推移



(出所：市提供資料により監査人作成)

認定調査等件数の過去5年間の推移は【図表121】のとおりである。

申請から認定まで一定の期間が必要であり年度末付近申請では翌年度への繰越があることや申請の取り下げもあることから、申請件数と認定調査等の件数は一致しない。調査件数は調査日時点、主治医意見書採取件数は作成日時点、認定結果通知件数は認定日時点での算出である。

【図表 121】 過去 5 年間における認定調査等の件数の推移

(単位：人、件)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
申請者数	11,536	12,190	15,220	15,928	18,520
調査件数	11,465	12,422	14,970	15,604	18,188
主治医意見書採取件数	11,833	12,226	14,986	15,861	18,235
認定結果通知件数	11,735	11,458	14,085	15,037	18,002

(出所：市提供資料により監査人作成)

⑤ 介護認定審査会の運営

介護認定審査会は、要介護等認定における審査判定業務を行わせるために市町村に設置される法定の合議体である。合議体の定数は 5 人を標準として市町村が定めるとされる。

介護認定審査会では、提出された主治医意見書及び調査結果資料を基に、対象者の介助にどれだけの時間を要するのかを軸とした要介護認定等基準時間を算出し、要介護度の判定を行う。全国的にできるだけ違いを生まないため、基本調査項目の組み合わせからコンピュータにより一次判定を行い、統計的な推定になじまない対象者固有の手間を介護に関わる専門職が二次判定により評価する。手順は以下の通りである。

①一次判定の修正・確定

基本調査項目の定義に照らして、選択された認定結果が特記事項や主治医意見書と整合性が取れているかの確認を行い、必要に応じて修正する。

②介護の手間にかかる審査判定

介護の手間の多少を議論し、一次判定を変更する場合は、特記事項・主治医意見書の具体的記載を変更理由として挙げる。

③介護認定審査会として付する意見

認定有効期間の設定及び必要に応じて要介護状態の軽減又は悪化の防止のために必要な療養についての意見を付する。

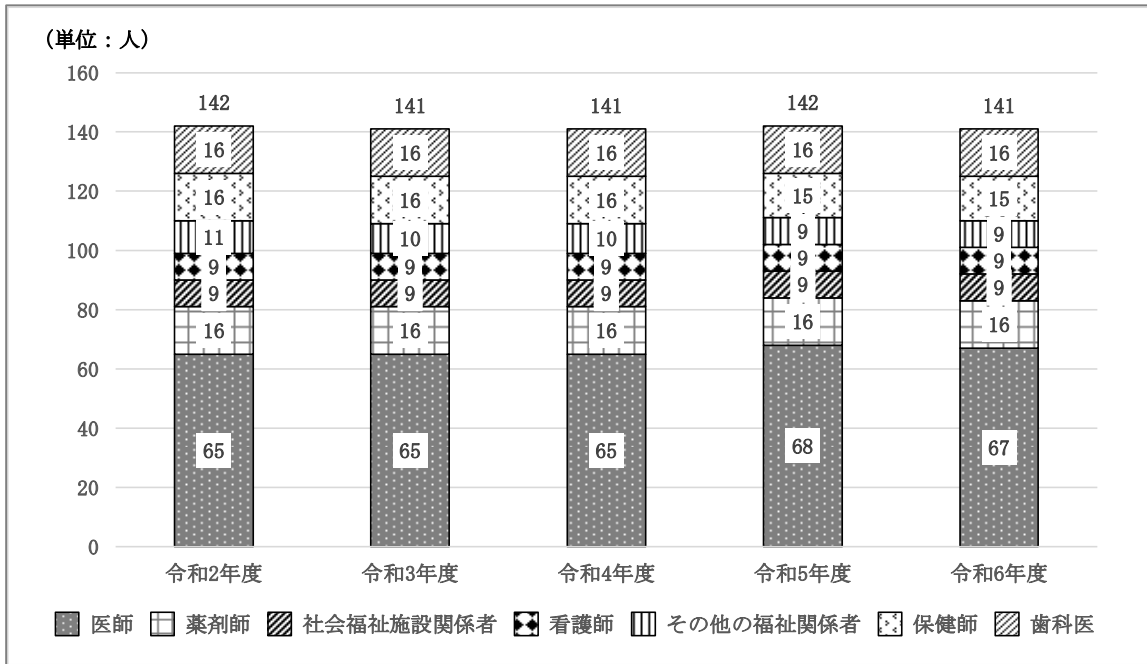
高槻市では令和 6 年度において 34 の合議体を設けて、延べ 680 回介護認定審査会を開催している。過去 5 年間の合議体と開催回数等の推移は【図表 122】、委員の職種別人数推移は【図表 123】のとおりである。

【図表 122】 過去 5 年間における合議体数と介護認定審査会開催回数の推移

		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
認定審査会	合議体数 (単位：体)	34	34	34	34	34
	開催回数 (単位：回)	680	646	646	646	680

(出所：市提供資料により監査人作成)

【図表 123】過去5年間における介護認定審査会委員数と職種別構成人員の推移



(出所：市提供資料により監査人作成)

(2) 過去の包括外部監査における指摘事項に対する措置

平成 27 年度及び平成 30 年度の包括外部監査における介護認定事務事業についての指摘事項、措置内容及び外部監査人の見解は、【図表 124】のとおりである。

【図表 124】平成 27 年度及び平成 30 年度包括外部監査に対する措置（介護認定事務事業）

平成 27 年度包括外部監査における指摘事項	左記に対する措置内容	外部監査人の見解
同一法人内で行われる認定調査の低減に向け、努力されたい (意見)	＜措置済（対応済）＞ 一定期間の調査依頼実績をもとに実態把握を行った結果、地域的に他の認定調査委託事業所が少ないため、やむを得ず委託をしていると考えられる。なお、同一法人内で行われた調査の割合は、全委託調査件数の 2～3%である。今後も今回の意見を受け把握した実態をもとに、上記の対応を継続的に行い、その割合の低減に向け配慮していく。	現状におけるヒアリングを行った結果、令和 7 年 6 月の実績は約 1.85%が同一法人内で行われる認定調査であった。所管課によると、引き続き低減に向け努力したいとのことであるが、措置状況のとおり、事業所が少ない地域や新型コロナウイルス感染症対策として同一事務所内での調査もやむを得ない場合もあるとのことである。今後も継続した取組に努められたい。

平成 30 年度包括外部監査における指摘事項	左記に対する措置状況	外部監査人の見解
高槻市財務規則第 117 条第 7 号によって契約保証金が免除されているが、その内容において公益性を有する有資格者らとの委託契約について、弾力的な契約保証金の免除の可能性につき、検討を開始することが望ましい。 (意見)	<措置済(対応済)> 高槻市財務規則第 117 条第 7 号「その他市長が特に必要と認めるとき」に該当する事例として、「契約保証金を徴する実益がないと認められる契約」が示された。それを受け、当課において、本業務の専門性、特殊性、公益性の観点を明確化し、契約検査課との協議の上、第 7 号に該当することを確認した。	現在の契約に関しては左記のとおり高槻市財務規則第 117 条第 7 号に該当することを明確化した上で、契約保証金を免除していることを確認した。

(出所：監査人作成)

(3) 監査の結果及び意見

① 要介護等認定申請から認定までの期間短縮【意見 19】

要介護等認定申請から認定までの期間が法定の 30 日を超える状況が継続している。全国的にみても同様の状況にあるが、令和 8 年度以降に予定されている介護情報基盤システムの導入に合わせて、法定期間内での認定を行うよう、更なる改善に向けた取組が求められる。

介護保険法では要介護等認定申請から 30 日以内に認定を行うことが規定されている（第 27 条第 11 項）。認定の遅れは被保険者において介護サービスの受給の遅れにもつながることから、法定の期間内での認定が求められる。

高槻市における過去 3 年間（令和 3 年度～令和 5 年度）の申請から認定までに要した日数の推移は【図表 125】のとおりであり、大阪府や全国平均並みの日数ではあるが、法定の 30 日を超えている。

【図表 125】要介護等認定申請から認定までの期間

<令和 3 年 4 月～9 月>

	高槻市	大阪府	全国
平均値（日数）	34.7	35.4	36.2

<令和 4 年 4 月～9 月>

	高槻市	大阪府	全国
平均値（日数）	39.8	38.2	38.3

<令和 5 年 4 月～9 月>

	高槻市	大阪府	全国
平均値（日数）	39.2	40.9	40.6

(出所：市提供資料により監査人作成)

作業内容を分析すると、高槻市では、申請時に主治医意見書を提出してもらうことが多いため、主治医への意見書作成依頼から入手までの期間は、大阪府や全国平均よりも短い期間で実施されているにもかかわらず、訪問調査依頼から実施までの期間が長くなっている。

要介護等認定申請から認定までの期間のうち、訪問調査依頼から実施に要した日数の過去3年間の推移は【図表 126】のとおりである。

【図表 126】訪問調査依頼から実施までの期間

<令和3年4月～9月>

	高槻市	大阪府	全国
平均値（日数）	18.2	10.4	9.4

<令和4年4月～9月>

	高槻市	大阪府	全国
平均値（日数）	20.9	12.3	10.6

<令和5年4月～9月>

	高槻市	大阪府	全国
平均値（日数）	21.1	13.2	11.7

（出所：市提供資料により監査人作成）

この訪問調査までに要する日数が認定日数短縮に向けた課題になっていることは明らかである。所管課ではこの原因について、調査員数の不足、新型コロナウイルス感染症の影響、事務受託法人への委託が令和5年7月以前は進んでいなかったこと、調査票の確認に時間が取られていることを挙げている。今後の対応としては、調査員の増員、事務受託法人への委託等により、令和6年度の処理日数は短縮される見込みという。

このように、所管課では鋭意取組を進めているものの、令和6年度に見込まれる短縮日数では、申請から認定までの期間が30日以内に収まることはないと考えられ、30日以内に収めるための更なる対策が必要である。監査人が考える対策は以下のとおりである。

i. DXに対応したシステムやタブレット等IT機器の導入

従来、高槻市では、紙の調査票を使用しており、担当ケアマネジャーが市役所に来庁するタイミングでまとめて調査票を受け取っていたとのことであるが、ケアマネジャーが来庁するまでのタイムラグが発生するため、高槻市のホームページから電送できるようなシステムに改善したとのことである。また、IT機器の導入に関しても市職員や事務受託法人の職員にはタブレットを配布するといった対応は既に実施しているとのことである。

一方、令和8年4月以降に全国的に導入が予定されている介護情報基盤システムでは改善される見込みとのことであるが、現状では、OCR読み取りのための紙への出力が残っているほか、市職員や事務受託法人の職員以外は未だ紙の調査票で作業しており、調査票の記載

において不十分な記載も見受けられるとのことである。実際、監査人がチェックした調査票においても基本調査と特記事項との重複した記載内容が見られた。

今後、介護情報基盤システムの導入が予定されていることもあり、調査員の調査票記入の負担や紙資料の出力を減らし業務効率化を図るため、インターネットやタブレット等の更なる活用を進められたい。

ii. 調査票チェックの効率化

調査票の全件チェックについては、第9期計画の施策目標になっており、事務作業においては当然実施しなければならないことではあるが、チェックに要する時間や費用と費用適正化による効果との比較衡量も必要である。

所管課では、基本調査と特記事項に矛盾がある調査票が多いと分析しており、特記事項の記載方法についての研修を実施しているが、前述のとおり、監査人がチェックした調査票では、内容が重複しているものも見受けられたため、調査票チェックの効率化を図るためにも、より簡潔な記載を行うよう指導すべきである。

また、市職員が分担して調査票チェックを行っているとのことであるが、市職員は通常他の業務を抱えており、隙間時間でチェックをしているのでは注意力が散漫になり、結果として業務の進捗が不効率となるおそれがある。誤りの多い項目について分析を行ったり、他の地方公共団体での事例を参考にしたりするなど、効率的なチェック方法を検討することが望まれる。

iii. BPR（ビジネスプロセス・リエンジニアリング）の実施

令和8年4月以降の介護情報基盤システムの導入に向けて、上記のような個々の業務改善も必要であるが、30日という法定期間に収まるような効率化を図るためには抜本的な業務改善が必要であり、BPRの実施も検討すべきである。

具体的には、業務フローチャートの作成や業務量調査を実施し、申請から認定までに必要な業務時間と人員を把握した上で法定期間に収まるような業務改善を行っていくものである。

高槻市では既に窓口業務等においては業務量調査を実施しているところではあるが、介護認定事務事業においては、業務フローチャートは作成されているものの、業務量調査は実施されていない。

今後も高齢化の進展により介護保険事業は拡大していくことが見込まれることから、適正な時間や人員の確保、業務改善の継続的な実施は不可欠と思われる。担当者個人の問題ではなく、組織としてこれらの諸課題に対応していくための基盤となる取組が求められる。

② ウェブ会議システムに係るライセンス更新に関する随意契約理由【意見 20】

介護認定審査会にウェブ会議システムを利用しており、令和7年度にライセンスの更新を随意契約によって行っている。随意契約理由として挙げられた点を明確にした上で随意契約を選択されたい。

高槻市では介護認定審査会においてウェブ会議システムを使用しており、ウェブ会議システムのライセンス使用期間を令和9年度まで更新して契約締結している。

このライセンス使用期間更新時の契約資料を閲覧したところ、契約方法として地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に基づく随意契約によって行われており、随意契約理由として「本システムは利用開始に当たり、初期設定等を含む導入支援作業（以下、「初期導入作業」という。）が別途必要であり、相手方業者を変更する場合、初期導入作業に係る費用が別途必要になります。また、初期導入作業中はWeb会議システムを使用できなくなり、業務に多大な支障をきたします。」としている。

地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定は競争入札に付することが不利と認められる場合のものではあるが、ウェブ会議システムの種類や仕様等を確認したところ、一般的に使用され、特殊な仕様でもなく、その更新等にかかる時間も業務に多大な影響を及ぼすかどうか不明確であった。次期選定においてはこれらの点を明確にした上で随意契約を選択されたい。

17. 趣旨普及事業（長寿介護課）

(1) 事業の概要

① 事業内容

趣旨普及事業は、市民、特に被保険者とその家族に対して、介護保険制度の利用方法や制度の内容を十分に周知するとともに、介護事業者に対しても制度の周知徹底を図ることを目的としている。

高齢者向けのサービスや施設を案内する冊子の作成や広報たかつき、ホームページの充実などの各種広報媒体による案内を行うことによって、介護保険制度の周知と利用案内による制度の円滑な運営を行い、併せて介護事業者にも制度の周知徹底を図っている。

令和6年度においては、高槻市が実施する高齢者向けの介護・福祉・保健・医療に関するサービスの制度や内容を紹介する「高齢者暮らしに生かそうサービスガイド」を22,000部、市内の介護保険施設・入居系事業所を全て紹介する「高齢者施設ガイドブック」を8,000部発行した。

② 事業費の推移及び主な内訳

趣旨普及事業の過去3年間の事業費の推移及び令和6年度における事業費の主な内訳は、【図表127】のとおりである。

【図表127】 事業費の推移及び主な内訳（趣旨普及事業）

＜事業費の推移＞			
（介護保険特別会計）	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額（千円）	2,700	2,700	3,373
決算額（千円）	2,407	2,684	2,685
＜事業費の内訳（令和6年度決算）＞			
節	金額（千円）	主な内容	
需用費	2,685	印刷製本費	
合計	2,685		

（出所：市提出資料により監査人作成）

(2) 監査の結果及び意見

① ガイドブックの在庫削減【意見21】

令和6年度に発行されたガイドブックについて発行部数の1割を超える部数が在庫として残っていた。ホームページ等を活用することにより、必要在庫や発行部数の削減に向けて検討されたい。

令和6年度に発行された「高齢者暮らしに生かそうサービスガイド」及び「高齢者施設ガイドブック」の在庫状況を確認したところ、令和7年8月1日現在、暮らしに生かそうサービスガイドが発行部数22,000部のうち2,720部（12.4%）、高齢者施設ガイドブックが同8,000部のうち1,360部（17.0%）在庫として残っていた。ともに発行部数の1割を超えている。

確認時点で次年度の「高齢者暮らしに生かそうサービスガイド」及び「高齢者施設ガイドブック」が発行されており、令和6年度に発行された冊子の在庫は全て古紙再資源化処理され、廃棄されるとのことである。

高齢者においては紙のガイドブックを選択する傾向が高いと考えられるが、IT社会の進展により今後インターネットで情報収集を行う高齢者も増加すると予測される。また、古紙再資源化されるとはいえ、1割超の在庫が生じ、毎年度廃棄される状況は印刷製本費等のコストや環境面においても課題がある。ホームページ等の活用を推進することにより、必要在庫や発行部数の削減に向けて検討されたい。

18. 高齢者健康づくり事業（長寿介護課）

(1) 事業の概要

① 事業内容

高齢者健康づくり事業は、市内の 65 歳以上の高齢者の生活習慣改善の動機づけを高め、健康行動の定着を図ることを目的として実施する事業であり、高齢者が楽しみながら健康的な生活を続けられるように設計されている。また、高齢者の健康づくりだけでなく、地域貢献や世代間支援にもつながる取組として展開されている。

参加希望者は高槻市へ申請し「健幸パスポート」の交付を受ける。パスポートには、健康事業、生涯学習、文化・芸術活動、ボランティア活動、趣味活動などの参加実績を記録し、その内容に応じてポイントが付与される。ポイントは年度内に積み立てられ、一定のポイントに達すると記念品との交換、又は民間保育園・認定こども園への寄付を選択することができる。参加者が寄付を選んだ場合は、高槻市において参加者の意思をとりまとめ、選択された保育園等へ寄付金を届ける。記念品交換は、地域の障がい福祉サービス事業所に記念品交換券を提示することで受け取る方式となっている。

当該事業は基本的に高槻市が直接実施しているが、記念品交換券の障がい福祉サービス事業所からの回収および支払いについては、たかつき授産事業共同受注ネットワークを通じて実施している。

② 事業の成果（目標と実績の比較）

高齢者健康づくり事業について、令和 5 年度及び令和 6 年度における事業の成果は、【図表 128】のとおりである。

【図表 128】事業の成果（高齢者健康づくり事業）

	令和 5 年度実績	令和 6 年度目標	令和 6 年度実績
参加人数	5,934 人	7,000 人	6,464 人
ポイント達成人数	2,872 人	3,200 人	3,212 人

（出所：「高槻市高齢者福祉計画・介護保険事業計画 令和 6 年度 進捗状況」により監査人作成）

③ 事業費の推移及び主な内訳

高齢者健康づくり事業の過去 3 年間の事業費の推移及び令和 6 年度における事業費の主な内訳は、【図表 129】のとおりである。

【図表 129】 事業費の推移及び主な内訳（高齢者健康づくり事業）

＜事業費の推移＞			
（介護保険特別会計）	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
当初予算額（千円）	7,277	6,974	6,459
決算額（千円）	3,346	3,588	4,428
＜事業費の内訳（令和 6 年度決算）＞			
節	金額（千円）	主な内容	
報償費	1,692	寄付等	
需用費	2,737	印刷製本費、記念品等の消耗品費	
合計	4,428		

（出所：市提出資料により監査人作成）

(2) 過去の包括外部監査における指摘事項に対する措置

令和 4 年度包括外部監査における高齢者健康づくり事業についての指摘事項、措置内容及び外部監査人の見解は、【図表 130】のとおりである。

【図表 130】 令和 4 年度包括外部監査に対する措置（高齢者健康づくり事業）

令和 4 年度包括外部監査における指摘事項	左記に対する措置内容	外部監査人の見解
未使用の健幸ポイント記念品交換券の在庫は、長寿介護課の職員であれば誰でも入室可能な施錠できる倉庫に保管されていた。不適切な使用がなされうる状況をなくすため、今後は金品同様に金庫で保管する必要がある。 （結果）	＜措置済（対応済）＞ 未使用の健幸ポイント記念品交換券について、不適切な使用がなされうる状況をなくすため、金庫で保管することとした。	左記のとおり対応されていることを確認し、改善措置は適切に行われているものと判断する。
健幸ポイント記念品交換券の現物と在庫数の記録簿である「（倉庫にある）健幸ポイント記念品在庫数：記念品交換券」の一致を確認したところ、その記録簿の一部について冊数は記録されていたものの、番号記録がなされていない状態であった。今後は、「（倉庫にある）健幸ポイント記念品在庫数：記念品交換券」には冊数とともに番号も記録する必要がある。 （結果）	＜措置済（対応済）＞ 健幸ポイント記念品交換券について、冊数とともに番号も記録することができるよう記録簿の書式を改め、在庫管理を行うこととした。	左記のとおり対応されていることを確認し、改善措置は適切に行われているものと判断する。

（出所：監査人作成）

19. 在宅医療・介護連携推進事業（長寿介護課）

(1) 事業の概要

① 事業内容

在宅医療・介護連携推進事業は、地域包括ケアシステム構築に係る事業の1つとして、高齢者が住み慣れた地域において安心して暮らせるよう、在宅医療の充実及び介護サービスとの連携を進めることを目的とする事業である。具体的には、地域の医療・介護関係者と連携し、市域全体の進捗管理、医療・介護関係者への研修、地域住民への普及啓発等を行うことにより、在宅療養生活を支える体制づくりを行っている。

このうち、在宅医療・介護連携に関する相談支援事業について島本町と共同で、一般社団法人高槻市医師会（以下「高槻市医師会」という。）に委託している。委託料は高槻市と島本町の人口割比率により按分している。

令和6年度における高槻市医師会の委託業務の実施状況は【図表131】のとおりである。

【図表 131】 高槻市医師会の委託業務実施状況

No.	項目	実施状況
1	相談窓口	開設日数 42日 相談件数 5件（うち高槻市 5件、島本町 0件）
2	地域の医療・介護の資源の把握	・ 地域医療機関の情報把握（新規開業診療所訪問・アンケート調査・近畿厚生局HPにて新規指定医療機関のチェック） ・ 訪問診療・往診の実施状況の把握（高槻市・島本町在宅医療実施状況のアンケート調査）
3	切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築に向けた推進	・ 高槻市・島本町の病院での後方支援・レスパイト受け入れ状況調査
4	医療・介護関係者の情報共有の支援	・ 支援システムハンドブックの発行 ・ 在宅医療実施医療機関一覧の発行
5	医療・介護関係者への研修（主催）	・ 在宅医療・介護連携推進に関する意見交換会 1回
6	関係機関との会議・研修等に参加（参加）	・ 高槻市保健所健康医療政策課及び高槻市長寿介護課担当者・島本町高齢介護課担当者との連絡調整会議 ・ 大阪府在宅医療総合支援事業研修会に参加

（出所：令和6年度年次実績報告書及び令和6年度活動実績表より抜粋）

② 事業費の推移及び主な内訳

在宅医療・介護連携推進事業の過去3年間の事業費の推移及び令和6年度における事業費の主な内訳は、【図表132】のとおりである。

【図表132】事業費の推移及び主な内訳（在宅医療・介護連携推進事業）

＜事業費の推移＞			
（介護保険特別会計）	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額（千円）	4,393	4,966	4,893
決算額（千円）	1,558	2,370	1,664
＜事業費の内訳（令和6年度決算）＞			
節	金額（千円）	主な内容	
報酬	504	会計年度任用職員報酬	
職員手当等	225	一般職員等手当	
共済費	120	会計年度任用職員社会保険	
旅費	25	旅費	
委託料	791	相談支援事業業務委託料	
合計	1,664		

（出所：市提出資料により監査人作成）

(2) 監査の結果及び意見

① 仕様書における業務内容の明確化【意見22】

仕様書における業務内容は抽象的な記載にとどまり、具体的に示されているのは相談支援に係る窓口開設のみであるため、委託先の年間活動計画に依存した運用となっている。業務の範囲や成果物、回数等は仕様書に明記し、契約内容として示す必要がある。

相談支援事業業務委託の仕様書における業務内容と業務時間は次のとおりである。

【「高槻島本在宅医療・介護連携に関する相談支援事業業務委託仕様書」（抜粋）】

2 業務内容

本業務は、介護保険法第115条の45第2項第4号に基づき、高齢者等が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療機関と介護事業所などの関係者の連携を支援することを目的として実施する次に掲げる事業とする。

各事業の具体的解釈については、「地域支援事業実施要綱」および「在宅医療・介護連携推進事業の手引き」（厚生労働省老健局老人保健課）による。

- (1) 在宅医療・介護連携に関する相談支援
- (2) 地域の医療・介護の資源の把握（医療機関への訪問等）
- (3) 切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進
- (4) 医療・介護関係者の情報共有の支援
- (5) 医療・介護関係者への研修の実施
- (6) 上記(1)から(5)に係る会議への出席

3 業務時間

(1) 窓口の開設日等

丙は、週 2 日程度、かつ 1 日 3 時間以上開設すること。また、開設日及び開設時間については、甲及び乙と協議して設定すること。

なお、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日及び 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までを除く。

業務内容として(1)から(6)の項目が挙げられているが、「各事業の具体的解釈については、「地域支援事業実施要綱」および「在宅医療・介護連携推進事業の手引き」（厚生労働省老健局老人保健課）による」とされ、実施すべき業務内容が抽象的な記載にとどまっている。唯一具体的な記載があるのが、業務内容「(1)在宅医療・介護連携に関する相談支援」で、「3 業務時間」として窓口の開設日と時間が記載されているのみである。

これについて、委託先より年間活動計画表を提出させ、委託先は当該計画に基づき業務を実施しているものの、業務内容は本来、仕様書において明確にしておくべきものである。

業務の範囲や成果物、回数等は仕様書に明記し、契約内容として示す必要がある。

② 相談窓口の体制の見直し【意見 23】

在宅医療・介護連携推進事業における相談件数は令和 6 年度で 5 件にとどまっているが、所管課では減少の要因を特定できていない。関係機関へのアンケート調査等により相談ニーズの有無や利便性を把握し、利用しやすい体制となるよう見直しを図ることが望まれる。

業務内容「(1)在宅医療・介護連携に関する相談支援」について、相談件数の推移は【図表 133】のとおりである。

【図表 133】「在宅医療・介護連携に関する相談支援」の相談件数推移

年度	相談件数 (件)	うち医療・介護関係者 (件)	うち市民 (件)
令和 2 年度	8	8	-
令和 3 年度	11	2	9
令和 4 年度	25	7	18
令和 5 年度	9	4	5
令和 6 年度	5	4	1

(出所：市提出資料により監査人作成)

令和 4 年度には 25 件と大きく増加しているが、内訳を見ると市民からの問い合わせが多く、新型コロナウイルス流行期であったことから、その影響があったものと推察される。一方、医療・介護関係者からの相談件数は減少傾向にあり、令和 6 年度では 4 件にとどまっている。年間の窓口開設日数は 42 日であることから、相談がない日の方が多い状況にある。

所管課では相談件数が少ない現状の要因把握に努めているものの、相談ニーズ自体が低いのか、利用しづらさが原因で活用されていないのか特定できていない。医療・介護関係者や過去の利用機関へのアンケート調査などを通じて実態を把握し、利用しやすい体制となるよう見直しを図ることが望まれる。

20. 介護給付等費用適正化事業（長寿介護課）

(1) 事業の概要

① 事業内容

介護給付等費用の適正化とは、介護保険を必要とする利用者を適切に認定し、利用者が真に必要なサービスを提供者が過不足なく適切に提供するように促すものである。これにより、利用者に対する適切な介護サービスの確保と、公平・公正なサービスの提供を通じて、介護保険制度の信頼を高め、持続可能な介護保険制度の構築に効果を発揮するものである。

この目的を達成するため、厚生労働省が公表している「「介護給付適正化計画」に関する指針」（令和5年9月12日）を踏まえ、各市町村は介護保険事業計画に、介護給付等に要する費用の適正化に関し市町村が取り組むべき施策に関する事項及びその目標（介護給付適正化計画）を定めるものとされている。

具体的には、【図表 134】の「介護給付適正化主要事業」について、実施目標を定めて実施することとされている。

【図表 134】 介護給付適正化主要事業

	令和5年度以前	令和6年度以降
1	要介護認定の適正化	要介護認定の適正化
2	ケアプランの点検	ケアプランの点検
3	住宅改修等の点検 (住宅改修の点検、福祉用具購入・貸与調査)	(「ケアプランの点検」に統合)
4	医療情報との突合・縦覧点検	医療情報との突合・縦覧点検
5	介護給付費通知	(任意事業として位置づけ)

(出所：「「介護給付適正化計画」に関する指針」により監査人作成)

令和6年度から、実施の効率化を図るため「住宅改修等の点検」を「ケアプランの点検」に統合している。また、「介護給付費通知」とは、保険者から受給者本人（家族を含む）に対して、事業者からの介護報酬の請求及び費用の給付状況等を通知することにより、受給者や事業者に対して適切なサービスの利用と提供を普及啓発するとともに、自ら受けているサービスを改めて確認し、適正な請求に向けた抑制効果を図るための取組であるが、費用対効果を見込みづらいことから任意事業として位置づけられている。

このように、令和5年度以前は介護給付適正化主要事業として5事業が位置づけられていたが、令和6年度以降は3事業が位置づけられている。

これを踏まえ、高槻市においても、第9期計画に介護給付適正化計画が盛り込まれており、介護保険事業者及び要介護等認定者を対象に、①要介護認定の適正化、②ケアプランの点検、住宅改修の点検、福祉用具購入・貸与調査、③医療情報との突合・縦覧点検を行うとともに、事業者に対する研修を行っている。

それぞれの事業の概要は【図表135】のとおりである。

【図表 135】 介護給付適正化主要事業の概要

事業	概要
要介護認定の適正化	要介護認定の変更認定又は更新認定に係る認定調査の内容について、市が訪問又は書面等の審査を通じて点検することにより、適切かつ公平な要介護認定の確保を図る。
ケアプランの点検	介護支援専門員(ケアマネジャー)が作成した居宅サービス計画、介護予防サービス計画の記載内容について、事業者に資料提出を求め又は訪問調査を行い、市等の第三者が点検及び支援を行うことにより、個々の利用者が真に必要なとする過不足のないサービス提供を確保するとともに、その状態に適合していないサービス提供等の改善を図る。
住宅改修の点検	市が改修工事を行おうとする利用者宅の実態確認や工事見積書の点検、竣工時の訪問調査等を行って施行状況を点検することにより、利用者の状態にそぐわない不適切又は不要な住宅改修の排除を図る。
福祉用具購入・貸与調査	市が福祉用具利用者等に対し訪問調査等を行って、福祉用具の必要性や利用状況等について点検することにより、不適切又は不要な福祉用具購入・貸与の排除を図るとともに、利用者の身体の状態に応じて必要な福祉用具の利用を進める。
医療情報との突合	国民健康保険団体連合会と連携し、利用者の後期高齢者医療や国民健康保険の入院情報と介護保険の給付情報を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性の点検を行い、医療と介護の重複請求の排除等を図る。
縦覧点検	利用者ごとに複数月にまたがる介護報酬の支払状況(請求明細書内容)等を確認し、提供されたサービスの整合性、算定回数・算定日数等の点検を行い、請求内容の誤り等を早期に発見して適切な処置を行うことにより、事業者等における適正な請求の促進を図る。

(出所：「「介護給付適正化計画」に関する指針」により監査人作成)

介護給付適正化主要事業の直近3年間の目標件数、調査件数及び不適正事例件数は、【図表136】のとおりである。

【図表136】直近3年度の目標件数、調査件数、不適正事例件数

	第8期計画期間		第9期計画期間
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
要介護認定の適正化	全件 全件 —	全件 全件 —	全件 全件 —
ケアプラン点検	80件 78件 —	80件 78件 —	75件 75件 —
住宅改修の点検	120件 60件 0件	120件 61件 0件	120件 60件 0件
福祉用具購入・貸与調査	40件 20件 0件	40件 21件 0件	40件 20件 0件
医療情報との突合	— 2帳票 24件	— 2帳票 19件	2帳票 2帳票 58件
縦覧点検	7帳票 7帳票 1件	7帳票 7帳票 0件	4帳票 4帳票 1件

(注) ・上段：目標件数、中段：調査件数、下段：不適正事例件数
 ・要介護認定の適正化及びケアプランの点検については調査による修正や過誤申立ての件数は把握されていない。
 ・「高槻市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」の第8期計画期間は令和3年度から5年度まで、第9期計画期間は令和6年度から8年度までである。

(出所：「高槻市高槻市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」の各年度の進捗状況資料及び所管課の回答により監査人作成)

「住宅改修の点検」及び「福祉用具購入・貸与調査」の調査件数が目標件数の半数となっている理由を所管課に質問すると、「令和4年度以前は現地調査にて点検を行ってきたが、令和4年度から5年度までは新型コロナウイルスの影響により現地調査が困難となり、令和6年度より従来の手法を変更し、書面にてより詳細に適正であるかどうかの点検を行ったため、目標数を下回る結果となった」との回答であった。

「医療情報との突合」及び「縦覧点検」は、大阪府国民健康保険団体連合会が作成する帳票の全件を点検していることから、点検・調査に用いる帳票の種類を件数としている。

なお、「医療情報との突合」は、第8期計画では目標件数に帳票数を定めておらず、第9期計画から目標件数に帳票数を設定している。

また、「縦覧点検」の令和6年度の目標件数（帳票数）が令和5年度以前に比べて減少しているのは、所管課によると、前述のとおり令和6年度（第9期）から介護給付適正化事業の枠組みが主要3事業の取組に変更されたことに伴い、大阪府国民健康保険団体連合会への適正化業務委託の状況、事務の効率化等を考慮したことが理由である。

② 事業費の推移及び主な内訳

介護給付等費用適正化事業の過去3年間の事業費の推移及び令和6年度における事業費の主な内訳は、【図表137】のとおりである。

【図表137】 事業費の推移及び主な内訳（介護給付等費用適正化事業）

＜事業費の推移＞			
（介護保険特別会計）	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額（千円）	10,977	11,353	8,103
決算額（千円）	9,155	9,725	7,167
＜事業費の内訳（令和6年度決算）＞			
節	金額（千円）	主な内容	
報酬	5,443	会計年度任用職員に係る報酬	
報償費	43	事業者研修会講師謝礼	
旅費	79	会計年度任用職員に係る通勤手当	
需用費	74	消耗品費	
役務費	143	通信運搬費	
委託料	1,386	適正化システム保守	
合計	7,167		

（出所：市提出資料により監査人作成）

(2) 過去の包括外部監査における指摘事項に対する措置

平成27年度の包括外部監査における介護給付等費用適正化事業についての指摘事項、措置内容及び外部監査人の見解は、【図表138】のとおりである。

【図表138】 過年度包括外部監査に対する措置（介護給付等費用適正化事業）

平成27年度包括外部監査における指摘事項	左記に対する措置内容	外部監査人の見解
ケアプランチェックと訪問調査の情報の相互利用を図りたい （意見）	＜措置済（対応済）＞ 介護保険課（現長寿介護課）では、ケアプランの内容について指導した事業所のうち、改善の必要があると認められた事業所に対しては、再度ケアプランの点検等を行い、	長寿介護課では介護給付等適正化事業において、訪問調査を行う認定チームがケアプランチェックを行っている。相互利用されている状態であると判断できることから、改善措置は適切に行われ

平成 27 年度包括外部監査における指摘事項	左記に対する措置内容	外部監査人の見解
	改善が行われているかどうかの検証を実施してきた。さらに今回の意見を踏まえ、より実効性のある方策として、平成 28 年度からは前回ケアプラン点検において指導した事業者については、同じ利用者のケアプランを再度対象とすることで、前回の指導を踏まえた「利用者の自立支援に向けた適切なケアプラン」が作成されているか検証し、ケアマネジャーの「気づき」を促すこととした。	ているものと判断する。

(出所：監査人作成)

(3) 監査の結果及び意見

① 施策目標の指標及び目標値の設定方法【意見 24】

施策目標の指標が点検やチェックの実施回数になっているものが多く、事業目的との関連性が不明確であるため、認定事務や給付事務における諸課題に直結した独自の目標設定を検討されたい。また、目標値の設定に当たっては、前年次の計画を無批判に踏襲するのではなく、不適正事例の検出状況も踏まえて、効率性も十分に勘案された上で設定されたい。

ア) 施策目標の指標の設定

第 9 期計画においては、介護給付等費用適正化事業について具体的な目標が定められ、【図表 136】のとおり、令和 6 年度においては、住宅改修の点検を除き目標を達成している。

しかし、「要介護認定の適正化」及び「ケアプランの点検」については、チェックや点検を実施した回数等は把握しているものの、それによって発覚した修正や主治医、調査員等への確認、ケアプラン点検による過誤申し立て件数や金額の把握までは行われていない。

これらの施策目標の指標については、大阪府の策定した「第 3 期大阪府介護給付適正化計画」（平成 27 年度～平成 29 年度）における保険者（市）における目標設定の以下のような記載等に基づき設定されたものである。

【「第 3 期大阪府介護給付適正化計画」（抜粋）】

以下の目標を標準的な取組みとし、その実施率、月数、回数等を増やすこと又は実施内容を充実させることを目標として定める。

- (1) 認定審査会前の各資料（基本調査、特記事項、主治医意見書）間の内容について、不整合の有無を確認する。（申請された事案全件）

* 記述内容に疑義がある場合には、さらに認定調査員、主治医等に確認するところまでをいう。(単なる誤字の確認や記入漏れの補足のみでは実施しているとはしない。)

(2) 更新及び区分変更申請に係る要介護・要支援認定調査を、保険者等職員(指定市町村事務受託法人を含む。)により実施する。実施に当たっては、保険者ごとに頻度等をスケールとした一定の目標を定めて実施するよう努める。

* 遠隔地を理由とした委託の場合は、原則として当該対象には含まないものとする。

(3) 認定調査項目別の選択状況や一次判定から二次判定の軽重度変更率の地域格差の分析及び保険者内の合議体間の格差等について比較分析等を行い、是正すべき内容がある場合は、認定調査員への研修や介護認定審査会への周知等是正に向けた取組みを行う。

(4) 認定調査員や介護認定審査会委員に対する研修等を実施する。

※(1)及び(2)を実施していれば、「要介護認定の適正化」事業を実施しているものとみなす。

(下線は監査人による。)

大阪府の同種計画に準拠した目標値であることも重要ではあるが、高槻市の計画であることから独自性を発揮することも必要である。また、大阪府の「第4期介護給付適正化計画」(平成30年度～令和2年度。以下「第4期計画」という。)の中には「その際には、単に実施したか否かのプロセス(過程)だけではなく、アウトプット(結果)、アウトカム(効果)も評価することができるようにすることも重要である。」との記載もあり、実際の認定事務や給付事務の諸課題に対応した指標を設定にすることが求められる。

実際に、第4期計画では、以下のとおり内容は同じものの、構成が変わっており、大阪府は目標設定として、費用適正化に対して、より効果が高いと思われる委託分の認定調査結果の点検や判定結果の分析を認定審査前の資料の全件チェックの上位に挙げている。また、※の記載も削除されている。

【「第4期大阪府介護給付適正化計画」(抜粋)】

(1) 委託分の認定調査結果の点検

指定居宅介護支援事業所等に委託している区分変更申請及び更新申請にかかる認定調査の結果について、保険者等職員による点検等を実施する。

(2) 判定結果の分析等

「要介護認定適正化事業」による「業務分析データ」を活用し、一次判定から二次判定の軽重度変更率の地域差及び保険者内の合議体間の差等について分析を行い、また、認定調査項目別の選択状況について、全国の保険者と比較した分析等を行い、要介護認定調査の平準化に向けた取組みを実施する。

(3) 認定審査会前の各資料(基本調査、特記事項、主治医意見書)間の内容について、不整合の有無を確認する。(申請された事案全件)

(4) (2)の分析結果等を踏まえながら、認定調査員や介護認定審査会委員に対する研修等を実施する。

介護保険事業の適正な運営において費用適正化事業は必要なものと考えられるが、それにかかる費用や時間との比較衡量を図った上で実施されるべきものである。

高槻市では、大阪府が施策目標の最上位とする委託分の認定調査結果の点検については、目標が 5%に対して 20%と大きく上回っており現在も力を入れていることから、引き続き高い水準で行っていくとともに、次期の高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定に当たっては、判定結果の分析等を事前に実施し、アウトプットやアウトカムも意識した独自の目標を設定することが求められる。

イ) 目標値の設定

【図表 136】のとおり、「住宅改修の点検」及び「福祉用具購入・貸与調査」の令和 6 年度の目標件数は令和 5 年度以前と同じであるが、令和 6 年度の実際の調査件数は、令和 5 年度以前と同様、その半数である。

一方、不適正事例は、「医療情報との突合」と「縦覧点検」において検出されているが、「住宅改修の点検」及び「福祉用具購入・貸与調査」では直近 3 年間は検出されていない。

令和 6 年度の目標件数の設定の考え方について所管課に質問すると、「前期計画（第 8 期計画）の目標値をそのまま踏襲した」との回答であった。

介護給付適正化事業の性質上、一定件数の点検・調査を実施しないと実効性が担保できないのは言うまでもない。一方で、「住宅改修の点検」及び「福祉用具購入・貸与調査」では、直近 3 年間は不適正事例検出されていない状況であり、こうした結果も考慮すると、調査件数を現状よりも一定程度減少させても点検・調査の実効性には影響しないものとも考えられる。

このような点検・調査は、実効性ととも効率性も考慮することが望まれる。実効性を担保した上で当該事業に充てる時間を節減できれば、節減できた時間を他の業務に充てることができ、全体として生産性が向上するものと考えられる。

以上から、今後の目標値の設定に当たっては、前年次の計画を無批判に踏襲するのではなく、不適正事例の検出件数・割合の実績も踏まえて、実効性のみならず効率性も十分に勘案された上で設定されたい。

2 1. 家族介護用品支給事業（長寿介護課）

(1) 事業の概要

① 事業内容

家族介護用品支給事業は、要介護者を介護する家族の経済的負担を軽減し、在宅介護を続けられるようにするため、介護保険で「要介護 4 又は 5」と認定された在宅の高齢者を現に介護している家族（介護者・要介護者ともに非課税世帯に属していること）を対象として紙おむつ代等を市が負担し、利用者の自宅に毎月紙おむつ等を配達するものである。なお、令和 6 年度の実績は 106 人であった。

② 事業費の推移及び主な内訳

家族介護用品支給事業の過去3年間の事業費の推移及び令和6年度における事業費の主な内訳は、【図表139】のとおりである。

【図表139】事業費の推移及び主な内訳（家族介護用品支給事業）

＜事業費の推移＞			
（介護保険特別会計）	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額（千円）	6,329	6,329	6,329
決算額（千円）	5,048	5,270	5,650
＜事業費の内訳（令和6年度決算）＞			
節	金額（千円）	主な内容	
委託料	5,650	家族介護用品支給事業業務委託	
合計	5,650		

（出所：市提出資料により監査人作成）

(2) 監査の結果及び意見

① 家族介護用品支給事業の委託先の選定【意見25】

家族介護用品支給事業の委託先の選定は、見積り合せによっているが、見積り依頼先の業者が見積りを辞退したり、見積書未提出となったりした結果、見積書を提出した業者数が3者にとどまっている。見積りを辞退した業者や見積書未提出の業者にその理由を聴取するなど、可能な限り多くの業者から見積書の提出を受けられるよう、対応を検討されたい。

家族介護用品支給事業は、毎年度見積り合せ（随意契約）により決定した業者に委託を行うことにより実施している。入札によらず、見積り合せを採用している理由は、複数単価契約であり入札に適さないためであり、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定によっている。見積り依頼先については、高槻市の入札参加資格者名簿に登録されている業者のうち、取扱第1希望品目に「07E（介護用品・福祉用品）」を挙げている全業者に対して見積り依頼を行っている。見積り依頼の状況は、【図表140】のとおりである。

【図表140】家族介護用品支給事業における見積り依頼の状況

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
見積り依頼を行った業者のうち見積書を提出した業者数	3	3	3	3
見積り依頼を行った業者のうち見積りを辞退した業者数	2	2	2	1
見積り依頼を行った業者のうち見積書未提出の業者数	2	2	2	1
見積り依頼を行った業者数	7	7	7	5

（出所：市提出資料により監査人作成）

見積書を提出した業者数は、令和4年度から令和7年度にかけていずれの年度も3者にとどまっている。令和7年度において見積りを辞退した業者1者は、令和6年度においても見積りを辞退している。また、令和7年度において見積書未提出の業者1者は、令和6年度においても見積書未提出である。

高槻市が指定する介護用品のうち、その取扱いがその業者にないことが理由で、見積りを依頼された業者が見積りを辞退する場合はあるが、指定品目は市販されているものと同じで、それほど特殊性が高いものとは思われない。

見積りを辞退した業者や見積書未提出の業者にその理由を聴取するなど、可能な限り多くの業者から見積書の提出を受けられるよう、対応を検討されたい。

2.2. 介護サービス相談員派遣等事業（長寿介護課）

(1) 事業の概要

① 事業内容

介護サービス相談員派遣等事業は、介護サービス相談員派遣依頼のあった介護サービス提供事業所を対象に、当該事業所のサービスの質的な向上を図るとともに介護サービス利用者の疑問や不安の解消及び苦情の未然解決を図ることを目的として、介護サービス相談員を派遣し、当該事業所の介護サービス利用者等からの話を聞き、相談に応じ、その内容を事業所へ伝える橋渡し役を担うものである。令和6年度の事業の実績は、178事業所であった。

② 事業費の推移及び主な内訳

介護サービス相談員派遣等事業の過去3年間の事業費の推移及び令和6年度における事業費の主な内訳は、【図表141】のとおりである。

【図表 141】 事業費の推移及び主な内訳（介護サービス相談員派遣等事業）

＜事業費の推移＞			
（介護保険特別会計）	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額（千円）	7,354	7,354	7,354
決算額（千円）	175	1,659	1,966
＜事業費の内訳（令和6年度決算）＞			
節	金額（千円）	主な内容	
報償費	1,755	活動に対する報償金	
旅費	140	旅費（費用弁償）	
役務費	40	傷害保険料	
負担金	31	研修受講料	
合計	1,966		

（出所：市提出資料により監査人作成）

(2) 監査の結果及び意見

① 介護サービス相談員の派遣先事業所数の拡大【意見 26】

介護サービスの質の向上並びに利用者の疑問や不安の解消及び苦情の未然解決といった目的を達成するため、介護サービス提供事業所へ介護サービス相談員の役割を周知し、派遣先事業所数を拡大するとともに、派遣先事業所数の拡大に見合った相談員数を確保する必要がある。

【図表 141】のとおり、令和 4 年度においては、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から相談員の派遣を大幅に縮小したため、決算額が少額となっており、その後、令和 5 年度及び令和 6 年度においても、介護サービス相談員の派遣先事業所数は、従前の水準までは回復しておらず、決算額は予算額に比べて少額になっている。

当事業の目的である介護サービスの質の向上並びに利用者の疑問や不安の解消及び苦情の未然解決といった目的達成のためには、介護サービス提供事業所に対して、定期的に介護サービス相談員の役割を周知するなどにより、派遣先事業所数を拡大する必要がある。

一方で、派遣先事業所数をいたずらに増加させるだけでは、現に活動している相談員の負担を増加させることとなりかねないため、当事業の目的を達成に向け、派遣先事業所数の拡大に見合った相談員数を確保する必要がある。

2.3. シルバーハウジング運営事業（長寿介護課）

(1) 事業の概要

① 事業内容

シルバーハウジング運営事業は、ひとり暮らし高齢者及び高齢者世帯の日常生活に対する身体的・精神的不安を緩和し、安心して日常生活を送れるようにするため、府営高槻城東住宅内のシルバーハウジングに居住するひとり暮らし高齢者及び高齢者世帯を対象として、高齢者向けに特別に設計されたシルバーハウジングに生活援助員を派遣し、入居者の生活相談や一時的な家事援助、緊急時の対応、安否確認等を行い、対象者の在宅生活を支援するものである。令和 6 年度においては 12 世帯を対象に本事業を実施している。

② 事業費の推移及び主な内訳

シルバーハウジング運営事業の過去 3 年間の事業費の推移及び令和 6 年度における事業費の主な内訳は、【図表 142】のとおりである。

【図表 142】 事業費の推移及び主な内訳（シルバーハウジング運営事業）

＜事業費の推移＞			
（介護保険特別会計）	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
当初予算額（千円）	3,250	3,250	3,250
決算額（千円）	40	40	40
＜事業費の内訳（令和 6 年度決算）＞			
節	金額（千円）	主な内容	
委託料	40	シルバーハウジング運営業務委託	
合計	40		

（出所：市提出資料により監査人作成）

シルバーハウジング運営業務委託料の当初予算額の積算内訳は、人件費 2,709 千円、物件費 135 千円、諸経費 110 千円、消費税等 295 千円であるが、毎年度、大幅に下回る金額で応募されている。

(2) 過去の包括外部監査における指摘事項に対する措置

平成 27 年度包括外部監査におけるシルバーハウジング運営事業についての指摘事項、措置内容及び外部監査人の見解は、【図表 143】のとおりである。

【図表 143】 平成 27 年度包括外部監査に対する措置（シルバーハウジング運営事業）

平成 27 年度包括外部監査における指摘事項	左記に対する措置内容	外部監査人の見解
契約締結過程・方法について再検討されたい （結果）	＜措置済（対応済）＞ 平成 29 年度から、生活援助員の相談事業の実施形態を、住み込み型から派遣型に変更するとともに、下半期からは実施事業者を制限付一般競争入札により選定し、市社会福祉事業団とは別の社会福祉法人が実施事業者となった。	平成 28 年度で随意契約によって選定されていた事業者が住み込み型事業から撤退した結果、平成 29 年度から派遣型に転換した。また、事業者の選定方法は制限付一般競争入札となった。この結果、改善措置は適切に行われているものと判断する。
将来的には、本事業の存続の可否を検討されたい （意見）	＜相違＞ シルバーハウジング運営事業については、国、大阪府と取り決めを交わして過去から実施している事業であり、また、現在入居されている方も相談や見守りサービスの提供を前提として居住されている方が多い。そのため、事業そのものの廃止は難しいと考えている。	見解の相違のため、改善措置は行われていない。 シルバーハウジング入居者の在宅生活を引き続き行う必要があり、支援事業の廃止は難しいため、改善措置が行われていないこともやむを得ないと判断する。

平成 27 年度包括外部監査における指摘事項	左記に対する措置内容	外部監査人の見解
委託料の定め方及び委託契約の内容を再検討されたい (意見)	<措置済(対応済)> 平成 29 年度から、事業実施方式を住み込み型から派遣型に変更した。	平成 29 年度以降令和 7 年度まで、制限付き一般競争入札により、委託先及び委託料が決定しているため、改善措置は適切に行われているものと判断する。ただし、一貫して入札者数が 1 者であるため、今後の事業継続に不安が残る。

(出所：監査人作成)

(3) 監査の結果及び意見

① 委託業務の処理状況の報告書類の不備【結果 5】

シルバーハウジング運営事業に係る日誌及び生活援助員派遣事業実施状況総括表の記載に不備が認められたため、所管課において、記載の不備がないよう委託先を指導する必要がある。

シルバーハウジング運営事業に係る委託業務仕様書では、委託業務の処理状況について、業務実施月の翌月 10 日までに日誌及び生活援助員派遣事業実施状況総括表により報告することが定められている。

そして、生活援助員派遣事業実施状況総括表は月次で作成される様式で、日誌が作成されている場合には、生活援助員派遣事業実施状況総括表にその旨を記載する必要がある。

しかし、本年度の包括外部監査において、令和 6 年 4 月分から令和 7 年 3 月分の毎月の報告書類を閲覧したところ、日誌が作成されているにも関わらず生活援助員派遣事業実施状況総括表に記載がなかったり、生活援助員派遣事業実施状況総括表に記載がある日付の日誌が作成されていなかったりするなど、報告書類作成上の不備が見受けられた。

所管課において、日誌及び生活援助員派遣事業実施状況総括表に記載の不備がないよう委託先を指導する必要がある。

2 4. 介護保険給付費等準備基金積立事業（長寿介護課）

(1) 事業の概要

① 事業内容

介護保険給付費等準備基金（以下「準備基金」という。）とは、介護保険の給付に要する費用に不足が生じた場合の財源等に充て、もって介護保険財政の健全な運営に資するために設置された基金である（高槻市介護保険給付費等準備基金条例第 1 条）。

「第9期計画期間に向けた1号保険料に関する検討について」（令和5年10月17日 厚生労働省老健局介護保険計画課 事務連絡）には、保険料の設定と準備基金の関係について、次のように記載されている。

- ・従前、毎年の保険給付に充当されなかった保険料の余剰について、準備基金の積み立てや繰越金としての処理に充てていると認識しているが、基金残高と繰越金の合計額が少ない保険者においては、第9期の保険料の設定に当たり、足元の物価・賃金動向を踏まえ余裕を持った保険料設定を検討いただきたい。
- ・一方で、基金残高と繰越金が相当程度積み上がっている保険者においては、これらを第9期の保険料上昇の抑制に充当するなど、保険料上昇の抑制に留意した適切な保険料設定を検討いただきたい。

この点、高槻市では、毎年度、介護保険特別会計の歳入歳出差引額が最終的に0となるよう、翌年度の9月補正予算において、準備基金へ積み立て、その後、前期事業計画中の3年間で積み立てた準備基金残高を次期事業計画中の3年間で全額取り崩す運用を行っている（【図表144】参照）。

その結果、介護保険事業計画第8期計画期間（令和3年度から5年度まで）に積み立てられた準備基金は、第9期計画期間（令和6年度から8年度まで）の保険料の抑制に活用されることになる。

【図表 144】 準備基金の積立て及び取崩し

（単位：千円）

	金 額
第8期計画積立額（注）	2,560,810
第9期計画取崩額	2,560,810
令和6年度	615,106
令和7年度	848,149
令和8年度	1,097,555

（注）計画の策定時点は令和5年度終了前であり、実際の積立額が確定していないため、金額が確定している令和2年度3月補正から令和5年度9月補正までの積立額の合計を第9期計画における取崩しの対象としている。

② 事業費の推移及び主な内訳

介護保険給付費等準備基金積立事業の過去3年間の事業費の推移及び令和6年度における事業費の主な内訳は、【図表145】のとおりである。

【図表 145】 事業費の推移及び主な内訳（介護保険給付費等準備基金積立事業）

＜事業費の推移＞			
（介護保険特別会計）	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
当初予算額（千円）	30,113	19,007	9,616
決算額（千円）	773,048	505,845	584,236
＜事業費の内訳（令和 6 年度決算）＞			
節	金額（千円）	主な内容	
積立金	584,236	介護給付費又は予防給付費の剰余金の積立	
合計	584,236		

（出所：市提出資料により監査人作成）

また、第 8 期計画期間以降の準備基金の残高等の推移は【図表 146】のとおりである。

【図表 146】 準備基金の残高等の推移

（単位：千円）

	第 8 期			第 9 期
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
前年度末残高	2,431,448	2,883,456	3,094,897	2,783,977
取崩額	345,956	561,607	816,765	615,106
積立額	797,964	773,048	505,845	584,236
当年度末残高	2,883,456	3,094,897	2,783,977	2,753,107

（出所：市提出資料により監査人作成）

(2) 過去の包括外部監査における指摘事項に対する措置

平成 27 年度包括外部監査における介護保険給付費等準備基金積立事業についての指摘事項、措置内容及び外部監査人の見解は、【図表 147】のとおりである。

【図表 147】平成 27 年度包括外部監査に対する措置（介護保険給付費等準備基金積立事業）

平成 27 年度包括外部監査における指摘事項	左記に対する措置内容	外部監査人の見解
介護保険給付等準備基金の取崩額の決定については、今後、計画策定の都度、従前以上に、慎重に検討されたい （意見）	＜措置済（対応済）＞ 第 6 期介護保険事業計画（H27 年度～H29 年度）より、計画策定にあたっては団塊の世代が後期高齢者年齢（75 歳以上）となる 10 年後（H37 年度）を見据えた中長期的な視点をもって、人口推計、介護サ	平成 27 年度包括外部監査における意見は、高槻市では、第 4 期計画まで前期事業計画中に積み立てた準備基金の一部を取り崩していたが、第 5 期計画以降、全額を取り崩す取扱いに変更しているところ、計画策定の都度、全額

平成 27 年度包括外部監査における指摘事項	左記に対する措置内容	外部監査人の見解
	ービスの必要量及び総給付費を見込んでいます。そのため基金の取崩にあたっては、当該期間だけでなく将来の事業運営期間における安定した財政運営を見込む中で決定しており、今後においても同様に中長期的な視点をもって当該事業計画を運営していくための基金運用に取り組むこととしております。	を取り崩すのか、一部のみ取り崩すのかを、慎重に検討することを求めるものであった。 第7期計画以降も、全額取り崩す取扱いは変更されておらず、意見と措置状況に齟齬がある面は否めないものの、準備基金の全額を取り崩すことで、保険料の抑制に最大限活用する運用には合理性があると考えます。

(出所：監査人作成)

25. 市民後見推進事業、成年後見制度支援事業（福祉相談支援課）

(1) 事業の概要

① 事業内容

成年後見制度とは、認知症や知的障がい、精神障がい等により判断能力が十分でないため自分自身で契約や財産管理などの法律行為を行うことが難しい場合に、家庭裁判所から選任された成年後見人等がその援助をする制度である。

市民後見推進事業は、弁護士や司法書士等の資格を持たない、親族以外の市民による成年後見人等である「市民後見人」の養成を社会福祉法人大阪府社会福祉協議会（以下「大阪府社協」という。）に委託し、養成講座の開催及び受任調整会議への参加、後見活動にかかる相談支援を実施する事業である。市民後見人になるためには、オリエンテーションに参加した上で、基礎講習・選考面接・実務講習・施設実習等の養成講座を経て再度選考面接を行い、市民後見人バンクに登録する流れとなっている。

市民後見推進事業における過去3年間の市民後見人の養成実績及び成年後見人受任状況の推移は、【図表148】のとおりである。

【図表 148】 市民後見人バンクの養成講座受講者数、登録者数及び成年後見人受任件数の推移

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市民後見人バンク養成講座受講者数(人)	4	1	6
市民後見人バンク登録者数(人)	19	20	19
市民後見人の成年後見人受任件数(件)	1	1	2
(うち新規受任件数)	-	-	1

(出所：市提出資料により監査人作成)

一方、成年後見制度支援事業は、身寄りがなく、認知症等により判断能力が不十分な高齢者等で当事者による成年後見制度の申立てが期待できない状態にある人について、市長が家庭裁判所に後見申立の審判請求を行うこと（以下「市長申立」という。）により権利擁護を図る事業と、市長申立により後見人等が選任された事例において報酬の支払いが困難な場合に報酬を助成する事業を行っている。

成年後見制度支援事業における過去3年間の市長申立、報酬助成の実績の推移は、【図表149】のとおりである。

【図表 149】成年後見審判請求市長申立件数、成年後見人等の報酬助成件数及び助成額の推移

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
成年後見審判請求市長申立件数	21件	18件	16件
成年後見人等の報酬助成件数	17件	14件	23件
成年後見人等の報酬助成額	3,275千円	2,094千円	3,919千円

（出所：市提出資料により監査人作成）

② 事業費の推移及び主な内訳

市民後見推進事業及び成年後見制度支援事業の過去3年間の事業費の推移及び令和6年度における事業費の主な内訳は、【図表150】及び【図表151】のとおりである。

【図表 150】事業費の推移及び主な内訳（市民後見推進事業）

<事業費の推移>			
（一般会計）	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額（千円）	4,030	4,044	4,721
決算額（千円）	3,324	3,366	3,804
<事業費の内訳（令和6年度決算）>			
節	金額（千円）	主な内容	
報酬	1,393	会計年度任用職員報酬	
職員手当等	563	職員手当等	
共済費	306	共済費等	
旅費	49	養成講座会場までの交通費等	
委託料	1,493	養成講座委託料	
合計	3,804		

（出所：市提出資料により監査人作成）

【図表 151】事業費の推移及び主な内訳（成年後見制度支援事業）

＜事業費の推移＞			
（介護保険特別会計）	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額（千円）	10,471	10,471	10,471
決算額（千円）	3,558	2,424	4,155
＜事業費の内訳（令和6年度決算）＞			
節	金額（千円）	主な内容	
役員費	236		
扶助費	3,919	報酬の助成金	
合計	4,155		

（出所：市提出資料により監査人作成）

また、市民後見推進事業における市民後見人養成講座委託業務の概要は、【図表 152】のとおりである。

【図表 152】市民後見人養成講座委託業務の概要

契約件名	権利擁護人材育成事業（市民後見人の育成等）
委託先	社会福祉法人大阪府社会福祉協議会
契約方法	随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）
契約金額	1,493,000円
契約期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日

（出所：市提出資料により監査人作成）

③ 事業の成果（目標と実績の比較）

市民後見推進事業について、令和5年度及び令和6年度における事業の成果は、【図表 153】のとおりである。

【図表 153】事業の成果（市民後見推進事業）

	令和5年度実績	令和6年度目標	令和6年度実績
市民後見人バンク登録者数	20人	20人	19人

（出所：「高槻市高齢者福祉計画・介護保険事業計画 令和6年度 進捗状況」により監査人作成）

(2) 過去の包括外部監査における指摘事項に対する措置

平成 27 年度包括外部監査における成年後見制度支援事業及び市民後見推進事業についての指摘事項、措置内容及び外部監査人の見解は、【図表 154】のとおりである。

【図表 154】平成 27 年度包括外部監査に対する措置（成年後見制度支援事業）

平成 27 年度包括外部監査における指摘事項	左記に対する措置内容	外部監査人の見解
将来予測を踏まえた事業計画の策定を実施されたい (意見)	＜相違＞ 親族等との関係が疎遠になり、親族等による後見等の申し出が期待できない高齢者等を対象に、市長が家庭裁判所等へ後見等を申し立てる事業であるが、事前に計画を立てて市長申立件数を予測することは難しく、引き続き、現に対応が必要な件数に見合った事業実施体制の確保により対応していく。	見解の相違のため改善措置は行われていない。 平成 27 年度包括外部監査における意見は、将来の市長申立件数の増加を想定し、拡大する需要に適切に対応できるような事業計画とするよう求めるものであった。市長申立件数の将来予測は困難であるとする理由には一定の合理性があり、また市長申立の性質上、目標値の設定はなじまないとも考えられることから、改善措置が行われていないこともやむを得ないと判断する。 ただし、当事業については、制度の利用を必要とする高齢者等への周知が重要であり、認知度を成果指標とし、その向上を図ることが必要と考える（「成年後見制度支援事業の認知度向上に向けた目標値の設定【意見 28】」参照）。

(出所：監査人作成)

(3) 監査の結果及び意見

① 委託契約における個人情報保護に関する誓約書の記載内容の整理【意見 27】

市民後見人養成講座の委託業務に関し、個人情報取扱特記事項において委託先に提出を求める「業務情報に関する誓約書」を確認したところ、委託先の個人情報保護取扱責任者が自団体の方針、規定等の遵守を誓約する内容となっていた。委託先の規定等が高槻市の求める水準を充足していると判断する場合は、誓約書を省略する取扱いも考えられることから、誓約書を徴取する趣旨や目的を踏まえ、改めて、誓約書の要否や内容について取扱いを整理する必要がある。

市民後見人の養成講座は、高槻市を含め、市民後見人関連事業を行う大阪府下の地方公共団体が大阪府社協に委託し開催している。当該委託業務に係る契約書、仕様書は、大阪府社協から提示された共通様式により作成されているが、個人情報取扱特記事項の部分は、高槻市の様式を使用している。個人情報取扱特記事項では、第7において「乙（大阪府社協）は、従事者から個人情報の保護に関する誓約書を徴取し、その写しを甲（高槻市）に提出しなければならない。ただし、委託内容の性質上、甲が誓約書の写しの提出を不要と判断したときは、この限りでない。」と規定されている。

この点、大阪府社協から入手している「業務情報に関する誓約書」を確認したところ、府社協の会長名にて、「本会（大阪府社協）の『個人情報の保護』及び『個人情報以外の情報の保護』に関する取り扱いの規定、及び本会（大阪府社協）の個人情報保護方針並びに関連規則の遵守を誓約」という文面で、個人情報保護取扱責任者が署名した誓約書を徴しており、大阪府社協が自団体の方針、規定等の遵守を誓約する内容となっていたが、当該文面を採用した経緯や理由は判然としなかった。

本契約では、大阪府社協が自団体の規定等を遵守する旨の誓約書を徴しているため、所管課において、府社協の規定等が高槻市の求める水準を充足するか確認し、問題ないと判断する場合は、個人情報取扱特記事項第7のただし書きにより、提出を省略する取扱いも考えられる。

よって、誓約書を徴取する趣旨や目的を踏まえ、改めて、誓約書の要否や内容について取扱いを整理する必要がある。

② 成年後見制度支援事業の認知度向上に向けた目標値の設定【意見 28】

成年後見制度に関する市民の認知度は低く、市民後見人バンク登録者数が伸び悩む現状において、国の制度改正が予定されているため、新しい制度に対する市民のニーズを踏まえた事務実施体制を構築することが求められる。制度の概要や高槻市での支援内容をより周知することが必要であり、認知度を目標に設定し、その向上を一層図ることが望ましい。

成年後見制度支援事業にて行う市長申立や成年後見人等への報酬の助成は、その内容を広く周知し、支援を必要とする高齢者やその親族等に行き届くよう最大限努力する必要がある。

この点、高槻市が第9期計画策定の基礎資料とするために令和5年度に実施した「介護保険・高齢者福祉に関するアンケート調査の集計結果」によると、成年後見制度に関する相談窓口を知っている人の割合は20.9%であり、市民の認知度は低い状況であった。

また、市民後見推進事業については、第9期計画において、成年後見制度の担い手である市民後見人のバンク登録者数を目標値としているが、近年その人数は伸び悩んでおり、令和6年度は、目標20人に対し実績は19人であった。市民後見人の確保・育成は全国的な課題であるが、【図表 155】のとおり、市民後見人関連事業を行う府内中核市と比較しても登録

者数は低水準であり、市民後見人が成年後見人を受任する事例も少ないため、十分に活用されているとは言い難い。

【図表 155】市民後見人バンク登録者数の比較（令和 6 年度末現在）

	高槻市	豊中市	枚方市	八尾市	東大阪市
市民後見人バンク登録者数	19 人	29 人	23 人	36 人	47 人
参考：高齢者人口	101,970 人	102,977 人	113,583 人	73,362 人	135,634 人
総人口	347,586 人	398,145 人	390,045 人	258,712 人	485,357 人

（注）高齢者人口及び総人口は、「大阪府の推計人口 令和 6 年(2024 年)年報」（令和 7 年 1 月 31 日大阪府総務部統計課）の令和 6 年 10 月 1 日現在の人数であり、高齢者人口は、各市の 65 歳以上の人数を合計したものである。

（出所：市提出資料及び「大阪府の推計人口 令和 6 年(2024 年)年報」により監査人作成）

高齢化社会の進展、単独世帯の高齢者の増加等により、成年後見制度に対するニーズの増加・多様化が見込まれる中、国では制度をさらに利用しやすくするための見直しを行い、令和 8 年度より関連法令等の改正が予定されている。したがって、新しい成年後見制度に基づく市民のニーズを踏まえ、適時に事務実施体制を構築することが求められ、制度の概要や高槻市での支援内容をより周知することが必要と考える。

高槻市では、広報誌やホームページへの掲載、市役所・地域包括支援センター・公民館への配架等により、成年後見制度や市民後見人養成講座の周知を行っている。今後はその成果指標として、アンケート調査の結果等による認知度を目標に設定した上で、より効果的な広報活動につき検討し、一層向上を図ることが望ましい。

26. 養護老人ホーム入所事業（福祉相談支援課）

(1) 事業の概要

① 事業内容

養護老人ホーム入所事業は、経済的な理由や環境上の理由で自宅での生活が困難な 65 歳以上の高齢者を養護し、自立した日常生活を支援することを目的とし、養護老人ホームへの措置に関する事業と、生活管理指導短期宿泊事業を行っている。

② 事業費の推移及び主な内訳

養護老人ホーム入所事業の過去 3 年間の事業費の推移及び令和 6 年度における事業費の主な内訳は、【図表 156】のとおりである。

【図表 156】 事業費の推移及び主な内訳（養護老人ホーム入所事業）

＜事業費の推移＞			
（一般会計）	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
当初予算額（千円）	79,283	78,456	162,932
決算額（千円）	58,135	54,866	106,789
＜事業費の内訳（令和 6 年度決算）＞			
節	金額（千円）	主な内容	
報酬	55	入所判定委員会委員報酬	
委託料	1,052	生活管理指導短期宿泊事業措置費	
扶助費	105,683	老人保護措置費	
合計	106,789		

（注）従前の高槻市立養護老人ホーム（定員 50 名）は令和 5 年度に廃止したため、高槻市立養護老人ホームに係る指定管理料（令和 4 年度及び 5 年度 154,755 千円）は、令和 6 年度以降、老人保護措置費として支出している。

（出所：市提出資料により監査人作成）

③ 養護老人ホームの概要

養護老人ホームは、老人福祉法第 11 条に基づき、環境上の理由と経済的理由により自宅での生活が困難な高齢者が、自立した生活ができるよう食事の提供、健康管理を含む自立支援を行う老人福祉施設である。対象者は、高槻市へ必要書類を提出し、入所判定委員会による判定を経て、入所の措置が決定される。

高槻市には、【図表 157】のとおり、現在 2 か所の養護老人ホームがあり、厚生労働省の通知等に基づく支弁基準により算出する老人保護措置費を負担している。また、施設利用料として、本人及び扶養義務者には収入に応じた費用負担（自己負担分）がある。

【図表 157】 高槻市における養護老人ホームの概要（令和 6 年度末現在）

施設名	盲養護老人ホーム 槻ノ木荘	養護老人ホーム ぐんげ宿り木
運営主体	社会福祉法人大阪福祉事業財団	社会福祉法人春樹会
定員（内訳）	50 名（個室 50 室）	29 名（個室 29 室）
所在地	高槻市塚原一丁目 8 番 1 号	高槻市郡家本町 24 番 10 号
対象者	視覚障がいがあり、おおむね 65 歳以上で、環境上の理由及び経済的理由により在宅での生活が困難な人	おおむね 65 歳以上で、環境上の理由及び経済的理由により在宅での生活が困難な人
被措置者数	11 人	23 人

（出所：市提出資料により監査人作成）

養護老人ホームの過去3年間の入所者数の推移は、【図表 158】のとおりである。

【図表 158】養護老人ホームの入所者数の推移

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
入所者数	37人	35人	34人

(出所：市提出資料により監査人作成)

④ 生活管理指導短期宿泊事業

基本的な生活習慣に不安のある高齢者が疾病ではない体調不良に陥った場合等に、養護老人ホーム等に一時的に（原則として7日以内）宿泊させ、生活習慣等の改善に向けた指導を行うとともに体調の調整を行うものであり、市内2か所の養護老人ホームの運営法人へ委託し実施している。

生活管理指導短期宿泊事業に要する費用は、「高槻市生活管理指導短期宿泊事業実施要綱」の定めにより、「別に定める費用から利用者負担額を差し引いた額」を高槻市が委託料として支弁し、利用者等は「利用者負担額のほか、施設利用にかかる実費相当額」を養護老人ホームの運営法人へ直接支払う。事業に要する費用の額は、「高槻市生活管理指導短期宿泊事業実施要領」によると、1人1日当たり3,520円、利用者負担額はその1割である352円、その他要領に定めのないものは「所管部長がそのつど定める」ものとされている。（以下、事業に要する費用のうち利用者負担額と、食材費の実費相当額を併せて「利用者負担額等」という。）

令和6年度の高槻市の委託料及び利用者負担額等は、【図表 159】のとおりである。

【図表 159】生活管理指導短期宿泊事業に係る令和6年度の委託料及び利用者負担額等
(1人1日当たり金額)

事業に要する費用	3,520円	⇒	委託料	
食材費の実費相当額	1,000円		事業に要する費用(9割)	3,168円
合計	4,520円		利用者負担額等	
			事業に要する費用(1割)	352円
			食材費の実費相当額	1,000円
			計	1,352円
			合計	4,520円

また、生活管理指導短期宿泊事業における過去3年間の利用状況の推移は、【図表 160】のとおりである。

【図表 160】生活管理指導短期宿泊事業の利用日数及び利用者数の推移

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用日数	195日	302日	332日
延べ利用回数	12回	14回	17回

(出所：市提出資料により監査人作成)

(2) 過去の包括外部監査における指摘事項に対する措置

平成27年度包括外部監査における養護老人ホーム入所事業についての指摘事項、措置内容及び外部監査人の見解は、【図表 161】のとおりである。

【図表 161】平成27年度包括外部監査に対する措置（養護老人ホーム入所事業）

平成27年度包括外部監査における指摘事項	左記に対する措置内容	外部監査人の見解
生活管理指導短期宿泊事業について、要綱に沿った対応がなされていないので速やかにこれを解消されたい (結果)	<措置済(対応済)> 高槻市生活管理指導短期宿泊事業実施要綱を改正し、利用期間が7日を超える場合の事務手続を定め運用している。	左記のとおり対応されていることを確認し、改善措置は適切に行われているものと判断する。
生活管理指導短期宿泊事業の事務事業評価の指標について再検討されたい (意見)	<措置済(対応済)> 生活管理指導短期宿泊事業は、平成28年度から他事業と併せて予算計上することとなり、事務事業評価は予算計上した事業単位で行うため、生活管理指導短期宿泊事業単独で目標設定することはなくなった。	左記のとおり、単独での目標設定することがなくなったため、「措置済(対応済)」としているが、事業自体は現在も継続している。 平成27年度包括外部監査における意見は、従前の事務事業評価において、利用者数・利用延べ日数につき設定する目標値が著しく低いため、本事業は目標の達成が是とされるものではないが目標と実績の乖離の原因分析には意義があることから、適切な値とするよう求めるものであった。 この点についての所管課の見解は、「事業の特性上、目標値の設定はなじまないと考える。」というものであり、実質的には、見解の相違といえる。 ただし、事業の性質上、目標

平成 27 年度包括外部監査における指摘事項	左記に対する措置内容	外部監査人の見解
		値の設定は適切ではないという見解には一定の合理性があり、改善措置が行われていないこともやむを得ないと判断する。

(出所：監査人作成)

(3) 監査の結果及び意見

① 委託契約における個人情報保護に関する誓約書の未入手【結果 6】

生活管理指導短期宿泊事業委託契約について、特段の理由なく、個人情報取扱特記事項で定める受託先からの誓約書を入手していなかった。契約手続を適切に実施し、書類の入手を徹底する必要がある。

生活管理指導短期宿泊事業は、市内 2 か所の養護老人ホームの運営法人に委託して実施している。当該委託業務に係る契約書を構成する個人情報取扱特記事項第 7 において、「乙（運営法人）は、従事者から個人情報の保護に関する誓約書を徴取し、その写しを甲（高槻市）に提出しなければならない。ただし、委託内容の性質上、甲が誓約書の写しの提出を不要と判断したときは、この限りでない。」と規定されている。

しかし、本委託業務について、いずれの運営法人からも、特段の理由なく、誓約書を入手していなかった。契約手続を適切に実施し、書類の入手を徹底する必要がある。

② 委託料及び利用者負担額等の積算根拠の整理【意見 29】

生活管理指導短期宿泊事業の委託料及び利用者負担額等について、設定根拠が不明確となっている。事業を安定して継続するためには、物価変動等の影響を反映する必要性につき適時に検討する必要がある、金額の考え方を改めて検討の上、根拠を整理することが必要である。

生活管理指導短期宿泊事業の費用は、高槻市が 9 割を委託料として支弁し、利用者が残り 1 割と食材費の実費相当額を負担している。

この点、介護保険制度改正により食材費の実費相当額が利用者の負担となり、高槻市生活管理指導短期宿泊事業実施要領に定める金額を改正するに当たり、平成 18 年度の起案時の説明資料には、改正後の委託料と利用者負担額等、その根拠である事業に要する費用と食材費相当額の考え方について、【図表 162】のように記載されている。

【図表 162】生活管理指導短期宿泊事業に係る委託料及び利用者負担額等の平成 19 年度改正内容

1 人 1 日当たり金額	平成 18 年度まで	平成 19 年度以降
委託料（費用の 9 割）	3,429 円	3,024 円
利用者負担額等 （費用の 1 割＋食材費相当額）	381 円＋500 円＝881 円	336 円＋950 円＝1,286 円
計	4,310 円	4,310 円
上記の根拠		
事業に要する費用	3,810 円 厚生労働省の参考単価	3,360 円 ＝4,310 円－950 円（注 1）
食材費の実費相当額	500 円 食事の自己負担額 （詳細記載なし）	950 円 平成 18 年度市立養護老人 ホーム給食費予算（注 2）

（注 1）従前の合計額 4,310 円を変更せず。食材費の実費相当額 950 円を控除した額

（注 2）17,179 千円÷365 日÷50 人＝941 円

（注 3）生活保護者世帯等に係る金額は記載を省略している。

（出所：市提出資料により監査人作成）

【図表 162】のとおり、平成 18 年度までは、事業に要する費用は厚生労働省の示す参考単価 3,810 円（平成 14 年度在宅福祉事業費補助金等補助基準単価）を基本としていた。しかし、平成 19 年度以降は、改正により食材費の実費相当額に係る利用者負担額が急増することに配慮し、委託先へ支払われる総額 4,310 円は変えずに事業に要する費用の額を逆算し、各金額を設定した可能性が高く、厚生労働省の参考単価との関連性はない状態である。また、これ以後、2 度の消費税増税時の値上げにより、事業に要する費用は 3,520 円、食材費の実費相当額は 1,000 円（朝食 200 円、昼食 400 円、夕食 400 円）に改定され、現在、1 人 1 日当たりの委託料は 3,168 円（3,520 円の 9 割）、利用者負担額等は 1,352 円（3,520 円の 1 割と 1,000 円の計）となっているが、その改定の際に各金額の考え方の再整理や実態調査、計算等を行った資料は存在せず、設定根拠が不明確となっている。

事業を安定して継続するためには、本来、物価や賃金の変動等の影響を委託料や利用者負担額等に反映する必要性につき適時に検討すべきであり、金額の考え方を改めて検討の上、積算根拠を整理することが必要である。

2.7. 日常生活自立支援事業（福祉相談支援課）

(1) 事業の概要

① 事業内容

日常生活自立支援事業は、判断能力が不十分で権利侵害を受けやすい認知症高齢者等に対し、市社協の生活支援員が、金銭管理や福祉サービスの利用援助等を行うことにより、そ

の人の権利を擁護し、自立した生活を送れるようにする事業である。大阪府社協から市社協への委託にて行う事業であり、利用者は、福祉サービスの利用援助相談のほか、市社協と契約し、日常的な金銭管理、通帳・印鑑等の預かりサービスを利用することができる。

高槻市は、市社協が行う日常生活自立支援事業の経費について、大阪府社協からの委託料と利用者からの料金では賄えない不足分全額を補助金として交付している。高槻市日常生活自立支援事業補助金交付要綱第4条によると、補助金の対象経費は、「事業運営に必要な職員俸給、職員諸手当、非常勤職員給与、共済費、法定福利費、福利厚生費、旅費交通費、研修費、通信運搬費、事務消耗品費、印刷製本費、広報費、会議費、保険料、備品購入費、修繕費、保守料、賃借料、車両費、燃料費等充当する経費」と規定されている。

日常生活自立支援事業における過去3年間の支援状況の推移は、【図表163】のとおりである。令和4年度の相談受付件数は、新型コロナウイルス感染症関連の各種給付金や貸付制度等が終了に向かっていく中、生活保護ケースワーカーからの相談が多かったため、増加している。

【図表 163】日常生活自立支援事業の相談受付件数、利用者数及びサービス実施回数の推移

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
相談受付件数	6,185件	5,442件	5,103件
利用者数	88人	89人	87人
サービス実施回数	4,793回	4,686回	5,439回

(出所：市提出資料により監査人作成)

② 事業費の推移及び主な内訳

日常生活自立支援事業の過去3年間の事業費の推移及び令和6年度における事業費の主な内訳は、【図表164】のとおりである。

【図表 164】事業費の推移及び主な内訳（日常生活自立支援事業）

<事業費の推移>			
(一般会計)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額(千円)	11,622	10,758	12,591
決算額(千円)	9,843	9,703	12,003
<事業費の内訳(令和6年度決算)>			
節	金額(千円)	主な内容	
負担金補助及び交付金	12,003	市社協への補助金	
合計	12,003		

(出所：市提出資料により監査人作成)

【図表 164】のとおり、日常生活自立支援事業の事業費は全て市社協への補助金である。

「①事業内容」で述べたとおり、高槻市から市社協への日常生活自立支援事業補助金は、ほぼ全ての経費を補助対象とし、事業費から大阪府社協からの委託料と利用料収入を控除した額、つまり市社協の収支不足額に補助金を交付している。

一方、大阪府社協の委託料は、その積算上、事業費の3分の2を負担するものとされている。この点、大阪府社協の委託料はサービス利用契約締結件数に基づき積算される一方で、同事業は契約に至るまでの各種相談等による要支援者への対応も含むものであり、市社協ではそれを前提とした人員配置となっていること等から、委託料積算上の事業費の見込みと実績には乖離があり、結果的に、大阪府社協の委託料は事業費の3分の2相当額にはなっていない。高槻市の補助金の額は、おおむね10百万円程度で推移していたが、【図表 165】のとおり、令和6年度は、人件費高騰等の影響により収支差額が12百万円となり、事業費の半分以上の額を交付している。

【図表 165】 日常生活自立支援事業補助金の令和6年度の精算内訳

(単位：千円)

	金額
総事業費（補助金の対象経費と同額）	22,980
人件費 ^(注)	22,194
その他	786
収入	10,977
大阪府社協の委託料	9,620
利用料	1,357
差引：補助金交付額	12,003

(注) 人件費は、職員俸給・賞与、非常勤職員給与、法定福利費の合計

(出所：市提出資料により監査人作成)

(2) 過去の包括外部監査における指摘事項に対する措置

平成27年度包括外部監査における日常生活自立支援事業についての指摘事項、措置内容及び外部監査人の見解は、【図表 166】のとおりである。

【図表 166】 平成27年度包括外部監査に対する措置状況（日常生活自立支援事業）

平成27年度包括外部監査における指摘事項	左記に対する措置内容	外部監査人の見解
目標値の設定を再検討されたい (意見)	<相違> 本事業の目的は、認知症高齢者等が判断能力が不十分になった場合でも、その権利を侵害されることなく地域で安心して自立した生活が送れるようにすることにある。また、本事業の相談者や利用	見解の相違のため改善措置は行われていない。 平成27年度包括外部監査における意見は、目標値であるサービス利用契約締結件数について、大阪府社協との委託契約が前提とする契約締結件数と乖離するため、適切

平成 27 年度包括外部監査における指摘事項	左記に対する措置内容	外部監査人の見解
	<p>者には、背景に複雑な家庭環境を持つ者もあり、サービス利用契約の締結までに時間を要することも多い。そのため、大阪府社協が示す委託料積算根拠と実態が必ずしも連動するわけではなく、目標値を事業実施上の目標に据えることは必ずしも適切ではないと考える。また、人的資源の活用にかかる事業実施上の費用対効果も概ね適正と考えている。</p>	<p>な数を目標に据えるよう求めるものであった。委託料積算根拠と実態は必ずしも連動しないとする理由や、事業の性質上、目標値の設定は適切ではないという見解には一定の合理性があり、改善措置が行われていないこともやむを得ないと判断する。ただし、事業実施上の費用対効果を概ね適正と判断する根拠として、相談受付件数等の数値情報と定性的情報を併せた総合的な評価を継続して行うことが望まれる。また、今後の制度改正の動向を注視し、補助金の対象事業の内容に変化がある場合には、目標設定の必要性について検討する必要がある。</p>
<p>潜在的な需要者を適切に契約に結びつけることができているかなどを検証するため、立入検査権及び事業遂行等の指示を適切に行われたい (意見)</p>	<p><相違> 本事業の相談者や利用予定者には、背景に複雑な家庭環境を持つ者もあり、サービス利用契約の締結までに時間を要することも多い。そのため、大阪府社協が示す委託料積算根拠と実態が必ずしも連動するわけではなく、また、人的資源の活用にかかる事業実施上の費用対効果も概ね適正と考えている。</p>	<p>見解の相違のため改善措置は行われていない。 平成 27 年度包括外部監査における意見は、サービス利用契約締結件数の実績が委託料の積算根拠を下回るため、人的資源の活用が十分か検証するため、立入検査権等の適切な行使を求めるものであった。委託料積算根拠と実態は必ずしも連動しないとする理由には一定の合理性があり、改善措置が行われていないこともやむを得ないと判断する。 ただし、事業実施上の費用対効果を概ね適正と判断する根拠として、相談受付件数等の数値情報と定性的情報を併せた総合的な評価を継続して行うことが望まれる。</p>

(出所：監査人作成)

(3) 監査の結果及び意見

① 補助金の実績報告における確認手続の見直し【結果 7】

日常生活自立支援事業補助金について、実績報告時の提出書類である領収書の写し等を入手しておらず、交付要綱で定める証憑書類による経費の検証が行われていなかった。

補助金の実績報告時には、補助対象経費に不明瞭な支出がないことを確かめるため、領収書等の根拠資料により審査することが望ましいが、会計帳簿や明細書による確認を基本としつつ、必要に応じ領収書の写しを求めるなどの実態に即した対応も考えられる。交付要綱の改正の要否も含め、補助金の確定手続を改めて検討し、適切に対応する必要がある。

高槻市は、日常生活自立支援事業補助金の確定に当たり、事業が完了した時から 30 日以内かつ補助金の交付決定に係る市の会計年度の末日までに、市社協に実績報告のための所定の書類の提出を求め、書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査する必要がある（高槻市日常生活自立支援事業補助金交付要綱第 17 条及び第 18 条）。

しかしながら、実績報告時の提出書類として交付要綱第 17 条第 1 項第 3 号が定める「補助対象経費の支出を確認できる領収書の写し等」について、当該書類が提出されていなかった。補助金の確定に当たっては、会計帳簿である総勘定元帳を入手し、実績報告書及び収支決算書等の内容を確認しているが、支出内容につき証憑書類による検証は行われていない。

補助金の実績報告時には、補助対象経費に不明瞭な支出がないことを確かめるため、その妥当性の検証に必要となる領収書等の根拠資料を入手し、審査を行うことが望ましい。ただし、全ての領収書の写しの提出を求めることは現実的ではないため、総勘定元帳等の会計帳簿や明細書による確認を基本としつつ、必要に応じ領収書の写しを求める、高槻市の職員が領収書等の証票書類を市社協にて直接確認するなどの実態に即した対応も考えられる。交付要綱の改正の要否も含め、補助金の確定手続を改めて検討し、適切に対応する必要がある。

② 補助金に係る消費税仕入控除税額等の未確認【結果 8】

日常生活自立支援事業補助金について、消費税等の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、高槻市に報告しなければならないが、返還すべき消費税仕入控除税額等はないものとして、報告を求めていなかった。本来は、補助金に係る仕入控除税額等がない場合も含め、その有無の報告を求めるべきであり、交付要綱に則って適切に取り扱う必要がある。

日常生活自立支援事業補助金は、補助対象経費に係る消費税等のうち、消費税法の規定により仕入れに係る消費税等相当額として控除できる部分の金額（以下「消費税仕入控除税額等」という。）を除いて交付される。そのため、消費税等の申告により補助金に係る消費税

仕入控除税額等が確定した場合には、速やかに当該税額等を高槻市に報告しなければならない（高槻市日常生活自立支援事業補助金交付要綱第4条、第24条）。これは、消費税が課税売上に係る消費税から課税仕入に係る消費税を控除して申告する仕組みであるところ、補助金には消費税が課税されないため、補助対象経費に係る消費税を控除することで還付が生じ、その分が利益となるため返還を求めるものであり、国の補助制度でも採用されている考え方である。

この点、福祉相談支援課では、当補助金について返還すべき消費税仕入控除税額等はないものとして、市社協から高槻市への報告を求めていなかった。しかし、本来は、高槻市日常生活自立支援事業補助金交付要綱に則って、補助金に係る消費税仕入控除税額等があり補助金の返還が必要な場合のみならず、補助金に係る仕入控除税額等がない場合、つまりゼロであることが確定した場合も含め、その有無の報告を求めるべきである。

28. 地域包括支援センター運営事業（福祉相談支援課）

(1) 事業の概要

① 事業内容

地域包括支援センター運営事業は、介護保険法第115条の46に基づき、高齢者が要介護状態等になることを予防するとともに、要介護状態等になった場合においても、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、地域包括支援センターを設置するものである。

地域包括支援センターでは、「介護予防事業」、「総合相談・支援」、「権利擁護、虐待の早期発見・防止」、「包括的・継続的ケアマネジメント」を実施している。それぞれの業務内容は、【図表167】のとおりである。

【図表167】地域包括支援センターの業務内容

介護予防事業	介護予防教室等の介護予防事業の利用支援を行う。
総合相談・支援	高齢者や家族などからの相談を受け、介護保険サービス以外のさまざまな制度を利用した総合的な支援を行う。
権利擁護、虐待の早期発見・防止	高齢者に対する虐待の早期発見や防止への対応、成年後見制度等の活用支援を行う。
包括的・継続的ケアマネジメント	高齢者を支援する機関とのネットワークの構築や地域のケアマネジャーに対する支援を行う。

（出所：「高齢者暮らしに生かそう サービスガイド」により監査人作成）

地域包括支援センターにおける過去3年間の支援状況の推移は、【図表168】のとおりである。

【図表 168】地域包括支援センターにおける介護予防支援件数、同ケアマネジメント件数、総合相談支援件数、権利擁護件数の推移

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
介護予防支援件数（件）	41,392	42,949	44,923
介護予防ケアマネジメント件数（件）	22,866	22,997	23,376
総合相談支援件数（件）	7,822	7,770	8,126
権利擁護件数（件）	227	247	221

（出所：市提出資料により監査人作成）

② 事業費の推移及び主な内訳

地域包括支援センター運営事業の過去3年間の事業費の推移及び令和6年度における事業費の主な内訳は、【図表 169】のとおりである。

【図表 169】事業費の推移及び主な内訳（地域包括支援センター運営事業）

＜事業費の推移＞			
（一般会計）	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額（千円）	389,957	419,987	425,706
決算額（千円）	378,982	412,508	412,206
＜事業費の内訳（令和6年度決算）＞			
節	金額（千円）	主な内容	
報酬	1,392	会計年度任用職員報酬	
職員手当等	563	一般職等手当	
共済費	324	一般職等	
報償費	30	報償金	
旅費	127		
需用費	108	消耗品費 印刷製本費 修繕料	
役務費	4,025	通信運搬費	
委託料	395,939	システム保守、包括委託料等	
使用料及び賃借料	5,389	包括管理システム借上料	
償還金利息及び割引料	4,308		
合計	412,206		

（出所：市提出資料により監査人作成）

③ 地域包括支援センターの概要

高槻市には現在12か所の地域包括支援センターがあり、その概要は、【図表 170】のとおりである。

【図表 170】高槻市における地域包括支援センターの概要

(令和 6 年度末現在)

センター名	高齢者人口	運営委託先	委託料 (千円)
高槻北	10,477 人	医療法人愛仁会	39,000
清水	8,501 人	社会福祉法人聖ヨハネ学園	32,000
日吉台東	8,083 人	医療法人社団緑水会	32,000
五領・上牧	7,980 人	社会福祉法人恭生会	32,000
天川	8,264 人	社会福祉法人博乃会	32,000
冠・大塚	8,165 人	医療法人杏仁会	32,000
富田南・下田部	7,747 人	医療法人健和会	32,000
三箇牧	8,005 人	社会福祉法人高志会	32,000
高槻中央	8,621 人	社会福祉法人高槻市社会福祉協議会	32,000
富田	8,172 人	医療法人庸愛会	32,000
郡家	9,125 人	社会福祉法人大阪府社会福祉事業団	32,000
阿武山	7,979 人	社会医療法人祐生会	27,000

(注) 委託料は、上記に加え、実態把握加算として 1 件 2,700 円を計上している。

(出所：高槻市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会資料

「令和 6 年度 地域包括支援センター運営状況」により監査人作成)

地域包括支援センターは委託により運営されており、平成 18 年 4 月の介護保険制度導入時以降、同一の法人が継続して受託し（高槻中央包括支援センターについては、高槻市社会福祉事業団の廃止に伴い、令和 3 年度より市社協が受託）、随意契約を締結している。各地域包括支援センターの人員配置は、厚生労働省令で定める基準の例に従うものとされ、圏域の高齢者人口によって人数が異なるが、各センターには、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員（以下、併せて「専門職 3 職種」という。）が最低各 1 名ずつ配置されている。

(2) 過去の包括外部監査における指摘事項に対する措置

平成 27 年度包括外部監査における地域包括支援センター運営事業についての指摘事項、措置内容及び外部監査人の見解は、【図表 171】のとおりである。

【図表 171】平成 27 年度包括外部監査に対する措置状況(地域包括支援センター運営事業)

平成 27 年度包括外部監査における指摘事項	左記に対する措置内容	外部監査人の見解
包括的支援事業等委託契約を随意契約により締結する要件が満たされていない (結果)	＜措置済(対応済)＞ 毎年、社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会（以下、「分科会」という。）に地域包括支援センターの運営状況を	左記のとおり、平成 29 年度に次年度の随意契約について明確に分科会の承認を得るよう対応する措置がなされたが、令和 6 年度の随意契

平成 27 年度包括外部監査における指摘事項	左記に対する措置内容	外部監査人の見解
	<p>報告し、分科会でその運営状況が適切であると判断されたことを以って、随意契約により、12 の地域包括支援センターと包括的支援事業等委託契約を締結してきた。</p> <p>また、この判断に加え、地域の高齢者個々の様々な生活環境を把握している地域包括支援センター運営法人の頻繁な交代は、市民との信頼関係を維持する上で望ましくないと考え、随意契約を締結してきた。</p> <p>厚生労働省通知を踏まえたうえで、このように対応してきたところであるが、今後は、分科会の場で、事業実績の評価・確認とともに、次年度に引き続き随意契約することの承認を得ることとした。(平成 29 年度の契約については、平成 29 年 1 月 30 日開催の高齢者福祉専門分科会にて承認を得た。)</p>	<p>約につき、令和 5 年度の分科会の議事録において承認があった記録が確認できない（「随意契約に関する承認に係る議事録の作成保存【結果 9】」参照）ことから、十分な改善措置は行われていないものと判断する。</p>
<p>法改正に合わせて適切な時期に委託業務の内容を修正されたい (結果)</p>	<p><措置済(対応済)> 契約手続において委託業務の内容を規定する条文を再度確認し、介護保険法改正に合わせて、委託業務を規定する根拠の記載を修正している。</p>	<p>左記のとおり対応されていることを確認し、改善措置は適切に行われているものと判断する。</p>
<p>プロポーザル方式あるいは総合評価落札方式の導入を検討されたい (意見)</p>	<p><対応困難> 地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムの構築を担う地域の中核機関として、これまで長期に渡って行政や地域住民等と信頼関係を築いてきた。また、地域共生社会の実現に向けては、地域包括支援センターが地域の中核としてその役割を果たすことが想定されており、</p>	<p>対応困難のため改善措置は行われていない。 プロポーザル方式等による運営法人の選定は、頻繁な交代が生じるため、市民との信頼関係を維持する上で望ましくないとする理由には一定の合理性があり、改善措置が行われていないこともやむを得ないと判断する。 ただし、地域包括支援センタ</p>

平成 27 年度包括外部監査における指摘事項	左記に対する措置内容	外部監査人の見解
	<p>これまで以上に地域包括支援センターの重要性が高まっている状況にある。地方自治体において随意契約が例外的な契約手法であることは認識しているが、このような状況があるなか、プロポーザル方式等の手法で地域包括支援センターの運営事業者を選定することは、その変更により、これまで培ってきた信頼関係が崩れる可能性もあることから、現実的ではないと考える。</p>	<p>一の機能の安定性、確実性の維持のためには、事業実績の評価と併せ、各運営法人の財務の安全性等の定期的な検討が望まれる。</p> <p>また、各圏域における新規参入希望事業者の有無については、常に注視しておくべきである。</p>

(出所：監査人作成)

(3) 監査の結果及び意見

① 随意契約に関する承認に係る議事録の作成保存【結果 9】

社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会における各地域包括支援センターの運営状況の確認及び現運営法人との委託契約継続に係る承認の状況を確認したところ、口頭で説明はしているものの、運営状況の確認と併せて、同一法人との次年度の契約につき承認を得た旨、議事録に記載されていなかった。運営法人の選定について、毎年度の分科会にて正式に承認を受けたことが分かるよう、議事録に明記し、記録保存すべきである。

高槻市では、地域包括支援センターについて、毎年、随意契約の方法により、単年度の包括的支援事業等委託契約を締結している。随意契約は、地方自治法上、地方公共団体の契約締結方法は原則として一般競争入札によるところ、一定の要件を充たす場合にのみ例外的に許容されるものであり、本委託契約について随意契約とする根拠である地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号では、「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」とされている。また、令和 6 年度の委託契約の締結に関する起案文書において、随意契約の理由は、「地域包括支援センターの設置・運営については『地域包括支援センター運営協議会の議を経なければならない』（厚生労働省通知「地域包括支援センターの設置運営について」令和 7 年 7 月 17 日最終改正）とされており、（中略）過去の地域包括支援センター運営協議会で設置を承認され、その運営状況についても、高齢者福祉専門分科会で適宜確認しているとともに、本分科会で、引き続き包括支援センターの運営法人と委託契約を継続することの承認を得ているため。」と記載されている。

この点、高槻市では、平成 27 年度の包括外部監査において、毎年度の分科会での適正な運営がなされていることの確認を根拠に、引き続き同一法人へ運営委託することについても承認が得られたものとみなして随意契約をしていたことについて、次年度も同一法人に運営委託すること（運営法人の選定）は分科会の議題ではないため、結果的に、随意契約とする理由が存在していたとは判断しがたく、運営法人の選定につき明確に承認を受ける必要がある旨が指摘され、平成 29 年度の契約以降、同一法人との随意契約についても分科会にて承認を受けるよう、改善措置が行われた経緯がある。

しかしながら、令和 6 年度の委託契約に関する令和 5 年度の分科会での承認状況を確認したところ、現在の運営法人と次年度も引き続き随意契約を行うことに関する承認は、議題、議事録のいずれにおいても確認することができなかった。この点、福祉相談支援課は、令和 5 年度第 5 回の分科会（令和 6 年 2 月 26 日）において、地域包括支援センターの運営状況の報告の際、「12 の地域包括支援センターに引き続き運営についてお願いしたいと考えている」旨、口頭で説明はしているものの、運営状況の確認と併せて「同一法人と次年度も契約することにつき承認を得た旨、議事録には記載していない状況であった。運営法人の選定について、毎年度の分科会にて正式に承認を受けたことが分かるよう、議事録に明記し、記録保存すべきである。

② 委託料の積算根拠の確認と定期的な検討【意見 30】

地域包括支援センターの運営に係る委託料について、専門職 3 職種以外の人件費及び事務経費に係る金額は、センター設置以降現在まで変更されておらず、設定当時の算定根拠も残されていない。事業を安定して継続するためには、物価や賃金の変動等の影響を踏まえ、委託料に適切に反映する必要がある、その根拠を改めて整理するとともに、見直しの必要性を定期的に検討すべきである。

地域包括支援センターの運営に係る委託料は、その予定価格の積算上、【図表 172】のとおり、人件費と事務経費で構成され、各センターから提示される見積額が当該予定価格と同額であるため、当該金額にて契約している。

【図表 172】委託料の令和 6 年度の予定価格の内訳

	金額
人件費	
専門職 3 職種（1 名当たり）	5,000
ケアマネジャー（1 名当たり）	2,000
業務補助員（1 名当たり）	1,500
事務経費	1,500

（出所：市提出資料により監査人作成）

令和6年度の委託料について予定価格の積算根拠を確認したところ、専門職3職種に係る人件費については、令和5年度に、近隣市の人件費の動向を調査の上で金額を見直しているが、ケアマネジャーと業務補助員の人件費及び事務経費については検討されていなかった。専門職3職種の人件費以外の額は、地域包括支援センターを設置した平成18年度以降現在まで変更されておらず、設定当時の算定根拠も残されていない。

事業を安定して継続するためには、物価や賃金の変動等の影響を踏まえ、委託料に適切に反映する必要がある、その根拠を改めて整理するとともに、見直しの必要性を定期的に検討すべきである。

29. 認知症総合対策事業（福祉相談支援課）

(1) 事業の概要

① 事業内容

認知症総合対策事業は、介護保険法、及び共生社会の実現を推進するための認知症基本法による「認知症の当事者を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支えあいながら共生する活力ある社会の実現を推進すること」を目的として、認知症サポーター養成や、地域包括支援センターへの認知症地域支援推進員の配置、認知症初期集中支援チームの活用等、認知症になっても安心して暮らせる地域づくりのための各種事業を行う事業である。認知症総合対策事業における各種サービス等の内容を整理すると、【図表173】のとおりである。

【図表 173】 認知症総合対策事業における令和6年度の主なサービス等の内容

サービス等名	認知症地域支援推進員	認知症初期集中支援チーム	行方不明高齢者家族支援サービス
内容	認知症地域支援推進員を配置し、認知症疾患医療センター（新阿武山病院）等と連携を図りながら、相談・支援を行っている。 地域包括支援センター2か所（高槻北、五領・上牧）の運営法人への委託業務により実施している。 委託料：1法人当たり6,500千円	医療・介護の専門職で構成される認知症初期集中支援チームを設置し、40歳以上で、自宅で生活している人で認知症の診断がない人、又は診断を受けているが継続的なサービスを受けられていない人に対し、受診勧奨やサービス利用等についての支援を行っている。 医療機関（認知症疾患医療センター）への委託業務により実施している。 委託料：9,900千円	認知症高齢者が行方不明となった場合、位置検索システム(GPS)を利用し、家族が早期に居場所を特定することにより、高齢者の安全の確保と介護者の負担軽減を図る。 民間事業会社への委託業務により実施しており、端末代金や利用料は高槻市が負担し、通信料等は実費にて利用者が負担する。 令和6年度末現在利用者数：54名 委託料：764千円

サービス等名	行方不明高齢者 SOS ネットワーク	見守り安心ネットワーク シール	認知症サポーター養成講座
内容	認知症高齢者等が行方不明となった場合に備えて、情報を事前登録し、行方不明時には協力機関に FAX 送による情報提供を行う。利用料は無料である。	認知症高齢者等が行方不明となった場合に備えて、行方不明高齢者 SOS ネットワークに登録している人を対象に、二次元コード付のシールを配布し、そのコードを携帯電話で読み込むと連絡先が表示され、保護された後のスムーズな身元確認を行う。利用料は無料である。	市町村の主催する養成研修を受講したキャラバン・メイトが講師となり、認知症について正しく理解し、当事者やその家族に対し温かく見守る応援者である「認知症サポーター」の養成講座を開催する。

(出所：市提出資料及び「高齢者暮らしに生かそう サービスガイド (令和 6 年 6 月版)」により監査人作成)

② 事業費の推移及び主な内訳

認知症総合対策事業の過去 3 年間の事業費の推移及び令和 6 年度における事業費の主な内訳は、【図表 174】のとおりである。

【図表 174】事業費の推移及び主な内訳（認知症総合対策事業）

<事業費の推移>			
(介護保険特別会計)	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
当初予算額 (千円)	26,081	26,929	26,859
決算額 (千円)	23,642	24,046	24,355
<事業費の内訳 (令和 6 年度決算)>			
節	金額 (千円)	主な内容	
報償費	81	報償金	
旅費	14		
需用費	337	消耗品費、印刷製本費	
役務費	77		
委託料	23,664	【図表 173】参照	
備品購入費	61		
負担金補助及び交付金	121	負担金	
合計	24,355		

(出所：市提出資料により監査人作成)

③ 事業の成果（目標と実績の比較）

認知症総合対策事業について、令和 5 年度及び令和 6 年度における事業の成果は、【図表 175】のとおりである。

【図表 175】 事業の成果（認知症総合対策事業）

	令和 5 年度実績	令和 6 年度目標	令和 6 年度実績
認知症地域支援推進員による 安心声かけ運動実施回数	1 回	2 回	1 回
行方不明高齢者 SOS ネットワーク 協力機関数	189 か所	200 か所	189 か所
見守り安心ネットワークシール 配布人数	770 人	400 人	840 人
認知症サポーター 延べ養成人数	30,095 人	31,500 人	31,340 人

(出所：「高槻市高齢者福祉計画・介護保険事業計画 令和 6 年度 進捗状況」により監査人作成)

(2) 監査の結果及び意見

① 委託契約における個人情報保護に関する誓約書の未入手【結果 10】

認知症地域支援推進員等設置事業委託契約について、特段の理由なく、個人情報取扱特記事項で定める受託先からの誓約書を入手していなかった。契約手続を適切に実施し、書類の入手を徹底する必要がある。

認知症地域支援推進員等設置事業は、市内 2 か所の地域包括支援センターの運営法人に委託し、推進員を配置している。当該委託業務に係る契約書を構成する個人情報取扱特記事項第 7 において、「乙（運営法人）は、従事者から個人情報の保護に関する誓約書を徴取し、その写しを甲（高槻市）に提出しなければならない。ただし、委託内容の性質上、甲が誓約書の写しの提出を不要と判断したときは、この限りでない。」と規定されている。

しかし、本委託業務について、いずれの運営法人からも、特段の理由なく、誓約書を入手していなかった。契約手続を適切に実施し、書類の入手を徹底する必要がある。

なお、本契約は、事業の性質上、地域包括支援センターの運営法人に委託して行うものであることから、地域包括支援事業等委託契約において誓約書を徴している場合には、個人情報取扱特記事項第 7 のただし書により、入手を省略することも考えられるため、併せて検討されたい。

② 行方不明高齢者家族支援サービス事業の在り方に関する継続的な検討【意見 31】

随意契約により行方不明高齢者家族支援サービス事業を委託する理由である初期費用の負担については、現在まで継続すると判断する根拠に乏しく、また事業者の変更が認知症高齢者の混乱を招く可能性については理解できるものの、当対象者本人が無意識に携行できる仕組みの方が有効とも考えられる。事業の方向性については、新規の事業者やサービスの状況を注視し、市民のニーズを踏まえて継続的に検討することが望ましい。

行方不明高齢者家族支援サービス事業の委託契約は、平成 19 年度の事業開始以来、同一の民間事業者との随意契約を継続している。その理由について、令和 6 年度の委託契約の締結に関する起案文書では、「本事業については、業者変更することによって機器の形態や使い方が変わると本事業対象者である認知症高齢者の混乱を招く事が想定される。よって、同事業者に継続して委託することが妥当と考えられる。また、導入の際に一定の初期費用がかかっており、現在の事業者は、同様の事業で全国的に豊富な実績があり、また本事業の実施状況も良好である」とされている。

しかし、初期費用については、事業開始から相応の年数が経過しており、現事業者は GPS 端末の機能を用いたサービスを民間向けに幅広く展開していることから、随意契約を現在まで長く継続する理由とする根拠に乏しい。また、機器の形状や使用方法の変更が認知症高齢者の混乱を招く可能性については理解できるものの、当事業は対象者が外出時に機器を携帯していることが前提であるため、対象者本人がその都度持参するより、無意識に携行できる仕組みの方が有効とも考えられる。事業の方向性については、新規の事業者やサービスの状況を注視し、市民のニーズを踏まえて継続的に検討することが望ましい。

30. 配食サービス事業（福祉相談支援課）

(1) 事業の概要

① 事業内容

配食サービス事業は、調理が困難な在宅の高齢者及び重度の障がい者に対して、栄養のバランスのとれた食事を定期的に提供することで低栄養状態を改善するとともに、高齢者等の安否を確認し、健康状態に異常があった時は関係機関への連絡等を行うことにより、高齢者等が在宅において健康で自立した生活ができるよう支援する事業である。

本事業は地域支援事業のうち任意事業であり、高槻市では、「高槻市配食サービス事業実施要綱」及び「配食サービス事業業務マニュアル」を定め、特定非営利活動法人 4 法人、社会福祉法人 1 法人、株式会社 2 社の計 7 事業者（令和 7 年度は 6 事業者）へ委託して実施している。月曜日から土曜日のうち利用者が指定する曜日に夕食を自宅に配達し、委託料は、配食にかかる事務費及び安否確認サービスの対価として、1 食当たり 400 円を市が負担する。また、利用者は別途、食材費と調理費として 1 食当たり 510 円（令和 7 年度より 550 円）を負担し、配食事業者へ直接支払う。

配食サービス事業における過去 3 年間の利用状況の推移は、【図表 176】のとおりである。

【図表 176】配食サービス事業の配食数及び利用者数の推移

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
配食数	103,167 食	102,659 食	108,990 食
利用者数	593 人	627 人	868 人

（出所：市提出資料により監査人作成）

② 事業費の推移及び主な内訳

配食サービス事業の過去3年間の事業費の推移及び令和6年度における事業費の主な内訳は、【図表177】のとおりである。

【図表177】事業費の推移及び主な内訳（配食サービス事業）

＜事業費の推移＞			
（介護保険特別会計）	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額（千円）	42,138	56,143	47,305
決算額（千円）	38,249	41,145	43,752
＜事業費の内訳（令和6年度決算）＞			
節	金額（千円）	主な内容	
需用費	6	印刷製本費	
役務費	151		
委託料	43,594	配食事業者への委託料	
合計	43,752		

（注）配食サービスに係る事業費のうち障がい者に関する額は、一般会計に区分し計上されている。

（出所：市提出資料により監査人作成）

(2) 過去の包括外部監査における指摘事項に対する措置

平成27年度及び平成30年度包括外部監査における配食サービス事業についての指摘事項、措置内容及び外部監査人の見解は、【図表178】のとおりである。

【図表178】平成27年度及び平成30年度包括外部監査に対する措置（配食サービス事業）

平成27年度包括外部監査における指摘事項	左記に対する措置内容	外部監査人の見解
随意契約によることができるのか検討されたい （結果）	＜措置済（対応済）＞（注） 事業開始当時と比較すると現在は民間による様々な形態の食事提供サービスが増加している現状を鑑み、令和3年度より、3年に1回、新規参入事業者の公募を行っている。	左記のとおり対応されていることを確認し、改善措置は適切に行われているものと判断する。
市として利用者負担額の適正性を確認されたい （意見）	＜措置済（対応済）＞ 利用者負担とされている食材費及び調理費相当額について、昨今の物価高騰等の影響により、委託先以外の市内配食企業の価格調査結果も踏まえ、総務省が示す物価上	左記のとおり対応されていることを確認し、改善措置は適切に行われているものと判断する。

平成 27 年度包括外部監査における指摘事項	左記に対する措置内容	外部監査人の見解
	昇率の平均値を反映し、令和 7 年度に 510 円から 550 円への増額を行った。	
委託料の合理性を再検証されたい (意見)	<p><相違> 平成 30 年度の措置内容としては、委託料単価の再検証は不要とされている。 ただし、その後、昨今の物価高騰等の影響を踏まえ、令和 5 年度に 370 円から 400 円への委託料の増額を行った。</p>	平成 27 年度包括外部監査における意見は、当時の委託料単価 360 円は厚生労働省の示す参考単価 (650 円) をベースに算定したとのことだが、差額の根拠が不明につき、金額の合理性を改めて検証するよう求めるものであった。左記のとおり委託料の増額が行われたことを確認したが、委託料の積算内訳はあるものの、その根拠や算定方法は不明なままであり、合理性の検証が行われたとは言い難く、十分な改善措置が行われていないと判断する(「委託料積算内訳の算定方法の確認【意見 32】」参照)。
平成 30 年度包括外部監査における指摘事項	左記に対する措置内容	外部監査人の見解
新規事業者の参入機会の付与を検討し、参入を希望する事業者がなかった場合はその結果を記録し透明性及び競争性の観点からの問題がないことを明確にしておくことが望まれる。また、現在の契約事業者についても、事業実施に係る選定基準への適合性の積極的な確認を行った上で、今後の事業者の参入が見込まれるに至ったときには、見積合わせや競争入札という形をとることも検討すべきである。 (意見)	<p><措置済(対応済)> 令和 3 年度より、3 年に 1 回、新規参入事業者の公募を行っている。 また現在の契約事業所に対しても、安否確認を含めた運用を引続き適切に指導、指示を行っている。</p>	左記のとおり対応されていることを確認し、改善措置は適切に行われているものと判断する。

(注) 平成 27 年度包括外部監査における結果に対しては、平成 29 年度に見解の相違により改善措置は行わないものとされたが、平成 30 年度包括外部監査において同様の意見があったことから、検討の結果、令和 3 年度に改善措置がされたものである。

(出所：監査人作成)

(3) 監査の結果及び意見

① 委託料積算内訳の算定方法の確認【意見 32】

委託料の額は、近年見直しがされているが、積算内訳の算定方法が不明な状態で変動率を反映したものとなっている。事業を安定して継続するためには、物価や賃金の変動等の影響を踏まえ、委託料に適切に反映する必要がある、その内訳の根拠を改めて整理すべきである。

配食サービス事業において高槻市が負担する委託料は、配食にかかる事務費及び安否確認サービス分の対価で構成され、事業者の公募時に金額が公表されている。委託料の積算内訳は、平成 18 年度時点の 1 食当たり 350 円について、人件費 78 円、安否確認の費用 31 円、ガソリン代 47 円、事務費 63 円、その他 130 円であることが判明しているが、各々の計算方法等の根拠は残されていない。その後、消費税増税による値上げを経て 370 円であった委託料単価は、令和 5 年度に、人件費相当額 78 円に平成 18 年度からの大阪府の最低賃金の増加率約 44%分を反映し、1 食当たり 400 円へ 30 円増額されたが、この際、各内訳の過去の算定方法の確認や実態調査等は行われていない。

このように、近年、委託料の見直しは行われているものの、積算内訳の算定方法が不明な状態で変動率を反映したものとなっている。配食サービス事業を安定して継続するためには、物価や賃金の変動等の影響を踏まえ、委託料に適切に反映する必要がある、その内訳の根拠を改めて整理すべきである。

② 事業の在り方に関する継続的な検討【意見 33】

配食サービス事業は、利用者が増加傾向にあり、安否確認についても一定の役割を果たしているが、新規事業者の公募を実施しても応募者がいない状況であり、サービスの継続に必要な配食事業者の安定的な確保が課題である。委託料単価の増額に加え、利用者数及び配食数の増により事業費が増加傾向にある中、事業の方向性については、他市の動向も注視し、市民のニーズを踏まえて継続的に検討することが望ましい。

配食サービス事業は、近年利用者数が増加傾向にあるとともに、当事業にて配食事業者が担う利用者の安否確認についても、令和 6 年度には所定の「配食安否確認等報告書」による高槻市への緊急報告事案が 11 件あり、一定の役割を果たしているといえる。

一方、民間による様々な形態の食事提供サービスが増加している中、令和 3 年度以降、3 年に 1 回新規事業者を公募しているが、過去 2 回のいずれも応募者がいない状況である。さらに、令和 6 年度末には、事業継続が困難との理由で、配食事業者 1 者との委託契約が終了した。これらの状況から、昨今の物価上昇や人手不足の影響等により、配食サービスの継続に必要な配食事業者の安定的な確保が課題と考えられる。

委託料単価の増額に加え、利用者数及び配食数の増により、配食サービス事業費が増加傾向にある中、近隣市では豊中市が令和5年度で同事業を終了した事例もある。高槻市においても、配食サービス事業の方向性については、他市の動向も注視し、市民のニーズを踏まえて継続的に検討することが望ましい。

3 1. 保健衛生総務管理事業（健康づくり推進課）

(1) 事業の概要

① 事業内容

保健衛生総務管理事業は、健康情報管理システム、公用車などの維持管理のほか、高槻市の健康増進計画・食育推進計画である「健康たかつき 21」の推進など、健康づくり推進課の運営・庶務に係る業務を行うものである。

② 高槻市立総合保健福祉センターの概要

健康づくり推進課及び健康医療政策課（保健センター）は、高槻市立総合保健福祉センター（以下「総合保健福祉センター」という。）内にある。総合保健福祉センターには、保健センターのほか、口腔保健センター、一般社団法人高槻市医師会、一般社団法人高槻市歯科医師会が入居している。

その概要は、【図表 179】のとおりである。

【図表 179】総合保健福祉センターの概要

所在地	高槻市城東町5番1号	
開設年月日	平成5年6月1日	
構造	鉄筋コンクリート造 地下2階地上3階建て	
敷地面積	2,386.46 m ²	
建築面積	1,459.40 m ²	
延床面積	1階	1,410.30 m ² （うち保健センター 796.77 m ² ）
	2階	1,286.66 m ² （うち保健センター 1,266.64 m ² ）
	3階	1,358.29 m ² （うち保健センター 392.22 m ² ）
	地下1階	1,452.07 m ² （うち保健センター 931.60 m ² ）
	地下2階	475.99 m ² （うち保健センター 292.76 m ² ）
	合計	5,983.31 m ² （うち保健センター 3,679.99 m ² ）
各階の主な用途	1階	・保健センター（事務室、会議室）
	2階	・保健センター（集団健（検）診ホール、レントゲン室、相談室、栄養指導実習室、会議室）
	3階	・口腔保健センター（診療室、刷掃指導室、機能訓練室） ・一般社団法人高槻市医師会（事務室） ・一般社団法人高槻市歯科医師会（事務室）
	地下1階	駐車場（49台収容：平面17台、立体32台）
	地下2階	設備機械室
竣工年月日	平成5年3月25日	
工事費	2,554,400,000円	

（出所：保健衛生事業概要書）

③ 事業費の推移及び主な内訳

保健衛生総務管理事業の過去3年間の事業費の推移及び令和6年度における事業費の主な内訳は、【図表180】のとおりである。

【図表180】事業費の推移及び主な内訳（保健衛生総務管理事業）

＜事業費の推移＞			
（一般会計）	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額（千円）	20,225	21,845	20,353
決算額（千円）	17,052	15,206	14,939
＜事業費の内訳（令和6年度決算）＞			
節	金額（千円）	主な内容	
報酬	4,987	会計年度任用職員報酬	
職員手当等	1,600	会計年度任用職員期末・勤勉手当	
共済費	939	会計年度任用職員社会保険	
旅費	34	会計年度任用職員通勤費	
需用費	394	消耗品費、修繕料（自動車点検料）	
役務費	408	通信運搬費、保険料	
委託料	3,876	健康情報管理システム改修・保守業務委託料	
使用料及び賃借料	305	自動車借上料、複合機の賃借料	
負担金補助及び交付金	2,395	保健センター管理費負担金	
合計	14,939		

（出所：市提出資料により監査人作成）

健康情報管理システムについては、運用管理、法改正対応及び機能改善等を行う「健康情報管理システム運用管理等保守業務」、令和6年度の税制改正等に伴う個人住民税賦課システムの大規模改修により、市民税マスタレイアウトに変更が生じるため、新たなレイアウトに合わせて市民税情報が連携できるようにシステム改修を行う「健康情報管理システム税制改正等に伴う市民税マスタレイアウト変更対応改修業務」及び健康情報管理システムの標準化に向けたBPR検討（成人健診及び保健指導）を行う「健康管理業務標準化に向けたBPR検討業務」を委託している。

これらの契約の概要は、【図表181】から【図表183】までのとおりである。

【図表181】健康情報管理システム運用管理等保守の概要

契約件名	健康情報管理システム運用管理等保守業務委託
委託先	株式会社両備システムズ
契約方法	随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）
契約金額	総額2,547,600円のうち、保健衛生総務管理事業分476,586円
契約期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日

（出所：市提出資料により監査人作成）

【図表 182】健康情報管理システム税制改正等に伴う市民税マスタレイアウト変更対応改修の概要

契約件名	健康情報管理システム税制改正等に伴う市民税マスタレイアウト変更対応改修業務委託
委託先	株式会社両備システムズ
契約方法	随意契約（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号）
契約金額	297,000 円
契約期間	令和 6 年 4 月 1 日から令和 6 年 6 月 30 日

（出所：市提出資料により監査人作成）

【図表 183】健康管理業務標準化に向けた BPR 検討の概要

契約件名	健康管理システム健康管理業務標準化に向けた BPR 検討業務委託
委託先	株式会社両備システムズ
契約方法	随意契約（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号）
契約金額	3,102,000 円
契約期間	令和 6 年 8 月 29 日から令和 7 年 2 月 28 日

（出所：市提出資料により監査人作成）

また、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき、原則、令和 7 年度までに標準準拠システムへの移行を目指すこととされているため、健康づくり推進課では、令和 7 年度中に移行することを目標に、DX 戦略室やベンダー等と情報共有を図りながら移行作業を進めている。

(2) 監査の結果及び意見

① 業務委託におけるスケジュール管理表提出時期の明示【意見 34】

健康管理業務標準化に向けた BPR 検討業務委託におけるスケジュール管理表は業務開始時に提出させるべきであるところ、仕様書に定めがないために、業務開始約 2 か月後に提出されていた。仕様書に業務開始時における提出項目を明示し、スケジュール管理表を業務開始時に提出させる必要がある。

健康管理業務標準化に向けた BPR 検討業務委託において、スケジュール管理表が令和 6 年 10 月 25 日に提出されている。当該業務委託の履行期間は令和 6 年 8 月 29 日から令和 7 年 2 月 28 日までであるから、スケジュール管理表の提出が業務開始から約 2 か月経過した時点でなされていることとなる。

通常、業務委託の履行開始に当たっては、適正な履行を担保するために、実施計画書や業務工程表といった履行スケジュールに係る書類の提出を早期に求めるべきであると考えられる。例えば、高槻市のホームページに契約書標準様式として示されている建築設計業務等委託契約書様式（令和 6 年 8 月 1 日改正）においては、契約締結後 14 日以内に業務工程表を提出しなければならないとされている。

【建設業務等委託契約書様式（令和6年8月1日改正）（抜粋）】

（業務工程表の提出）

第3条 受注者は、この契約締結後14日以内に設計仕様書に基づいて業務工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。

スケジュール管理表の提出が遅くなった要因として、仕様書に業務開始時における提出項目が示されていないことが挙げられる。仕様書上、スケジュール管理表については、成果物としての提出を求めているのみである。

したがって、適正な履行を担保するために、仕様書に業務開始時における提出項目を明示し、スケジュール管理表を業務開始時に提出させる必要がある。

3.2. 健康づくり事業（健康づくり推進課）

(1) 事業の概要

① 事業内容

健康づくり事業は、市民が健康に安心して暮らすことができるよう、市民の自主的な健康づくりの取組に向けた支援を行うとともに、市民が健康づくりに係る活動を円滑に推進できる環境を整備するものである。

具体的には、健康づくりの推進のため、健康だよりの作成・配布、健康・食育フェアの開催などを実施するほか、健康に関する情報の啓発・広報業務などを行っている。

また、地域における健康づくり活動の核となる健康づくり推進リーダーを育成するとともに、各種健（検）診の受診勧奨及び地域住民の健康の保持管理について、地区コミュニティの協力を得ることにより、地域に密着した健康づくりを推進するなど、健康づくりを支える環境整備を行っている。

事業の成果として、健康だよりの発行部数が168,900部（全戸配布）、健康づくり推進事業実施地区コミュニティ数が31地区（全地区）の実績となっている。

② 事業費の推移及び主な内訳

健康づくり事業の過去3年間の事業費の推移及び令和6年度における事業費の主な内訳は、【図表184】のとおりである。

【図表 184】 事業費の推移及び主な内訳（健康づくり事業）

＜事業費の推移＞			
（一般会計）	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
当初予算額（千円）	17,837	18,088	20,851
決算額（千円）	16,415	15,789	18,522
＜事業費の内訳（令和 6 年度決算）＞			
節	金額（千円）	主な内容	
報償費	66	講師謝礼	
需用費	0	食糧費	
役務費	66	通信運搬費	
委託料	18,390	健康づくり事業等委託料、健康づくり推進業務委託料（地区コミュニティ）	
合計	18,522		

（出所：市提出資料により監査人作成）

また、健康づくり事業等委託及び健康づくり推進業務委託（地区コミュニティ）の概要は、【図表 185】及び【図表 186】のとおりである。

【図表 185】 健康づくり事業等委託の概要

契約件名	健康づくり事業等委託
委託先	社会福祉法人高槻市社会福祉協議会
契約方法	随意契約（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号）
契約金額	総額 18,523,000 円 うち、健康づくり推進課分 18,498,000 円
決算額	総額 16,521,732 円 うち、健康づくり推進課分 16,498,797 円
契約期間	令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日

（出所：市提出資料により監査人作成）

【図表 186】 健康づくり推進業務委託の概要

契約件名	令和 6 年度健康づくり推進業務委託
委託先	大冠北自治連合会ほか 30 地区コミュニティ
契約方法	随意契約（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号）
契約金額	31 地区合計 2,094,337 円
決算額	31 地区合計 1,859,571 円
契約期間	令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日

（出所：市提出資料により監査人作成）

(2) 監査の結果及び意見

① 仕様書への業務内容詳細の明示【意見 35】

健康づくり事業等委託の仕様書に、健康・食育フェア及び健康たかつき 21 シンポジウムの開催日時等の詳細や健康だよりの作成・配付部数等の詳細が明示されていない。仕様内容について疑義が生じることのないよう、業務内容の詳細について仕様書に明示する必要がある。

健康づくり事業等委託契約は、健康だよりの作成・配布、健康・食育フェアの開催などを実施する「健康づくり事業」、健康に関する情報の啓発・広報業務や健診受付事務などを行う「健康診査推進事業」及び「母子保健事業（子ども保健課）」からなっている。

このうち「健康づくり事業」の業務内容は、仕様書において次のとおり示されているが、その詳細は明らかではない。

【健康づくり事業仕様書（抜粋）】

4 業務内容

(2) 健康づくり事業の推進

① 健康・食育フェア及び健康たかつき 21 シンポジウムの開催

健康づくり事業として、「健康・食育フェア」及び「健康たかつき 21 シンポジウム」を合同開催する。

② 健康だよりの作成・配付

市内全域を対象として、市主催の保健事業の予定及び健康についての各種情報を掲載した健康だよりを作成し、市内の世帯に配布する。

③ その他健康づくりに関すること

例えば、健康・食育フェア及び健康たかつき 21 シンポジウムの開催については、開催日時や開催場所、開催規模等の詳細が示されていない。また、台風等荒天時の対応等についても明らかにされていない。健康だよりの作成・配付については、健康だよりの紙質やページ数等の仕様のほか、作成・配布部数、配布方法等の詳細が示されていない。

当該事業は随意契約により市社協が継続的に実施してきており、業務内容については熟知しているといえる。そのため、仕様書に詳細を示さずとも、委託事業の遂行に支障は生じていないものと推察する。

しかし、当該委託業務を市社協以外の者が実施する可能性もあるが、その場合、業務内容の詳細を可能な限り明らかにしておかないと、金額の見積りも不可能であるし、事業遂行上、疑義が生じた場合に、高槻市との協議が難航するおそれもある。このことは、今後も市社協が当該委託業務を担うとしても同様である。

したがって、健康づくり事業について、所管課は業務内容の詳細を仕様書に明示する必要がある。

3.3. 健康診査事業（健康づくり推進課）

(1) 事業の概要

① 事業内容

健康診査事業は、市民が健康に安心して暮らすことができるよう、市民が自らの健康状態を知り、疾病の早期発見・治療につなぐことができる環境を整備するものである。

具体的には、市民が自らの健康状態を把握し、疾病の早期発見・治療につなげるため、各種健診（健康診査、追加健診、骨の健康度測定、肝炎ウイルス検診、歯科健診、訪問歯科健診）を実施しており、対象者及び令和6年度における受診者数は【図表187】のとおりである。

【図表187】各種健診の対象者及び受診者数（健康診査事業）

健診名	対象者	受診者数
健康診査	30歳代の市民及び保険証等を持っていない40歳以上の生活保護を受給している市民	1,020人
追加健診	40歳以上の市民 ※特定健診に一部項目を追加	35,092人
骨の健康度測定	40歳以上の市民	2,327人
肝炎ウイルス検診	40歳以上で一定の条件に該当する市民	1,461人
歯科健診	18歳以上の市民（妊産婦は18歳未満も対象）	3,503人
訪問歯科健診	15歳以上で通院することが困難な市民（一定条件あり）	7人

（出所：市提出資料により監査人作成）

② 事業費の推移及び主な内訳

健康診査事業の過去3年間の事業費の推移及び令和6年度における事業費の主な内訳は、【図表188】のとおりである。

【図表188】事業費の推移及び主な内訳（健康診査事業）

<事業費の推移>			
(一般会計)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額(千円)	144,756	151,914	154,537
決算額(千円)	133,043	137,198	136,734
<事業費の内訳(令和6年度決算)>			
節	金額(千円)	主な内容	
報酬	2,116	会計年度任用職員報酬	
旅費	116	会計年度任用職員通勤費	
需用費	462	消耗品費、印刷製本費	
役務費	585	通信運搬費、広告料、手数料	
委託料	133,129	健康診査等委託料	
扶助費	3	肝炎ウイルス検診扶助費	
償還金利子及び割引料	324	健康増進事業費補助金の精算	
合計	136,734		

（出所：市提出資料により監査人作成）

また、健康診査等委託の概要は、【図表 189】のとおりである。

【図表 189】健康診査等委託の概要

契約件名	高槻市個別特定健診等業務
委託先	一般社団法人高槻市医師会 ほか 6 医療法人
契約方法	随意契約（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号）
契約金額	単価契約（健康診査 1 件当たり 10,186 円ほか）
決算額	総額 197,362,703 円 うち、健康診査事業分 85,857,760 円
契約期間	令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日

（出所：市提出資料により監査人作成）

(2) 過去の包括外部監査における指摘事項に対する措置

平成 30 年度包括外部監査における健康診査事業（成人保健事業における各健（検）診等業務）についての指摘事項、措置内容及び外部監査人の見解は、【図表 190】のとおりである。

【図表 190】平成 30 年度包括外部監査に対する措置

（成人保健事業における各健（検）診等業務）

平成 30 年度包括外部監査における指摘事項	左記に対する措置内容	外部監査人の見解
各健（検）診データの一元的な管理が可能となる新たなパッケージシステムの導入に向けて、現実的な検討を開始することが望ましい。（意見）	＜措置済（対応済）＞ 現行のパッケージシステム（特定健診・特定保健指導のシステム）及びホストコンピュータ（がん検診等成人保健のシステム）で管理する情報（対象者、健（検）診結果データ等）の一元化及び抽出・集計等の機能改善・向上を図るための総合的なパッケージシステムを令和元年度中に構築し、稼働予定である。	左記の対応により新たな健康情報管理システムが令和 2 年 4 月から稼働していることを確認し、改善措置は適切に行われているものと判断する。

（出所：監査人作成）

以 上